

宇治市歴史的風致維持向上計画 (第2期) (最終案)

令和5年3月
宇治市

目 次

序章 計画策定の目的及び経緯

- 1. 計画策定の目的
- 2. 計画期間
- 3. 計画策定の体制
- 4. 計画策定の経緯

第1章 宇治市の歴史的風致形成の背景

- 1. 自然的環境
- 2. 社会的環境
- 3. 歴史的環境
- 4. 文化財等の分布状況

第2章 宇治市の維持向上すべき歴史的風致

- 1. 遊覧と参詣 宇治川河畔の歴史的風致
- 2. 茶どころ宇治の歴史的風致
- 3. 宇治に伝わる祭礼の歴史的風致

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

- 1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題
- 2. 既存計画（上位・関連計画）
- 3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針
- 4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

第4章 重点区域の位置及び区域

- 1. 重点区域の位置及び区域
- 2. 重点区域の設定の効果
- 3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

- 1. 市全体に関する事項
- 2. 重点区域に関する事項

第6章 歴史的風致の維持向上に必要な事項

- 1. 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方
- 2. 歴史的風致の維持向上に資する事業

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

- 1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的考え方
- 2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針

卷末資料

序章 計画策定の目的及び経緯

I. 計画策定の目的

宇治市は、平安遷都以来 1,200 年の歴史・文化を育む京都の南に隣接し、古都奈良との中間に位置する。また本市の中央には、琵琶湖を源とし大阪湾へと注ぐ淀川の上流、宇治川が流れ、渓谷から平野へと移ろう山紫水明の地である。

この場所性に優れた本市は、四季折々の表情豊かな自然や多くの歴史・文化遺産に恵まれるとともに、宇治の地に魅せられて訪れる人々の往来、宇治茶の生産と茶に関わる様々な文化活動、そして伝統的な祭礼行事が継承され、宇治らしい趣のある歴史的風致を形成している。

これまで本市では、世界遺産である平等院や宇治上神社などの歴史・文化遺産と、平安時代をテーマとした源氏物語のまちとして、まちづくりに取り組んできた。こうした中、平安時代に藤原氏によって形成された街区を今に伝え、宇治茶の生産から販売までの一連の生業景観が豊かに継承される宇治の文化的景観が、平成 21 年（2009）2 月に都市景観として初めて重要文化的景観に選定された。また重要文化的景観選定地に隣接する場所で、宇治茶を好んだ豊臣秀吉が築堤した太閤堤の遺跡が、400 年前の当時の姿で発見され、この宇治川太閤堤跡が平成 21 年（2009）7 月に国の史跡に指定された。本市ではこれらを契機に「源氏物語のまち」に「太閤秀吉とお茶のまち」を新たなまちづくりのテーマに加え、歴史・文化を見つめる新たな一步を踏み出した。

これらの背景を受けて、本市では平成 20 年（2008）11 月に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき、宇治市歴史的風致維持向上計画（以下、第 1 期計画とする。）を策定し、平成 24 年（2012）3 月に国の認定を受け、第 1 期計画に基づいた様々な事業を実施してきた。

第 1 期計画においては、お茶と宇治のまち歴史公園の整備（情報発信・観光交流施設整備、史跡整備）や重要文化的景観保存事業などを行い、まちづくり活動の活性化や宇治茶ブランドの価値の向上、探究的な学習の充実といった成果が得られた。

しかし、第 1 期計画で整備した施設を活かしたソフト事業の展開や未指定文化財等の保護、伝統文化の保存・継承に向けた後継者の育成などの課題が残されている状況である。

宇治市固有の「歴史的風致」を守り育て、未来へと引き継ぐためには、引き続き歴史的風致の維持及び向上に向けた取り組みを進めていく必要があることから、宇治市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）（以下、第 2 期計画とする。）を策定する。

2. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度（2023）から令和14年度（2032）までの10年間とする。

宇治市の歴史的風致維持向上計画の計画期間

第1期計画 H24～R4(11年間)	第2期計画 R5～R14年度(10年間)									
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
→	→									
進捗評価(毎年度)	進捗評価(毎年度)									
H30：中間評価 R4：最終評価					中間 評価					最終 評価

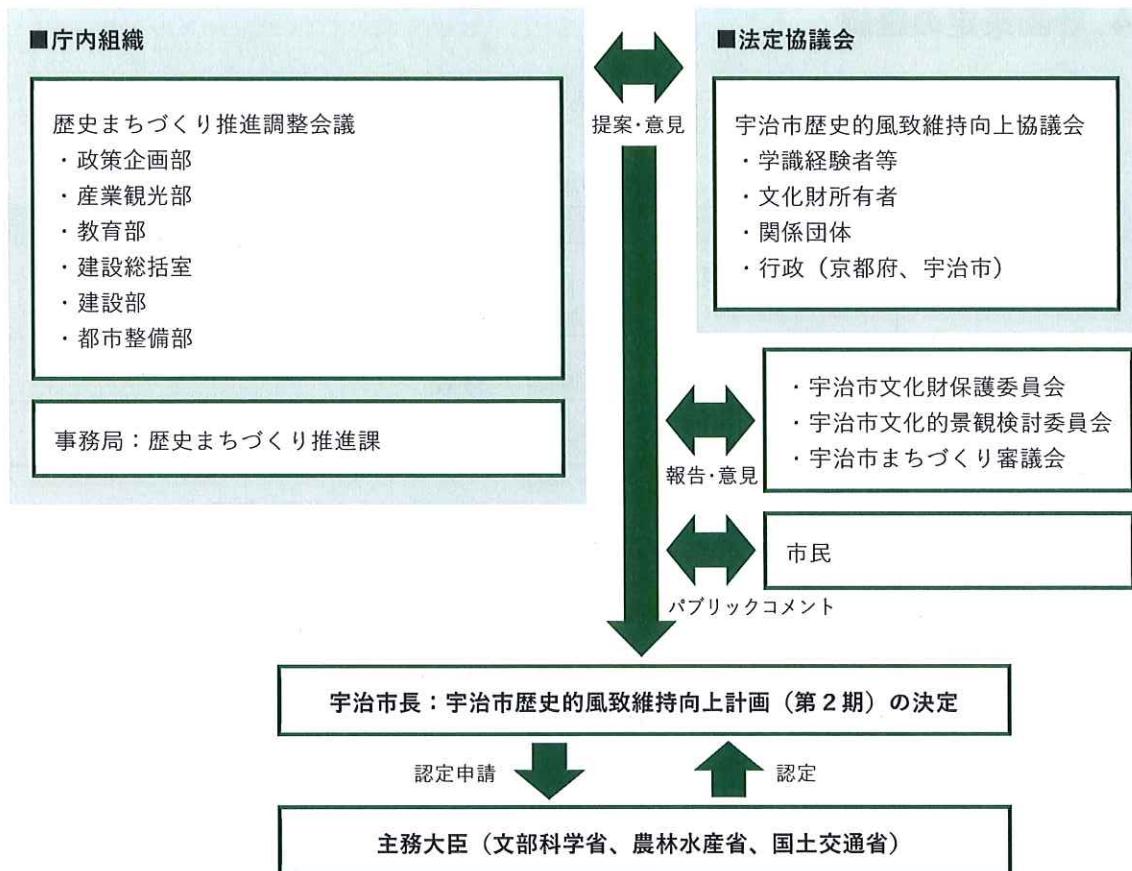
3. 計画策定の体制

第1期計画では、素案の作成にあたり、市民や有識者等の意見を聞くために、「歴史まちづくりワークショップ」の開催や「歴史的風致維持向上計画検討委員会」を設置して検討を進めた。また、関係課12課による計画検討庁内ワーキングを開催し、本計画の内容協議や関連事業の情報収集・調整等を行った。素案の作成後は、市民意見募集(パブリックコメント)の結果や関係委員会等の意見を伺い詳細な検討を進め、法定協議会「歴史的風致維持向上協議会」の開催を経て第1期計画を作成した。

第2期計画では、事務局である歴史まちづくり推進課が庁内の関係部署に対して意見照会を行って、計画案を検討・作成し、法定協議会「歴史的風致維持向上協議会」での意見聴取を実施するとともに、市民意見募集(パブリックコメント)や関係委員会等の意見聴取も行い、第2期計画を作成した。



歴史的風致維持向上協議会の様子



図序-1 第2期計画策定の体制

表序-1 歴史的風致維持向上協議会 委員一覧（令和5年(2023)3月現在）

分類	所属・氏名		備考
学識経験者等	京都文教大学総合社会学部教授	森 正美	会長
	京都芸術大学芸術学部教授 宇治市文化的景観検討委員会	仲 隆裕	副会長
	京都工芸繊維大学デザイン・建築学系教授 宇治市文化的景観検討委員会	清水 重敦	
	京都大学大学院工学研究科准教授	山口 敬太	
	佛徳山興聖寺 副住職	吉川 圓良	
関係団体	大幣座	田原 康男	
	宇治市茶生産組合	辻 四一郎	
	宇治商工会議所	長谷川 理生也	
	公益社団法人宇治市観光協会	多田 重光	
	一般財団法人宇治市文化財愛護協会	吉水 利明	
京都府	教育庁指導部文化財保護課長		
	山城広域振興局農林商工部長		
	山城北土木事務所長		
宇治市	産業観光部長		
	建設部長		
	教育部長		
	都市整備部長		

4. 計画策定の経緯

本計画の策定（変更）経過は以下の通りである。

表序-2 計画策定の経緯（第1期計画）

実施期日	種別	検討事項等
平成 21 年 12 月 19 日	第1回歴史まちづくりワークショップ	【内 容】全体説明、自己紹介、課題の抽出、まちあるきルートの確認 【参加者】 35 名
平成 22 年 1 月 30 日	第2回歴史まちづくりワークショップ	【内 容】まちあるき、結果の整理、発表 【参加者】 33 名
平成 22 年 2 月 27 日	第3回歴史まちづくりワークショップ	【内 容】課題解決方策の検討、発表 【参加者】 28 名
平成 22 年 3 月 19 日	第1回 府内ワーキング	【内 容】 ○宇治市歴史的風致維持向上計画の概要 ○宇治茶と歴史・文化の香るまちづくり構想の実現に向けて
平成 22 年 3 月 25 日	第1回 歴史的風致維持向上 計画検討委員会	【内 容】 ○歴史的風致維持向上計画策定の背景 ・計画策定の目的、経緯 ・実施・推進体制 ○宇治の歴史的風致について
平成 22 年 6 月 24 日	第2回 歴史的風致維持向上 計画検討委員会	【内 容】 ○歴史まちづくりワークショップの結果報告 ○宇治の歴史的風致の概要
平成 22 年 9 月 28 日	第2回 府内ワーキング	【内 容】 ○「まちづくり構想」と「歴史まちづくり法」の概要 ○宇治市歴史的風致維持向上計画（素案） ○策定までの流れ
平成 22 年 10 月 19 日	第3回 歴史的風致維持向上 計画検討委員会	【内 容】 ○宇治市の維持向上すべき歴史的風致について ○歴史的風致の維持及び向上に関する意義と方針
平成 23 年 1 月 20 日	第3回 府内ワーキング	【内 容】 ○重点区域について ○歴史的風致の維持及び向上のための必要な事項について ○新たな拠点の整備について
平成 23 年 1 月 26 日	第4回 歴史的風致維持向上 計画検討委員会	【内 容】 ○重点区域について ○歴史的風致の維持及び向上のための必要な事項について ○新たな拠点の整備について
平成 23 年 7 月 7 日	第5回 歴史的風致維持向上 計画検討委員会	【内 容】 ○重点区域について ○文化財の保存又は活用に関する事項について ○必要な事業について
平成 23 年 7 月 21 日	第4回 府内ワーキング	【内 容】 ○宇治市歴史的風致維持向上計画（素案）について ○検討すべき事業について
平成 23 年 8 月 9 日	第6回 歴史的風致維持向上 計画検討委員会	【内 容】 ○宇治市歴史的風致維持向上計画（素案）について ○市民意見募集（パブリックコメント）について
平成 23 年 9 月 15 日 ～ 平成 23 年 10 月 14 日	市民意見募集 (パブリックコメント)	【内 容】 ○宇治市歴史的風致維持向上計画（素案）について 【意見提出】 12名 28件
平成 23 年 11 月 22 日	第1回 歴史まちづくり推進 調整会議	【内 容】 ○宇治市歴史的風致維持向上計画（初案）について

実施期日	種 別	検討事項等
平成 23 年 11 月 30 日	平成 23 年度 第 1 回歴史的風致維持向上協議会（法定協議会）	【内 容】 ○宇治市歴史的風致維持向上計画（初案）について
平成 24 年 1 月 25 日		○文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣に対し、宇治市歴史的風致維持向上計画の認定申請
平成 24 年 3 月 5 日		○宇治市歴史的風致維持向上計画の認定
平成 24 年 5 月 8 日	平成 24 年度 第 1 回歴史まちづくり推進調整会議	【内 容】 ○宇治市歴史的風致維持向上計画の認定についての報告
平成 24 年 5 月 15 日	平成 24 年度 第 1 回歴史的風致維持向上協議会（法定協議会）	【内 容】 ○宇治市歴史的風致維持向上計画の認定についての報告 ○計画変更に関する事業予定について
平成 24 年 11 月 27 日	平成 24 年度 第 2 回歴史まちづくり推進調整会議	【内 容】 ○宇治市歴史的風致維持向上計画の変更について
平成 24 年 12 月 4 日	平成 24 年度 第 2 回歴史的風致維持向上協議会（法定協議会）	【内 容】 ○宇治市歴史的風致維持向上計画の変更について意見聴取
平成 25 年 3 月 22 日		○文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣に対し、宇治市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請
平成 25 年 3 月 29 日		○宇治市歴史的風致維持向上計画の変更認定
平成 25 年 5 月 29 日	平成 25 年度 第 1 回歴史まちづくり推進調整会議	【内 容】 ○計画の変更認定について ○今年度の取組について
平成 25 年 5 月 31 日	平成 25 年度 第 1 回歴史的風致維持向上協議会（法定協議会）	【内 容】 ○（仮称）宇治川太閤堤跡歴史公園の整備計画（素案）の概要について ○協議会の専門部会の設置について ○新規事業の追加の取組状況について ○平成 24 年度進行管理・評価シートの公表について
平成 25 年 10 月 1 日	平成 25 年度 第 2 回歴史まちづくり推進調整会議	【内 容】 ○（仮称）宇治川太閤堤跡歴史公園の整備計画（案）について ○平成 25 年度進行管理・評価シートについて
平成 25 年 10 月 8 日	平成 25 年度 第 2 回歴史的風致維持向上協議会（法定協議会）	○宇治市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更届出
平成 26 年 2 月 7 日	平成 25 年度 第 3 回歴史まちづくり推進調整会議	【内 容】 ○（仮称）宇治川太閤堤跡歴史公園の整備計画（案）について ○平成 25 年度進行管理・評価シートについて
平成 26 年 2 月 19 日	平成 25 年度 第 3 回歴史的風致維持向上協議会（法定協議会）	○宇治市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更届出
平成 26 年 3 月 19 日		【内 容】 ○歴史的風致維持向上計画の変更について ○歴史的風致維持向上計画の進捗評価について ○歴史的風致の維持向上に資する事業の充実について
平成 26 年 5 月 23 日	平成 26 年度 第 1 回歴史まちづくり推進調整会議	【内 容】 ○前回協議会の議事内容について ○歴史的風致維持向上計画に追加する事業メニューの抽出について ○パブリックコメントの進め方について
平成 26 年 6 月 2 日	平成 26 年度 第 1 回歴史的風致維持向上協議会（法定協議会）	【内 容】 ○宇治市歴史的風致維持向上計画（変更素案）について 【意見提出】 10 名 32 件
平成 26 年 8 月 5 日	平成 26 年度 第 2 回歴史まちづくり推進調整会議	【内 容】 ○前回協議会の議事内容について ○歴史的風致維持向上計画に追加する事業メニューの抽出について ○パブリックコメントの進め方について
平成 26 年 9 月 12 日	平成 26 年度 第 2 回歴史的風致維持向上協議会（法定協議会）	【内 容】 ○宇治市歴史的風致維持向上計画（変更素案）について 【意見提出】 10 名 32 件
平成 26 年 10 月 27 日 ～ 平成 26 年 11 月 26 日	市民意見募集 (パブリックコメント)	【内 容】 ○宇治市歴史的風致維持向上計画（変更素案）について 【意見提出】 10 名 32 件

実施期日	種別	検討事項等
平成 27 年 1 月 27 日	平成 26 年度 第 3 回 歴史まちづくり推進 調整会議	【内 容】 ○(仮称)宇治川太閤堤跡歴史公園整備とその周辺のまちづくりについての市民意見の募集結果について ○歴史的風致維持向上計画(変更案)について ○歴史的風致維持向上計画の事業の進捗状況について
平成 27 年 2 月 9 日	平成 26 年度 第 3 回 歴史的風致維持向上 協議会(法定協議会)	○文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣に対し、 宇治市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請
平成 27 年 3 月 16 日		○宇治市歴史的風致維持向上計画の変更認定
平成 27 年 3 月 27 日		【内 容】 ○歴史的風致維持向上計画の変更認定について ○歴史的風致維持向上計画の進捗評価について ○今年度事業等についての意見交換
平成 27 年 5 月 11 日	平成 27 年度 第 1 回 歴史的風致維持向上 協議会(法定協議会)	○宇治市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更届出
平成 28 年 3 月 30 日		【内 容】 ○歴史的風致維持向上計画の進行管理・評価について ○歴史的風致維持向上計画の軽微な変更について
平成 28 年 5 月 23 日	平成 28 年度 第 1 回 歴史的風致維持向上 協議会(法定協議会)	○宇治市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更届出
平成 29 年 3 月 30 日		【内 容】 ○平成 28 年度の主な事業内容の報告について ○歴史的風致維持向上計画の進行管理・評価について ○歴史的風致維持向上計画の軽微な変更について
平成 29 年 4 月 28 日	平成 29 年度 第 1 回 歴史的風致維持向上 協議会(法定協議会)	○宇治市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更届出
平成 30 年 3 月 23 日		【内 容】 ○平成 29 年度の主な事業内容の報告について ○歴史的風致維持向上計画の進行管理・評価について ○歴史的風致維持向上計画の軽微な変更について
平成 30 年 5 月 18 日	平成 30 年度 第 1 回 歴史的風致維持向上 協議会(法定協議会)	○宇治市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更届出
平成 31 年 3 月 25 日		【内 容】 ○歴史的風致維持向上計画の平成 30 年度進捗評価について ○歴史的風致維持向上計画の中間評価について ○歴史的風致維持向上計画の軽微な変更について
令和 2 年 3 月 13 日		○宇治市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更届出
令和 2 年 5 月 25 日～ 令和 2 年 6 月 5 日 (書面会議)	令和 2 年度 第 1 回 歴史的風致維持向上 協議会(法定協議会)	【内 容】 ○会長・副会長の選任について ○歴史的風致維持向上計画の令和元年度進捗評価について ○歴史的風致維持向上計画の軽微な変更について ○(仮称)お茶と宇治のまち歴史公園整備運営事業に係る展示設計の概要
令和 3 年 3 月 12 日		○宇治市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更届出
令和 3 年 4 月 26 日 (オンライン会議)	令和 3 年度第 1 回 歴史的風致維持向上 協議会(法定協議会)	【内 容】 ○歴史的風致維持向上計画の令和 2 年度進捗評価について ○歴史的風致維持向上計画の軽微な変更について ○歴史的風致維持向上計画の第 2 期計画の策定について
令和 4 年 3 月 11 日		○文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣に対し、 宇治市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請
令和 4 年 3 月 29 日		○宇治市歴史的風致維持向上計画の変更認定

表序-3 計画策定の経緯（第2期計画）

実施期日	種別	検討事項等
令和4年2月7日 (オンライン会議)	令和3年度第2回 歴史的風致維持向上 協議会（法定協議会）	【内容】 ○第2期策定の進捗報告 ○第2期策定スケジュールの変更及び第1期計画期間の延長について ○第2期計画の方向性について
令和4年6月29日	令和4年度第1回 歴史的風致維持向上 協議会（法定協議会）	【内容】 ○歴史的風致維持向上計画の令和3年度進捗評価について ○第2期歴史的風致維持向上計画の策定について
令和4年11月30日	令和4年度第2回 歴史的風致維持向上 協議会（法定協議会）	【内容】 ○歴史的風致維持向上計画の最終評価について ○歴史的風致維持向上計画（第2期）の初案について

第1章 宇治市の歴史的風致形成の背景

I. 自然的環境

1-1 位置

宇治市は京都盆地の東南部に位置し、京都市、城陽市、久世郡久御山町、綴喜郡宇治田原町、滋賀県大津市と接する。面積は 67.54km²、その広がりは東西 10 km、南北に 10.7 km となっている。



図 1-1 宇治市の位置

1-2 地形・地質・水系

市域は東部の醍醐山地、中部の山麓丘陵地、西部の沖積低地の 3 つに区分できる。また市のほぼ中央には南北に宇治川が流れ、沖積低地と山麓丘陵地に広がる市街地を二分している。

標高約 350～600m 級の山頂が連なる醍醐山地は主に丹波帯で構成されており、宇治川に流れ込む笠取川や志津川が谷を形成し、川沿いに山間農地が発達し、田畠や杉林といった山里の風景が広がっている。更に宇治川の本流が醍醐山地の南縁を東西に横切り、深い峡谷地形を形成している。笠取山、喜撰山、槇尾山などは歌に詠まれる地として早くから有名であった。歌枕としてのほかに、笠取山は西国三十三カ所観音靈場の巡礼地への通り道になっており、喜撰山は六歌仙の一人である喜撰法師が隠棲した地と言われている。

中部の山麓丘陵地帯は構造地形や段丘地形がみられ、標高約 50～80m ほどの一帯に 1960 年代以降の人口増加に伴って開発された住宅地が広がっている。宇治川の右岸側が黄檗丘陵、左岸側が宇治丘陵で、大阪層群と段丘堆積物で構成されている。主に礫や砂が多く、水はけのよい地質となっている。

西部の沖積低地は宇治川が形成した標高 50m 以下の氾濫原低地で、田畠や住宅地、自衛隊施設や学校などの施設がある。更にこれらの西側には巨椋池を干拓した低湿地帯があり、農地と住宅地が広がっている。

朝の山間部における冷え込みが宇治川の水温との逆転差を生み、晚秋から初冬にかけて、宇治川に川霧を発生させている。

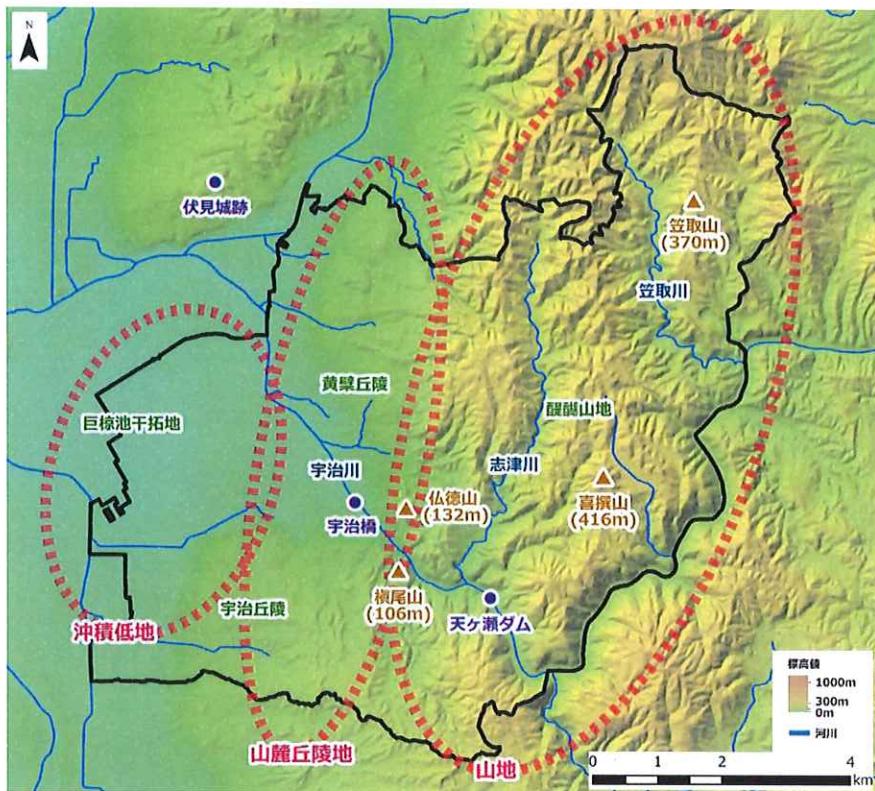


図 1-2 宇治市の標高及び水系
(下図出典：色別標高図（国土地理院）)

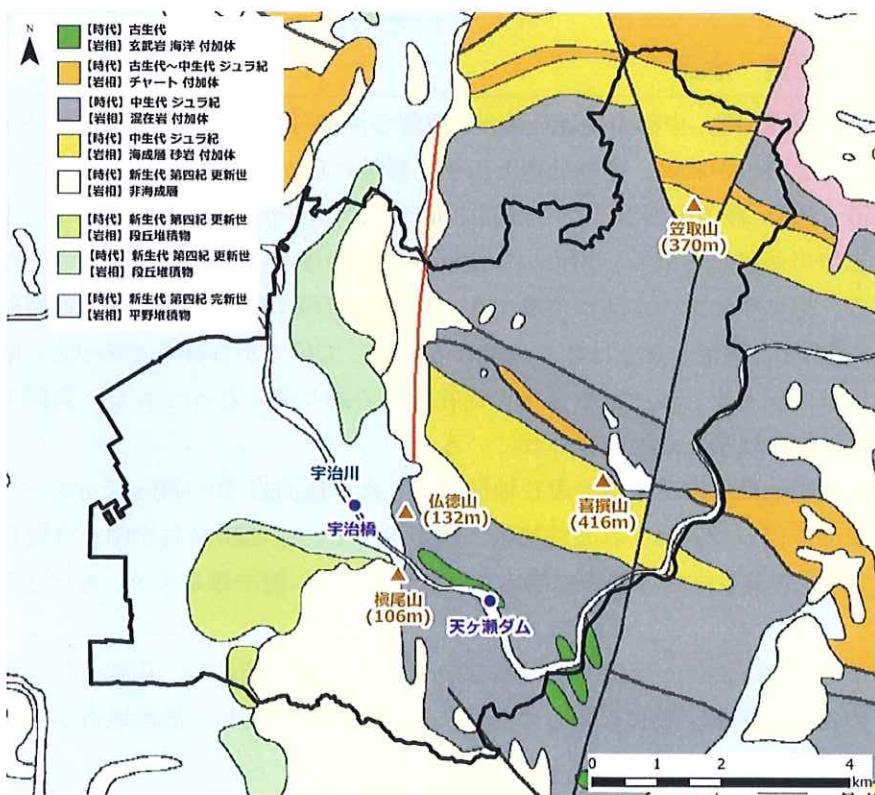


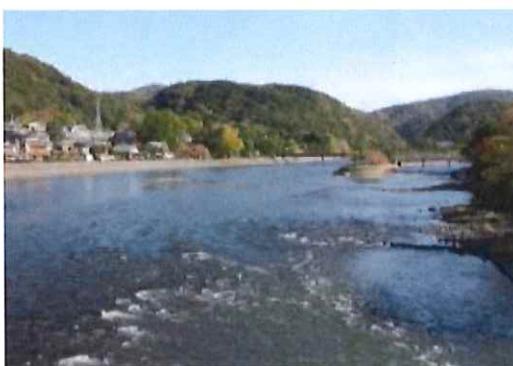
図 1-3 宇治市の地質
(下図出典：シームレス地質図 v2 (産総研地質調査総合センター))

【宇治川】

宇治川は最大 $1500\text{m}^3/\text{s}$ の流量と市内最大の流域面積を持つ。宇治川とは淀川の通称であり、琵琶湖から大阪湾に流れ込む淀川は上流部を瀬田川と宇治川、下流部では淀川と呼び名を変える。宇治川は滋賀県と京都府の境から、桂川・木津川との三川合流付近までを指す。

山間を抜ける宇治川沿いの風景は、四季の移り変わりが明瞭で、「山紫水明」の場所として知られ、表情豊かな自然美の景観がみられる。また宇治橋より下流域については、豊臣秀吉による淀川水系の治水事業に関連して、宇治川の水運を伏見城下へと導くために、文禄3年（1594）に堤を設けて改修されたことにより、川筋は大きく変化している。

宇治橋は山間部から続く川の流れが低地に抜け出た場所に架かるが、この地は古くから宇治川を渡る交通の要衝として集落が形成された宇治の中心部であり、現在も世界遺産の平等院や宇治上神社、秀吉の茶事と関連の深い宇治橋、鵜飼や舟遊びといった歴史・文化遺産に恵まれたところとなっている。



宇治川の景観（宇治橋から上流部を望む）



秋の宇治川上流の景観



宇治川の舟運の風景
絵はがき部分より（大正期）



宇治川上流にて柴を運ぶ柴船
絵はがき部分より（大正期）

【巨椋池干拓地】

巨椋池は、かつて宇治川、木津川、桂川の三川が流れ込む遊水地帯であり、周囲 16 km、面積約 800ha の大きな池であった。巨椋池周辺には、弥生時代から人々が居住していたことが確認されており、平城京が造営される頃には、交通・経済の要衝として重要な役割を担っていた。その一方で、低湿地でもあったため、白雉3年（652）の孝徳天皇の時代に淀川の洪水が記録されて以来、百数十回もの洪水が記録される。豊臣秀吉の伏見城築城に伴う太閤堤築堤の大土木工事により、巨椋池に流れ込んでいた宇治川が切り離されると、半ば独立した湖沼となった巨椋池の洪水の被

害は増し、農地の水没を繰り返すようになった。

明治期になって淀川流域の本格的な治水工事が実施され、宇治川の付け替えが行われると、巨椋池と宇治川は完全に切り離されたため、巨椋池の水位の低下とともに水質が悪化し、漁獲量の減少やマラリアの発生などの弊害が起こり、更に沿岸の水害も繰り返された。このため、干拓による農業転換によって生活の安全向上を願う周辺住民の運動により、昭和8年（1933）に国内で初めての国営干拓事業が開始され、昭和16年（1941）には634haの農地へと転換された。現在では、干拓田として淀大根を中心とする野菜や米の生産が行われ、緑地空間的な役割を担うとともに、国道1号京滋バイパス巨椋インターチェンジや、第二京阪道路久御山ジャンクションなどの建設によって、自動車交通の要衝にもなっている。

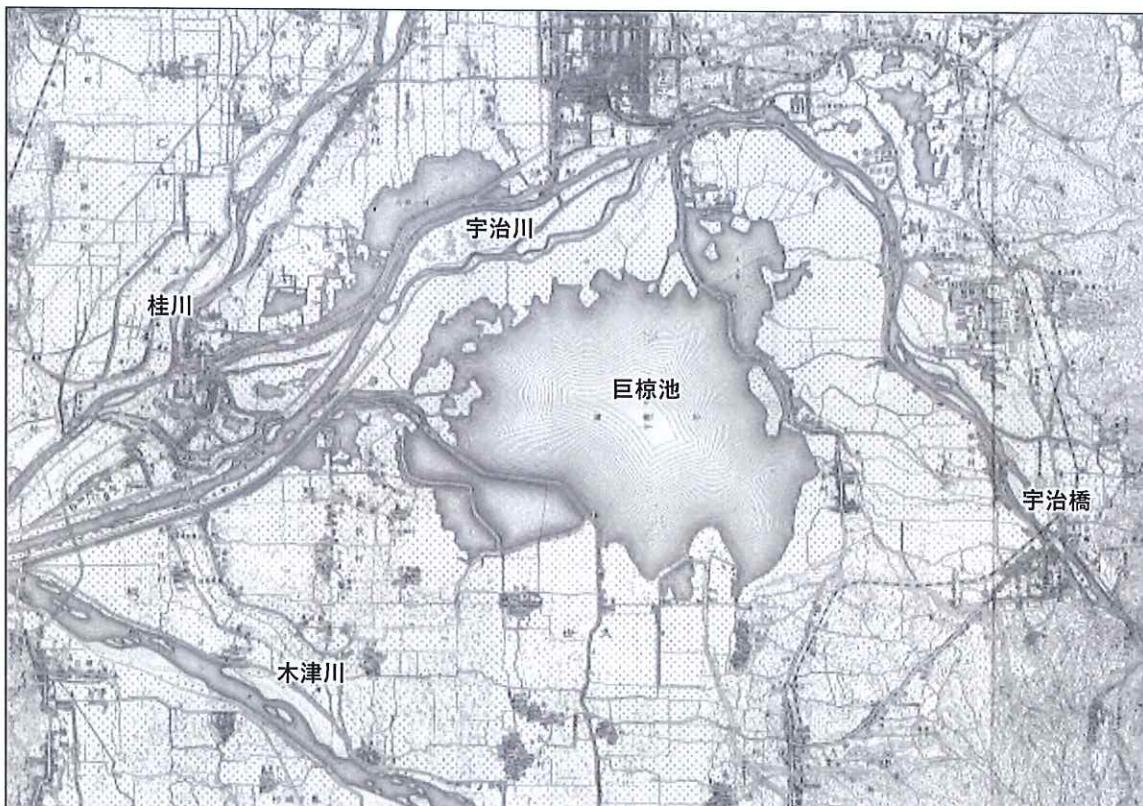


図1-4 巨椋池（2万分1地形図「宇治」「淀」明治42年（1909）測量図 明治45年発行）



干拓前の巨椋池
(大正4年刊『京都府久世郡写真帖』より)



現在の巨椋池干拓地

1-3 気候

令和2年(2020)の年間降水量は1365.5mm、年平均気温は15.2°Cとなっている。本市の平均的な気候は、気温の年較差が少なく、降水量の比較的多い地域といえる。しかし、東部の山地から西部の低地まで高低差の大きい宇治市では、標高や地形環境が各所で異なり、気候も東部と西部の地域差が多く見られることが、京都府立茶業研究所の観測によって明らかにされている。



宇治川の川霧

また湿度は年間を通して高く、特に初冬から初春にかけて発生する「宇治川の川霧」は、平安時代から宇治の風雅として捉えられ、勅撰和歌集の歌に詠まれたり、『源氏物語』の宇治十帖にも描かれたりしている。更に川霧の発生にみられるような湿度の高い気候は、宇治の代表的な産業である茶の生育条件にも適しているとされる。

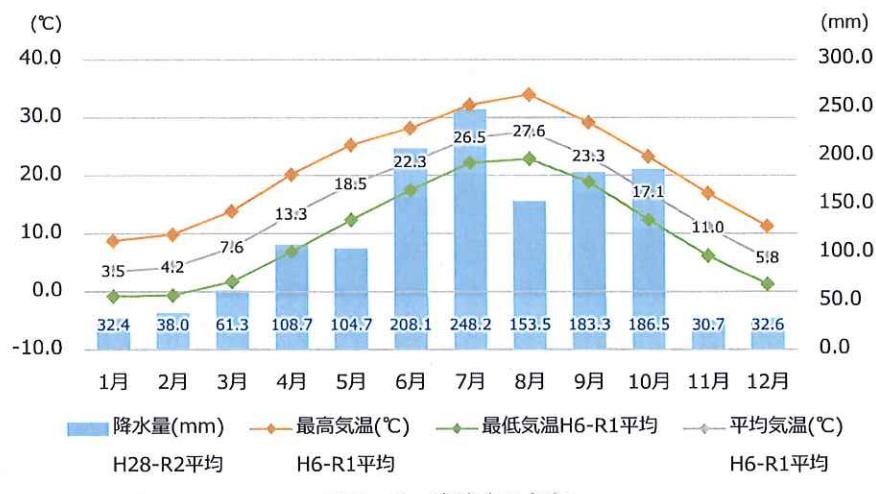


図1-5 宇治市の気候

(出典：令和2年宇治市統計書)

※「降水量」は平成28年(2016)～令和2年(2020)の平均値

※「最高気温」「最低気温」「平均気温」は平成6年(1994)～令和元年(2019)の平均値

観測地は宇治市白川中ノ瀬1(京都府立茶業研究所)

2. 社会的環境

2-1 市の沿革

現在の宇治市域は、宇治郡の10ヶ村と久世郡の1町1郷7ヶ村であった。昭和26年(1951)に東宇治町、宇治町、楳島村、小倉村、大久保村が合併して、人口約3万8千人の宇治市が誕生した。

表1-1 宇治市の沿革

郡名	明治12年(1879)	明治22年(1889) 4月1日現在	昭和22年(1947) 5月3日現在	昭和26年(1951) 3月1日~
宇治郡	五ヶ庄村、木幡村、菟道村、志津川村、六地蔵村	宇治村	東宇治町	宇治市
	東笠取村、西笠取村、炭山村、二尾村、池尾村	笠取村		
久世郡	宇治町、宇治郷、白川村	宇治町	宇治町	
	楳島村	楳島村	楳島村	
	小倉村、伊勢田村、安田村	小倉村	小倉村	
	大久保村、広野村	大久保村	大久保村	

【旧宇治郷と近郊集落】

本市の中心部の宇治地区は、古くは「宇治郷」と呼ばれていた。平安時代の『和名抄』には、久世郡と宇治郡の両者に宇治郷の名がみえ、宇治川東岸部が宇治郡宇治郷に、西岸部が久世郡宇治郷に属した。しかし地域実体としてはこの二つの宇治郷は、宇治川を軸とした宇治川谷口部の一つの地域として歩んでいたことが様々な歴史資料からうかがわれる。特に宇治橋が架橋されてからは、この両岸地域は更に強く結びついている。延長5年(927)に成立した『延喜式神名帳』に記載されている式内社の宇治神社・彼方神社あるいは古墳や古代集落の分布状況を考えると、当初の宇治郷地域は現在の菟道地区を含む範囲を中心として発達したが、平安中期以降に貴族の別荘である別業の形成が西岸域で進むようになり、地域の中心が次第に久世郡宇治郷に移行したと考えられる。なお宇治郷は、江戸時代において宇治代官支配の地であり、大部分は幕府領であったもので、明治22年(1889)まで存続した郷名である。

また宇治郷周辺の地域には、宇治の地形変化に富む自然環境を基盤として、古代から中世にかけての荘園形成の歴史経過や近世における天領・藩領・公家領・寺領などが入り組んだ複雑な支配を背景に、個性豊かな村々が存在していた。宇治川の下流域、小倉や伊勢田の西北部一帯に広がっていた巨椋池の沿岸では、水辺に暮らす農漁村があり、宇治川東畔の平野部には、村を南北に通る街道沿いに街村集落が発達した。また宇治川東部の山間部には、その豊かな山林の自然条件のもとで木材を切り出す杔を生業とし、急な斜面を巧みに開墾した棚田を営む山村集落が発達した。

こうした宇治郷と宇治郷周辺の諸村では、それぞれ多様な信仰、生活文化、祭礼行事が営まれていた。大都市近郊の住宅地としての性格の強い現在の宇治市では、交通の便のよい平地部や山麓部に住宅開発が進み、古くからの町や集落が受け継がれている伝統的な生活文化に変化がみられる。



山間部の東笠取の集落

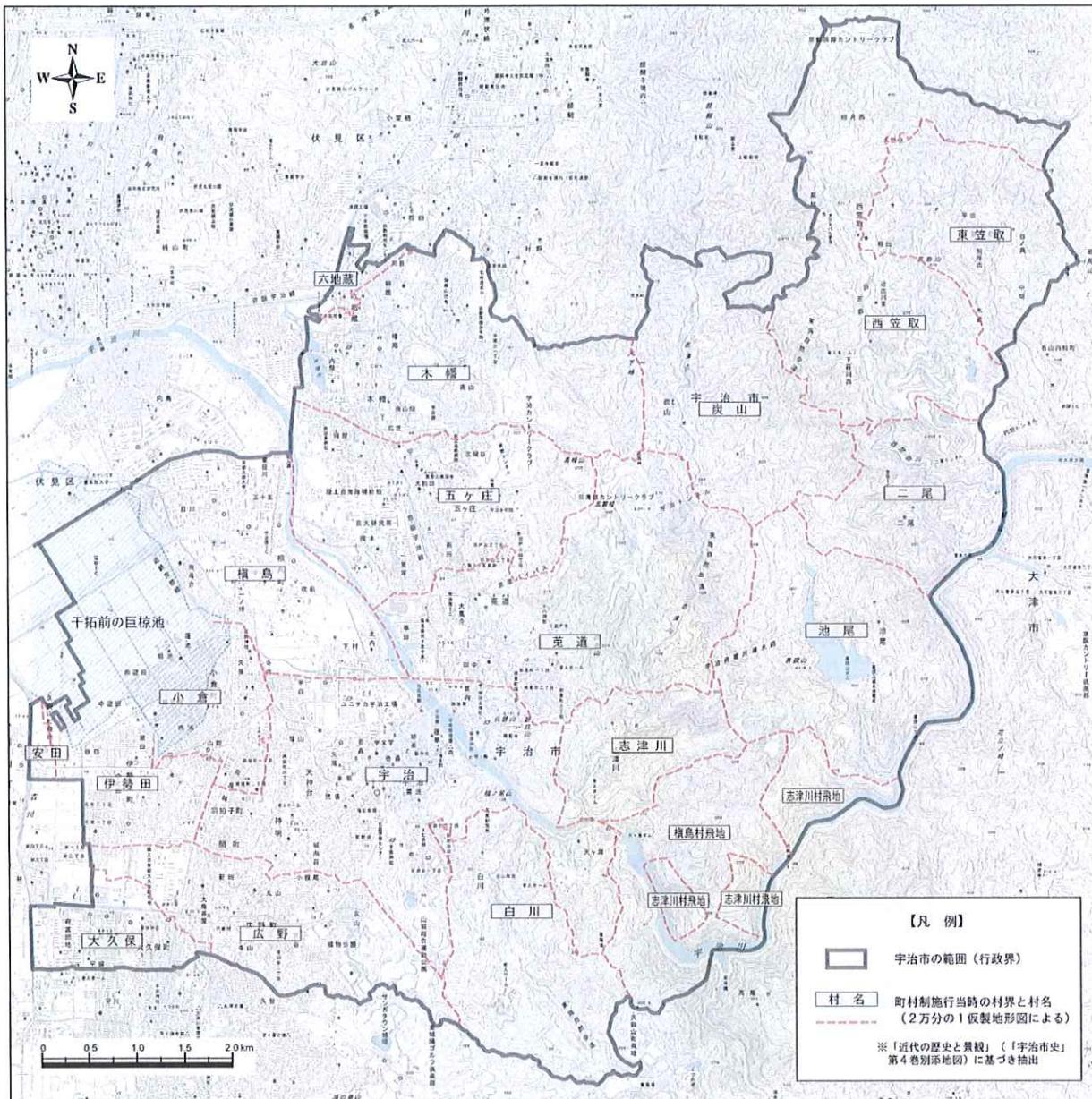


図1-6 宇治市域の地区境界（明治期）

※『宇治市史第4巻所収』別添地図「近代の歴史と景観」に基づき明治22年町村制施行当時の村界と村名を抽出。
(菟道村とは、三室村と大鳳寺村が合併したもので、明治8~22年の間、宇治郡の村として成立)

2-2 土地利用

本市の土地利用状況は、東の山間部のほとんどが山林である。中部の山麓丘陵地から宇治川周辺の低地にかけては、住宅地となり部分的に茶園等の耕地が点在している。宇治川以西には、巨椋池干拓地の水田が広がっている。これらの地域の中央部は宅地化されており、工場や学校などが多い。

都市計画上の地域区分は、都市計画区域のうち約半分が市街化区域になっている。また用途地域をみると、住居系地域の占める割合が最も高く約77%である。

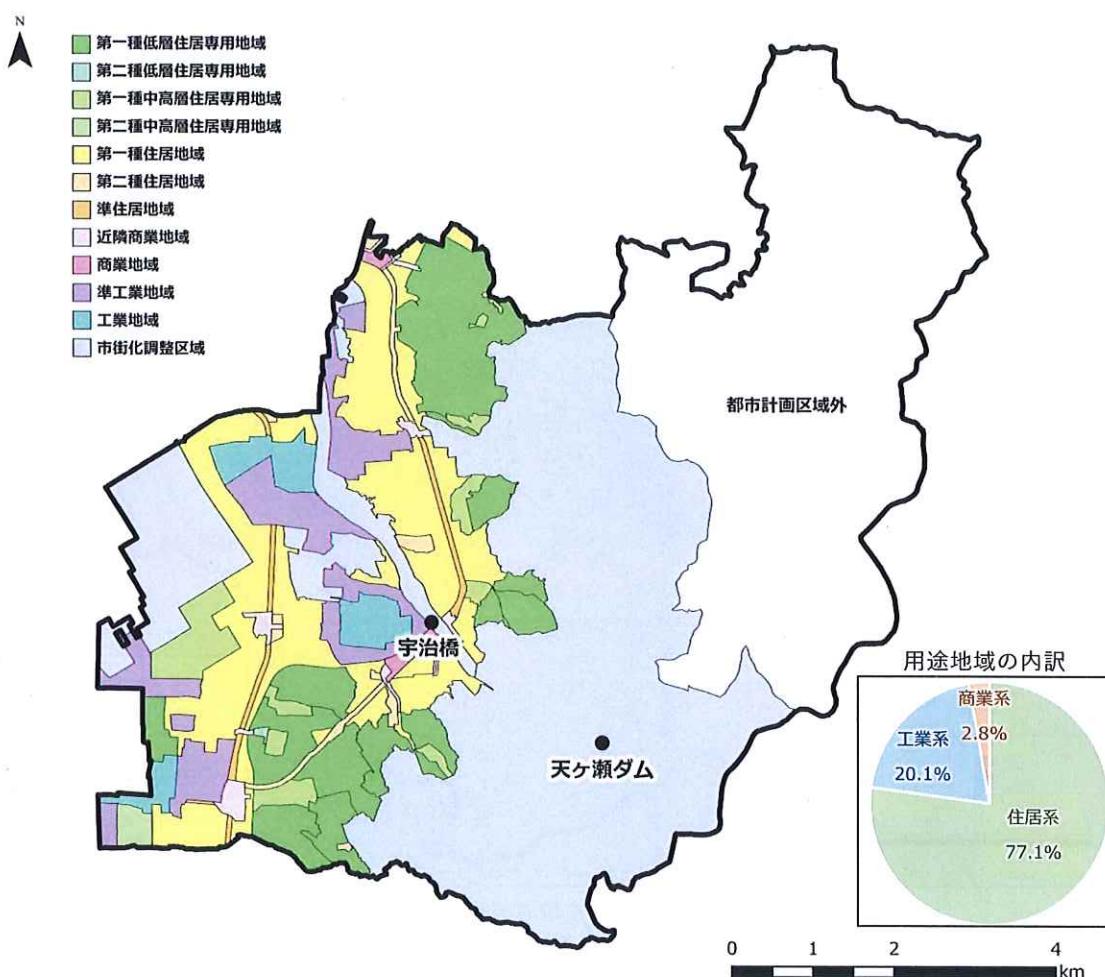


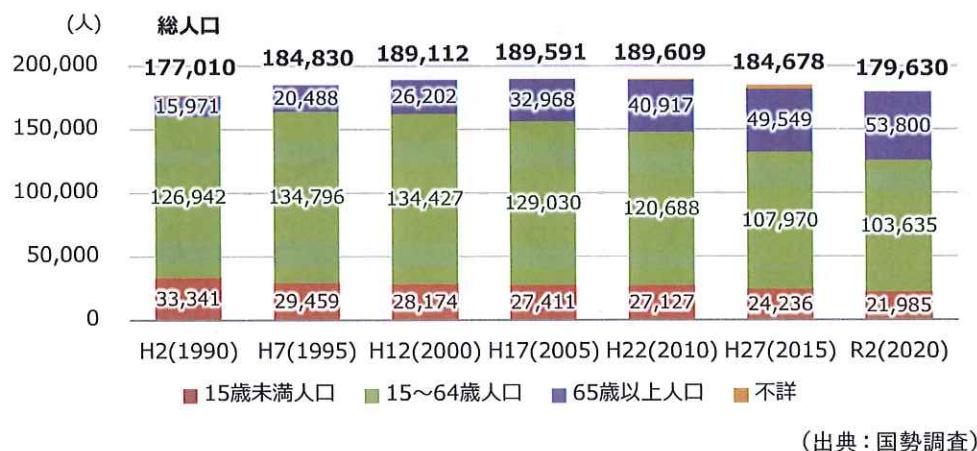
図1-7 宇治市の用途地域

2-3 人口動態

昭和 26 年（1951）の宇治市発足時の人口は、約 3 万 8 千人であった。昭和 30 年代後半の高度経済成長期以降、大阪・京都に近く公共交通が便利なことから、住宅衛星都市として急激な宅地開発が始まり、人口及び世帯数は激増した。昭和 45 年（1970）には 10 万人を超え、昭和 55 年（1980）に 15 万人を突破した。人口の伸びは、平成 7 年（1995）以降鈍化し、近年は多少の増減はあるもののほぼ横ばい状態となっている。

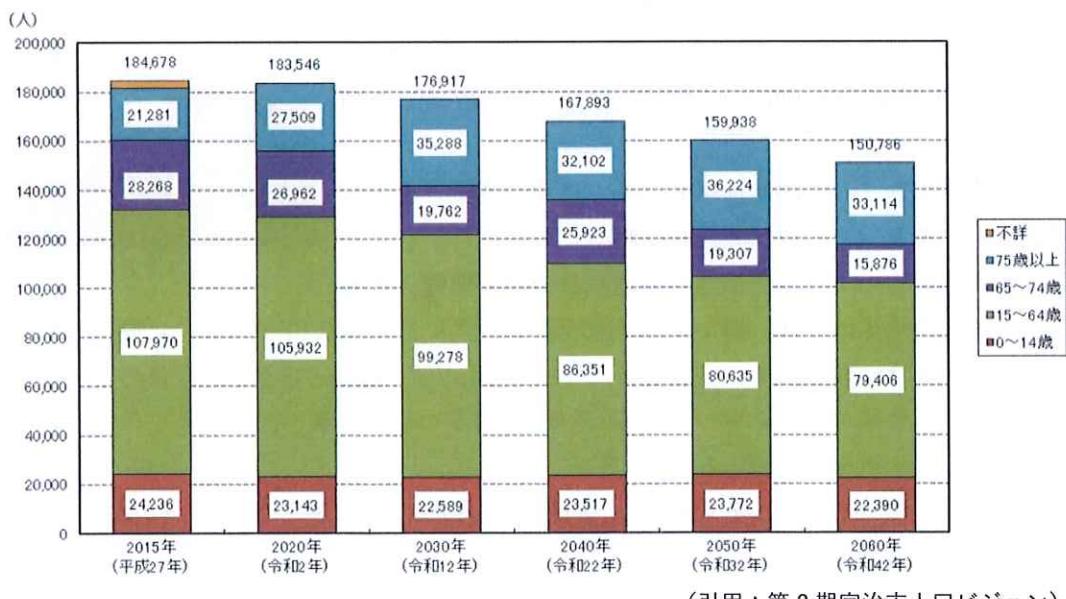
本市の人口は、令和 4 年（2022）12 月 1 日現在約 18.2 万人で、京都府内では京都市に次ぐ人口を擁している。

第 2 期宇治市人口ビジョンでは、平成 27 年（2015）の人口を基準とし、出生率の上昇と社会減少の解消といった仮定条件による将来推計人口として、令和 42 年（2060）に 150,786 人を目標としている。



（出典：国勢調査）

図 1-8 年齢階級別人口推移



（引用：第 2 期宇治市人口ビジョン）

図 1-9 年齢階級別将来推計人口の推移

2-4 交通機関

鉄道網の整備は、明治 29 年（1896）に奈良鉄道（現 JR 奈良線）、大正 2 年（1913）に現在の京阪電鉄宇治線が開通したことにより、古くから町場であった宇治地区の発展を促した。昭和 3 年（1928）には、京都と奈良とを最短で結ぶ奈良電気鉄道（現近鉄京都線）が開通したことで、市域西部の開発の基礎が築かれた。

現在の鉄道交通は、平成 16 年（2004）に京都市営地下鉄東西線が六地蔵まで延伸され、従来の JR 奈良線、近鉄京都線、京阪宇治線と合わせて 4 路線、15 の駅がある。また道路交通は、国道 1 号京滋バイパスや国道 24 号が市内を通り、周辺には京都第二外環状道路や第二京阪道路の広域幹線網が整備されている。

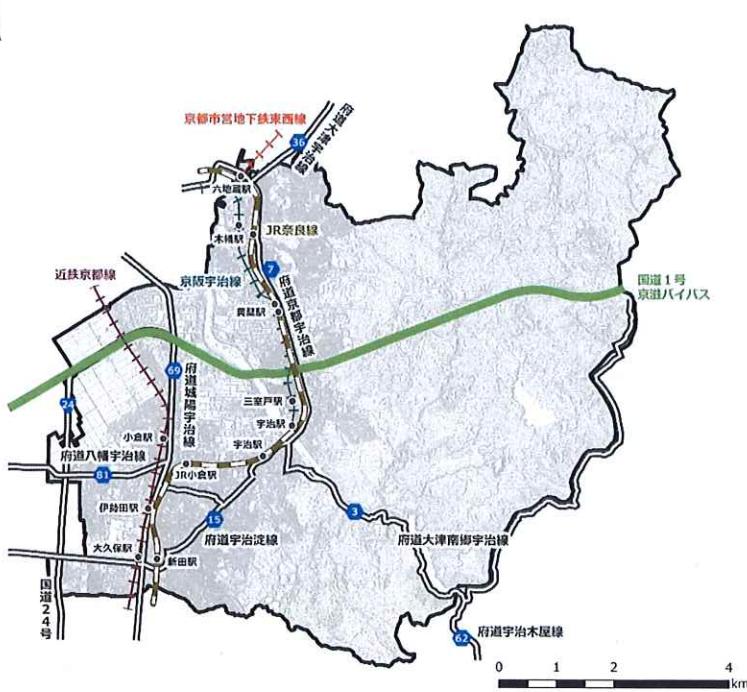


図 1-10 宇治市交通網図

2-5 産業

平成 27 年（2015）の産業別就業者数は、第 1 次産業が 0.8%（574 人）、第 2 次産業が 25.6%（19,292 人）、第 3 次産業が 73.6%（55,354 人）である。産業（大分類）では、製造業（14,632 人）、卸売・小売業（13,025 人）、医療・福祉（10,747 人）の順に多い。

第 1 次産業に含まれる農業従事者の多くは水田農業と茶生産（茶農家）であり、その数は戦後減少傾向にある。

第 2 次産業については、巨椋池干拓地や鉄道網の整備、水力発電による電力供給の確保、豊かな地下水資源を背景に、昭和 2 年（1927）に操業を始めたユニチカ宇治工場（旧日本レイヨン宇治工場）など、近代以降、繊維・自動車・玩具の大規模工場など製造業に関する企業が多く立地している。近年、製造業の従事者数の減少が若干みられるものの、基幹産業として本市を支えている。

なお伝統産業である茶業に関しては、「農業」、「製造業」、「卸売・小売業・飲食店」など様々な職業分野にわたる。



ユニチカ宇治工場

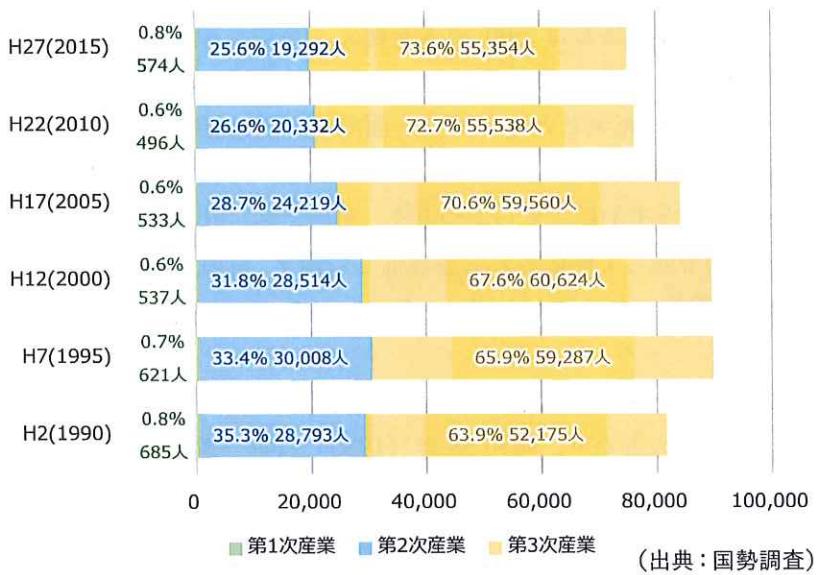


図 1-11 産業別就業者数の推移

2-6 観光

宇治市には、平等院や宇治上神社といった世界遺産など、神社仏閣や名所・旧跡等が豊富にある。また、源氏物語や宇治茶、宇治川などの豊かな自然景観もあり、国内・国外から多くの観光客で賑いをみせる。

平成2年（1990）から「源氏物語」をテーマに観光振興を図り、「源氏物語散策の道」や「宇治市源氏物語ミュージアム」の整備、京都・宇治灯り絵巻、宇治十帖スタンプラリーといったソフト面での展開等を進めてきた。

宇治茶をテーマにした観光振興では、高級茶としての全国ブランドを活かした取り組みが官民問わず行われており、最近では宇治茶を使ったスイーツも人気となっている。平成29年（2017）には（一社）京都山城地域振興社（通称：お茶の京都 DMO）が設立され、京都府南部（山城地域）を「お茶の京都」と名付け、お茶をテーマにしたネットワーク化等が進められている。令和3年（2021）には、宇治茶と宇治の歴史・文化をテーマとしたお茶と宇治のまち歴史公園をオープンし、公園内に整備されたお茶と宇治のまち交流館「茶づな」での展示や体験プログラム等を通して、宇治の魅力を発信している。

近年では、宇治市の新たな観光資源として、宇治川や天ヶ瀬ダムを活用した取り組みが進められており、宇治川でのEポート川下りや、かわまちづくり事業による水辺を生かした賑わいづくりが進められている。

これらの観光振興を支える取り組みとして、平成8年（1996）から開始された「宇治観光ボランティアガイドクラブ」の活動は、一般的な観光名所の案内と併せて、源氏物語専門ガイドや外国語によるガイド、障がいのある方々が宇治観光を楽しむ取組など、観光客の多様な目的に対応を図っている。そのほか、お茶や座禅といった体験型ガイドも行っている。

観光客は年々増加傾向にあり、源氏物語千年紀であった平成20年（2008）の年間観光客数は500万人を超えた。令和元年（2019）には約560万人の観光客が訪れた。観光客の増加は、上記のようなハード面の充実とともにソフト面での取組効果が大きく、宇治川の鵜飼・宇治茶まつり・あがた祭り等の伝行事、季節感を活かした宇治川さくらまつりや、宇治十帖スタンプラリーなど年間を通して開催される各種催しに加え、京の七夕 in Uji や放ち鵜飼などの新たな催しも魅力のひとつとなっている。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年（2020）から観光客数が落ち込み、令和3年（2021）は約234万人となり、昭和58年（1983）以降、過去最低の観光入込客数となった。



観光ボランティア

表1-2 主な観光施設の観光客数の推移

	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)
①神社・仏閣 (平等院、宇治上神社ほか)	2,378,746	2,487,922	2,563,193	2,462,461	1,170,252	1,045,618
②博物館及び観光施設 (市営茶室「対鳳庵」、 源氏物語ミュージアムほか)	199,761	205,060	194,268	227,062	75,301	62,362
③大規模公園 (太陽が丘、宇治市植物公園ほか)	2,130,595	2,054,724	1,921,610	2,110,644	990,159	1,031,268
④リゾート施設及びレクリエーション施設 (アクトバル宇治ほか)	220,278	215,706	208,253	205,152	142,214	138,152
⑤行・祭事・イベント	657,767	546,403	511,186	593,069	47,151	63,871
宇治川さくらまつり	139,000	130,000	125,000	151,000	0	0
県まつり	120,000	120,000	95,000	105,000	0	0
その他	398,767	296,403	291,186	337,069	47,151	63,871
計 (①+②+③+④+⑤)	5,587,147	5,509,815	5,398,510	5,598,388	2,425,077	2,341,271

(出典：宇治市調べ)

3. 歴史的環境

3-1 宇治の起源

宇治における先人の足跡は、約2万年前の旧石器時代後期に遡り、続く縄文時代から弥生時代にかけては宇治川のほとりや巨椋池周辺の低台地上に集落が形成されていったことが、遺跡の発掘により明らかになっている。古墳時代になると、多数の武器を副葬した大型円墳の宇治二子山古墳が宇治川渡河点を眼下に望む宇治橋東山上に築造され、ヤマト王権にとってこの地が交通の要衝として重視されていたことが理解できる。また飛鳥時代には、菟道地区の隼上り瓦窯跡で生産された瓦が、約50km離れた飛鳥地域の蘇我氏創建の豊浦寺に供給されており、大和地方との強い結びつきをうかがわせる。宇治橋断碑が刻むように、大化2年(646)に僧道登により宇治橋が架橋されたことによって、この地は交通の要衝としての位置付けを強めた。



宇治二子山古墳出土の甲冑

『日本書紀』や『山城国風土記』では、応神天皇と地元の豪族の間に生まれた皇子菟道稚郎子おうじうじのわきいらづこが、この地に宮を構えたことが地名の起源となったとする説話を伝えている。菟道稚郎子は地主神として宇治神社・宇治上神社の祭神として祀られ、祭礼などを通して現在の宇治の人々に篤く崇敬されている。現在の宇治川べりの陵墓は、明治期に当時の宮内省によって整備されたものである。



隼上り瓦窯跡（史跡）

宇治橋断碑
(重要文化財：橋寺放生院蔵)

碑文の上3分の1が原碑文。下は江戸時代に復元されたもの。碑文は『帝王編年記』に収録されている。碑には大化2年(646)に、急流で名高い宇治川に、僧道登が架橋したと記す。

3-2 平安時代の別業都市

平安時代になると、宇治は都市として発展する。この原動力は、平安遷都に伴い平安貴族が郊外に別業（別邸）を求めることによる。特に藤原氏との関係が深く、時の権力者藤原道長が宇治川西岸に別業を構えたのは長徳4年(998)のことであった。道長の死後、その子頼通が別業を受け継ぎ、永承7年(1052)宇治別業を寺に改修したのが平等院である。

ちょうどこの頃、紫式部によって『源氏物語』が執筆



平等院（国宝・世界遺産）

されている。全 54 帖のうち、後段 10 帖は宇治を舞台とするため、後に「宇治十帖」と呼ばれることになる。

また平等院の南、白川の里では、康和 4 年（1102）頼通の娘である藤原寛子によって、白川別所金色院が創建されている。

宇治市街遺跡の発掘調査では、宇治地区の各所から平安後期の邸宅跡や庭園跡、道路遺構が発見され、平安時代における宇治の実像が明確になりつつある。これらの調査結果を総合すると、永承 7 年（1052）の平等院創建後、現在の宇治地区一帯に碁盤目状の街区が形成され、多くの邸宅が順次築造され、都のような景観が形成されていたことがほぼ確実である。すなわち、この時代、別業都市とも呼ぶべき都市景観が宇治に成立していたのである。当時の記録をみると、これらの街路は「大路」名で呼ばれ、大和大路（現在の県通り、本町通り）や小河大路、成楽院東大路などの具体的な通り名称が確認でき、宇治の街区が当時の人々にどのように認識されていたかを知ることができる。このような都市形成は、都城のような律令理念に基づく国家計画の古代都市とは異質なものであり、中世への胎動期における新しい都市の形態として注目すべきものである。

鎌倉時代になると、武士の台頭など時代の潮流によって藤原氏が次第に宇治から退転し、別業群も衰退に向かったことが発掘調査で確かめられている。特に建武 3 年（1336）の楠木正成による宇治放火は宇治の町を灰燼に帰し、都市景観にとって大きな画期となった事件であった。この復興の中で、宇治橋へと直線的に連結する現在の宇治橋通りが造られ、碁盤目の街区とこの新通りが重複することで現在の三角形状の特異な宇治の市街地が形成されたと考えられる。そしてこの新しい通り沿いを中心に庶民の町家が建てられ、平安時代の貴族邸宅を中心とする別業都市とは違った、新たな都市景観が形成され現在へと継承されてきたと考えている。



中世の町家の遺構（本町通り沿い）



平安から室町時代にかけての
邸宅の遺構



平安時代の邸宅と街路の遺構
(宇治橋通りと伍町通りの交差部)

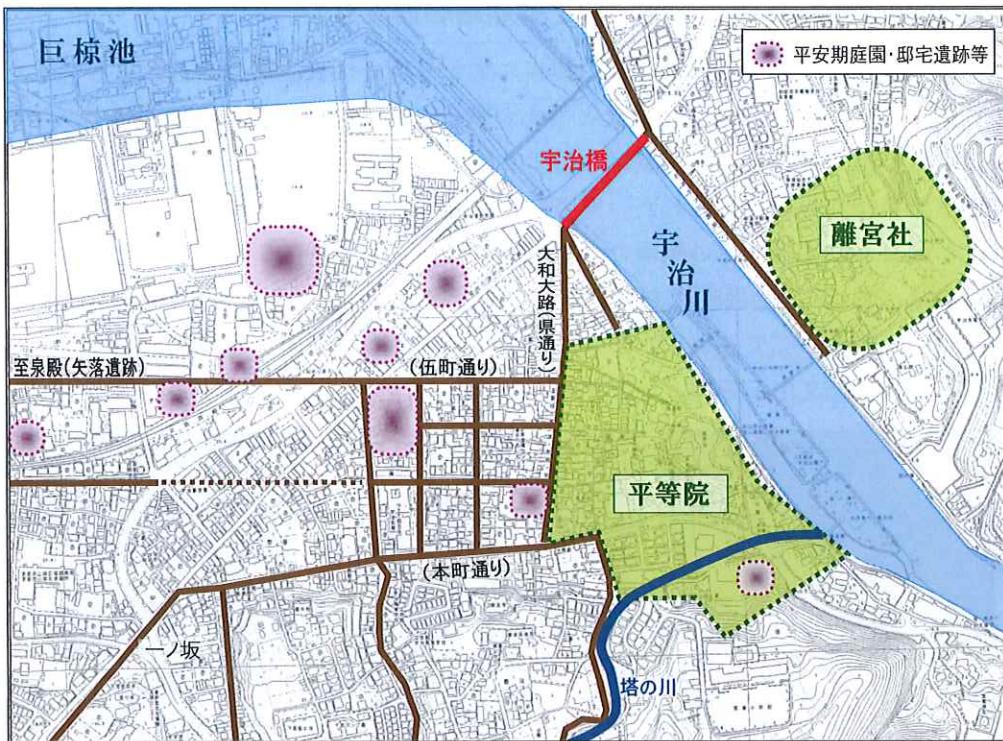


図1-12 平安時代の社寺と街路

現在の宇治市街地に残る街路のうち、東西南北の碁盤目が平安期に整備されたものである。これらの道は今も京都府道、宇治市道として継承されている。

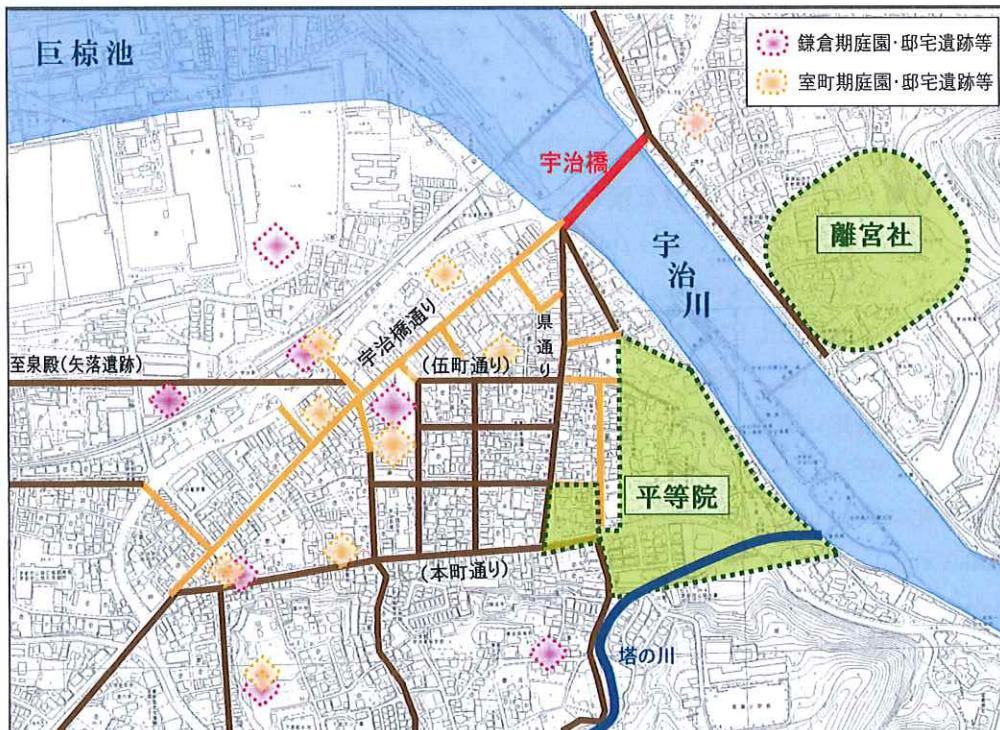


図1-13 室町時代の宇治地区の街路

新たに敷設された宇治橋通りと平安以来の碁盤目街区が重複し融合して新たな三角形の街区を形成している。平等院西部にも町家の進入がある。この街区が現在にはほぼそのまま継承されている。

3-3 中世の宇治（芸能集団の活躍と茶栽培の始まり）

平安時代も末頃になると、古代以来の貴族に代わり新たに武士勢力が台頭する中で、争いが頻繁に起るようになった。宇治では、源氏と平氏が戦った治承・寿永の乱、その後の承久3年（1221）に起きた承久の乱では、宇治川が戦いの場所となった。また建武3年（1336）には、楠木正成によって宇治の町が兵火に見舞われた。室町時代に入ると、都を灰燼に帰した応仁の乱や山城の国一揆などが起こり、宇治もその戦渦に巻き込まれていった。織田信長による楳島の合戦によって室町幕府が滅ぶまで、宇治は時代の転換期における戦乱の舞台であった。中世の宇治は、このような著名な戦いの舞台として注目されがちであるが、茶の栽培の始まりや祭礼神事に伴う芸能集団の活躍など、多彩な文化が花開いたときでもあった。



図1-14 『宇治川大合戦図』一猛齋（歌川）芳虎（江戸後期）

宇治には平安時代に藤原氏によって平等院を始めとする社寺が造営され、そこで執り行われた祭礼行事が地域に強い文化的足跡を残した。離宮祭などの藤原氏の援助によって盛大に執行された祭礼は、援助が期待できなくなった中世以後も途絶えることなく地域社会の中に定着し、地域の祭礼として受け継がれていった。当時、これらの祭礼で盛んに演じられた芸能として田楽や猿楽がある。宇治の田楽として「宇治白川等座々法師原」、猿楽として「宇治若石座」の専門芸能集団の存在が知られている。「田楽」の特色は、楽器を奏しつつ躍動的に踊るものであり、演者が職業化して社寺の祭礼に奉仕し賑わいをもたらした。一方「猿楽」は衣装や仮面を用いて扮して見せるという演技が発達したものである。能楽の母胎となった中世の芸能であり、専業者が座を組んで各地の祭礼に奉仕していた。「宇治猿楽」は、中世期を通じて京都や大和地方で大いに活躍したことが知られている。その分流は大和の猿楽座に合流し、現在、中央の能楽界に継承されている。しかしながら、宇治を始め京都や大和で大いに活躍した「田楽」や「猿楽」の歴史は、中世で途絶えるものが多く、今に継承されている事例は少ない。

宇治茶の歴史は鎌倉時代に始まる。臨済宗の僧栄西は中国・宋から茶種を持ち帰り、洛北梅尾の高山寺の僧である明恵に分け与えた。明恵は茶種を梅尾と宇治に植え、宇治での茶の栽培が開始されたと伝えられている。この伝承は、萬福寺門前に建つ駒蹄影園碑の碑文に「梅山の尾上の茶の木分け植ゑて あとぞ生ふべし駒の足影」と刻まれ、顕彰されている。

南北朝時代には畿内を中心に多くの茶産地が出現し、やがては産地を飲み分ける「闘茶」(現在の「茶香服」)という遊興が流行する。その際「本茶」とされた梅尾茶に対して、宇治茶を含む梅尾産以外の茶は「非茶」と呼ばれた二流見合いの茶と評されたが、室町時代になると將軍や諸大名の保護のもと、宇治茶の名声は徐々に高まり、ついには「本茶」梅尾茶を凌駕するようになった。

室町時代後半には、茶摘み前に茶園に覆いを一定期間施して日光を遮る覆下栽培による一層良質な碾茶(石臼で挽く前の抹茶)製造の技術が開発され、室町将軍家を始め、織田信長や豊臣秀吉などの天下人の庇護を受けつつ、宇治茶は天下一の茶の地位を確立することとなる。この頃、宇治には「七名園」と呼ばれる名物茶園や「七名水」と呼ばれる名物湧水が成立するが、これらも宇治茶が名声を獲得していく過程と軌を一にするものであった。

茶はもともと薬用効果が期待された僧侶の飲み物だったが、次第に一般にも飲茶の風習が広がり、一服一銭の巷での茶売りなども見られるようになった。また一方で、千利休によって「茶の湯」が完成し、大名などの権力者に受け入れられていった。宇治茶が天下一の茶へと発展できたのは、千利休を始めとする一流の茶人の味覚に試されながら製茶技術に磨きをかけてきたことが大きかった。なおこの頃の茶は碾茶を石臼で挽いたいわゆる抹茶での飲茶であり、急須で茶葉を煎じて飲む煎茶の普及は江戸時代中期を待たねばならない。



跡跡影園跡

3-4 太閤堤築堤と宇治の町の変化

戦国の混乱を統一した豊臣秀吉は、その晩年に伏見城の築城に取り掛かる。この伏見城の築城は大規模な城下町建設を伴うもので、ここに交通・経済の集中を意図するものであった。この交通路整備と治水に伴う大規模土木工事は、巨椋池に流れ込む宇治川を楳島堤によって分離し、更に池中に小倉堤を築き大和街道とし、宇治を経由せずに直接奈良から伏見城下に向かう経路を整備するものであった。この一連の土木工事によって築堤された長大な堤防遺跡を総称して、俗に太閤堤と呼ぶ。わが国における本格的大規模治水の先駆けである。この秀吉の政策により宇治は古代以来の交通の要衝地としての地位を減じたが、一方で茶好みの秀吉の庇護により茶産地としての宇治は名声を高めていくこととなった。

江戸時代になると茶の消費が増え、宇治の周辺地域に限らず広く南山城地方で茶の栽培が行われるようになると、伝統的茶産地としての宇治で生産される茶は高級茶としての地位を確立することとなった。特に、茶の生産から加工流通全般にかかわる

「宇治茶師」は、特権的身分として御物茶師・御袋茶師・御通茶師などに階層化され、茶師の筆頭である茶師頭取は宇治代官をも務めていた。彼らが生産する茶は、徳川將軍家や各大名家あるいは禁裏や社寺へと供給されていった。

このほか、喫茶文化に影響を与えたこととして、江戸初期に黄檗僧圓元が渡来し、幕府により五ヶ庄の地に黄檗宗萬福寺が造営されたことがあげられる。圓元によって中国明



萬福寺境内

の文人に愛された茶葉を急須で煎じて飲む喫茶方法、すなわち煎茶法が伝えられ、萬福寺を中心とし煎茶文化が全国に発信され普及していった。当時、抹茶による喫茶法は茶の湯と結びつき、主に武士階層や公家など支配者階層に受け入れられていたが、煎茶法は庶民の文化人層に受け入れられ親しまれるようになっていった。

また江戸時代は庶民の社寺参詣が流行した時代であった。宇治は都の名所の一つとして知られるようになり、全国から人が訪れるようになった。宇治橋近くの川岸には水運関係者によって旅館が立ち並び、宇治川の舟遊びは名物の一つであった。

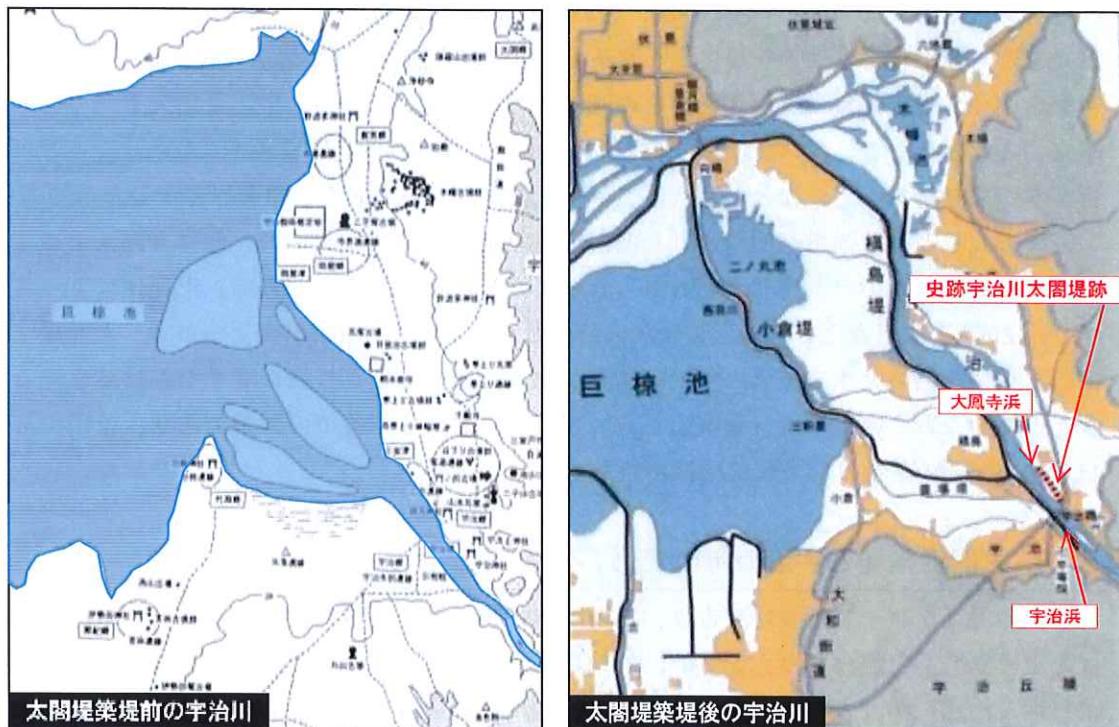


図 1-15 太閤堤と宇治川の川筋変化

豊臣秀吉の築堤は、楕島堤・小倉堤が基本であり後に菌場堤が造られた。楕島堤により川筋を伏見まで延長させ、小倉堤の上に奈良街道を設けて奈良から直接伏見への経路を開拓した。

3-5 宇治の近代化

江戸幕府の滅亡により、徳川將軍家や大名などによる茶道及び近世身分制度と深く結びついて維持されてきた宇治茶師体制は終わりを告げ、茶の湯に用いる碾茶自体も大きく需要を減じることとなった。ただし、近代化の中で茶は明治初期の日本の輸出產品として生糸に次ぐものとなっていた。輸出用の茶は煎茶であったため、宇治においても従来の碾茶だけではなく玉露等の高級煎茶の生産が活発化していった。この状況を背景にしながら、茶業は身分制度に依存しない新たな茶商の台頭を促しつつ近代的な体質へと転換が行われて

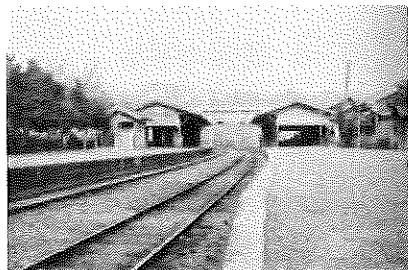


近代化された製茶乾燥機と冷釜
(大正4年刊『京都府久世郡写真帖』より)

といった。

しかし、この輸出好景気は茶葉に粗悪品が混じる事態を招き、輸出が退潮を見せることとなつた。このため、行政と生産者とで茶の品質管理に取り組むようになり再び輸出を回復することになった。大正14年（1925）には京都府立茶業研究所が設立され、宇治茶製法の改良や茶樹の品質改良が推進されるようなり、更には製茶工程の機械化などの技術革新によって宇治茶製造は近代的な生産体制へと発展していった。

宇治の近代化を推進した原動力に鉄道の敷設がある。明治20年（1887）私設鉄道条例が公布され、全国的に私鉄鉄道の建設が始まった。京都と奈良を結ぶ鉄道は奈良鉄道株式会社によって計画され、京都から宇治を通り奈良へと至る路線として建設された。現在のJR奈良線であり、全線の開通は明治29年（1896）のことである。宇治停車場は、町の北側に接して設けられた。現在のJR宇治駅である。この鉄道は旅客のみならず、茶を始めとする物資や陸軍黃檗彈薬庫の軍事物資も運送していくことになる。奈良鉄道の国有化は明治41年（1908）である。また大正2年（1913）には、旅客運送に特化した新たな鉄道が宇治川東岸沿いに建設された。現在の京阪電鉄宇治線であり、終着として宇治橋東詰めに宇治駅が設置されている。



奈良鉄道宇治停車場

（大正4年刊『京都府久世郡写真帖』より）

このような鉄道の整備は、宇治の観光に大きく寄与することになり、前時代にまして来訪者が増えるようになった。この近代観光化に対応するため、宇治保勝会（明治35年）や宇治郡史蹟保存会（大正5年）などの団体が設立され行政と連携しながら名所の顕彰、観光施設の整備、歴史的遺産の保護などが推進されるようになった。また平安時代以来の宇治川の舟遊びは、宇治川の自然美と歴史文化遺産を巡る宇治川ライン遊覧として好評を博し、まさに「遊覧都市宇治」を目指した動きが推進された。大正15年（1926）には鵜飼の復活、昭和に入ると塔ノ島での宇治川先陣碑の設置、茶祭の開催などが行われた。宇治はこれら諸行事と宇治川に育まれた風物のほか、春は平等院の藤、初夏は琴坂の山吹、夏は朝顔園のみごとな朝顔、秋は興聖寺の萩と上流山間にかけての紅葉というような、四季折々の花が多くの人々を誇り、一年を通して観光客で賑わう町となっていた。



舟遊び 絵はがき部分より（大正期）

遊覧で賑わう宇治川にも、近代化の波が及んでいった。明治20年（1887）頃から全国の地方都市では電気事業が始まっている。当時、発電の基本は水力であったが、送電能力の低さに起因して都市の近辺に水力発電所を建設することが基本であった。豊かな水量を誇る宇治川の水力発電は、明治中ごろから検討が始まり、大正2年（1913）に宇治上神社南に宇治川電気株式会社の宇治発電所が建設された。この発電所は改修されながら今も発電を続けている。更に大正13年（1924）になると、宇治川上流にダム式の志津川発電所が完成した。



宇治川電気株式会社宇治発電所
絵はがき部分より（大正期）

このような近代鉄道網の整備や地元での水力発電による電力供給の確保、そして豊かな地下水資源に導かれて、現在のJR宇治駅の北側に大規模な日本レイヨン宇治工場が建設されたのは大正15年（1926）のことである。この近代的な繊維工場は操業当初から1,000人以上の工員を擁すもので、工員用の寮も建設された。昭和13年（1938）の宇治町の人口は12,000人となっており、日本レイヨン操業前と比べると倍増している。宇治茶と歴史・遊覧の町に、近代繊維産業の顔が加わることとなった。

3-6 戦後の宇治

太平洋戦争中は低迷していた宇治茶生産は、戦後の復興の中で戦前の活況を回復していったが、昭和40年代から京都・大阪のベットタウンとしての住宅開発が始まる中で、市域に広く展開していた茶園の減少が急速に進むようになった。また日本レイヨン宇治工場の生産も戦後の需要に合わせて拡大を続け、工員数は昭和39年（1964）で6,000人となりピークを迎える。

その後、日本レイヨンは昭和44年（1969）にニチボウと合併し、現在はユニチカ宇治工場となっている。

戦後、宇治川の環境も大きく変わることとなった。昭和28年（1953）に京都南部は折からの豪雨で大水害に見舞われた。宇治川堤防が決壊し、宇治でも平野部が広範囲にわたって冠水する被害を受けている。南山城大水害である。宇治川の治水を進めるため志津川発電所のすぐ上流に天ヶ瀬ダムが建設され、昭和39年（1964）から貯水が開始された。このダム建設によって、宇治川渓流部の奇岩奇石のいくつかは水没することとなり、宇治川ラインの遊覧も終焉した。またダム湖は鳳凰湖と名付けられ、新たな観光名所となった。

宇治川の変化とともに、戦後教育や観光スタイルが変化すると、宇治の観光の内容も大きく変わっていくこととなる。観光客は宇治の遊覧から平等院への一極集中化である。平等院は江戸時代から名所の古社寺として多くの人々が訪れていたが、あくまでも宇治遊覧における一つの名所という位置付けであった。しかし、宇治川ライン遊覧の終焉と奈良・京都への修学旅行の一般化や、昭和29年（1954）の鳳凰堂の十円硬貨デザイン採用が背景となり、宇治の観光が平等院拝観へと単純化し、来訪者の急増をもたらしたと考えられる。現在は、かつてのように宇治川両岸沿いの様々な文化遺産を訪ねる人が増え始め、一時期のような集中化は緩和されつつある。

このような、宇治全体への観光客誘導を再び促している要因の一つに、世界遺産を始めとする新たな文化財の価値化がある。平成6年（1994）「古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）」が国内で3件目の世界文化遺産に登録された。この世界遺産の構成資産の中に、宇治市では平安王朝文化を代表する平等院と宇治上神社が含まれることとなった。宇治川を挟んだ平等院と宇治上神社がともに世界遺産となったことが、宇治川両岸に再び意識が向くきっかけになった。



舟遊び（昭和30年）



宇治川天ヶ瀬ダム

また平成16年（2004）に文化財保護法の一部が改正され、文化財の新たな類型として「文化的景観」の制度ができた。この法改正に伴い、本市は山紫水明の宇治川を骨格として、平等院に代表される平安時代以来の歴史が積み重なり、宇治茶の生産から販売までの一連の生業が営まれる宇治地区を対象に調査を行い、この成果をもとに国に申出を行い、平成21年（2009）2月に重要文化的景観「宇治の文化的景観」として選定された。都市の文化的景観としては第1号の選定となっている。

更に平成19年（2007）の夏に、京阪宇治駅西側の宇治川近くで土地区画整理事業に伴って行われた発掘調査で、宇治川太閤堤跡の一部が当時の姿のままで発見された。太閤堤とは、豊臣秀吉が伏見城築城に伴い、文禄3年（1594）に諸大名に命じて築堤させた総延長10km以上に及ぶ堤防施設のことである。今回発掘調査されたものは総延長400mほどであり、治水施設がその性格上、すぐに破損し形を変えていくのに対して、発掘された遺跡は造られてほどなく、洪水砂によって埋没したため、当時の姿をよく保っている。このため、平成21年（2009）7月に国の史跡に指定され史跡整備と活用に向けて取り組むことになった。史跡宇治川太閤堤跡は公園と一体的に整備されて、令和3年（2021）にお茶と宇治のまち歴史公園として開園した。

水害対策として、宇治川塔ノ島地区で洪水時の流下能力向上を目的とした河道掘削や護岸整備などを歴史的・文化的景観と調和する河川整備を平成21～30年度に行った。この整備は、2022年度グッドデザイン賞を近畿で初めて受賞するとともに、グットフォーカス賞にも選出され評価された。

このような、新たな地域の文化財の価値化と整備は、今後の観光の活性化のみならず持続的な地域の発展に関して重要な役割を演じていくことになるものと考えられる。

3-7 宇治の歴史年表

表1-3 宇治市略年表

年代		事項
弥生時代	前半	・神明・石塚・巨椋神社境内・菟道西隼上り・広野町一里山などの遺跡が成立した
	後期	・小倉町神楽田遺跡が成立した
1～2世紀		・大和に小国家が分立し、山代国に兄国・弟国・許国が成立した
	垂仁3	・新羅の王子天日槍、宇治川を経て近江を行った
4世紀		・久津川古墳群が造り始められ、宇治一本松古墳が造られた
5世紀		・中期には大和統一王権の直属地である宇治県・栗隈県などが成立した
	仲哀元	・越國の白鳥を朝貢する使者、宇治川畔に宿泊すると伝える
	応神6	・天皇、菟道野を過ぎ「葛野国詠めの歌」を詠んだ
	40	・菟道稚郎子、皇太子となり、異母兄大山守命を宇治川に沈めたとされ、菟道宮に住んで「宇治天皇」と呼ばれたと伝える



宇治川太閤堤跡（史跡）の発掘調査現地説明会

年代		事項
5世紀	後半	・この頃、宇治川東部古墳群が造り始められ、二子山古墳が造られた
646	大化2	・大化改新の詔、この年、宇治橋が初めて架けられた
7世紀	後期	・この頃、大鳳寺・広野廃寺などが建立された
784	延暦3	・長岡遷都、このころ山背国府が相楽郡から葛野郡に移転した
794	〃13	・平安遷都、山背国が山城国と改称された
797	〃16	・文室波多麿に命じて宇治橋を架けさせた
814	弘仁5	・嵯峨天皇が栗前野に遊獵し、明日香親王の宇治別業に行幸した
930	延長8	・この年、山城国司に宇治離宮社を造営させた
998	長徳4	・この頃、藤原道長が源重信夫人から宇治院を買得した
1005	寛弘2	・木幡三昧堂（淨妙寺）の落慶法要が営まれた
1021	治安元	・この頃までに『源氏物語』が完成した
1048	永承3	・宇治・桂の鵜飼人が藤原頼通の高野山参詣に随行した
1052	〃7	・頼通、宇治別業を平等院とし、この年、末法の到来が信じられた
1053	天喜元	・平等院鳳凰堂が建立された
1087	寛治元	・白河上皇が平等院に御幸し、泉殿・富家殿に立寄った
1102	康和4	・白川金色院が落慶し、法要が営まれた
1133	長承2	・宇治離宮祭の名の初見とされる
1158	保元3	・後白河上皇が平等院に御幸した
1180	治承4	・以仁王・源頼政らが、平氏の軍と宇治で戦って敗死した
1184	寿永3	・源義経により木曾義仲の軍が宇治川で敗れた
1192	建久3	・聖護院宮聖惠が淨妙寺別当となり、淨妙寺が藤原氏のもとを離れた
1203	建仁3	・後鳥羽上皇が、僧慈円に命じて宇治御所を造営した
1221	承久3	・北条泰時の軍により後鳥羽上皇の兵が宇治川で敗れた（承久の乱）
1232	貞永元	・宇治五ヶ庄に茶を植えたと伝わる僧高弁（明恵）が没した
1286	弘安9	・叡尊が宇治橋を再興し、浮島十三重塔を建立した
1336	建武3	・楠木正成が、足利尊氏の軍と宇治川に戦って、宇治の町を焼いた
1356	延文元	・宇治川の洪水により浮島十三重塔が損壊し、楳島の大半が流失した
15世紀前半		・この頃、伏見・楳島・笠取・畠郷・伏見・炭山などの間にしばしば争論がおこった
1460	長禄4	・この年、三室戸寺・白川金色院が焼けた
1483	文明15	・畠山義就方の齊藤彦次郎が、宇治に放火し、市街の大半を焼いた
1485	〃17	・山城国人が集会を開き、両畠山軍を山城国から撤退させることを定めた（山城国一揆）
1486	〃18	・山城国人が平等院に集会して、国中の掟を定めた
1489	延徳元	・三室戸寺が再建され、落慶供養が行われた
1493	明応2	・稻八妻城が攻略されて、山城国一揆が消滅した
1556	弘治2	・三好長慶が、宇治橋を造営した
1562	永禄5	・この年、五ヶ庄許波多神社の本殿が造営（再建）された
1573	天正元	・織田信長が、足利義昭の拠った楳島城を攻略し、室町幕府が滅亡した
1593	文禄2	・伏見指月の新城が完成し、秀吉が入城した
1594	〃3	・前田利家らが宇治川の堤を築き、この年、秀吉が宇治橋を撤去したと伝う
1596	慶長元	・大地震によって伏見城が崩壊し、宇治付近が災害を受けた
1599	〃4	・この年、家康が宇治橋を造営した
1606	慶長11	・宇治郷代官上林久茂没し、徳順勝永がその職を継いだ
1623	元和9	・三室・志津川の両村が、禁裏御料となつた
1633	寛永10	・幕府が徒歩頭に宇治採茶使を命じた（御茶壺道中の開始）
1636	〃13	・上林峯順らが奉行となり、宇治橋が造替された
1648	慶安元	・淀城主永井尚政が、宇治に興聖寺を建立した
1661	寛文元	・萬福寺の造営が開始され、隱元が入寺した
1698	元禄11	・宇治郷に大火があり茶園10町・家屋550余戸が焼け、平等院大門・蔵勝庵など類焼した
1719	享保4	・宇治郷代官上林門太郎が改易（享保6年に赦免される）

年代		事項
1738	元文 3	・永谷宗円が、宇治製煎茶の製法を発明した
1743	寛保 3	・上林氏による宇治郷支配が中断した
1756	宝暦 6	・宇治川大洪水、浮島十三重塔が倒れ、観流亭・橋姫社・上林門太郎屋敷などが流失した
1800	寛政 12	・上林六郎久忠が宇治郷代官となり、上林家による統轄が復活した
1818	文政元	・三室戸寺本堂が造替され、本尊の開帳が行われた
1835	天保 6	・このころ、市内の各地で玉露が創製された
1843	〃 14	・上林久賢が代官を免じられ、宇治郷支配が上林氏の手から離れた
1867	慶応 3	・幕府が宇治の天領を禁裏御賄御料に振り替えた
1869	明治 2	・上林家が知行地を京都府に引き渡した
1872	〃 5	・五ヶ庄村に火薬庫が設けられ、火薬の移送が開始された
1874	〃 7	・淀川改修工事が開始された（明治 21 年終了）
1881	〃 14	・宇治郷の中心部を宇治町と呼ぶことに改められた
1888	〃 21	・市町村制が公布され、宇治市域の 19 町村が 1 町 5 村に統合された
1896	〃 29	・奈良鉄道の桃山・玉水間が開通し、木幡・宇治・新田の各駅が設けられた
〃	〃	・再び淀川改修工事が始められた（明治 43 年完工）
1905	〃 38	・平等院鳳凰堂の修理が始められた（明治 41 年竣工）
1907	〃 40	・福田海によって浮島十三重塔の復元が着手された（明治 41 年完成）
1911	〃 44	・南郷・宇治間の宇治川に通船が開始された（大正 9 年まで継続）
1913	大正 2	・京阪電鉄（株）宇治線が開通し、宇治町が町営電気事業の営業を開始した
1924	〃 13	・大峰ダムが竣工し、志津川発電所が送電を開始した
1925	〃 14	・宇治町に京都府立茶業研究所が設立された
1926	〃 15	・日本レイヨン（株）が創立された
1928	昭和 3	・奈良電鉄（現近鉄京都線）が開通した
1933	〃 8	・巨椋池干拓事業の起工式が行われた（昭和 16 年完成）
1936	〃 11	・宇治橋が鉄筋コンクリートの永久橋として架設された
1943	〃 18	・宇治町営電気事業が関西配電（株）に統合された
1951	〃 26	・宇治市が誕生した。人口 38,231 人
1953	〃 28	・豪雨により宇治川左岸が決壊、巨椋池干拓地一帯が浸水した
1957	〃 32	・昭和 25 年から行われていた平等院鳳凰堂の解体修理が竣工した
1964	〃 39	・天ヶ瀬ダムが竣工した
1967	〃 42	・喜撰山揚水ダム工事が始まった（昭和 45 年完成、発電開始）
1988	〃 63	・国道 1 号京滋バイパスが開通し、市内に 4 つのインターチェンジが整備された
1994	平成 6	・平等院、宇治上神社が世界遺産登録された
1996	〃 8	・歩道の整備等道路拡幅のため、宇治橋が架け替えられた
1998	〃 10	・源氏物語ミュージアムが開館した
2001	〃 13	・JR 奈良線宇治駅 - 新田駅間が複線化された
2004	〃 16	・京都市営地下鉄東西線が宇治市六地蔵まで延伸し、地下鉄六地蔵駅が開業した
2009	〃 21	・宇治の文化的景観が重要文化的景観に選定された
〃	〃	・宇治川太閤堤跡が国史跡に指定された
2015	〃 27	・「日本茶 800 年の歴史散歩」が日本遺産に認定された
2017	〃 29	・松殿山荘の建造物 12 棟が重要文化財に指定された
2018	〃 30	・宇治古墳群（二子山古墳・二子塚古墳）が国史跡に指定された
〃	〃	・宇治山が名勝に指定された
〃	〃	・塔ノ島地区宇治川改修事業の完了（グッドデザイン賞受賞）
2021	令和 3	・お茶と宇治のまち歴史公園が開園した
2022	令和 4	・宇治茶の生産・販売用具が国の登録有形民俗文化財に登録された
〃	〃	・天ヶ瀬ダム再開発事業の完了

3-8 宇治市の歴史と関わりのある人物

(1) 菴道稚郎子（古墳時代）：宇治上神社・宇治神社

菟道稚郎子は、木幡出身の母を持つ応神天皇の息子で、皇位継承の有力候補として『日本書紀』に描かれており、この地に宮を構えたことが地名の起源であるという説話も記されている。宇治上神社・宇治神社の祭神として信仰されている。



宇治上神社



宇治神社

(2) 道登・道昭（7世紀（飛鳥時代））：宇治橋

道登は、元興寺の僧であり、橋寺放生院にある宇治橋断碑（重要文化財）には大化2年（646）に道登が宇治橋を架けたことが記されている。一方で、『続日本紀』には宇治橋を架けたのは道昭だという記述があるため、宇治橋を初めて架橋した人物は不明である。



宇治橋

(3) 紫式部（平安時代中期）：宇治十帖の古跡

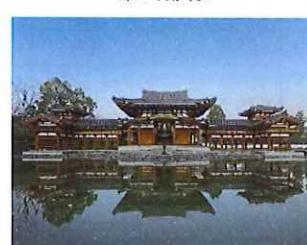
紫式部は、藤原道長の娘彰子に仕え、光源氏を主人公に恋愛模様を描いた『源氏物語』を著した。『源氏物語』全編54帖のうち最後の10帖は、主要な舞台が宇治の地であることから「宇治十帖」と呼ばれている。



紫式部像

(4) 藤原頼通（992～1074）：平等院

藤原頼通は、宇治川西岸に別業を構えた藤原道長の息子で、永承7年（1052）に宇治別業を平等院に改修した。



平等院

(5) 藤原寛子（1036～1127）：白川金色院跡

藤原寛子は、藤原頼通の娘で、後冷泉天皇の皇后となった。白川金色院を康和4年（1102）に創建したことが伝えられる。



金色院惣門

(6) 明惠 (みょうえ) (1173~1232) : 駒蹄影園碑

明恵は、高山寺の僧で、鎌倉時代前期に栄西からもらいうけた茶種を宇治に伝えた。初めて宇治に茶の木を植えたとされるのが、駒蹄影園碑のある萬福寺の門前である。



駒蹄影園碑

(7) 翠尊 (えいそん) (1201~1290) : 浮島十三重塔

翠尊は、西大寺の僧で、弘安9年（1286）に竣工した宇治橋の再興を監督した。宇治橋の再興は、網代^{※1}の全面的撤廃と引き換えに行われ、2年9ヶ月を要する大工事であった。網代などの漁具は埋められ、魚の供養のために浮島十三重塔を建立した。



浮島十三重塔

(8) 豊臣秀吉 (とよとみひでよし) (1537~1598) : 宇治川太閤堤跡

豊臣秀吉は、天下統一を果たした戦国武将で、茶の湯を好んだ人物である。宇治茶を庇護しており、宇治川の水を汲んで茶会を開いたという故事が伝えられている。伏見城築城の際は、宇治川の付け替えなど大規模な治水工事を行い、太閤堤を築堤した。



宇治川太閤堤跡

(9) 永井尚政 (ながい なおまさ) (1587~1668) : 興聖寺

永井尚政は、江戸幕府2代将軍徳川秀忠の老中を務め、晩年には淀藩主となった人物である。父直勝と自らの菩提寺とするために、曹洞宗の僧である万安英種禅師を迎えて、伏見の深草にあったが廃絶していた興聖寺を現在の宇治川右岸に再興した。



興聖寺

(10) 隠元 (いんげん) (1592~1673) : 萬福寺

隠元は、中国明から渡来し、萬福寺を開創した。インゲン豆や孟宗竹などの食材、煎茶法、普茶料理等の文化を日本に伝えたと言われる。



萬福寺

4. 文化財等の分布状況

4-1 宇治の文化財

宇治川を中心とした歴史が続く本市では、世界遺産の平等院や宇治上神社を含む多くの文化財が存在している。令和5年(2023)3月末現在、本市には国指定・選定・登録の文化財が57件あり、そのうち国宝が9件含まれる。京都府指定・登録の文化財は30件、宇治市指定の文化財は56件である。

このほかに、文化財を支える技術（選定保存技術）や、文化財の周辺環境の開発を規制する区域（文化財環境保全地区）の設定など、文化財の継承に必要な技術や環境の保護も、同時に取り組んでいる。

表1-4 指定等文化財件数（令和5年(2023)3月末現在）

	区分	種類	国		府		市	合計
			指定・選定 ()は国宝数	登録	指定	登録	指定	
文化財の類型	有形文化財	建造物	14(3)	0	11	3	4	32
	文化財	美術工芸品	34(6)	0	9	0	47	90
	無形文化財		1	0	0	0	1	2
	民俗文化財	有形の民俗文化財	0	1	0	0	0	1
	文化財	無形の民俗文化財	0	0	1	0	1	2
	記念物	遺跡	4	0	2	0	2	8
		名勝地	2	0	4	0	0	6
		動物、植物、地質鉱物	0	0	0	0	1	1
		文化的景観	1					1
	合 計		56(9)	1	27	3	56	143
その他	選定保存技術							0
	文化財環境保全地区※				2			2

※国指定の記念物の物件件数としては計5件。同一の物件（平等院庭園）が史跡と名勝、それぞれの指定をうけている。

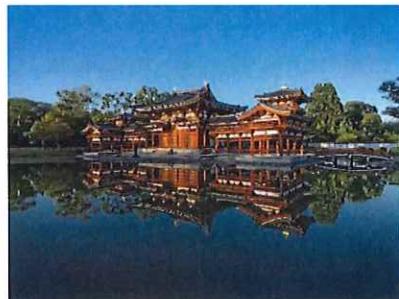
※文化的環境保全地区：府指定・登録された有形文化財・記念物の保存のために、土地の区画・形質の変更や木竹の伐採などを規制する地区

(1) 国の指定等文化財

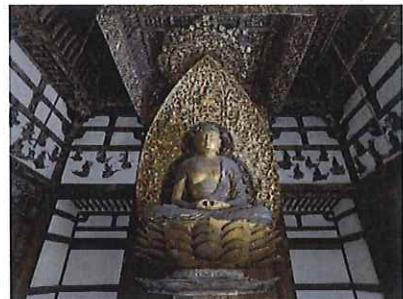
本市における国の指定等文化財の特徴として、平安時代の王朝文化を伝える文化財がまとまっていることがあげられる。国宝の平等院鳳凰堂や宇治上神社本殿は、平安時代を代表する文化財として全国的に知られている。また内訳をみると国の指定等文化財で最も多い美術工芸品は、平等院や白川地蔵院などの社寺が所蔵する平安時代の仏像などが主だったものである。

①平等院鳳凰堂 4棟（中堂・両翼廊・尾廊）（国宝（建造物））・平等院庭園（史跡・名勝）

藤原頼通が父道長から譲り受けた別業「宇治殿」を寺として、天喜元年（1053）に阿弥陀堂を建てたのが鳳凰堂である。浄土庭園である平等院庭園と一体となっている。堂内の定朝作の木造阿弥陀如来坐像や天蓋、梵鐘も国宝である。



平等院鳳凰堂（平等院提供）



木造阿弥陀如来坐像（平等院提供）

②宇治上神社本殿・宇治上神社拝殿（国宝（建造物））

明治初期まで下手にある宇治神社とあわせて宇治離宮明神と称した。本殿の建立年代は細部の手法から12世紀前期と推定され、神社建築として日本最古の遺構である。拝殿は、鎌倉時代前に伐採された檜が使用されており、鎌倉時代の優れた建物遺構である。



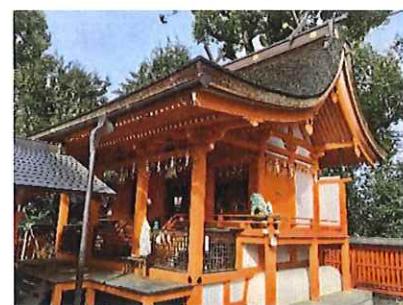
宇治上神社本殿（国宝）



十八神社本殿（重要文化財）

③十八神社本殿（重要文化財（建造物））

もとは三室戸寺の鎮守として建てられたもので、明治維新のときに分離して独立の神社となった。三間社流造で、室町時代の長享元年（1487）に建立されたものである。



許波多神社本殿（重要文化財）

（写真：許波多神社提供）

④許波多神社本殿（重要文化財（建造物））

許波多神社は、延喜式内社で、柳大明神と称され柳山に所在していた。しかし、柳山付近が明治8年（1875）に旧陸軍の火薬庫建設地になったため、御旅所であった現在地に移ったものである。現在の本殿は、三間社流造で内陣厨子に「永禄3年（1562）」の墨書銘があることから、室町時代に造営（再建）されたことが分かっている。

⑤淨土院養林庵書院（重要文化財（建造物））

各所に桃山時代の特徴が現れており、伏見城から移したものと伝えられているが定かではない。平等院塔頭淨土院内にあり、檜皮葺の一重入母屋造である。藤花の透板彫の雄大な意匠の欄間が桃山時代の優れた芸術性を物語っている。

⑥萬福寺 16 棟（大雄寶殿・法堂・天王殿・斎堂・禪堂・伽藍堂・祖師堂・鐘樓・鼓樓・三門・總門・東方丈・西方丈・祠堂・大庫裏・威德殿）（重要文化財（建造物））

萬福寺は中国僧隱元が開いた黃檗宗の總本山で、中国明朝の建築様式を基本としている。諸堂宇の建立は、寛文元年（1661）から始まり、宝永年間に伽藍が完成した。



萬福寺大雄寶殿

⑦浮島十三重塔（重要文化財（建造物））

宇治橋再建の供養塔として、弘安 9 年（1286）に叡尊が建立した石造の十三重塔。いく度かの修理がなされており、現在のものは明治 41 年（1908）に福田海が再興したものである。現存石造塔の中で第一位の高さを誇る。



浮島十三重塔

⑧宇治川太閤堤跡（史跡）

京都盆地東部に流れ出る宇治川の右岸に、豊臣秀吉が伏見城築城を契機として行った淀川水系の治水工事に伴って築造した堤跡である。豊臣秀吉が淀川水系の治水・交通に関する施策と土木技術を具体的に示す遺跡として極めて重要な遺跡である。



宇治川太閤堤跡

⑨宇治山（名勝）

宇治山は、宇治川右岸の仏徳山や朝日山などを含む丘陵地の総称である。『古今和歌集』所収の喜撰法師の「わが庵は都のたつみ然かぞむ世をうぢ山と人はいふなり」や、『新古今和歌集』所収の藤原公実の「ふもとをば宇治の川霧たちこめて雲居に見ゆる朝日山かな」など、古来より数多くの和歌が詠まれている。

⑩宇治の文化的景観（重要文化的景観）

宇治川に代表される自然景観を骨格としながら、重層的に発展した市街地とその周辺に点在する茶園によって構成される茶業に関する独特的の文化的景観である。宇治川左岸に発展した市街地は、格子状を基本とする構成と平等院の旧園路に沿って展開する密集した居住形態を特徴とする。

(2) 京都府の指定等文化財

京都府の指定等文化財は、社寺建築や美術工芸品が多いことが特徴で、その分布は奈良街道沿いにまとまっている。建造物の指定は江戸時代のものが中心で、三室戸寺には5件ある。また萬壽院客殿・開山堂や獅子林院開山塔などの建造物は、京都府史跡萬福寺境内と重なっている。登録有形文化財建造物は、いずれも江戸時代の社寺建造物である。

京都府条例で定められた文化財環境保全地区として、下居神社境内と背後の山を含む興聖寺境内の2地区が指定され、文化財と一体となった鎮守の森や境内地などの環境保全が図られている。

①三室戸寺 1棟1基（本堂・三重塔・旧本堂墓股）（有形文化財（建造物））

三室戸寺は、本山修験宗の単立寺院で、西国三十三所観音靈場の第十番札所にあたる。本堂は、一重もこし付の禅宗様仏殿風の外観で、細部に禅宗様の特徴を多く示している。棟札から文化11年（1814）に上棟したことが分かる。三重塔は、元禄17年（1704）に兵庫県佐用郡佐用町で建立されたものである。



三室戸寺（本堂）

②萬壽院 4棟（客殿・開山堂・庫裏・表門）（有形文化財（建造物））

萬壽院は、中国の僧隱元が開いた萬福寺の塔頭で、延宝3年（1675）に建立された。客殿は、黃檗宗客殿に独特の形式を持ち、完存する塔頭建築としては最も古い部類に属する。庫裏は、改造があるものの現存する本格的な萬福寺塔頭庫裏遺構として唯一のものである。

③獅子林院開山塔（有形文化財（建造物））

獅子林院開山塔は宝永2年（1705）に造営され、獅子林院を創建した独湛の遺骸が納められているという。太鼓型石造礎盤や墓股風の蓑束など、黃檗独自の意匠や手法が多くみられる。



宝蔵院開山塔

④宝蔵院開山塔（有形文化財（建造物））

宝蔵院開山塔は天和2年（1682）頃に建立されたと考えられており、宝蔵院を創建した鉄眼の六角石幢及び宝洲が納められている。萬福寺山内にある建物の多くは黃檗風といわれる独特の意匠を採用しているが、当建築にはほとんどみられない。



興聖寺 琴坂

⑤興聖寺庭園及び琴坂（名勝）

興聖寺は曹洞宗の寺院で、宇治川右岸、仏徳山の南麓に位置する。四足の石柱門から山上の山門まで一直線に続く琴坂は、紅葉の名所として知られている。前庭は、庫裏及び僧堂で両側を限られた正方形に近い枯山水の平庭である。

⑥宇治茶手もみ製茶技術（無形民俗文化財）

手もみ製法は、元文3年（1738）に宇治田原町の茶農だった永谷宗円が発案したものである。近世以降技術伝承されている宇治茶手もみ製茶技術は、京都府宇治茶製法手もみ技術保存会連絡会議の会員である各保存会によって伝承されている。



宇治茶手もみ製法

（3）宇治市の指定文化財

市指定文化財の内訳については、圧倒的に美術工芸品の数が多く47件が指定されており、平安時代の仏像を中心となっていることが特徴である。建造物は興聖寺伽藍など4件がある。特徴的なものに、無形文化財の宇治茶手もみ製法がある。

また分布状況を見ると、国指定や京都府指定の文化財と同じく奈良街道沿いに多く集まる傾向はみられるが、山間部の西笠取・東笠取・炭山地区や、低地部の広野・開・伊勢田地区など、市域全体に広がっているのが分かる。

①興聖寺伽藍 12棟（本堂・僧堂・庫裏・衆寮・浴室・楼門・薬医門（中雀門）・鐘楼・天竺殿・開山堂・知祠堂・秋葉大権現）（有形文化財（建造物））

興聖寺は曹洞宗の寺院で、宇治川右岸、仏徳山の南麓に位置する。禅宗様伽藍配置で、山門と法堂（本堂）が直線上にあり、法堂の左右に、僧堂・庫裏がある。法堂は、伏見城の遺構を用いて建立された。



厳島神社本殿

②厳島神社本殿（有形文化財（建造物））

厳島神社は、江戸時代には弁財天社と呼ばれ、元禄年間に現在地に移された。本殿は様式から元禄年間の建立であり、柿葺きの五間社流造である。



庵寺山古墳

③庵寺山古墳（史跡）

庵寺山古墳は京都府南部有数の大型円墳で、宇治丘陵から西にのびる支丘陵の西端部に立地する。家形埴輪や蓋型埴輪などの形象埴輪を含む多量の埴輪が出土している。

④宇治茶手もみ製法（無形文化財）

平成20年（2008）の「宇治茶手もみ製茶技術」の府指定より先に、昭和61年（1986）に「宇治茶手もみ製法」（保持団体：宇治茶製法技術保存協会）として市の無形文化財（工芸技術）に指定されている。

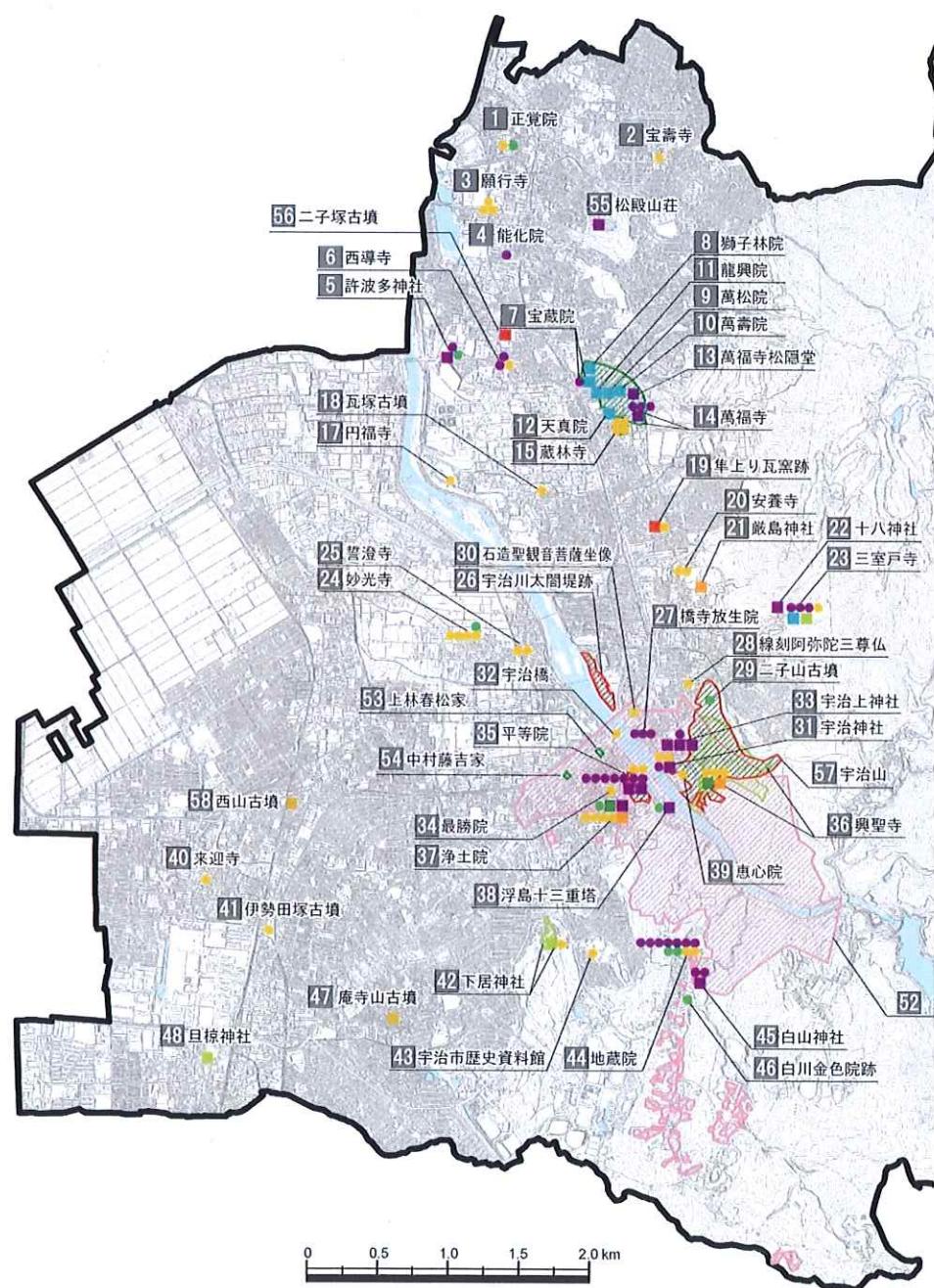




図1-16 指定等文化財分布図

(4) 主な未指定文化財

市内には指定文化財等以外に、地域の歴史を伝える様々な文化財がある。

①伊勢田神社本殿

伊勢田神社は、伊勢田村旧集落に位置する式内社である。巨樹が立ち並ぶ広い境内と長い参道は、当神社の景観を特徴づける。一間社流造の本殿は、17世紀前半の華やかな彫刻装飾の特徴を今に伝える。



伊勢田神社本殿

②許波多神社本殿（木幡）

許波多神社は宇治市の北部に位置する式内社である。明治14年(1881)に木幡北部の産土神を祀る田中神社が合祀される。境内には、一間社流造で銅板葺の本殿があり、その横に二間流造で銅板葺の田中神社本殿が建つ。いずれも江戸時代中期の端正で質の高い建物である。



許波多神社本殿（木幡）

③白川金色院跡

白川金色院跡は、白川にかつて存在していた寺院跡である。白川金色院は藤原寛子によって平安時代に建てられ、明治時代の廃仏毀釈によって廃絶した。現在の惣門から白山神社をつなぐ道を中心として、南北600m、東西200~300mの広範囲に広がっていたことが発掘調査によって判明している。

中世には「白川十六坊」と称された坊院の跡は棚田に変わり、集落に残る金色院惣門と灯籠が往時の姿を偲ばせる。



白川金色院跡

(5) 特產品、工芸品、菓子・料理等

宇治市の特產品、工芸品、菓子・料理等は、古くから宇治茶の名産地として育まれたお茶に関する文化や工芸品が特徴となっている。

①宇治茶

宇治茶は鎌倉時代の初めごろに、梅尾高山寺の明恵により宇治に伝えられたのが始まりとされている。室町時代には三代将軍足利義満が宇治に七つの茶園をつくり、その後、豊臣秀吉や徳川將軍家によって手厚く庇護され、宇治茶は高級茶の代名詞となった。

様々な栽培・加工方法があり、露天で栽培した新芽を蒸し、揉んでつくる「煎茶」、新芽に覆いをして直射日光を妨げて栽培する「玉露」、この茶葉を蒸して炉で揉まずに乾燥させる「碾茶」、碾茶を粉末状にした「抹茶」などがある。



市営茶室対鳳庵
でのお点前

②抹茶料理・抹茶スイーツ

抹茶は、かき氷に小倉あんと抹茶シロップをかけた「宇治金時」や茶団子などの抹茶スイーツにも活用されており、近年は人気店も増えている。市内には抹茶スイーツを提供するお店だけでなく、茶そばや抹茶豆腐など抹茶を使用した抹茶料理を出す料理屋もある。



茶団子

③普茶料理

普茶料理は、江戸時代初期に萬福寺の開祖である隱元が渡来してきた際に伝えられた中国風の精進料理である。^{あまね}普く大衆に茶を施すという意味の禅門の用語が由来である。二汁六菜を基本形とし、四人一卓で大皿を囲み、それを取り分けて食事をし、料理の前には煎茶が出される。日本の精進料理と異なり、植物油を使った調理を多用する。



普茶料理

宇治市内では、萬福寺や萬福寺周辺で飲食することができる。

④朝日焼

宇治川の東岸朝日山の麓には興聖寺と並んで朝日焼の窯元があり、現在も窯の火を守り、伝統を継承している。朝日焼は、永井尚政の財政的援助による開窯とされ、また小堀遠州の指導による窯であったことが知られている。朝日焼は高級茶陶の生産が主流で、寛永・正保期に一躍有名になった。その後、中絶した時期を経て、幕末期に再び復興した。幕末維新期の朝日焼は、急須・煎茶碗の生産が大半を占めており、煎茶の流行の中で順調に伸張していくと考えられる。



朝日焼（鹿背茶碗）

朝日焼は、その名が示すように、朝日山にちなんでつけられたものである。朝日山の土を用いた作品は、鹿の背のような絵柄の出た「^{かの}鹿背」や、ほのぼのとした朝日の情景を想わせる「暁師」な

ど、土の窯変から生まれる色模様が特徴である。現在も茶道具の茶器や宝瓶（急須）などを制作している。

⑤茶の木人形（宇治人形）

江戸時代後期に、茶師上林清泉によって創られたと言われる茶摘み姿の人形である。茶の木を材とした木彫り人形で、近年地元彫刻家によってその制作が取り組まれている。



茶の木人形

（6）世界遺産、日本遺産

①世界文化遺産：古都京都の文化財

平成6年（1994）12月に開催された第18回世界遺産委員会で、「古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）」が国内3番目の世界文化遺産に登録された。構成資産は、京都市に所在する賀茂別雷神社・賀茂御祖神社・教王護国寺・清水寺・醍醐寺・仁和寺・高山寺・西芳寺・天龍寺・鹿苑寺・慈照寺・龍安寺・西本願寺・二条城、宇治市に所在する平等院・宇治上神社、大津市に所在する延暦寺の計17件となっている。

延暦13年（794）に平安京が遷都されて以来、京都は日本の歴史の上で政治文化の中心的役割を果たしてきた。この京都の歴史を証明する古建築、庭園、美術工芸そして遺跡は、現在の行政区画を超えて広く残されており、そのうち17件が代表するものとして資産登録された。また世界遺産の登録に際しては、構成資産（コアゾーン）の周辺環境の保全を図る緩衝地帯（バッファゾーン）を設定しており、宇治市の場合、特別風致地区を緩衝地帯としている。

②日本遺産：『日本茶800年の歴史散歩』～京都・山城～

茶畠や茶道などお茶に関するストーリーで、平成27年（2015）4月24日に認定された。平成28年（2016）の追加認定を受けて、「お茶の京都」エリアの山城地域12市町村すべて（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）に構成文化財が存在することとなった。

宇治市内においては、興聖寺や萬福寺、茶陶「朝日焼」、通圓茶屋、中宇治のまちなみ、白川地区・小倉地区の茶畠など多くの構成文化財がある。

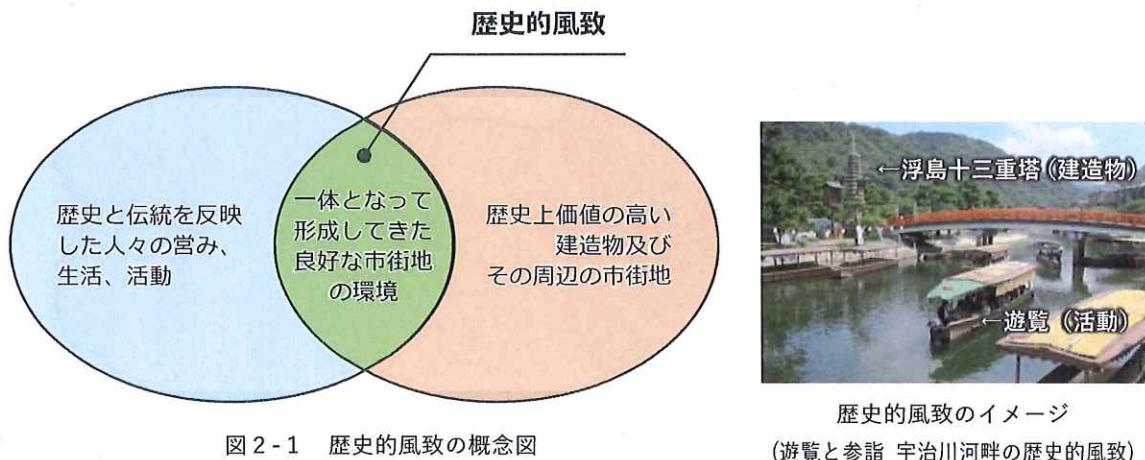
③日本遺産：1300年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼～

西国三十三所観音巡礼に関するストーリーで、令和元年（2019）5月20日に認定された。構成文化財は、和歌山県、大阪府、奈良県、京都府、兵庫県、滋賀県、岐阜県に分布する。

宇治市内においては、「三室戸寺と千手觀世音菩薩」が構成文化財となっている。

第2章 宇治市の維持向上すべき歴史的風致

「歴史的風致」とは、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）第1条において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。



1. 遊覧と参詣 宇治川河畔の歴史的風致	
2. 茶どころ宇治の歴史的風致	2-1 覆下茶園の歴史的風致
	2-2 お茶屋さんの歴史的風致
3. 宇治に伝わる祭礼の歴史的風致	3-1 大幣神事の歴史的風致
	3-2 離宮祭の歴史的風致
	3-3 白川白山神社の歴史的風致

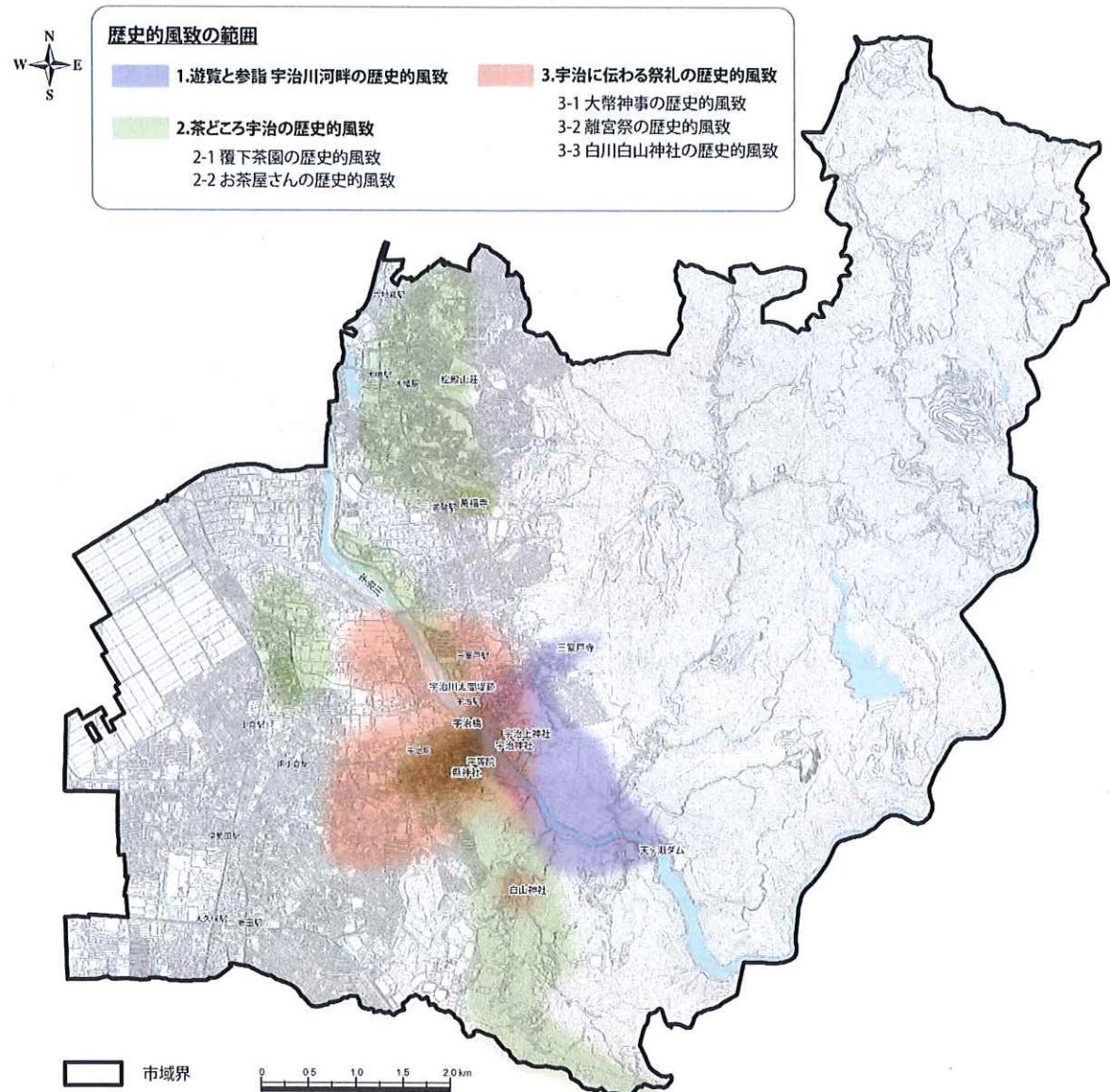


図2-2 宇治市の維持向上すべき歴史的風致の範囲

I. 遊覧と参詣 宇治川河畔の歴史的風致

(1) はじめに

宇治は平安京遷都とともに、都の南郊という地の利と宇治川を中心とする風光明媚な景観が貴族に愛され、別業が建てられるようになる。その始まりは『日本後記』弘仁5年(814)条にみえる桓武天皇皇子明日香親王の宇治別業であり、この後、皇族・貴族によって別業が建てられていく中で、宇治の個性が形成されていった。宇治での別業造営が大きく発展する契機になったのは、平安時代中期、時の権力者藤原道長が宇治川河畔に別業を求めてことによる(長徳4年(998)、『花鳥余情』)。以来、宇治は藤原一門の別業の地として多くの邸宅や仏堂が建てられ、都市的発展を遂げることとなる。この頃の記録を見ると、例えば『日本紀略』天慶9年(946)条にみえる朱雀上皇の宇治院御行幸や翌年の陽成上皇の行幸では、宇治の景色を楽しみながら近辺の山野で遊猟が行われている。また『蜻蛉日記』(安和元年(968))の作者藤原道綱母は、安和元年(968)やその後の奈良の初瀬参詣の途次に宇治を訪れ、宇治川の網代や鵜飼などの様子を興味深く見学している。この頃、宇治川の網代は平安宮清涼殿の障子に描かれ、紀貫之が「落積るもみじ葉みれば百年の秋のとなりは 網代なりけり」と詠じたように、宇治の紅葉と宇治川の網代は対となる景色として平安貴族の美意識にかなうものであった。

これらの点を踏まえると、彼らの宇治への興味は、単に美しい自然景観のみにあるのではなく、そこで営まれる都にはない田舎びた土地の風物を含みこんだ風情であったといえる。そして網代や紅葉のみならず、鵜飼、柴舟、水車、柳など宇治川の風景は、桃山時代に至り「柳橋水車」として工芸品を飾る風雅な意匠の一つとなっていく。

平安時代中期に紫式部によって書かれた『源氏物語』の中の宇治が、貴族の別邸が建てられ王朝文化が華開いた場所でありつつも、かたや寂しげで鄙びた土地として描かれるのは、この土地が彼らの審美眼にかなう四季折々の自然美を持ちつつ、都でもなく鄙でもない境界的空間として意識されていたためである。そしてこの都鄙中間的な土地柄が持ち合わせた、政治の中心である都には求め得ない、ある種の自由さが、貴族の別業文化を一層醸成させ、後世にわたって宇治の個性を育てていく原点となった。

近世以降においても、宇治川河畔は行楽の名所であった。『閑窓筆記』(文政7年(1824))では、瀬田石山付近から平等院まで河中を歩き、大岩や岩穴を見物したという記録がある。また、『雲錦隨筆』(文久2年(1862))では、京摂の騒人墨客が宇治川の奇岩・奇石を見物に来たという記録があり、『宇治川両岸一覧』(文久3年(1863))では、宇治川上流についての記載がみられる。

宇治川には様々な奇岩があり、「亀石」などの宇治川中の奇岩奇石も江戸時代から名所に加わった。首井塘雨が記し

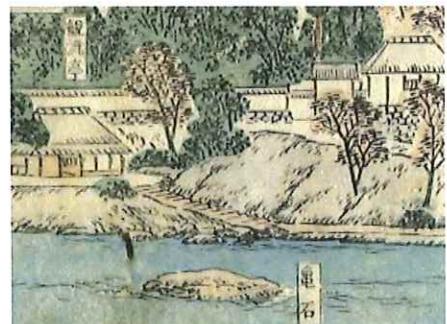


図2-3 亀石『宇治川両岸一覧』
(江戸後期)



亀石

た紀行である『笈 埃隨筆』(江戸時代)には、「亀石、梅見淵、行燈岩、鍋居淵、米炊、重岩、会石、紅葉淵、不動岩、千束岩、泉水出岩、あせ岩等」の存在が記されている。『宇治川両岸一覧』(文久3年(1863))や『宇治名勝御案内付宇治川ライン』(昭和5年(1930))にも亀石の存在が確認でき、現在、宇治の観光客が一般的に訪れる宇治川周辺の観光案内図とほぼ同じ内容の記載がされるようになった。

宇治川に架かる宇治橋も、『続日本紀』や『万葉集』などの文献に登場してから宇治を表すものとして絵図や物語にたびたび登場する。

宇治は古代から東国へ向かう玄関口として重要な地ということが、『古事記』、『万葉集』の記述から読み取れる。しかし、宇治川の流れが速く、容易に渡れないことから宇治橋が架けられた。

『宇治橋断碑』には大化2年(646)に宇治橋が架けられたとあり、『日本書紀』に天武天皇8年(679)までの十数年の間に架けられたと記載されていることから、宇治橋が初めて架けられたのは少なくとも飛鳥時代と考えられる。また、『続日本紀』での壬申の乱の記述の中で、宇治橋が登場している。

架橋後、洪水や戦火によってたびたび失われてきたが、その都度修復や架け直しが行われた。『宇治川両岸一覧』(文久3年(1863))にもその姿が描かれている。現在の宇治橋は平成8年(1996)に架け直されたものである。

現在の宇治橋の規模は全長155.4m、幅員26.5m、橋脚数が6本で躯体の大部分がコンクリート製で木製の欄干と桁隠しを持つ。木製の欄干と桁隠しでかつての面影をしのばせ、歩道部分に植栽された茶の木が、橋を利用する人々の目を楽しませる。また、欄干に擬宝珠、上流側へ張り出す三の間を持つという特徴がある。

擬宝珠は、鎌倉時代末期に完成した『石山寺縁起』に宇治橋が描かれており、擬宝珠の存在が確認できる。現在の宇治橋擬宝珠のモデルは、宇治橋の現存最古の擬宝珠である、寛永13年(1636)架橋時に設置されて享保9年(1724)まで使用されたものである。

三の間とは、宇治橋の上流側西詰から3本目の柱間に設けられた張出のこと、ここで豊臣秀吉が宇治川の水を汲み上げ茶の湯に使用したと伝えられるなど、茶と関わりの深い施設である。永禄8年(1565)には、存在していた。三の間では、宇治茶まつりにおいて、豊臣秀吉の故事にちなんだ「名水汲み上げの儀」が行われ、その汲み上げた水を使って興聖寺で茶壺口切りの儀などが行われている。

宇治橋は、交通の要衝として人々の生活の要となり、また情緒溢れる姿は宇治を代表する景観のひとつとして、愛されている。



宇治川上流から



現在の宇治橋（平成8年架け替え）

(2) 建造物

①平等院 [世界遺産・平等院観音堂(重要文化財)・平等院鳳凰堂(国宝)・平等院庭園(史跡・名勝)]

平等院は、道長の没後にその子頼通に伝えられ、永承7年(1052)に寺院へと改修された(『扶桑略記』)。これが平等院である。仏師定朝作の木造阿弥陀如来坐像(国宝)を本尊とし、阿弥陀如來の宮殿である極樂の宝樓閣を模した鳳凰堂が建てられたのは翌年のことである。

宇治川対岸に地主神菟道稚郎子命を祀る離宮社(現在の宇治神社・宇治上神社)が整備されたのも、ちょうどこの頃であると、国宝宇治上神社本殿の科学的年代分析から解明されており、藤原氏によって平等院造営に併せて離宮社も造営されたことが指摘されている。

宇治川を挟んで、東岸にこの世の守り神である離宮社、西岸に来世を託す平等院が対置され、あたかも淨土教^{※2}の説く此岸から彼岸への連続性を表現するかのように、祈りの空間が宇治の自然景観と重なりながら形成されることとなった。

平等院造営に合わせて、平等院西側の現在の市街地辺りには、小河殿や小松殿などの別業が集中して建てられ華やかな景観が造られていった。貴族の生活舞台である政治都市平安京から離れ、つかの間の自由と信仰とを獲得できる特別の場所としての別業の文化が、宇治ならではの風景と相まって華開いていった。小河殿を訪れた藤原宗忠が「田畝渺々 河水茫々 眺望無極 幽奇勝絶」と宇治の風景に感激したのは、まさにこの頃であった(『中右記』長承元年(1132))。

また12世紀初頭には、平等院の南側の山里に白川金色院が藤原寛子によって創建され、別業の地宇治に空間的な広がりが与えられた。

『宇治名所絵図』(江戸時代)には平等院鳳凰堂だけでなく、源頼政が自害した地と伝えられる平等院境内の扇芝も描かれている。

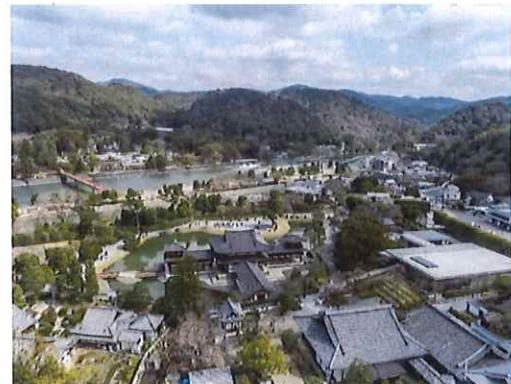
平等院鳳凰堂は、中堂、両翼廊、尾廊で構成され、中堂は一重もこし付き入母屋造・本瓦葺、翼廊は一重二階切妻造・隅楼二重三階宝形造・本瓦葺、廊は切妻造、尾廊は一重切妻造・本瓦葺である。平等院観音堂は寄棟造である。

※2:阿弥陀仏を信じて念佛を唱えていれば、西方の極楽浄土で生まれ変わることができると説いた仏教の教え。



平等院鳳凰堂(国宝・世界遺産)

(平等院提供)



平等院鳳凰堂と宇治川

②宇治神社 [本殿(重要文化財(建造物))] (詳細は後述(第2章-50))

③宇治上神社 [世界遺産・本殿(国宝)・拝殿(国宝)・摂社春日神社本殿(重要文化財(建造物))] (詳細は後述(第2章-50))

④興聖寺〔名勝宇治山範囲内・庭園及び琴坂(府指定名勝)〕

禅宗寺院の興聖寺は、宇治神社の南に位置しており、宇治川に臨む石門をくぐり、琴坂と呼ばれる幽邃な参道によって山門に導かれる。興聖寺は曹洞宗の開祖、鎌倉時代の道元禅師の開基で知られるが、越前永平寺の開創後は長く廃絶していた。これを慶安元年（1648）に、淀城主永井尚政が平等院の対岸、朝日山を背後に控えた地で再興したものである（『興聖寺文書』）。『宇治名所古跡之絵図』（江戸後期）にも興聖寺が描かれている。



興聖寺（山門）

慶安期の建物が多く残っており、伽藍のほとんどは江戸時代の建物である。本堂ほか 12 棟が「興聖寺伽藍 12 棟」として宇治市指定有形文化財に指定されている。本堂である法堂は、入母屋造本瓦葺きで、僧堂は入母屋造本瓦葺・庇部分棟瓦葺、庫裏は切妻造本瓦葺・東面のみ棟瓦葺である。

⑤三室戸寺

近畿地方の中世期は、庶民の西国三十三所觀音靈場巡礼^{※3}が盛んになった時代であった。宇治では三室戸寺が十番札所あたり、多くの参詣者が訪れるようになる。この靈場巡礼者が奉納した巡礼札は、応仁 2 年（1468）銘を最古に平等院にも幾枚も残されており、觀音巡礼に併せて宇治川河畔の社寺を訪ねていたことが分かる。『都名所図会』（安永 9 年（1780））にも、三室戸寺は描かれている。三室戸寺には、現在多くの観光客や西国三十三所の巡拝者が訪れている。



三室戸寺（本堂）

本堂は文化 11 年（1814）建立（棟札）、三重塔は元禄 17 年（1704）建立（棟札）だと考えられる。本堂は单層裳階付仏堂・屋根二重・棟瓦葺・入母屋造・軒唐破風付・軒唐破風銅板葺で、三重塔は三間三重塔婆・本瓦葺である。本堂と三重塔は、京都府指定有形文化財に指定されている。梅やつつじなど四季折々の花が見られる園があり、特にあじさいは有名で多くの人が訪れる。

※3：京都府を含む 2 府 5 県にまたがる 33 間所の觀音菩薩を祀る寺院を巡ること。現在まで 1300 年の歴史がある。

⑥宇治十帖の古跡

宇治の名所図に描かれる名所古跡は、宇治川河畔の平等院や離宮社（宇治神社・宇治上神社）、興聖寺を始めとする社寺などの他に、宇治橋や『源氏物語』の宇治十帖にゆかりのある古跡が登場する。そもそも『源氏物語』自体は物語であり、ゆかりの場所が具体的に存在するわけではないが、江戸期に古典が庶民に親しまれるにつれて、「はしひめじんじや」などの古社寺や「かげろう石」（宇治市指定有形文化財）のような平安時代後期の線刻仏が、「宇治十帖古跡」に仮託され名所化されていった。

宇治町が昭和の初めに建立した石碑は、幅 15 cm 奥行 15 cm 高さ 99 cm 程度で、県神社の宮司奥村源二郎氏が揮毫したものである。（宇治市文化財愛護協会『源氏物語宇治十帖の風土』）

表 2-1 宇治十帖の古跡一覧

宇治十帖	古跡の位置
(一) 橋 姫 (はしひめ)	橋姫神社境内
(二) 椎 本 (しいがもと)	彼方神社境内
(三) 総 角 (あげまき)	宇治上神社北方（石碑）
(四) 早 蕨 (さわらび)	宇治神社境内西北隅（石碑）
(五) 宿 木 (やどりぎ)	平等院東南、宇治川畔槇尾山麓（石碑）
(六) 東 屋 (あずまや)	東屋觀音（市指定有形文化財：石造聖觀音菩薩坐像）
(七) 浮 舟 (うきふね)	三室戸寺境内
(八) 蜻 融 (かげろう)	かげろう石（市指定有形文化財：線刻阿弥陀三尊仏）
(九) 手 習 (てならい)	府道京都宇治線西側（石碑）
(十) 夢浮橋(ゆめのうきはし)	宇治橋西詰（石碑）

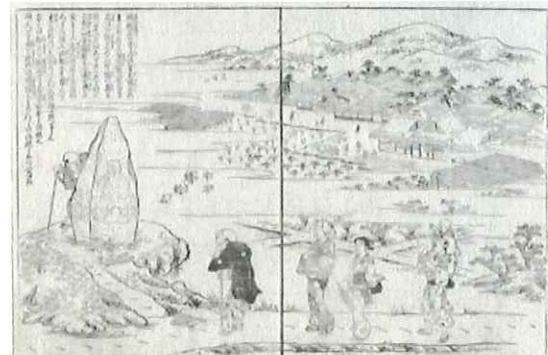


図 2-4 蜻蛉石『拾遺都名所図会』（江戸後期）



宇治十帖古跡かげろう石
(平安後期)



宇治十帖の古跡を示す石碑
(夢浮橋)

⑦ 旧菊屋萬碧樓(現中村藤吉平等院店) [宇治の文化的景観(重要な構成要素)]

宇治が来訪者で賑わうとともに、川岸には茶屋（旅館）や料亭あるいは舟宿などが建てられ、名産の鮎や鰻などの川魚料理が振る舞われた。延享元年（1744）の『宇治郷明細帳』を見ると、宇治の人口は3,100人ほど、人家730軒ほどであるのに対して、造酒屋3軒、小売りの請酒屋13軒、茶屋・巡礼茶屋19軒が記録される。京都と比較すると、請酒屋数は人口比で京都の5倍を超え、当時の宇治の旅館や料亭の賑わいの一端を知ることができる。この頃、宇治で有名な旅館として菊屋があった。この旅館は名所図（『宇治川両岸一覧』）にも描かれており、『京都府久世郡写真帖』（大正4年（1915））には今と同じ姿のものが写っている。現在見られる旧菊屋萬碧樓は木造二階建・入母屋造棟瓦葺で、その一部が喫茶店として利用され人々が訪れている。

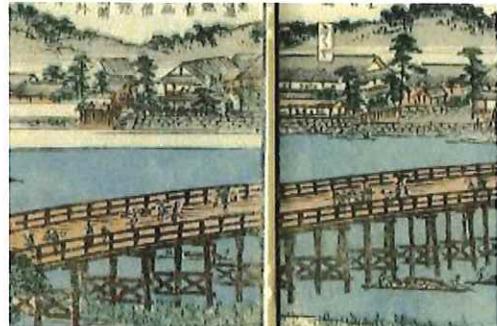


図2-5 菊屋『宇治川両岸一覧』
(江戸後期)



現在は喫茶店として利用される
旧菊屋万碧楼

⑧ 通圓茶屋 [宇治の文化的景観(重要な構成要素)]

通圓茶屋は宇治橋の東詰めにある茶屋であり、初代通圓は源頼政の家臣である古川右内だと伝えられている。その後、代々宇治橋の橋守を務めた。近世になって、茶店を構え店内に一休禪師作の通圓法師坐像を置いたところから、「通圓茶屋」と呼ばれるようになった。豊臣秀吉が伏見在城のとき、茶に使う水を宇治橋三の間から汲み上げる役を与えられたといわれ、半利休作と伝えられる釣瓶が保管されている。

現在の建物は、木造二階建切妻造瓦葺で一階部分は道に面して大きく庇を出し、店として利用されている。建物自体は、寛文12年(1672)の大破後に建てられた（『通円家住宅調査報告』（平成10年(1998)））とされ、『宇治川両岸一覧』（文久3年(1863)）にも描かれている。明治期に西側に二階部分が付設された以外は当時の姿を現在に受け継いでおり、江戸期の茶店建築として重要である。

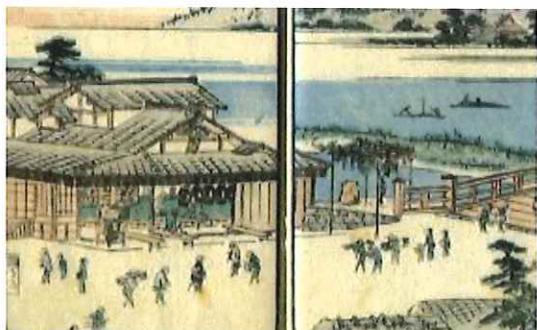


図2-6 通圓茶屋『宇治川両岸一覧』(江戸後期)



昔の風情を伝える通圓茶屋



宇治川と通圓茶屋と旧菊屋萬碧樓

⑨浮島十三重塔 [重要文化財]

京都の南、風光明媚な宇治を流れる宇治川の塔ノ島（浮島）に浮島十三重塔がある。鎌倉時代の弘安9年(1286)に、西大寺の僧・叡尊によって新しく宇治橋が架け直された時、叡尊は橋が流されるのは宇治川の魚の祟りに違いないと考え、その供養として浮島十三重塔を建立した（『帝王編年記』(14世紀頃)）。

復興された宇治橋は、宝暦6年(1756)9月の大洪水の際、倒壊し川の中に流出した（『上林家前代記録』）。

現在の浮島十三重塔は、明治40年(1907)3月より再建工事が始まり、明治41年(1908)8月21日に再興されたものである。高さは約15m30cmで、古石塔の中では日本一の高さを誇る。八角形で積まれた上の基礎石北面に、宇治川網代禁制の官符及び石塔造立に関する銘文約1000字が刻まれている。南面には、「此塔草創者、南都西大寺開山興正菩薩、為宇治橋再興供養所造立之塔也、于豈慶長元年龍集丙申孟秋、為大地震九輪忽零落今也為烏有、且塔上四重傾辰巳之間、雖經幾星霜終無修補者、予為考妣再建於興聖寺之次、新造九輪亦正石塔之傾以證其靈蹤矣　山背国淀城主從四位信濃守大江姓永井氏尚政　慶安三年庚寅九月念日」と刻されている。慶長元年(1596)の大地震で相輪が落ちて碎け、上方四重が傾いたのを、慶安3年(1650)に淀城主永井尚政が再興した時の経過を記したものである。



浮島十三重塔

⑩水神さんの祠

水神さんの小祠は半間社の簡素なつくりであるが、観音開きの戸が2つあり、二神が祭祀される。小祠には瓦葺の覆屋がかけられ、そこに「瀬織津姫大神之靈」「大山祇大神之靈」の神号の額がかかる。台座は石組みで、コンクリートで固められている。この小祠がいつから同所に鎮座するかは明確にしえないが、昭和51年(1976)に水神祭の記録があることや、学識経



水神さんの祠

験者による集落の住民への調査から、大正時代までは遡ることが可能である。

崖上に鎮座する目立たぬ小祠であるが、川とともに暮らした志津川の人々にとって、自らの歴史を語る存在である。

(3) 活動

①宇治めぐりと古跡

宇治を舞台とした文学の代表として、『源氏物語』の宇治十帖が挙げられる。主人公光源氏を中心とし、繰り広げられる華やかな本編に対し、「橋姫」以下の十帖は、光源氏の子（実は柏木と女三宮の間に生まれた子）薫を主人公として、静かで趣き深い物語が展開する。この物語の中で、作者紫式部は、宇治川を挟んだ両岸に人生の明暗を描き分けている。例えば、宇治に閑居し、失意の人物として登場する八宮の山荘は、宇治川の右岸、川に面した所に設定されており、現在の宇治神社のあたりと考えられる。一方、源氏一族である匂宮や薫のいる世界は、宇治川の左岸で、八宮の山荘と相対する辺りであったと考えられるから、現実世界の藤原氏の栄華と重ね合わせるように描かれている。

この宇治十帖にちなんだ石碑の立つ場所が、宇治川周辺の各所に散在しており、宇治十帖の古跡と呼ばれている。いつ頃定められたものかは明らかではないが、宇治十帖の古跡の初見は古跡が虚構と記載された『菟芸泥赴』（貞享元年（1684））であり、江戸時代の宇治の名所案内図の多くに記載されている。古くは、「蜻蛉」のように石仏に古跡を仮託したものがあったが、宇治十帖の古跡にちなんだ石碑を昭和の初めに宇治町が建てて以降、地元の有力者などが平成7年（1995）まで、宇治十帖の古跡を定めて石碑を建ててきた。



図2-7 源氏物語宇治十帖「橋姫」
『源氏絵鑑帖』伝土佐光則画（江戸初期）

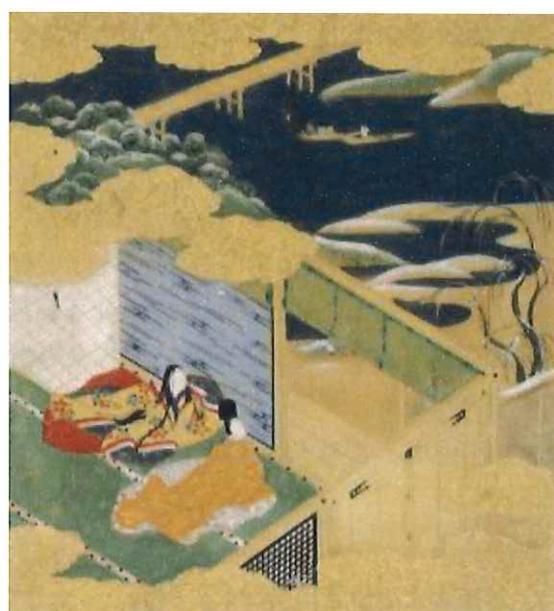


図2-8 源氏物語宇治十帖「浮舟」
『源氏絵鑑帖』伝土佐光則画（江戸初期）

宇治十帖の古跡めぐりは、現在もなお人気がある。個人で辿ることはもちろん、宇治十帖の古跡を中心に、世界遺産の宇治上神社、平等院のほか市内の名所や宇治の自然を歩く「宇治十帖スタンプラリー」は、秋の恒例行事として定着しており、市内外から多くの人が訪れている。

『源氏物語』の顕彰が進んだことで、現在も『源氏物語』宇治十帖ゆかりの地として多くの人が訪れている。

江戸時代から明治時代の人々にとって「宇治」は、軍記物である『平家物語』をイメージさせた。宇治は平家追討の先駆けとなった源頼政、平等院での敗死、宇治川先陣争い、宇治橋合戦などの歴史的事実を背景とした『平家物語』の名場面には事欠かない。『平家物語』の古戦場を求めて宇治を訪れる人はじつのところ今も多くいる。

『平家物語』の古跡として、以仁王の令旨を奉じて挙兵した源頼政の自刃の地である平等院境内の「扇の芝」や、源平合戦の際に源義経の配下である佐々木蒿綱と梶原景季が宇治川の先陣を争った故事にちなんだ「宇治川先陣の碑」なども、歴史上の事件にかかわる名所として整備されている。また、平等院では毎年5月26日に、誰もが参列できる頼政忌を執り行っており、人々が訪れている。



宇治十帖スタンプラリー



扇の芝

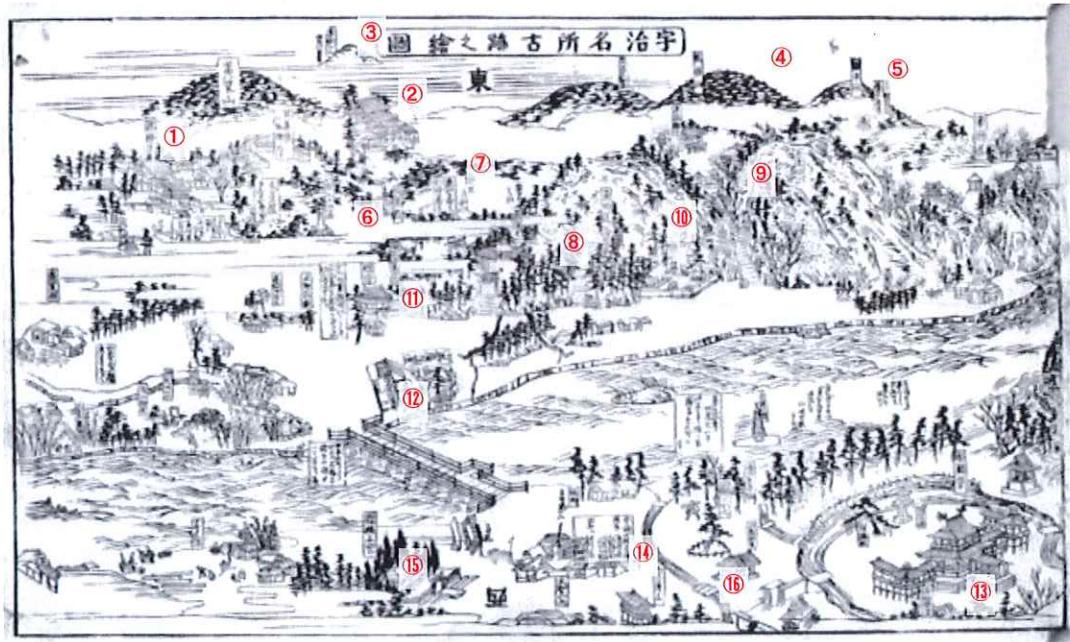


図2-9 『宇治名所古跡之絵図』(江戸後期) ※数字は加筆

①	萬福寺	②	三室戸寺	③	喜撰山	④	仏徳山
⑤	朝日山	⑥	かげろうの石	⑦	離宮上ノ社	⑧	離宮下ノ社
⑨	興聖寺	⑩	惠心院	⑪	橋寺	⑫	通圓茶屋
⑬	平等院鳳凰堂	⑭	宇治十帖古跡	⑮	橋姫之宮	⑯	扇ノ芝

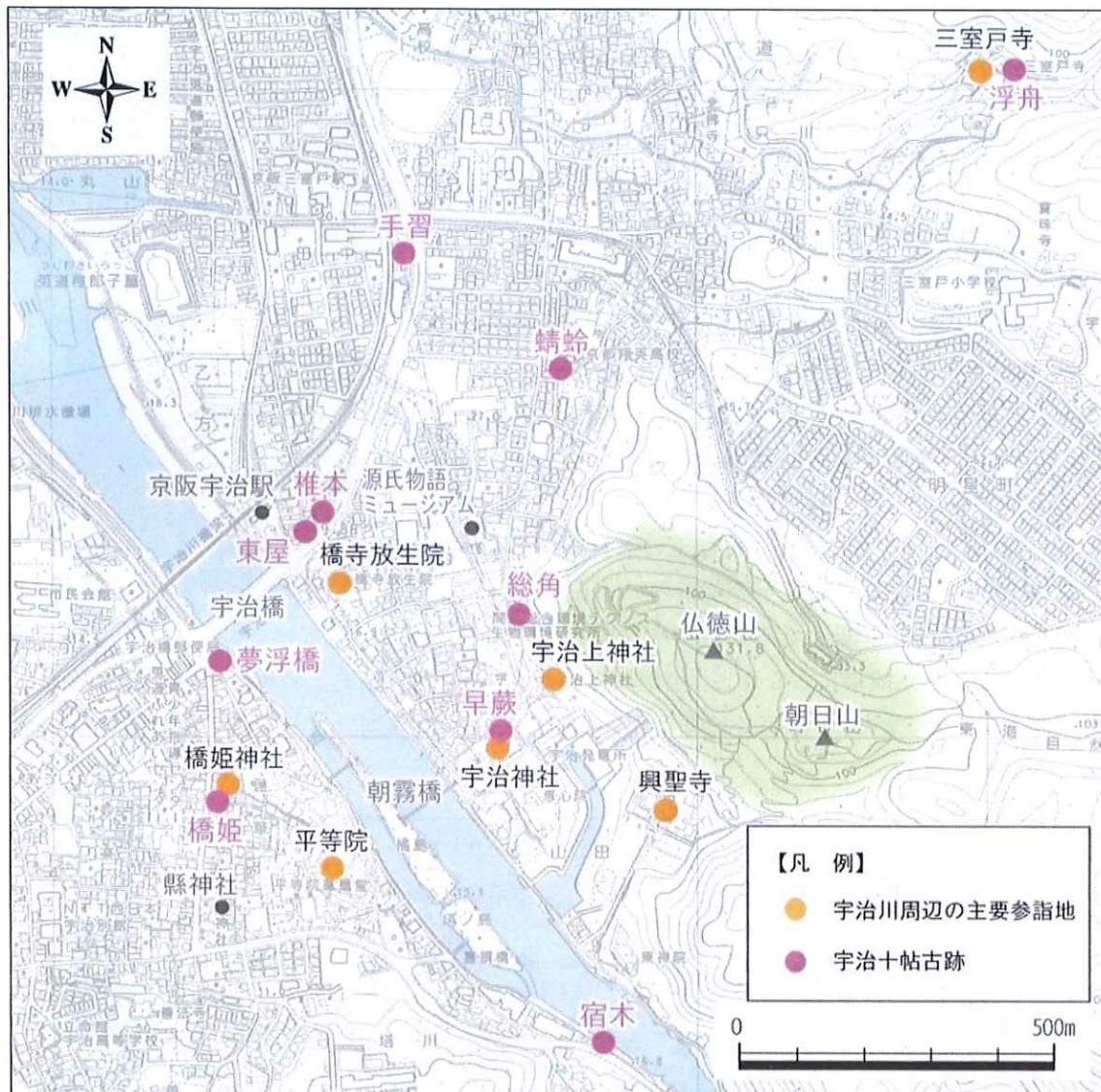


図2-10 宇治十帖の古跡位置図

②巡礼と通りの賑わい

江戸時代初めには伊勢参宮や西国巡礼、京・大和の社寺巡りなどの参拝者が、その途次に宇治を訪れたことは、巡礼札や鳳凰堂の落書きなどから分かる。また多くの京・大坂の人たちが四季折々に宇治を訪れ、宇治川沿いや更に奥の白川まで遊覧していたことも、名所案内記などから知ることができる。

平等院並びに扇の芝は、『宇治名所古跡之絵図』（江戸後期）など様々な宇治名所図に描かれる。昭和26年（1951）に平等院鳳凰堂が10円硬貨のデザインになったことにより、平等院の存在が周知され、平成の大修理以降（平成24～26年）急速に増加した参詣者を受け入れている。

興聖寺は、『東遊草』（宝永元年（1704））、『京師巡見記』（明和5年（1768））『西遊日記』（寛政5年（1793））などの紀行に興聖寺参拝の記事がある。興聖寺の参道は「琴坂」と称し、桜と紅葉の名所として人気を博している。「春岸山吹」「興聖晚鐘」は宇治十二景（春岸山吹・清湍螢火・三室紅楓・長橋曉雪・朝日靄暉・薄暮柴舟・橋姫水社・釣殿夜月・扇芝弧松・楓島瀑布・浮舟古祠・興聖晚鐘）に含まれている。

三室戸寺は、僧・行尊の『巡礼手中記』（平安時代末期）巡礼が三室戸寺で終わりと記載されている。『伊紀農松原』（文化6年（1809））には「申の刻に立出て三室戸巡礼札所へ詣て、觀世音を拝礼し、此村に茶屋も有、相応の宿屋もあれと、」、『日記（本居宣長）』（延享5年（1748））には「廿五日、伏見京橋ニ著畔ス、宇治平等院、興聖寺、恵心院、離宮、三室戸、本尊開帳、黃檗山、再入京」と、いくつかの紀行に記されている。現在も西国三十三所観音巡礼が行われた頃から変わらず、巡礼地として巡礼者や参詣者を迎える。日本遺産「1300年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼～」の一つとして認定されている。

宇治橋西詰の通圓茶屋は、古くから奈良街道を往来する人々に茶をふるまう所として広く知られていた。江戸時代の『雍州府誌』などによると、始まりは平安時代末期と伝え、橋の袂に庵を結んで茶をふるまつたのが最初という。『宇治川両岸一覽』（文久3年（1863））や『都名所図会』（安永9年（1780））に参拝者や宴会客で賑わう宇治川河畔の様子が描かれる。現在も訪れる人々にお茶をふるまう姿が見られる。

現在、平等院表参道や宇治川右岸の「あさぎり通り」、宇治上神社や宇治神社を通る「さわらびの道」、三室戸寺へと向かう「かけろうの道」などでは、社寺巡礼者が行き交い、賑わっている。



参詣客で賑わう宇治上神社
(拝殿：国宝・世界遺産)



興聖寺の琴坂（府指定名勝）



参詣客で賑わう三室戸寺
(本堂：府指定有形文化財)

③宇治川の川遊び

『扶桑略記』康平4年（1061）条に伝えられる平等院多宝塔供養願文には、平等院に「極樂之儀を移す」とあり、都で流行した童謡に「極楽いぶかしくば 宇治の御寺をうやまへ」とあるように、平等院は当時の末法思想^{※4}の流布を背景として、現世の極楽浄土として広く信仰を集めることとなる。平等院での法会の様子はさまざまに記録されているが、特に有名なものは、頼通の娘で後冷泉天皇皇后となった藤原寛子が、元永元年（1118）に催した千種供養^{※5}がある（『中右記』）。このとき、鳳凰堂は色とりどりの幡や幕で飾られ、池中・島上は隙間なく作り物の水鳥や桜や楓や蓮で埋め尽くされ、龍頭鶴首の楽船が浮かべられた。池上に作られた舞台では華麗な菩薩舞が舞われ、まさにこの世の極楽浄土の光景を彼女達は池岸の御所から観覧した。

道長の自筆日記『御堂関白記』には、たびたび宇治別業での遊宴の様子が伝えられている。彼が宇治を訪れるのは、社寺参詣の途次を除くと、季節としては夏と秋が多かった。宇治別業での遊宴には、多くの貴族たちが招かれた。また妻の倫子が同行することもしばしばあった。川岸に建てられた別業寝殿では詩歌管弦の宴が開かれ、夏には涼しさを求めて招いた貴族たちと川遊びをし、秋には舟から岸辺の紅葉を愛でて遊んだ。

平安時代の貴族たちにとって、宇治川の鵜飼は趣深い見物の一つであったことは、『蜻蛉日記』などで知られている。しかし、鎌倉時代になり、宇治川の網代を制限し殺生を禁じたのと同じく鵜飼も禁止され、宇治川での鵜飼は昭和初年の復活まで途絶えることとなる。

源平の争乱を乗り越え鎌倉時代になると、時代の動向に合わせ次第に別業の地、宇治の華やかさは記録から薄れていく。歌人として著名な藤原定家が平等院の荒廃を嘆いたのは寛喜3年（1231）夏8月、春日社参詣の帰りのことである（『明月記』（寛喜3年（1231））。しかし、平安貴族が見出した宇治川の風景美は都近郊の代表的な風情として定着し、決して安定した世とは言えない中世期であっても人々の来訪を促していく。たとえば、定家が嘆いたその年、九条道家が宇治に遊覧し宇治川の網代を見物したことが記録され（『明月記』）、宝治2年（1248）秋には後嵯峨上皇が宇治川を遊覧し紅葉、柴舟、網代を見物している（『増鏡』）。

宇治の町を灰燼に帰した南北朝の兵乱をまたぎ、室町時代では応永8年（1401）秋に3代将軍足利義満が宇治に遊覧し、かつての名産の松茸を賞味した（『迎陽記』（応永8年（1401））。寛正6年（1465）秋には8代将軍足利義政が宇治に逗留遊覧し、平等院前より舟で帰洛している（『蔭涼軒日録』（寛正6年（1465））。

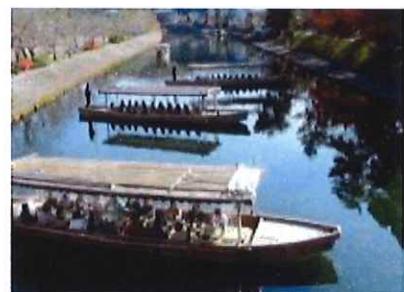
室町時代、新たな宇治川の風物として夏の螢が加わるようになる。東福寺の僧の日記『碧山日録』（寛正元年（1460））には、夏になると宇治橋の上や船上に貴賤の人々が群れ集い、川面を乱舞



図2-11 船遊覧と柴舟
『宇治名所図』（江戸後期）



平安貴族に愛された宇治の川霧



秋の宇治川遊覧を楽しむ来訪者

する蛍を観賞する様子が記されている（寛正元年（1460））。宇治川の蛍は、この頃から宇治の風物詩として定着し、江戸時代から明治時代にかけて全国から多くの観覧者が訪れ、夏の夜の蛍狩りを楽しんだ。

夏の蛍狩りや名物の鮎取りなどは宇治川の風物詩として賑わい、渴水期には宇治川の奇石を見ようと「京摂の騒人墨客」が引きも切らない有様であったという（『芸錦隨筆』文久2年（1862））。河川環境の変化で、昭和に入ると蛍は宇治川からいなくなり、現在は一部の支流に生息するのみとなった。

宇治川での川遊びに変化が訪れたのは、鉄道の開通を契機とした宇治の近代観光化である。多くの観光客が訪れるようになった宇治では、明治・大正時代に宇治川を行楽地とした様々な活動が再興し、また誕生した。明治44年（1911）には、宇治川に観光客を呼び込むために宇治川通船が開通している。大正15年（1926）には、永らく途絶えていた鵜飼の再興や、宇治と大津市石山を結ぶ宇治川ライン（宇治川汽船）の就航があった。宇治川ラインは天ヶ瀬ダム建設等によって昭和51年（1976）に廃止となったが、舟遊びは現在も屋形船や天ヶ瀬ダムからのEボート川下りといった形で続いている。

戦後になるとダムも宇治川の観光資源として活用されるようになる。昭和25年（1950）には、天ヶ瀬と大峯ダムを結ぶ資材運送用の線路を活用した「おとぎ電車」と呼ばれるトロッコ列車が運行を始め、観光列車として人気を博していた。天ヶ瀬ダム（昭和39年（1964）竣工）の建設に伴って、おとぎ電車は昭和35年（1960）に廃止となったが、天ヶ瀬ダムの存在は、令和元年（2019）にインフラツーリズムのモデル地区になるなど、宇治川の新たな観光資源として活用されている。

江戸時代以降、人々が遊覧に訪れるさまが文献や絵図に描かれていた宇治川上流部は、現在も東海自然歩道として、多くの散策客があり、遊覧を楽しんでいる。

昼間の宇治川遊覧は、今も楽しむことができる。宇治川遊覧の楽しみは、散策時とは違う宇治の姿を眺めることができることと、この眺めとともに味わう食事である。



図2-12 宇治川の蛍狩り『都名所図会』（江戸後期）



浮島十三重塔と遊覧



宇治川の鵜飼



鵜飼船と観光船

鎌倉時代に禁止された鵜飼が昭和初年に復興されると、昭和4年（1929）には7月5日から7日までの3日間を「鵜飼デー」と称して約百羽の鵜を用い、宇治川の上流天ヶ瀬から宇治橋に至る一帯に、灯籠流し、宇治音頭、流し舟、水中花火などの余興をもみせるなど盛況であったとされる。

今日の宇治の鵜飼は、橋島付近で、毎年7月から9月末にかけて行われている。戦前の賑わいに比べれば小規模とはなったが、宇治川の夏夜の風物詩として定着している。

平安時代から変わらない山紫水明の宇治川の自然美を愛で、『源氏物語』などにゆかりのある古跡等の名所散策や遊覧ができ、船で遊ぶ人々の風景を今も見ることができる。また、宇治川にかかる宇治橋は、生活の一部となっているだけでなく、大幣神事や宇治茶祭りなどの祭礼の場でもあり、宇治を表す景観として愛されている。宇治川の船遊覧は四季を通じて行われており、在りし日の宇治川景観を想起させる。

※4：釈迦の死後2000年経つと末法という世になり、仏法が衰えて乱世になると考えられた仏教の思想。日本では1052年から末法の世だと考えられた。

※5：華・香・瓔珞（ようらく）・抹香（まっこう）・塗香（ずこう）・焼香・繪蓋幢幡（そうがいどうばん）・衣服・伎楽（ぎがく）・合掌の10種で仏を供養すること

表2-2 天ヶ瀬ダム周辺の動き

年代	項目
文政7年（1824）	『閑窓筆記』瀬田石山のあたりから宇治の平等院までの河の中を歩いて大岩・岩穴を見物。
文久2年（1862）	『雲錦隨筆』宇治川の奇岩・奇石を見に来る。
文久3年（1863）	『宇治川両岸一覽』上流部の記載アリ。 宇治川東岸・亀石・静川渡口・米浙の説明アリ。
明治44年（1911）	石山宇治通船株式会社が南郷・宇治間の通船を開始。 鹿跳等に寄港地を設ける。
大正13年（1924）	大峰堰堤完成 志津川発電所の完成
大正14年（1925）	宇治川ライン（宇治川汽船株式会社により）開始
昭和25年（1950）	おとぎ電車開始
昭和35年（1960）	おとぎ電車廃止
昭和39年（1964）	天ヶ瀬ダム 供用開始
昭和49年（1974）	東海自然歩道 完成
昭和51年（1976）	宇治川ライン廃止
昭和59年（1984）～	宇治川マラソン 開始
平成3年（1991）～	宇治十帖スタンプラリー 開始
令和4年度（2022）	天ヶ瀬ダム再開発事業完了



図 2-13 『宇治名所図』個人蔵（江戸後期）

江戸時代における宇治の代表的な名所が描かれたこの屏風絵には、多くの人が賑わう様子が描かれている。左上の寺は萬福寺、中ほどに宇治橋、右下が平等院である。また舟遊び、芝舟、覆下茶園、木綿さらし、水車などが合わせて描かれている。

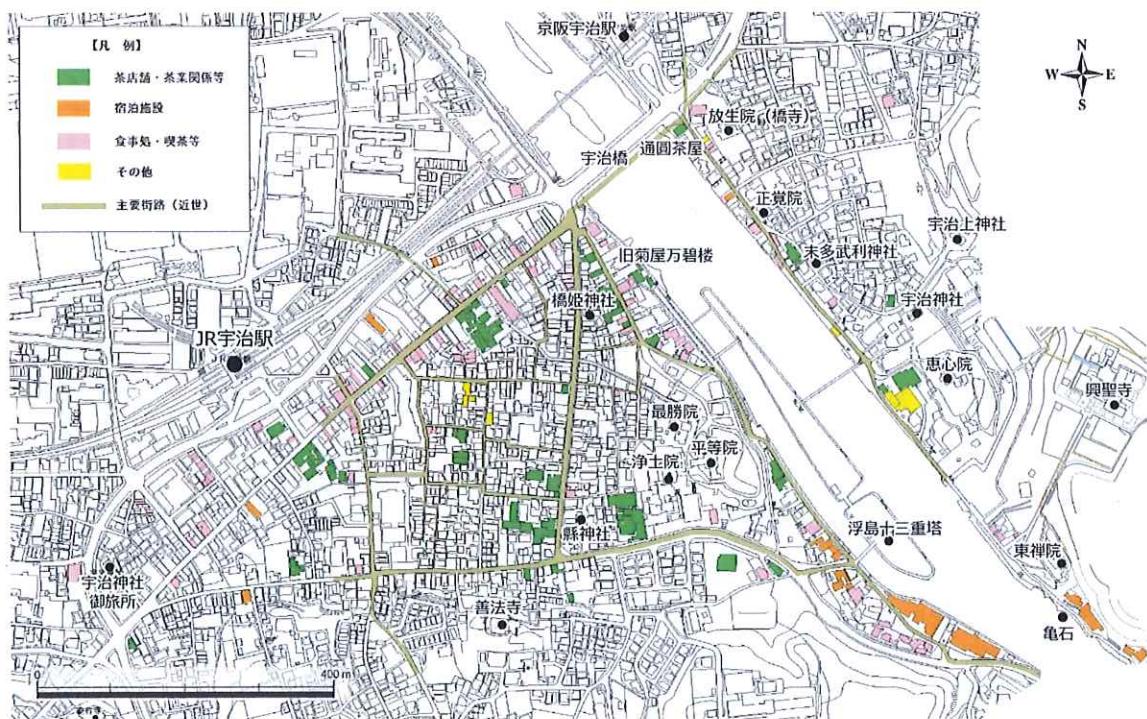


図 2-14 宇治川沿いの茶業関連・飲食店・旅館等の施設分布図

④宇治川と生活

川遊びの面が強い宇治川だが、庶民の生活にも密接に関係している。

宇治川で獲れた鮎や鰻を使った料理は、川沿いの料理旅館や飲食店で提供されてきた。特に宇治川の鰻は美味で有名だったとされ、鰻を蒸したもち米で包んだ「宇治丸」と呼ばれる鰻鮓は、宇治の特産品として知られていた。現在、「宇治丸」は残されていないが、それをもとにした鰻いいむしが作られている。

『雑事要録』と称される記録は、文明10年（1478）から永正2年（1505）まで、各国に散在する近衛家領から進上されたものを国別に書き上げたもので、当時の領主と荘園の関係を知る格好の史料である。これによると、五ヶ庄にあった閔白藤原忠実の宇治に営んだ別業「富家殿」からは、季節ごとの特色を示したものや宇治の特産物などが進上されているが、その中に「宇治丸」が含まれており、当時既に宇治の特産として知られていたことが分かる。

宇治の川岸に建つ旅館の様子は、写実的に描かれた『宇治川両岸一覧』（文久3年（1863））に見ることができ、参拝客や宴会客で賑わう宇治川河畔の様子は『宇治名所図』に描かれている。川岸の旅館や料亭は、明治期以降になると宇治橋近くだけではなく上流部にも建てられるようになった。これら料亭や旅館では鮎や鰻などの川魚料理が今も提供されており、旧菊屋萬碧樓もその旅館の一つである。宇治のまちなかでは、鰻を焼く匂いなど川魚料理を作る過程で生じる匂いが漂い、宇治川の自然の恵みとそれを活かす生活の知恵の豊かさが感じられる。

川魚漁は基本的に巨椋池と宇治川で行われており、江戸時代の『都名所図会』では、宇治川の鮎を網ですくい取り提供する「鮎汲み」が描かれている。また、『宇治川両岸一覧』（1863）には、「静川浜」という名で志津川において漁をする姿が描かれている。近代以降は「鮎汲み」の姿は見られず、鮎釣が宇治の一風景としてしばしば絵葉書となっている。

宇治川では、鮎、鰻、鮒が獲れ、宇治川の上流で獲れた鮎と鰻は古くから食されてきたが、鮎や鰻に関しては、河川環境の変化でめっきり減少している。



「宇治丸」をイメージした
鰻いいむし



図2-15 鮎汲み『都名所図会』（江戸後期）

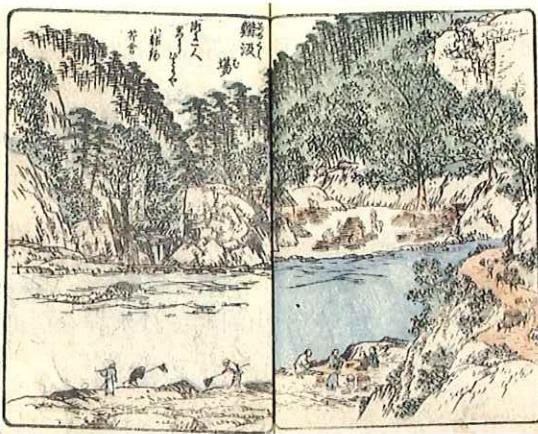


図 2-16 鮎汲場『宇治川両岸一覧』(1863)



図 2-17 静川渡口『宇治川両岸一覧』(1863)

また、古くから志津川地区の方々から川の安全と豊漁祈願の対象として親しまれてきた水神さんは、宇治川と志津川が合流する地点、宇治川右岸の高台の祠に祀られている。水神さんから宇治川に下ったあたりはかつて志津川浜とよばれたところで、志津川村民の漁場であり、宇治川舟運の溯航限界点でもあった。

現在この小祠は、宇治川漁業協同組合(志津川地区漁業組合)の組合員によって管理されている。毎年4月の第一日曜日に、組合員が全員集まり安全祈願と豊漁を願って水神祭が行われる。当日の朝、9時頃水神さん前に集合し、小祠の前に海のもの、山のもの、里のものを供え、祈祷の後組合員が玉串奉奠を行い、うち揃って宇治川に下りてお神酒を川に注ぐというものである。その後小祠の前で直会としてちょっとした宴会を行う。

水神祭がいつ頃から行われていたかは明確にしえないが、昭和51年(1976)の水神祭の記録や学識経験者による集落の住民への調査から、大正時代まで遡ることが可能である。

なお志津川地区では、鮎を弁天さまのお使いと見立て、鮎を獲らない・食べない習慣が続けられており、現在も川と密接に関わっている。



水神祭

(4) まとめ

宇治川の川船は薪や物資などの運搬によく利用されていたが、宇治遊覧の重要な要素でもあった。江戸期の名所図などには、船で宇治川を遊覧する様子や夏の蛍狩りに船を出して愛でる姿が描かれている。近年では蛍狩りはなくなったが、宇治川の船遊覧は今も主に春から夏にかけて、乗り合いの川船で多くの観光客が楽しんでいる。宇治川とその河畔には、平安時代から変わらない山紫水明の宇治川の自然美を愛で、平等院を始めとする古社寺に詣で、『源氏物語』などにゆかりのある古跡を巡りながら遊覧し、あるいは船で遊ぶ人々の風景を今も見ることができる。また、地域住民にとっても、宇治川は生活に密接に関わるものであり、宇治川河畔では水神を信仰する姿や散策する姿が見られる。

このように宇治川とその河畔では、自然の中で育まれた宇治の歴史や文化を象徴する行楽や信仰、生活などが重層的にみられる歴史的風致を形成している。

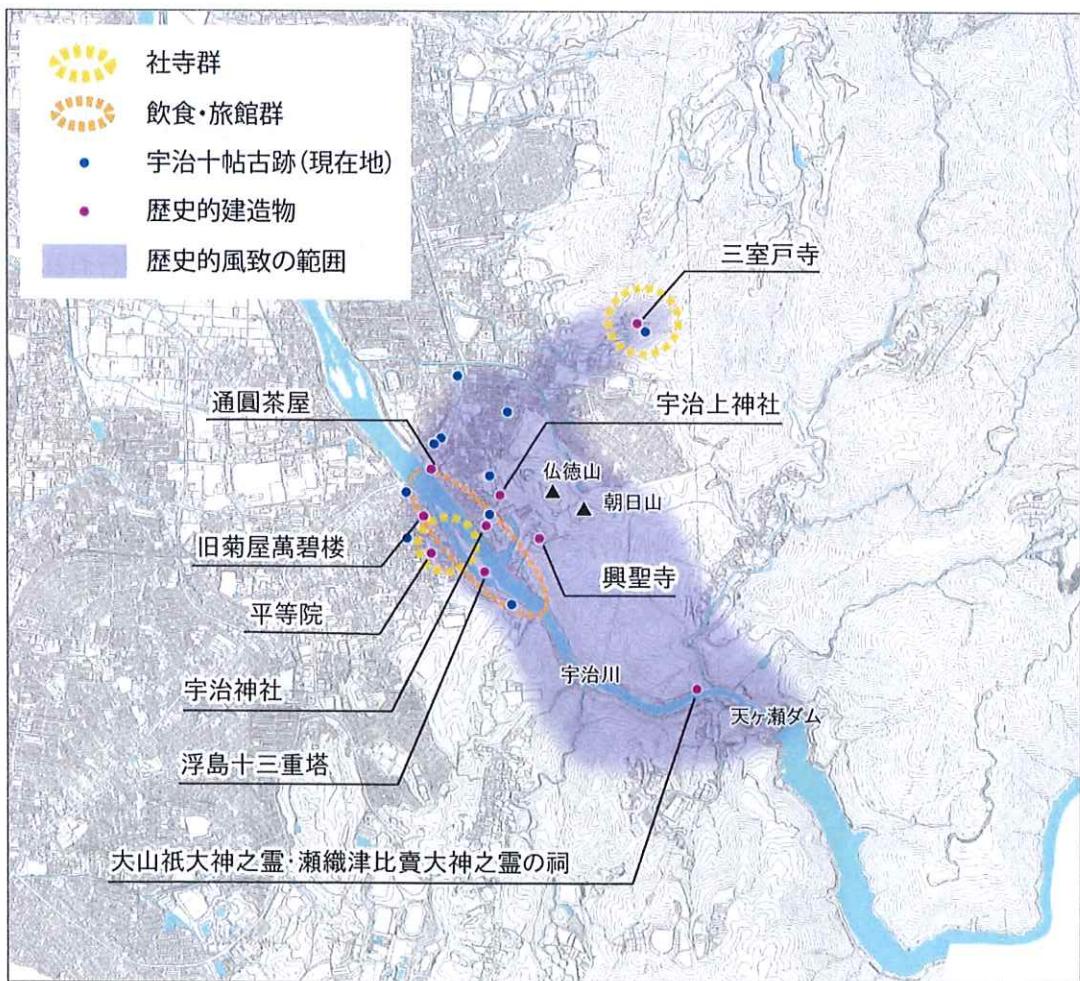


図 2-18 遊覧と参詣 宇治川河畔の歴史的風致の範囲 (拡大図)

2. 茶どころ宇治の歴史的風致

2-1 覆下茶園の歴史的風致

(1) はじめに

茶には緑茶、烏龍茶、紅茶などいろいろな種類があるが、どれも同じ茶の木（ツバキ科の植物）が元になっている。摘み取った葉の加工方法（不発酵、半発酵、完全発酵）によって、緑茶、烏龍茶、紅茶の3種類に大きく分けることができる。宇治茶は緑茶に属するが、緑茶にも茶樹の栽培方法と加工方法の組み合わせにより、様々な種類がある。

表 2-3 茶の種類

種類	概要
【不発酵茶】 緑茶	・摘み取った葉にすぐ熱を加えて（蒸して）発酵を止める
【半発酵茶】 烏龍茶	・酸化発酵を途中で止め、釜で炒る
【完全発酵茶】 紅茶	・葉をしおれさせ、もみながら酸化発酵させる

茶樹の栽培方法には、一年中日光にあてて育てる露天園と、新芽が出る4月から5月頃から摘むまでの期間に覆いを施して直射日光を遮って育てる覆下園がある。覆いの方法としては、丸太杭と竹で棚を作り、その上にヨシズを広げてワラを敷く「本簾」と呼ばれる伝統的な方法と、化学繊維の遮光シートの「寒冷紗」を用いる近代的な方法があり、現在は寒冷紗を使うことが一般的となっている。覆いを施すことにより、渋みが少なくうまみが多い「碾茶（抹茶の原料）」や「玉露」といった高級茶が生産される。また覆いを施す期間の短い「かぶせ茶」という種類もある。



本簾の様子

表 2-4 緑茶の種類と製造方法

栽培方法	種類	加工工程			
		蒸し	もみ	乾燥	焙煎
覆下園	碾茶（抹茶）	○	×	○	×
	玉露	○	○	○	×
半覆下園	かぶせ茶	○	○	○	×
露天園	煎茶	○	○	○	×
	ほうじ茶	○	○	○	○
	京番茶※	○	×	○	○

※ 覆下園の茶葉で製造される京番茶もある

宇治では「茶畠」という言葉を使わず、古くは「園畠」、現在も「茶園」と呼ぶ。宇治の茶園の多くは、茶摘み前になると上に覆いが施され、茶園をすっぽりと隠してしまう「オオイシタ・オイシタ(覆下)」と呼ばれる栽培方法である。現在、市内の約9割の茶園が覆下であり、覆いをしない露天園は1割にも満たない。この覆下茶園が、露天園を主体とする茶産地と違う宇治の茶園風景を作り出しており、この独特で手間のかかる栽培方法によって、宇治茶は天下にその名声をはせてきた。覆下茶園は宇治茶の原点といえるものである。

覆下栽培の初期の様子を知る史料に、安土桃山時代のイエズス会宣教師ジョアン・ロドリゲスが書き残した『日本教会史』がある。この中に宇治では茶園に「棚をつくり、葦か藁かの蓆で全部をかこう」という記述があり、現在の覆下栽培の史料初見となっている。ロドリゲスは、覆下の目的は繊細な新芽を霜害から防ぐためと記している。確かに遅霜は茶葉の大敵であり、覆いによる霜害対策は説得力があるが、現在の状況を踏まえると、この覆いによる味の変化を経験的に知ることにより、宇治では品質向上を主目的として覆下栽培が改良されつつ継承されてきたと考えられる。

現在、宇治地区の茶生産農家や茶商の所在場所は、宇治橋通りや県通りなどの江戸期に活躍した特権的身分であった宇治茶師の確認できる場所とおおむね重なり合い、茶商の中には茶師時代の家屋を継承する家もある。また宇治市内で特に広い面積で茶園が耕作されているのは、山間部の白川地区ではあるが、都市部の中に小規模な茶園が点在しているのも特徴である。

宇治茶の生産工程としては、茶生産農家が茶樹を栽培し、収穫後の茶葉は直ちに茶工場で蒸される。蒸した茶葉は、茶の種類により加工工程は様々であるが、荒茶と呼ばれる段階まで加工される。この荒茶が売りに出ることもあるが、基本的には茶商（流通加工業者）がこの荒茶を買い付け、仕上げ加工を施した後、製品として店頭に並ぶ。



宇治の茶摘み景観
(寒冷紗の覆下茶園)



覆下茶園と茶摘み（大正期）



本篠の覆下茶園と茶摘み

表2-5 茶生産工程の概要

何を	植付 → 茶樹	茶摘 → 荒茶	売買 → 仕上茶	消費
誰が	茶生産農家	流通加工業者（茶商）		
いつ	1年中	5月～7月	1年中	
どこで	茶園	茶工場	加工場	
どのように	栽培管理	製茶	仕上加工	

このような大まかな役割分担はあるものの、茶生産農家で仕上げ加工を行うこともあり、また茶商の中には茶園を持っており、茶樹の栽培を行うものもある。

すなわち宇治茶生産の特徴は、茶園の第1次産業から、製茶加工に関する第2次産業、流通・販売に係る第3次産業までの各部門が明確に分業されておらず、生産活動の場所も農村部・都市部で明確に区分されていないことがある。



図2-19 覆下茶園と茶摘み『宇治名所図』部分
(江戸後期)

(2) 建造物

①山本家住宅・製茶場

山本家住宅・製茶場は、宇治橋通りに面する茶生産農家の住宅兼製茶工場である。『宇治市文化財総合把握調査I』(平成23年(2011))によると、江戸期の間口12mを測る店舗兼住宅の表屋から敷地奥の製茶工場、そして奥の庭までの70mほどが一連の動線で結ばれており、町中における茶生産農家の特徴をよく示している。

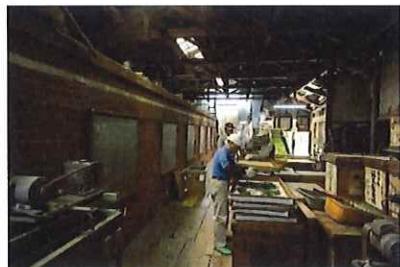


山本家製茶場

表屋は、嘉永元年(1848)に建てられた木造二階建の切妻造棟瓦葺である(明治中期改造)。土蔵は、江戸時代末期に建てられた二階建の土蔵造で、切妻造棟瓦葺である(明治中期改造(推定))。製茶工場は、昭和39年(1964)に建てられた鉄骨造一部木造波形スレート葺で、現存最古の堀井式碾茶乾燥炉を備えており、現在も稼働している。

②福文製茶場

福文製茶場は、本町通りに店舗兼住宅を構える茶生産農家福井家の茶工場である。『宇治市文化財総合把握調査I』(平成23年(2011))によると、もとは茶問屋山田家の仕上茶工場・茶蔵として主屋裏に建てられたもので、昭和30年頃に現所有者が取得して、製茶工場として稼働している。



福文製茶場

茶工場は、昭和10年(1935)に建てられた木造一階建の切妻造で、宇治地区内では現役2基^{※6}しかない堀井式碾茶乾燥炉を備えている。茶蔵は、明治14年(1881)に建てられた二階建の土蔵造で、切妻造本瓦葺である。

※6：山本家製茶場と福文製茶場

③寺川家土蔵〔宇治の文化的景観(重要な構成要素)〕

寺川家土蔵は、寛延4年(1751)頃に建てられた(祈禱札)。二階建の土蔵造で、切妻造本瓦葺である。元は茶工場であり、宇治市現存最古の茶工場である。



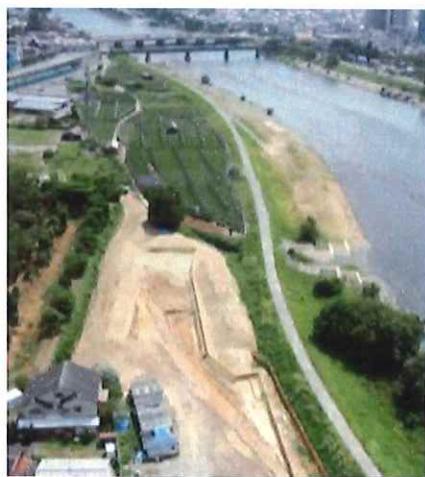
寺川家土蔵と茶園

④宇治川太閤堤跡〔史跡〕たいこうつつみ

宇治橋下流、宇治川右岸に沿って茶園が連続して広がっている。この川沿いの茶園の形成が、豊臣秀吉の治水工事に由来することが平成19年(2007)の史跡宇治川太閤堤跡の発掘調査で確認された。太閤堤とは、文禄3年(1594)に秀吉が伏見城築城に伴い築いた長大な堤防のことである(『家忠日記』(天正5年(1577)～文禄3年(1594))).)。宇治川太閤堤跡は、約400mに渡る堤跡で、様々な水制遺構が確認できる。代表的なものは100mごとに築かれる石出しである。この太閤堤によって宇治橋下流で巨椋池に注ぎ込んでいた宇治川は、現在の川筋に付け替えられることとなった。これによって今まで巨椋池の東岸であった部分が宇治川岸となり、この岸部分に河川の堆積作用によって急速に砂州が形成されていった。この水はけの良い砂州部が茶の木の生育に適していたため、江戸期の宇治茶生産の進展に併せて次第に茶園となっていった。宇治川沿いには、このように形成された良質な茶葉を栽培する茶園が連なる景観を今も見ることができる。



再現された石出し(北エリア)



史跡宇治川太閤堤跡発掘地
宇治川沿いの茶園



史跡宇治川太閤堤跡を埋める砂州と
茶園

(3) 活動

○宇治のお茶づくり

本市は宇治茶の生産地であり、茶の生産は中世から続く伝統的産業である。

全国的に機械摘みが主流の中で、本市では、上質な茶を作るため、新芽のみを選択して摘み取れるよう、今も摘み子さんによる手摘みが主流である。

畠仕事は1月中旬～下旬に、茶園に糞肥を施すことから始まる。また、この時期に茶工場において、当主の妻が「ヨシズ編み」を行う。



市街地に広がる茶園

2月の中旬と3月の中旬には春肥を施し、3月の中旬には「モトヨセ」を行う。モトヨセはモトキセとも呼び、畠の両側に掘り下げた溝と通路との段差を均す作業である。そのころから3月末にかけて、茶摘みさんたちに往復はがきと自家農園の抹茶を送り、今年度の茶摘みの参加の最終確認と新人茶摘みさんの紹介の有無を尋ねる。20年ほど前まではモトヨセが終わると下骨を行っていた。これは覆小屋から丸太の杭と竹を取り出して覆いのベースとなる棚を作る作業であるが、現在は常時設置できる金属性の棚を用いているためこの作業は行っていない。

3月下旬～4月中旬に覆小屋から「ス」(ヨシズのこと)を出して棚の上に広げる「スアゲ」を行い、棚の四方をコモで巻く「コモツリ」を行う。そして「ワラフキ・ワラフリ」を行い、スの上に広げて敷き詰める。

茶摘みは「夏も近づく八十八夜」と歌われるよう、新芽が成長する初夏5月から6月頃に行われる。茶摘みの時期になると、多くのお茶摘みさんが集まり覆下の中で茶摘みに勤しむ。この時期には、エプロンに帽子姿の茶摘みをする人たちの通勤風景などが見られて、市内が活気づく。

摘んだ茶はすぐに茶工場に運ばれて、加工がされる。

一番茶の茶摘みが終わったチャノキから順次番刈り機で番刈^{ばんかり}を6月上旬まで続けられる。番刈が終わった後は、覆いが乾いているスを藁ごと棚から落とす「スオロシ」を行い、落としたスは畳んで覆小屋に収納する。スオロシが終わると、チャノキの上に落とされたままの藁を畠の間に落とす「シビトリ」を行う。

7月に入ると害虫防除と草引きの作業が始まり、3月まで続けられる。秋のはじめに「シンコウ」を行った後、「モタダシ」を行う。シンコウは、ウネをすきこみ、古い根を切って新しい根が張るようにする。モタダシは木の雨落ち部分の土を畠に掘り上げ、できた穴に何度も肥料をいれること。3月中旬に行うモトヨセで段差を均す。

覆下茶園の独特的な景観は、宇治を代表する初夏の風物詩として、古くから多くの人々の興味を引いたことが知られる。安土桃山時代には、天正12年(1584)に吉田兼見が人々を連れて初めて宇治の茶摘み見物に出かけたと記しており、天正15年(1587)にも「宇治之茶最中也、為見物罷越」と宇治に再び出かけている(『兼見卿記』(天正12年(1584))).奈良からは興福寺の僧達が見物に訪れている(『多聞院日記』(15世紀～17世紀頃)).また天正19年(1591)には豊臣秀吉も宇治へ茶摘み見物に出かけていることがみえ(『言経卿記』(16世紀後半～17世紀初め頃)),当時、宇治の茶摘み見物が一種の流行であった。

江戸時代になると茶どころとして知られた宇治は、覆下茶園自体が「名所」となり名所案内記や名所図などに紹介され観光の対象となっていた。たとえば安永9年(1780)に出されて後の名所図会ブームの先駆けとなった『都名所図会』には、「都の異、宇治の里は茶の名産にして、高貴の調進年毎の例ありて、製法他境にならびなく、山吹ちり、卯の花咲そむる頃、茶摘とて此里のしづの女、白き手拭をいたゞき、赤き前だれを腰に翻して翻して、茶園に入り、声おかしく、ひなびたる歌謡ひて興じたる」とあって、茶摘みをする女性たちの様子が名産宇治茶よりも大きく扱われている。

現在、宇治市内の茶園は、宇治地区、白川地区、木幡地区、小倉地区などの農地や山間部を中心に全市域に広がっており、宇治川沿いに細長く展開したり市街地の宅地の間に小規模に点在したりする状況も見て取れる。

近世の絵図を見ると、宇治地区では北側の平野部と街中の住宅背後に集中して茶園が認められる。江戸時代の宇治の町は北村季吟の『菟芸泥赴』(貞享元年(1684))に「宇治此頃は茶の所となりていずこもいざこも皆園也」と言わしめたように、茶園の中に町が浮かんでいる、といつても過言ではない風景が広がっていた。なお当時、茶園は「園畠」あるいは「園」と呼ばれることが多かった。

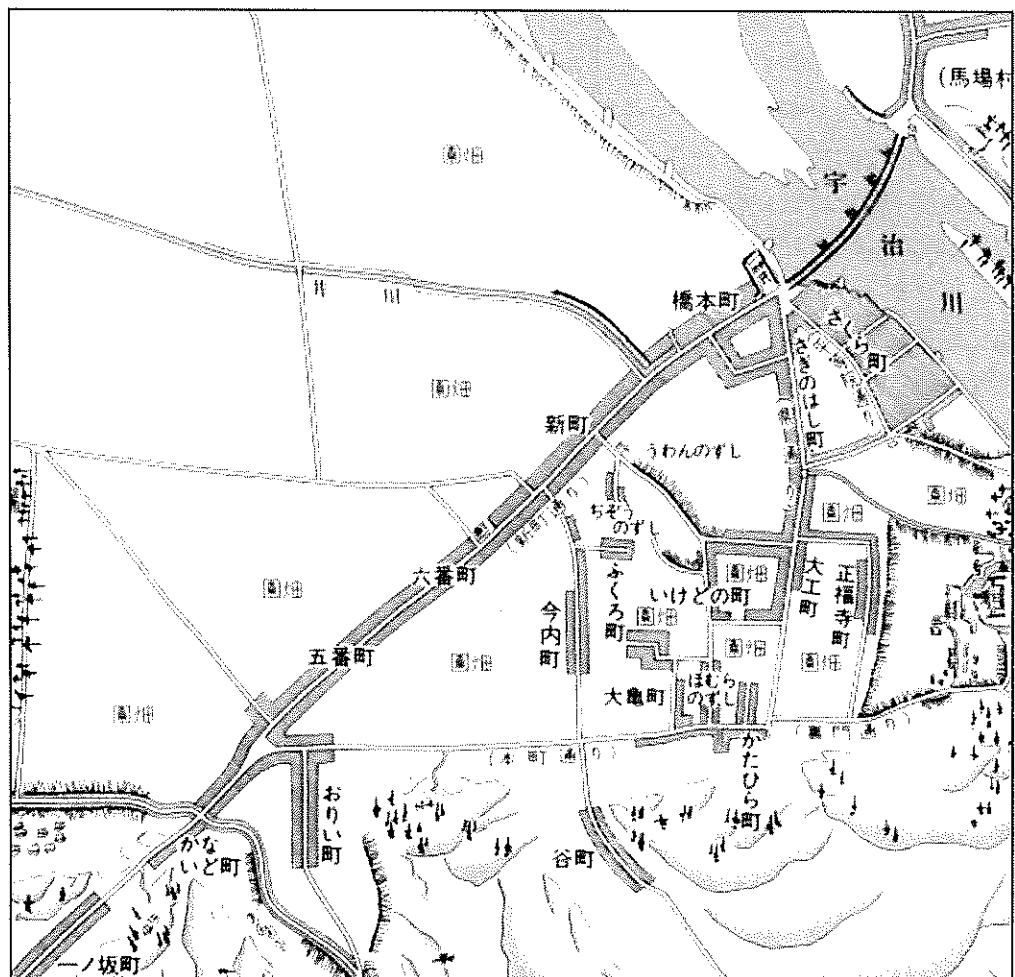


図2-20 江戸前期の宇治郷(『宇治郷総絵図』の書き起し)

昭和期に入っても、宇治の市街地には江戸期以来の茶園が維持され続けていた。「宇治郷総絵図」(享保7年(1722)～延享2年(1745))に現在と同じ場所に寺川家土蔵が描かれており、その頃にはお茶づくりが行われていたことが想定できる。市街地内の茶園が急速に減少したのは、宇治が住宅地として着目され開発が進んだ昭和40年頃からである。現在も僅かではあるが市街地内に茶園は維持され、かつての景観を見ることができる。4月～5月にかけては、覆下茶園の景観が望める。また、初夏5月から6月にかけては、摘み子の通勤風景や茶園の外から茶摘みの姿が見られ、作業の音も聞こえてくる。中宇治では、現存する唯一の茶園である寺川家土蔵前の茶園において覆下栽培を行っており、茶摘みの時期になると寛延4年(1751)に建築された建物と覆下栽培を望むことができる。また、室町時代に成立した宇治七名園の一つの奥山園が、市街地南の台地上で今も茶栽培を行っている。

史跡宇治川太閤堤跡では、江戸時代には砂州の形成によって作られた茶園が営まれており、明治21年(1888)の陸軍仮製地図でも茶園があることが確認できる。宇治川沿いには、良質な茶葉を栽培する茶園が連なる景観を今も見ることができる。お茶と宇治のまち歴史公園内には、江戸時代に宇治川の中州で営まれていた茶園景観を再現した修景茶園を整備しており、覆下栽培でお茶を生産している様子の見学や茶摘み体験ができる。



本竈と茶園と復元された覆小屋



図2-21 お茶と宇治のまち歴史公園パース図

(4) まとめ

新緑の芽が息吹き始めた4月頃、茶園に覆いが施され、独特の茶園景観ができあがる。ほの暗く涼しい覆いの下で新芽が成長し、初夏の陽気に誘われて茶葉が十分に育った頃になると、近傍から多くのお茶摘みさんが集まり茶摘みに精を出す姿があちこちで見られるようになる。

このように中宇治や宇治川右岸などに分布している茶園や茶工場では、安土桃山時代以降この方、今も変わらない宇治が慌しくも活氣づくお茶づくりの歴史的風致を形成している。

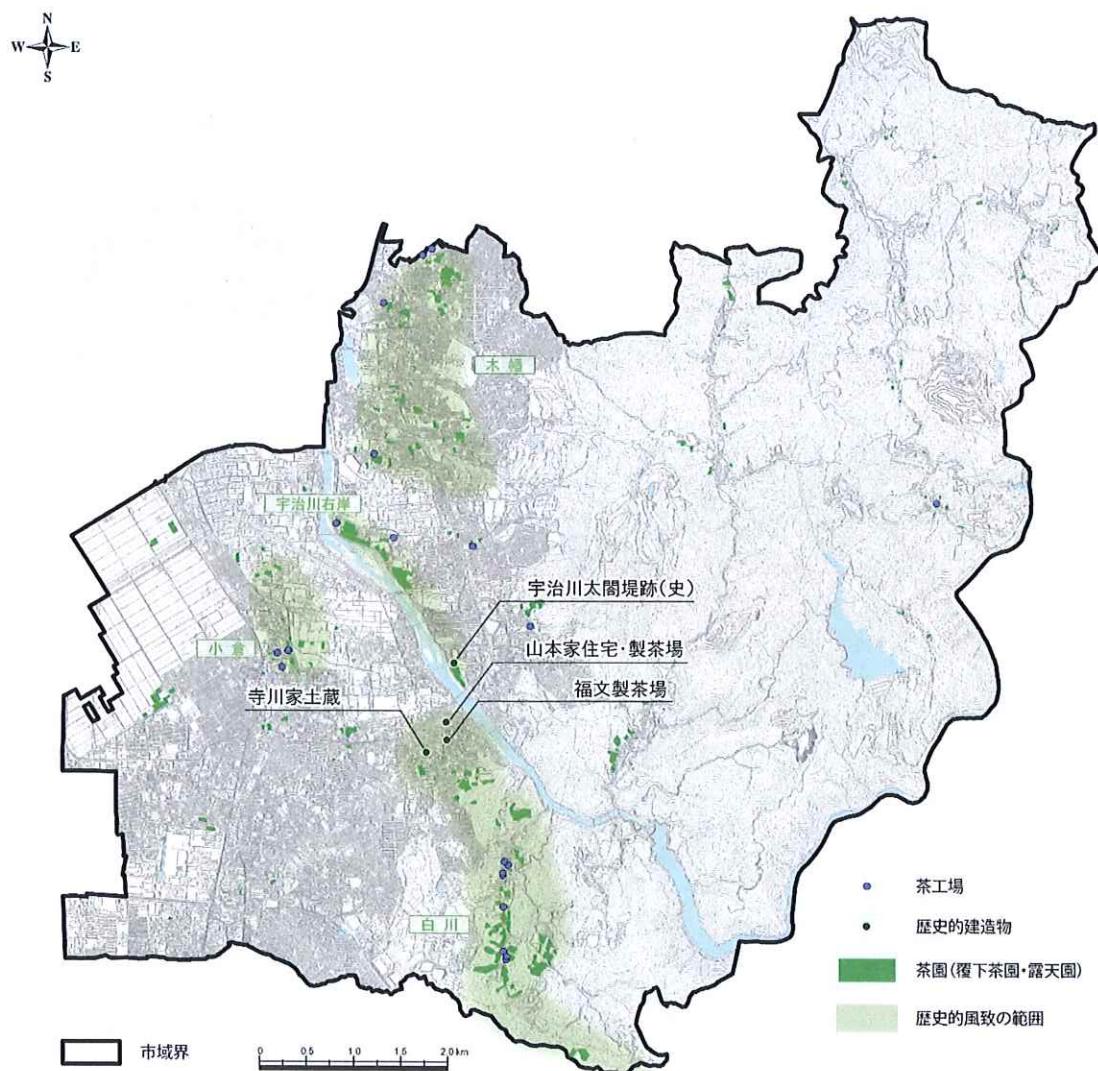


図 2-22 覆下茶園の歴史的風致の範囲

2-2 お茶屋さんの歴史的風致

(1) はじめに

宇治の地元では、茶を扱うお店を、親しみを込めて「お茶屋さん」と呼ぶことが多い。平等院表参道や宇治橋通り、県通りには多くのお茶屋さんが店を広げ、茶どころ宇治らしい風情をかもし出している。



お茶屋さんの店先

宇治では鎌倉時代に茶の栽培が始まって以来、覆下などの栽培方法の工夫によって茶葉の質を高めてきた。それとともに製茶技術を研いて茶の質を高め、茶人たちの味覚に試されながら天下一の宇治茶という高級銘柄を獲得してきた。そしてこれらに取り組んできた茶商人たちが「茶師」と呼ばれた人たちであった。いわば、今のお茶屋さんの原点である。

宇治茶師は茶の興隆に合わせて、中世以来将軍家や諸大名あるいは公家や社寺と茶を通じて強く結びついており、江戸時代においては町人身分でありつつ苗字と初期には帶刀を許され、宇治茶の生産流通を支配した特権的階層であった。茶師は大きく御物茶師^{※7}、御袋茶師^{※8}、御通茶師^{※9}に区分され、最上位の御物茶師筆頭の上林家が茶頭取^{※10}を務めた。いずれも幕府の御用茶師であったが、地位や仕事の内容が厳然と区別されており、それぞれに茶師仲間を組織していた。茶師の家数は時期により変化しており、江戸中期では御物茶師 11 家、御袋茶師 20 家ほど、平茶師ともいわれた御通茶師は最大で 40 家ほどであった。『兎道庵絵図』など近世の絵図等を見ると、多くの茶師は宇治橋通りに家宅を構えていたことが分かる。覆下茶園も元来は許可された茶師のみに許される特権であり、当然、茶師が生産した茶は碾茶であった。

江戸時代の宇治は幕府直轄の天領であり、宇治郷代官^{うじのこうだいかん}が置かれていた。この代官を務めたのが、茶頭取上林家である。また宇治茶師は、将軍家御用の茶を毎年献進する義務を負っており、この茶を江戸へ届けたのが有名な「御茶壺道中」である。「ズイズイズッコロバシゴマミソズイ、茶壺ニ追ワレテトッピンシャン」と歌われるよう、御茶壺は将軍家の威光を背景に徳川御三家をも上回る権威を沿道に誇示した。



宇治代官所の門遺構（江戸期）

御茶壺道中は寛永 10 年（1633）に確立（『徳川実紀』）し、幕末まで続いた。



茶壺（江戸期）

江戸幕府は茶の需要者として、碾茶の良否を検分する「御茶吟味役」を置いた。この役は既に室町時代に成立しており、武野紹鷗、荒木道陳、千利休を経て古田織部へと引き継がれていたという（『徳川実紀』）。織部が大坂夏の陣で豊臣方に味方した嫌疑で切腹したのち、小堀遠州がこの役に任せられている。宇治茶師はこれら茶道大家の繊細な味覚・嗅覚に試されて、宇治茶を育んできた。

明治期に入ると幕藩体制の崩壊によって、將軍・大名を中心とする柳営茶道に支えられてきた宇治茶師体制は庇護者を失い再編へと向かうことになる。代官家である上林六郎家がそうであったように、多くの茶師は変革を乗り越えられず宇治を退転し、邸宅が町家へと細分化されていった。宇治橋通りを例にとると、明治初期の茶師家宅 23軒に対し昭和初期での茶商は 7 軒となっている。ただし茶師の没落は、宇治茶生産の衰退を直ちに意味しなかった。それは近代化の中で碾茶需要が落ち込んだ半面、日本の輸出品目として茶は生糸に次いで 2 番目となり、輸出需要の急速な伸びがあったからである。鉄道の開通や繊維工場の建設などによる近代化の過程で、街中では広大な茶師邸宅の町家化が進んだ。近代的な集約的かつ大規模な宇治茶生産と販売を行う茶商が登場し、通り沿いに店を構えていった。

この需要を伸ばした茶は、伝統的な茶の湯に使う碾茶を臼で挽いた抹茶ではなく、急須で茶を煎じて飲む煎茶であった。煎茶法の普及は江戸時代中期頃に始まり、幕末には国内でも煎茶需要は拡大していった。我が国における煎茶法の始まりは、^{いはげん}隱元禪師の渡来によって、抹茶として飲む茶とは別の、煎茶法がもたらされたことだと言われている。もともと煎茶は明の文人層に愛好された飲茶法で、我が国でも次第に庶民の中に広がっていった。特に黄檗僧で^{ほいじきよ}禪翁と呼ばれた高遊外の活躍と、篤農家であった永谷宗円による色や風味に優れた緑茶の考案（元文 3 年(1738)）によって、確実に煎茶法は普及を始めたこととなった。また幕末に宇治の西側にあたる小倉地区で考案されたという玉露は、碾茶用の覆下茶葉から高級煎茶として製茶されたものであり、本来露天で栽培される茶葉を用いる煎茶法の拡大が宇治の伝統的な方法に影響を与えたものといえる。江戸時代を通して、茶の生産は柳営茶道に対応する碾茶ばかりでなく、次第に町人層に広がっていった煎茶需要への対応も進んでいたのである。現在萬福寺境内には全国煎茶道連盟の本部が置かれ、毎年全国煎茶道大会が開かれている。

宇治橋通りのお茶屋さんと同様に、玉露製茶発祥の地である小倉地区の大和街道^{※11}沿いにおいても、製茶工場を併設したお茶屋さんがあるまちなみが形成されている。お茶屋さんの形態は現在も継承されており、お茶屋さんがある景観は宇治らしさを醸し出している。

※7：將軍・皇室飲用の茶を作る製茶師。

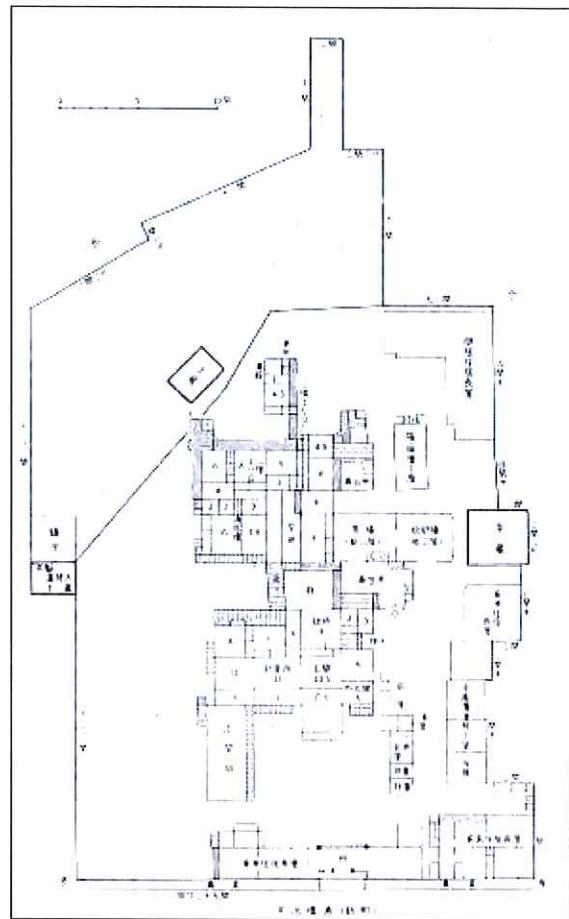


図 2-23 代官家上林六郎家間取図（江戸後期）



平等院表参道に立ち並ぶお茶屋さん

※8：徳川家康を祀る紅葉山東照宮献上の茶を作る製茶師。

※9：将軍家雑用茶を納める製茶師。

※10：御物茶師の筆頭で、御用茶師を統括する役職。

※11：京都から伏見、巨椋池の小倉堤上を経由して、奈良に至る街道。

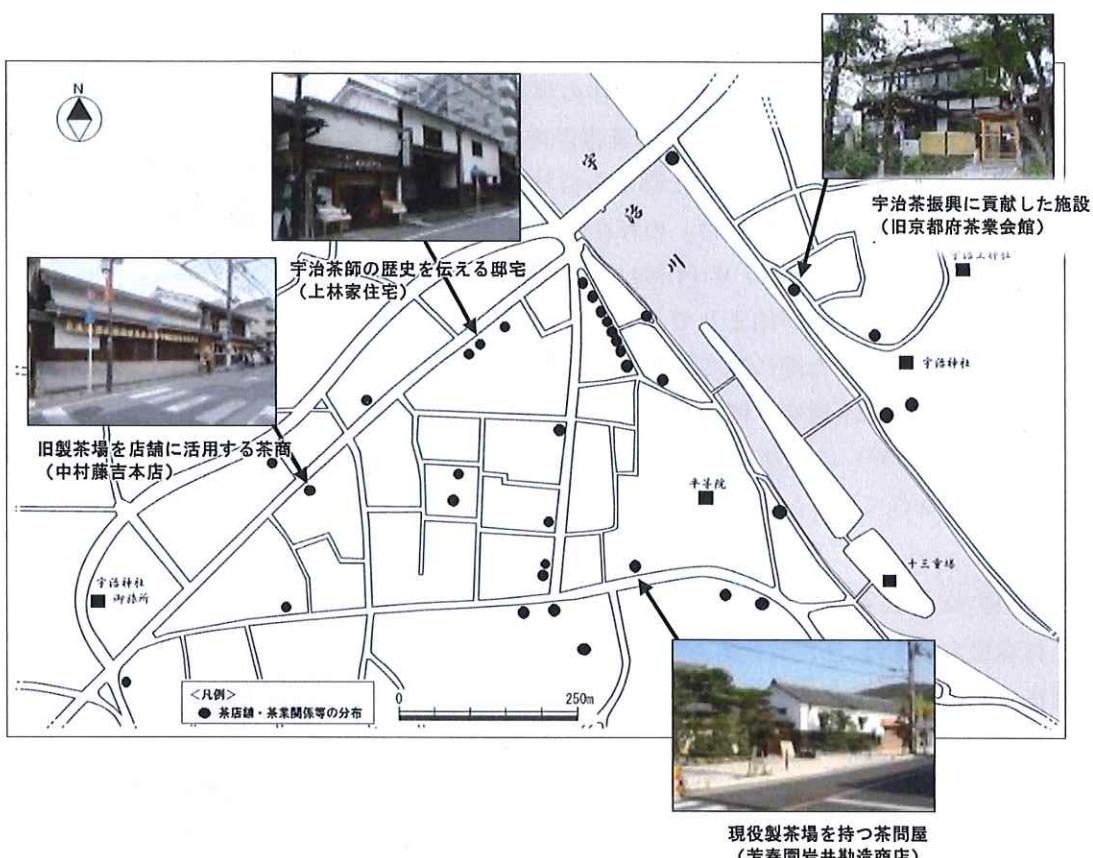


図 2-24 茶関係店舗等の分布

(2) 建造物

①旧京都府茶業會議所(現京都府茶業会館) [宇治の文化的景観(重要な構成要素)]

旧京都府茶業會議所(現京都府茶業会館)は、昭和3年(1928)に建てられた木造二階建(桁行6間半、梁間4間半)入母屋造棟瓦葺で、正面中央に切妻造りの玄関のある近代和風建築であり、近代の「宇治茶」の振興に貢献した団体の事務所として使用されてきた(『宇治市文化財総合把握調査報告書I』(平成23年(2011))). 茶の品質検査の際に、上部から自然光を採光するために使用された出窓状の「拝見台」の存在が特徴である。



旧京都府茶業會議所

京都府茶業會議所は明治17年(1884)に京都府下茶業組合取締所として設立されたのが始まりで、旧京都府茶業會議所(現京都府茶業会館)は昭和3年(1928)に現在地に移転してきた際に建てられた。平成21年(2009)に事務所が新築移転した後は、宇治茶振興のための宇治茶道場「匠の館」として活用されている。

平成21年(2009)に重要文化的景観の重要な構成要素、平成27年(2015)に日本遺産の構成文化財に認定されている。

②上林春松家住宅 かんばやしじゅんしょう

上林春松家住宅は、江戸時代から現在に残る茶師家宅である。現在は間口13間(23.4m)、奥行き32間(57.6m)、通り沿いに二階建の長屋門、中に入ると主屋と座敷庭を設け、主屋玄関西側に茶室松好庵と路地庭となっている。主屋の奥には、昭和30年代まで操業していた茶工場が残されている。茶師家宅の基本的な形態であった。建物の年代については、長屋門は西側7間が二階建、東側3間が一階建の切妻造本瓦葺の茶師独特の建築物で、元禄11年(1698)の宇治大火後に建てられたものであり、現在、茶師の長屋門をよく残す唯一の遺構となっている(『宇治市文化財総合把握調査報告書I』)。主屋は二階建、1、2階ともに軒回りがせがい造りで、大正15年(1926)に建てられたものであるが、前身建物の平面形態をおおむね踏襲して再建されている(『宇治市文化財総合把握調査報告書I』)。茶室松好庵は2畳台目・本勝手台目切・切妻造・柿葺で、蜂須賀家よりの拝領と伝え、野地板に寛政11年(1799)の墨書きが見つかっている。

江戸中期の『宇治郷総絵図』にも描かれており、間口19間(34.2m)、奥行き61間(109.8m)で現在より広かった。



上林春松家長屋門(江戸中期)

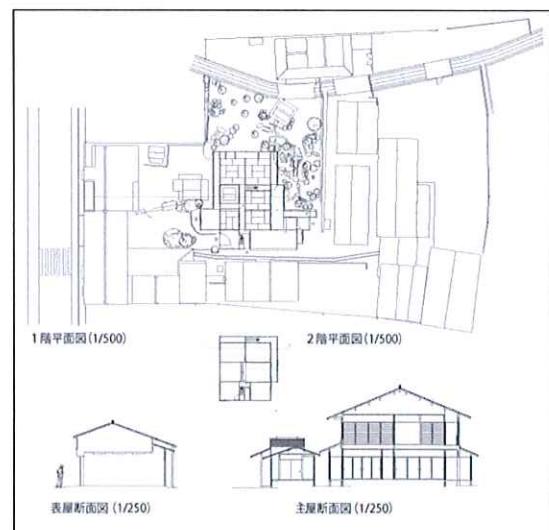


図2-25 上林春松家平面図

上林春松家辺りは、かつて茶師の長屋門が立ち並ぶ宇治郷の中心地であり、この趣を上林春松家に今も見ることができる。

③通圓茶屋（再掲：第2章-8）

④中村藤吉本店〔宇治の文化的景観（重要文化的景観）重要な構成要素〕

近代の茶商家宅をよく伝えるものとして、中村藤吉本店がある。茶の製造から製品の保管に至る工程を示す施設が残る家屋で、宇治橋通りの中ほどに、長い間口をとつて昔ながらの店構えが伝えられている。

中村藤吉家の創業は、茶師星野宗以所有の居宅を買い取って商いを始めた安政元年（1854）頃に始まる。当初は現在の店構えの東半分に居宅と店を構えたが、次第に敷地を西に広げ、明治29年（1896）には通りに面した主屋と長大な製茶工場が建てられている。この工場には幾台もの製茶用焙炉が窓際に並び、焙炉師などの職人により手もみ製茶が行われていた。

このように明治期の茶商の家宅は、生活や家業の雰囲気を外に伝える商人らしい空間配置であり、江戸期の茶師家宅のように表に長屋門を構え、その中に主屋と奥に製茶場を設ける武家屋敷風の配置とは異なる点に特色がある。更に大正3年（1914）には機械化が進み奥に新たな製茶工場が建てられ、近代化による空間配置の変化が明瞭に追跡できる（『宇治市文化財総合把握調査報告書I』）。

現在、中村藤吉本店では製茶は行われておらず、茶や茶を使った菓子類などの小売りや飲食で来訪者を迎えていたが、時代の変化に合わせて家業を持続してきた宇治茶商の様子を今に伝えている。

⑤茶筅塚（興聖寺山門前）

興聖寺山門前には、使い古した茶道具の茶筅に感謝し供養するために、昭和39年（1964）の刻銘がある茶筅塚が所在する。

石碑の表面「茶筅塚」の文字は建仁寺第8代管長竹田益州による。また北側の背面には表千家千宗左による「拋筌」と裏千家今日庵による「謝茶」の文字が刻まれている。

宇治茶まつりでは、「茶壺口切りの儀」の後に、使い古した茶筅の供養法事が営まれる。



宇治橋通りの中村藤吉本店



中村藤吉本店の店内



茶筅塚

⑥萬福寺〔萬福寺(重要文化財)・萬福寺松隱堂(重要文化財)〕

萬福寺は黄檗宗の大本山である。中国明から隱元が渡来し、寛文元年(1661)に江戸幕府の援助のもと、宇治の北に位置する五ヶ庄大和田に9万坪の敷地を擁す黄檗山萬福寺を開創する。萬福寺伽藍は寛文2年(1662)から順次伽藍が整備され(『萬福寺文書』)、山門、天王殿、大雄宝殿、法堂が東西に一直線に並び、主要堂宇を回廊が囲む中国明朝様式の大規模な禪宗伽藍である。最盛期には塔頭^{※12}が33院にのぼり、堂内も中国風となっている。萬福寺及び萬福寺松陰堂の建造物(計23棟)は重要文化財に指定されている。また仏像は多くが中国仏師范道生の手によるもので、面貌や装束が異国情緒にあふれている。



黄檗山萬福寺大雄宝殿
(重要文化財)

「山門を いざれば日本ぞ 茶摘うた」は、寛政2年(1790)に俳人田上菊舎が萬福寺を訪れ、この寺の中国風情に酔いしれて山門を出たときに、門前の茶園から聞こえた茶摘み歌で我に返ったときのものである。この門前の茶園は、鎌倉時代に^{みょうき}明惠上人が初めて宇治に茶の木を伝えたとされる場所で、現在の駒蹄影茶園石碑あたりである。

※12：大寺院の敷地内や周囲において、高僧の死後にその徳を偲んで建てた小寺院。

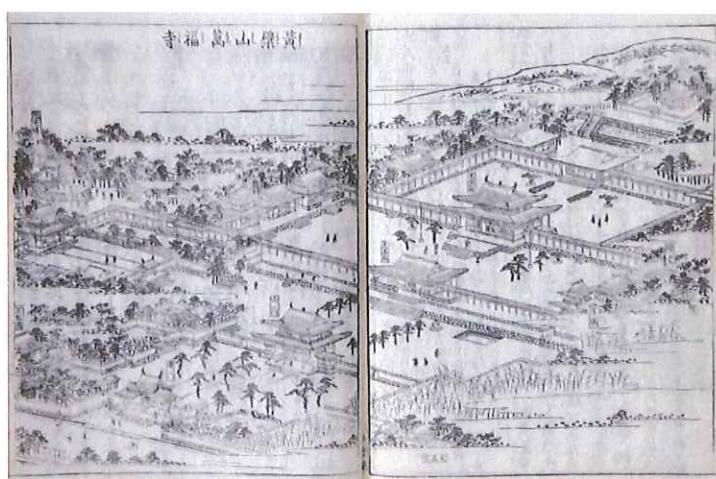


図2-26 黄檗山萬福寺『都名所図会』(江戸後期)

⑦松殿山莊〔松殿山莊本館・北藏・南藏・蓮齋・撫松庵・春秋亭・櫻松庵・聖賢堂・仙靈學舍・修礼講堂及び事務所・宝庫・大門(重要文化財)〕

松殿山莊は、大正期から昭和初頭にかけて高谷^{たかや}直^{ただ}太郎が営んだ茶道場で、茶室を中心とする様々な建築群で構成されている。広大な敷地の中央に建つ本館は、庭園に面して大書院棟や中書院棟などを並べた大規模建築で、本館の周囲には大小の茶室群などを配置している。木幡の南山と呼ばれる小高い丘陵に所在しているため、中書院の眺望閣からは比叡山



松殿山莊(本館)

や石清水八幡宮などが一望できる。敷地は関白藤原基房の別業である松殿跡地とされ、当時の屋敷を囲っていた土塁が残る。松殿山荘は、書院式茶道の広間の振興と、茶室の改良と近代化を目指した遺構として、近代茶道史上、高い価値が認められ、本館など12棟が重要文化財に指定されている。

高谷恒太郎は宗範と号する茶人であり、松殿山荘は「茶道経国」をスローガンに自らが興した茶道「山荘流」の修養道場として、自らの設計によって、大正8年（1919）から昭和9年（1934）にかけて建てられたものである。その設計図『松殿山荘平面図』が公益財団法人松殿山荘茶道会に伝わっている。その設計思想の主となるのは、宗範の基本理念である「方円思想」であり、象徴的図形である方形と円形を用いた独創的な意匠でまとめ、独自の茶の湯の空間を創出している。伝統的形態が多い京都の近代和風建築の中で類まれな造形となっている。

『高谷宗範伝』では、高谷宗範はこの地を、丘陵の周囲に深い谷があることで自然の城塞となつたうえ、四方の景観がとても雄大で由緒が感じられると評し、また、丘陵自体が茶樹の栽培地なため、茶道場を設立するのにこの上ない好適地とも評している。

大正15年（1926）にはスウェーデン皇太子同妃が訪れており、その際の古写真が残されている。

⑧ 縣神社

大幣神事を行う縣神社は、県通りと本町通りの北東角に位置し、神仏分離まで平等院の鎮守社となつておらず、宇治郷からは毎年灯明料が寄進されていた。宇治郷の人々にとっては地主神の離宮社（宇治神社・宇治上神社）と同様に崇敬されてきた。

本殿は江戸時代末期のものであるが、始まりは古墳時代の大和王権の直轄地「宇治の県」の守り神として祀られたときに遡るとされる（『京都の社寺建築南山城編』（昭和54年（1979））。本殿は本殿一間社流造・正面千鳥破風付の檜皮葺で、向拝には獅子と竜の彫り物、蟇股の部分には竜があしらわれる。

新茶の売り出しが始まる6月の初旬には「あがた祭」や「大幣神事」、11月には「献茶祭」が執り行われるなど、宇治茶の生産と関わりが深い。



縣神社拝殿

（3）活動

①お茶の加工・販売

宇治茶生産の特徴は、茶園の第1次産業から、製茶加工に関する第2次産業、流通・販売に係る第3次産業までの各部門が明確に分業されていないことにある。宇治茶生産の過程の中で、茶商は、茶農家から買い付けた荒茶を製茶し、様々な種類の茶へと仕上げを行い、また銘柄に合うように茶葉をブレンドして商品化をする。茶商の味や香りに関する繊細な感覚と技術は、古くからそれぞれ切磋琢磨して研ぎ澄ましてきた「技」で



京都府立茶業研究所

あり、今に継承されるこの技術が宇治茶の高い品質を保証している。また宇治茶の品質向上のため、京都府下茶業組合取締所（現在の公益社団法人京都府茶業会議所）が明治 17 年（1884）に設立され、大正 14 年（1925）には京都府立茶業研究所（現在の京都府農林水産技術センター農林センター茶業研究所）が設立され、宇治茶振興の組織づくりが行われた。

『御実紀』（天保 14 年（1843））に御茶壺道中によると、江戸時代の宇治は、將軍家御用の茶を毎年献上する義務を負っており、宇治橋通り沿いに多くの茶師が家宅を構えていた。明治以降も同様に宇治茶の加工と販売を行う茶商が登場し、通り沿いに店を構えた。明治時代に入ると、時代変革と新しい茶需要をとらえて、近代的な集約的かつ大規模な宇治茶生産と販売を行う茶商が登場し、通り沿いに店を構えていった。

本来、茶師も茶商も問屋業であるため基本的に小売りはしない。しかし現在、宇治における茶の小売店舗の数が多い。これは近代化の中での茶業界の変化とともに、近代的鉄道網の整備で宇治の観光化が進み、宇治茶が宇治の土産物として注目されたためである。このような茶を扱う商店は「お茶屋さん」と呼ばれ親しまれている。特に昭和 26 年（1951）に鳳凰堂が 10 円硬貨のデザインとなったことにより、平等院への修学旅行や観光客が急速にのび、平等院表参道では宇治茶の小売店が立ち並び、新たなお茶屋さんの景観を作り出している。お茶屋さんでは茶を出して客をもてなすことが多い。茶の淹れ方や美味しい飲み方など、店主とのやりとりを楽しみながら、ゆっくりと商品を買い求められるよう、茶によるおもてなし文化を反映した独特の販売スタイルを持っている。

お茶屋さんには「茶」と記された暖簾がかかり、新茶の時期には「新茶」と書かれたのぼり旗が通りから見える位置に立てられる。お茶屋さんからはお茶の香りが漂い、ほうじ茶の販売店の多い平等院参道では香ばしい香りがする。

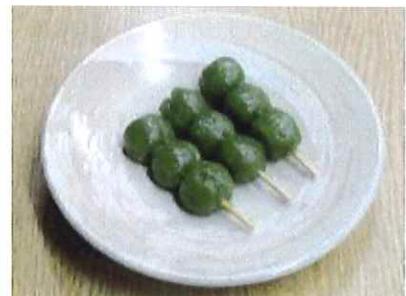
茶団子や抹茶羊羹などの菓子類も考案され、宇治名物として定着している。『京の華』（大正 15 年（1926））には、「宇治川に一名宇治紫と称する石あり、是を形どり大正元年頃より之を作り販ぎたるに始まり、現今宇治の土産品の一つとなれり。」という茶団子の紹介がある。また、喜撰糖が江戸時代から作られてきたという記載もある。

現在も市内には茶団子や茶そばを提供する飲食店舗が多い。

最近では、特に抹茶を使った和・洋菓子の流行でその種類が増えており、市内各地の飲食店や和洋菓子店でも提供される機会が多くなっている。平成 27 年（2015）には、新たに宇治茶漬けが地元商店によって開発された。



お茶屋さんのおもてなし



茶団子

上林家住宅には、上林春松家に伝えられている歴史資料を公開するために「宇治・上林記念館」を設立しており、宇治茶師の長屋門で歴史に触れることができる。また、記念館横には老舗の販売店舗がある。

中村藤吉本店は旧製茶場を店舗に活用する茶商であり、現在、製茶は行われておらず、茶や茶を使用した菓子類などの小売りや飲食業を営む。茶だけでなく、茶を使用した菓子類など製造販売することにより、茶に親しみやすくしている。宇治橋通り沿いにある中村藤吉本店を望むと、明治時代中期に築造された主屋・焙炉場に屋号紋をあしらった暖簾がかけられており人々の目を楽しませる。



宇治・上林記念館

②宇治茶手もみ製法〔市指定無形民俗文化財（保持団体：宇治茶製法技術保存協会）〕

江戸時代前期に隱元によって明から伝えられた煎茶法は、主に支配者階層に受け入れられていた抹茶と異なり庶民の文化人層に受け入れられ、萬福寺を中心として全国に普及していった。日本の煎茶文化発祥の地である萬福寺では、毎年、各煎茶道の流派が集い、盛大な茶会が催される全国煎茶道大会が開催されている。宇治茶手もみ製法(青製煎茶法)は、茶葉をホイロで乾燥させながら手で揉む製茶法のことを指し、江戸時代中期に永谷宗円が考案した。

機械製茶が普及した現在においてもその技術は継承され、加工・販売されている。江戸時代後期に生まれた玉露も手もみ製法が用いられており、玉露発祥の地である小倉地区を中心に現在もこの技術を用いた加工と販売が行われている。宇治茶手もみ製法は、色や味、香りが優れていることが特徴であり、茶工場の外にも香りがほのかに漂う。

昭和44年(1969)に結成された宇治茶製法技術保存協会は、宇治茶手もみ製法を後世に伝えるための活動を行っており、昭和61年(1986)に技術保持団体として宇治市無形文化財の指定を受けている。平成20年(2008)には、京都府無形民俗文化財に指定されている(※第1章-30参照)。

毎年、立春から数えて八十八日目に開催されている「宇治新茶 八十八夜茶摘みの集い」では、新茶の販売や茶摘み体験などとともに、手もみ製法の実演もされている。

③あがた祭

あがた祭は、毎年6月5日から6日未明にかけて行われる。梵天と呼ばれる神の憑代が深夜に町を渡御巡行し、所々でブン回しと呼ばれる過激な回転儀礼を行う。昔は闇夜の祭りとして、梵天渡御に際して中宇治では一切の灯火が禁止された。近世では、毎年旧暦の5月5日の夜半に執り行われていたが、その様子を具体的に記したものではなく不明な点が多い。しかし、天保3年(1832)の『増補日本年中行事大全』に「祭礼火を禁じ闇中渡御」と紹介されており、当時からあがた祭は宇治郷の周辺にとどまらず、近畿地方ではよく知られていたと考えられる。この祭りは、江戸時代の宇治郷では製茶の最盛期に多くの労働者を周辺地域に依存していたため、繁忙な茶づくりから解放され



現在のあがた祭

たこれら労働者の労をねぎらう祭りともなったとされる。現在では 600 軒を超える露店が連なり、12 万人を超える人たちが訪れる近隣含め最大規模の祭りとなっている。

④宇治茶まつり

宇治茶まつりは、宇治の茶業にとって功績の大きな榮西、明惠、千利休の 3 恩人への報恩感謝や、茶業功労者への遺績を追慕するとともに、これから宇治茶の隆盛を祈願する行事で、毎年 10 月第 1 日曜日に宇治川畔一帯で行われている。

宇治茶まつりは京都府茶業会館前を出発し、宇治橋三の間で行われる「名水汲み上げの儀」、平等院表参道、喜撰橋と移動し、興聖寺本堂にて行われる「茶壺口切の儀」、興聖寺山門前にて行われる「茶筅塚供養の儀」の順に行われ、多くの茶業関係者や観光客が見学に訪れている(『京都府茶業百年史』(平成 6 年(1994)))。行列は神主、汲み上げの儀式で使用する桶の所有者、白装束を纏った人で構成され、古式ゆかしい装束を纏った行列が宇治川沿いを歩く。

宇治における「茶祭」の始まりは、昭和 7 年(1932)10 月 1 日である。「宇治塔の島で日本初めての茶祭」と報じた『日出新聞』は、「式終了後は、同町各製茶業者の趣向をこらした祝賀の山車十数台は、祇園からの稚児 30 名を先導に塔之島を出発、町内を屋台で姫さん被りの茶摘女の姿も美々しくねり廻り、午後 2 時からは塔之島に設けられた余興場で同町の古典的趣味豊かな宇治茶摘踊、万歳、落語その他の余興があり」と、その様子を伝えている。昭和 30 年代の古写真からも、宇治地区中心部を行列が練り歩き、踊りなども披露されていた様子がうかがえる。現在は、範囲は狭くなり宇治橋から興聖寺までを含む宇治川沿いで行われている。

このように、近代に入って新たな行事として開催されるようになった宇治茶まつりは、形は変えながらも、今日の宇治における主要な年中行事として継承されている。



深夜の梵天渡御



名水汲み上げの儀



茶壺口切の儀



茶筅塚供養

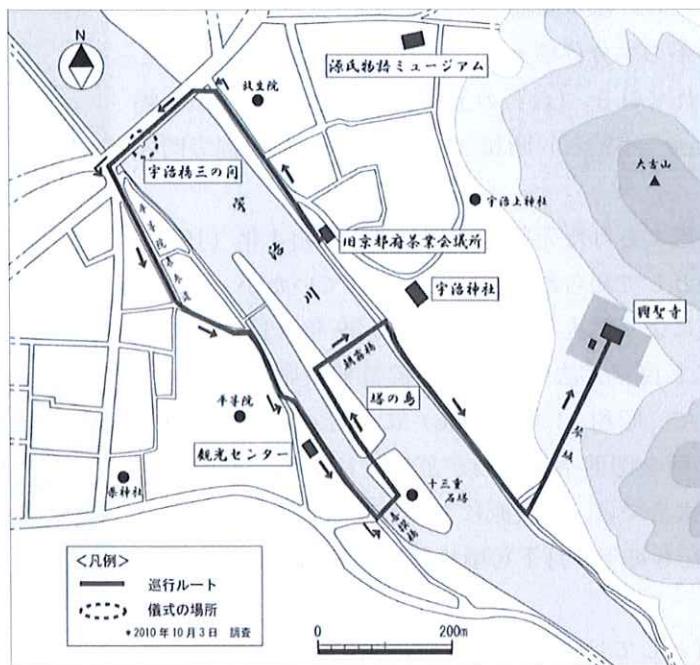


図 2-27 宇治茶まつりルート



⑤お茶にまつわる営み

【茶会】

隱元によって中国明の文人に愛された茶葉を急須で煎じて飲む喫茶方法（煎茶法）が伝えられ、萬福寺を中心に煎茶文化が全国に発信され普及していった。

宝暦 4 年（1754）俳人田上菊舎が萬福寺を訪れ「山門を いづれば日本ぞ 茶摘うた」と詩つ

ている。萬福寺門前に建つ駒蹄影園碑の碑文に「明惠上人の歌とが山の尾上の茶の木分け植ゑて あとそ生べし駒の蹄影」と刻まれ、顕彰されている。(台石の上に下幅正面 80 cm 最大幅 100 cm 高 166 cm 宇治石) 昭和 32 年 (1957) に萬福寺門前に移転された。

萬福寺境内に建てられた売茶堂において、昭和 4 年 (1929) から高遊会茶会として知られる茶会が行われていたが、第二次世界大戦の勃発により休止となった。昭和 29 年 (1954) に、萬福寺での立宗三百年大法要において協賛煎茶席が行われたことを契機として、昭和 31 年 (1956) に全日本煎茶道連盟が結成され、第 1 回全国煎茶道大会が萬福寺において開催された。全国煎茶道大会では、各流派によるお茶席があり、野点の茶席もある。現在も毎年 5 月下旬頃に萬福寺境内において行われている。

宇治での茶道としては、煎茶道の他に高谷宗範が創始した「山荘流」が挙げられる。山荘流は書院茶の復興を信念としており、その修養道場として高谷宗範自らの設計によって建てられた松殿山荘は、個々の茶室と趣の異なる庭園・露地の融合を図った様々な趣向が凝らされている。『松殿山荘竣工式茶讌記念帖 (昭和 5 年 (1930))』と『高谷宗範伝 (昭和 10 年・松殿山荘茶道会刊)』によると、昭和 5 年 (1930) 1 月 25 日に山荘において茶道講義の第 1 回目が開講された。同年 11 月 1 日から 3 日にわたり行われた落成記念茶会では、茶室や庭園を巡りながらお茶をたしなむルート設定がされていたことが分かる。これは、複数の広間や小間の茶室、庭園を連続して使用する大茶会にも対応できるように、茶室や庭園が有機的に繋がっているためである。現在は、公益財団法人松殿山荘茶道会が、春季と秋季には、松殿山荘での茶会及び特別公開を催している。

【お茶のふるまい】

『都名所図会』(安永 9 年 (1780)) に描かれている通圓茶屋は、『雍州府誌』(貞享 3 年 (1686)) によると、始まりは平安末期と伝え、橋の袂に庵を結んで茶をふるまったのが最初と記載される。宇治橋東詰にある通圓茶屋は永暦元年 (1160) 創業、義政・秀吉・家康らも一服したといわれる老舗である。通圓茶屋では、今も観光客や地域住民がお茶を求めて訪れ、江戸期の『宇治川両岸一覧』に描かれた賑わいを見ることができる。店主自らお茶を淹れるなどお茶に親しみやすい工夫がされている。上品なお茶の香りは通りにも広がり、店先の席ではお茶や抹茶スイーツを楽しむ人々の姿が見られる。

鉄道開通後の観光客の増加等によって、宇治茶は観光資源としての価値が高まり、宇治茶に親しむ催事が行われるようになった。京都府茶業会館は、「匠の館」と称する宇治茶カフェを営業し、宇治茶振興に対する支援事業等を行っている。ここでは、お茶の美味しい淹れ方を日本茶インストラクターが丁寧に説明している。お茶によるおもてなしは茶会に限らず、屋外での



駒蹄影園跡



萬福寺での全国煎茶道大会

市内で振る舞われる本格的な煎茶
(匠の館)

茶席など、宇治茶まつりやその他お茶にまつわるイベントでも見ることができる。

【茶香服】

茶の行事のひとつに「茶かぶき」というものがある。これは宇治茶を作る人々の遊びであると同時に、茶の種別を鑑別する自らの感覚を研ぎ澄ます訓練でもある。近年は様々なルールが開発されているが、一般的なものは煎茶や玉露を交えた5種類のお茶について、それぞれ花・鳥・風・月・客、又は風・月・雲・草・鶴などの銘をつけ、名は伏せたまま1種ずつ飲んでは札を入れていく。5種類全部あたれば5点で、それを5回繰り返して合計点数を競う。

「茶かぶき」の語は、いつから用いられているのかは明らかではないが、慶長8年（1603）に刊行された『日葡辞書』のかぶきの項に、茶の種類を飲み当てる競技という解があるところからみて、戦国時代には「茶かぶき」という語が使われていたものと考えられる。更に遡ると、南北朝時代から室町時代にかけて流行した、碾茶（抹茶）の産地を飲み当てて、その成績を競う「闘茶」が発展したものと考えられている。

このように本来、茶香服とは屋内で行うものであるが、本市では茶に関する屋外イベントとして、茶香服が行われることがある。玉露や煎茶に普段から親しむ宇治市民にとっては、気軽に楽しめる遊びとして開催される機会の多い活動である。



宇治茶まつりと併せて開催される
茶香服イベント



白川地区で行われた茶香服イベント

【献茶祭】

茶に関連する故事の伝えられる社寺や石碑等の前で、茶業の発展を祈願する献茶祭が執り行われる。献茶祭の時期は各所様々であるが、新茶の収穫に感謝を表わす6月頃や茶を献上する10月頃が多い。

献茶祭は、明治13年（1880）に始まる縣神社の例や、宇治上神社のように世界遺産登録をきっかけに始まった最近の例もあるが、総じて近代以降のものであり、茶業が近代化される中で開始されたものである。



萬福寺門前での献茶祭



玉露発祥の碑前での献茶祭

(4) まとめ

宇治にはあがた祭や、近代化の中で茶業振興のために始まった宇治茶まつり、新茶の収穫時期である6月と仕上げ茶を献上する10・11月頃に行われる献茶祭といった行事が数々あり、茶への敬意と感謝の気持ちを表すと同時に、まちに茶を楽しむハレの日の賑わいをもたらしている。

このように宇治のお茶屋さんの風景は、室町時代後期以降、天下一の茶を生み出し我が国の茶文化に大きな足跡を残してきた宇治茶師の技と伝統を継承しつつ、歴史的な宇治のまちなみの中で今多くの人を迎えて商いを続ける、茶どころ宇治ならではの歴史的風致を形成している。

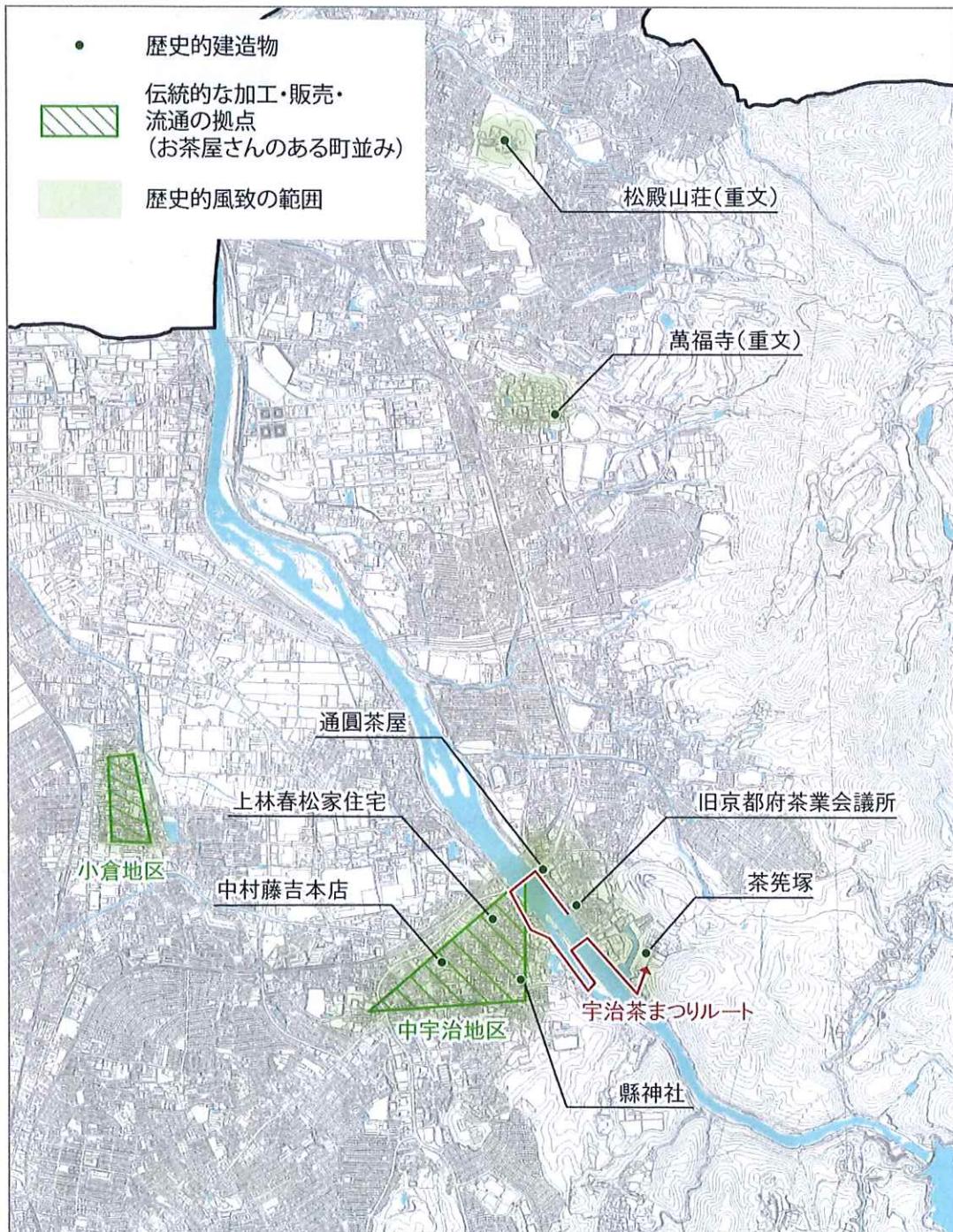


図2-28 お茶屋さんの歴史的風致の範囲

コラム：宇治学

宇治学とは、総合的な学習の時間を使い本市内の小学3年生～中学3年生までを対象に「宇治で学ぶ、宇治を学ぶ、宇治のために学ぶ」をコンセプトとして宇治について総合的に学ぶ宇治市独自の取組である。

小学3年生～4年生では、「宇治を知り、宇治に親しむ」ことをテーマとし、宇治を学ぶ基礎を身につける。小学5年生～中学1年生までは「宇治を学び、宇治を体験する」ことをテーマとすることで、自分のよさを知り、夢を広げることにつなげる。中学2年生～中学3年生で宇治の学習を深め、宇治で実践することで将来の自分を考えさせ、志を持つことを目標としている。

これらの学習や体験をもとにし、宇治をテーマに自分で課題を見つけ、情報収集や発信することで「ふるさと宇治」の魅力を知り、体感することができる。これにより、ふるさと宇治への愛着を深めていく取組みである。

小学3年生では、宇治茶を学習テーマにしており、実際に児童自らが抹茶を点てる抹茶体験授業を行っている。昨今、抹茶を点てる機会が乏しい中、お茶のまちならではのカリキュラムとなっている。



先生とお抹茶

コラム：今に残る代官家の遺構

江戸時代に幕府の直轄地を治めた地方官のことを代官と呼ぶ。宇治では、茶師の筆頭である茶師頭取が代官を務めていた。茶師の大半は、明治時代になって没落などによって広い敷地と建物を手放していった。江戸時代の終わりに代官を務めていた上林六郎家も他の茶師と同様に明治時代になって建物を手放していった。しかし、上林六郎家の門は中宇治にある清水家住宅に移築され、現在もその姿を伝える。



清水家表門

3. 宇治に伝わる祭礼の歴史的風致

3-1 大幣神事の歴史的風致

(1) はじめに

宇治川の西岸に広がる宇治市街地は、伝統的な木造家屋が多数伝えられている地区である。この辺りを地元では「中宇治」と通称している。まちの形状は、宇治橋通り・県通り・本町通りの3本の主要街路が二等辺三角形状に交差し、その中を碁盤目街路が区切る独特のかたち（三角形街区）をしている。

この全国的に珍しい三角形街区の形成は、平安時代後期に平等院創建に合わせて別業邸宅群を整備するため、元々の街道（本町通り）を利用してしつつ、その背後地に平等院寺域の西側に沿って大和大路（県通り）を敷設し、これらを骨格に都のような碁盤目街路が敷設されたことに始まる。このとき、宇治橋は現在位置に移設されている。それまでは、おそらく平等院鳳凰堂の南側で川を渡していた。更に南北朝の動乱により、宇治の町が消失し、その復興の中で主要街路として宇治橋通りが敷設された結果、南北朝時代に宇治の三角形街区が成立した。

この歴史的な街区には、この土地の人々の信仰を集める古くからの祭礼が継承されており、ハレの日には時が遡ったような古式あふれる風景を今もまちなかに見ることができる。

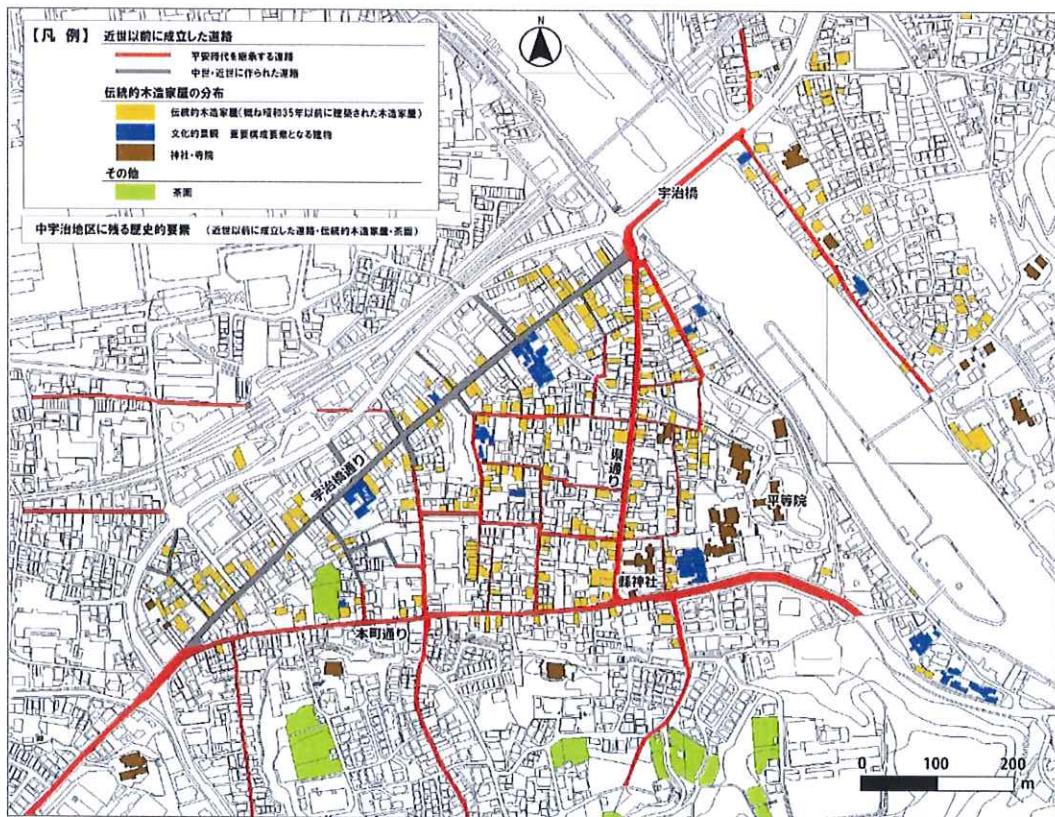


図2-29 宇治地区に残る歴史的要素（近世以前に成立した道路・伝統的木造家屋・茶園）

(2) 建造物

- ①縣神社（再掲：第2章-35）
- ②上林春松家住宅（再掲：第2章-32）
- ③中村藤吉本店（再掲：第2章-33）

(3) 活動

- ①大幣神事〔宇治市指定無形民俗文化財（保持団体：大幣座）〕

大幣神事は、梅雨時に中宇治に集まる疫神をまちの外へ追い出すものであり、神事の概略は神の憑代である「大幣」と呼ばれる大きな御幣を、古式ゆかしい行列とともに三角形街区を巡回させて疫神を集め、宇治川に流して祓うものである。縣神社を出発し、三角形街区を形成する県通り・宇治橋通り・本町通りの順に巡回して、3つの傘を付けた大幣に疫神を集め、最後はその大幣を宇治川に投棄する神事である。大幣神事は、大幣と騎馬神人、七度半の使いの3つが揃うことが特徴的である。祭礼のルート上には、上林春松家住宅や中村藤吉本店があり、その前を古式の装束を纏い中世以来の様式を備えた祭具を持った行列が通る景色は古の風情と賑わいを伝えている。

疫病祭である大幣神事は神社を中心とした祭礼というよりも、郷民自身が郷中のために行う神事の性格が強く、現在は旧久世郡宇治郷の有志が中心となった地縁的なまとまりである「大幣座」が運営している。

大幣神事のような住民が主催する大がかりな疫神送りの民俗行事は、京都の祇園祭からも知られるように、室町時代に盛んになったものである。大幣神事も、祇園祭の山鉾や飾り物との類似性から、ほぼ同じ頃に成立したとされている。神事に使用する用具・衣装などは中世の形態を伝えており、「大幣」の名称の文献初出は、『菟道旧記』（元禄10年（1697））である。『菟道旧記』にはこの祭礼の行列が描かれており、その様子は現在とおおむね近いものとなっているが、かつては数々の祭具や芸能が付加され、さらに華やかなものであったと考えられている。



大幣(左)と大幣の御利益を求める人たち(右)



大正期の大幣神事



図2-30 江戸時代の大幣神事『菟道旧記』個人蔵（江戸中期）

大幣神事は宇治神社の還幸祭と同日の6月8日に行われるが、祭の主役ともいえる大幣は、大幣殿にて6月1日に組み立てが始まり、翌2日の夜、和紙の幣を貼り付ける作業を行い完成させる。大幣は、「傘御幣」の別名があるように、1000枚余りの幣で飾った格子状の棚に松枝を添えた黄色い布張りの傘を3本刺した、類を見ない形状である。この傘に、疫神を退治する神が依りつくとされる。祭礼の前日には、縣神社においてお供え（小梅・若布・餅など）や、祭列に加わる傘鉾や杓矛などの祭具・衣装を準備する。

祭礼当日（6月8日）は、午前10時ごろに縣神社前の大幣殿にて儀式（写真①）を行ったのち、お供えが参列者に配られると、大幣を担ぐ幣差（力者）や馬に乗った神人（御方）、祭具を持った小舎人（小学生の男子）や大幣座の人々、神官などの行列が出発する。行列は、県通りを経て宇治橋西詰へと至り、そこで祭事を執り行う（写真②）。その後、宇治橋通りを進んで一の坂の手前に至ると一行は休憩し、一の坂と御旅所との間を4往復する駆け馬が行われる（写真⑦）。行列は再び、本町通りを進んで大幣殿へと戻る。



大幣神事の行列（左から御方・大幣・祭具を持つ小舎人）

巡回の際に通りの辻々で様々な儀式や所作を行っており、宇治橋通り及び本町通りでは、拍子木の合囃に合わせて地面を大幣の竿の根元でコツンと打ち続ける所作が行われる（写真③④⑤）。また、巡回時は、地域の人々が行列に近寄って白い幣を受け取る光景が見られる。これは、厄除けとして幣を玄関先などに供えるためだが、もともとは大幣が巡回している際に落ちた幣を供えていた。

大幣殿の手前に到着すると、大幣は引き倒され、幣差たちが引きずって県通りを全速力で走り抜け、宇治橋から川に投棄される。御方は馬で大幣を追走し、宇治橋の上から投棄されたのを見届けると大幣殿に戻り神事が終了する（写真⑨⑩）。

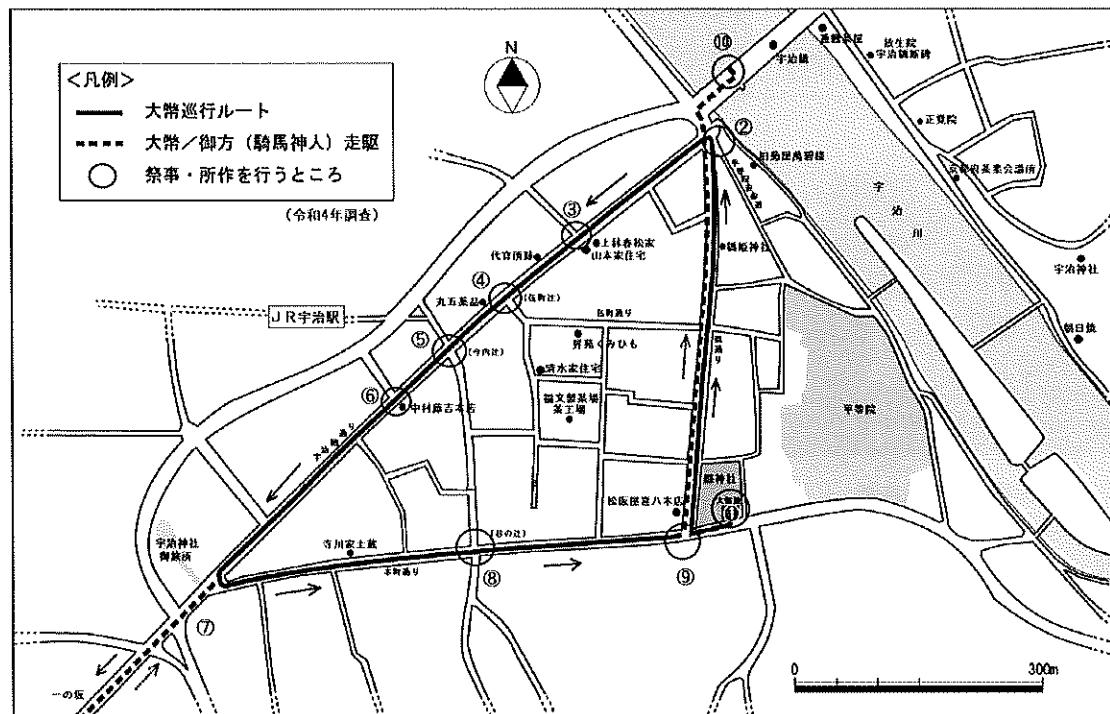


図2-31 大幣神事の巡回ルートと祭儀の場所

①神事準備	①大幣殿前の祭神勧請	①神饌の小梅、若布、餅などが参列者に配られる
②宇治橋西詰での祭儀	③④⑤辻ごとで行われる所作	③④⑤辻ごとで行われる所作
⑥宇治橋通りの行進の様子	⑦御旅所前から馬を走らせる	⑦一の坂にて神人走駆
⑧大幣の打ちこわし準備	⑨時計回りに3回回る	⑩地面に引き倒し破壊
⑨-⑩幣差が破壊した大幣を引きずって全力疾走	⑨-⑩御方が幣差を追いかける	⑩大幣を宇治川へ投機

(4) まとめ

大幣神事が行われる6月8日には、茶問屋や町屋の連なる平安時代に由来を持つ中世期に形成された三角形街区に、古式の装束を身に着け中世以来の様式を携えた祭具を持った大幣の行列が、様々な所作を行いつつ通る。大幣神事において住民の力に支えられながら巡行する様子は、宇治で数百年にわたって培われ積み重なってきた歴史の厚みが、ハレの一時、まちなかに放散されるような風情と賑わいを守り、伝えている歴史的風致を形成している。

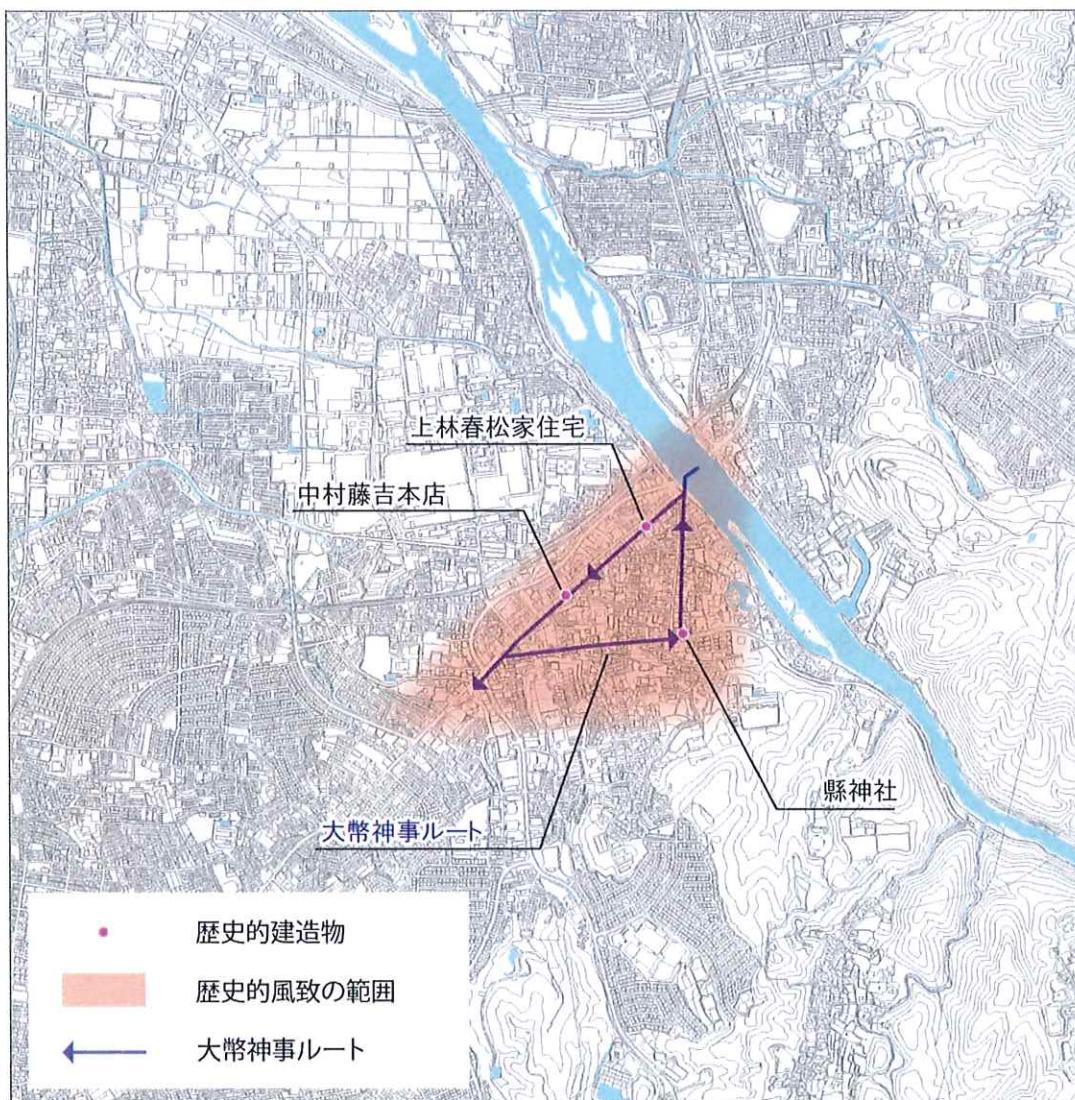


図2-32 大幣神事の歴史的風致の範囲（拡大図）

3-2 離宮祭の歴史的風致（宇治神社と宇治上神社の祭礼）

(1) はじめに

宇治に継承される祭礼の最も古いものとして、宇治神社と宇治上神社でそれぞれ行われる神幸祭と還幸祭がある。

この両神社はもともと平安時代に建てられた離宮社の上社と下社であったが、明治時代初期に宇治上神社（元 畦宮社 上社）と宇治神社（元 畦宮社 下社）に分離した。離宮社の祭礼である離宮祭も、明治時代の二社分離時に二分され、それぞれの本社から祭神が神輿に依り御旅所へと巡行する神幸祭、御旅所から本社へと還る還幸祭として祭礼が行われている。

平安時代前期の『延喜式』には「宇治神社二座」と記載され、古くは二つの社を束ねて宇治神社と呼んだが、後に「離宮社」や「離宮明神」、「離宮八幡」と呼ばれるようになる。「離宮」とは、祭神の菟道稚郎子命あるいは父の応神天皇の離宮がこの地にあったためとされる。現在、宇治神社には菟道稚郎子命、宇治上神社には菟道稚郎子命と応神天皇そして兄の仁徳天皇が祀られている。

(2) 建造物

①離宮社(宇治神社と宇治上神社)

離宮社が現在地に整備されたのは、平等院創建から8年後の1060年頃であることが近年の年輪年代分析で明らかとなり、平等院と同じく藤原頼通の造営になると考えられるようになった。世界遺産となっている国宝の宇治上神社本殿がこのときに建てられたと考えられる。

①-1 宇治神社〔本殿(重要文化財(建造物))〕

宇治神社本殿は大型の三間社・流造^{※13}檜皮葺で、鎌倉時代後期の造営で重要文化財に指定されている。

藤原頼通による離宮社の整備は、『扶桑略記』（治暦3年（1067））の後冷泉天皇の平等院行幸関係記事から、この世の極楽浄土として造営された平等院と対をなす、現世の象徴的宗教施設であったと考えられている。



宇治神社

※13：平安時代に成立した、屋根が前面に長く延びて向拝となっている神社の建築様式。

①-2 宇治上神社〔世界遺産・本殿(国宝)・拝殿(国宝)・摂社春日神社本殿(重要文化財(建造物))〕

本殿は平安時代後期の造営で、内部に内殿三社を祀り内殿の壁や屋根の一部を共有する覆屋根を構えて一体の建物としたもので、極めて珍しい構造となっている。拝殿は鎌倉時代前期の造営であり、貴族の寝殿造^{※14}邸宅の様式を伝える正面7間の細長い建物で縁が回り、檜皮葺屋根は特徴的な縫破風となっている。（『宇治上神社文書』）



宇治上神社本殿（国宝）

※14：平安時代から中世にかけての京都の貴族の住宅の建築様式。

(3) 活動

○神幸祭と還幸祭

神幸祭・還幸祭は、平安時代に祭礼が定められた離宮社の祭礼である離宮祭から明治に二分された祭礼で、宇治神社、宇治上神社それぞれで、現在も執り行わかれている。

離宮祭の祭式の整備は延久2年（1070）であるとされ、藤原氏の支援を受けて毎年5月8日に盛大な祭礼が行われた。きらびやかな神輿渡御や華やかな祭礼行列に、田楽に散楽、馳馬などの行事が行われ、貴賤の見物人數千人、見学の船千艘を数えたという都にも聞こえた華やかな祭礼であった。そしてこの祭礼には氏子である宇治と槇島の人々が奉仕していたことが、『中右記』（長承2年(1133)）に記録されている。中世になり、藤原氏が宇治の地から次第に退転していくにつれ、離宮祭はこの地元の地主神を祀る本来の祭礼へと変化するが、藤原氏の洗練による華やかさは継承されていく。江戸時代の『菟道旧記』には、大きな御幣を捧げ持つ7人の侍者を先頭に、巨大な天狗や鬼の面、槍鉾を捧げる多数の人たちが侍す3基の神輿を中心とする華やかな行列が描かれている。現在の行列は、『菟道旧記』に描かれる大きな御幣や巨大な天狗や鬼の面あるいは槍鉾を捧げる人もいなくなり、いずれも信仰を核とする法被姿の人々による比較的単純な巡行行列となっている。昭和30年頃の写真からも確認することができ、その頃には比較的単純な巡行行列が行われていたと考えられる。

元来の離宮祭は、宇治を氏子とする下社と、槇島を氏子とする上社が、一体で執り行つており、上社2基、下社1基の計3基の神輿が華やかな行列とともに巡行した。離宮社御旅所はかつて現在の宇治中学校の北側（宇治橋通りと本町通りの交差点の西側約300m）にあったが、二社分離そして鉄道の敷設による土地利用の変化などによって現在地へ宇治神社御旅所として移転したのに伴い、宇治上神社の御旅所は現在の槇島集会所を利用するようになった。



図2-33 江戸時代の離宮祭『菟道旧記』個人蔵（江戸中期）

【宇治神社の神幸祭・還幸祭】

宇治神社の神幸祭と還幸祭は、宇治地区(旧宇治郷)の氏子によって、毎年5月8日(神幸祭)と6月8日(還幸祭)に執り行われている(現在は第2日曜日に実施)。

神幸祭では、宇治川で祓い清められた1基の神輿に御祭神が移され、宇治神社から川を渡り中宇治の西の外れにある御旅所^{※15}に運ばれる。神輿は御旅所に安置され、1ヵ月後に本社にお戻りになる還幸祭が行われる。もともと離宮社の御旅所は現在地より更に西北にあったが、明治時代の二社分離によって宇治神社の御旅所は現在の場所に移転している。

還幸祭は、神幸祭よりも比較的静かに行われるが、供奉する人たちも多く賑やかに広い範囲で行われる。昭和40年代ごろまでは、神輿の巡行の賑やかさと見物人の多さとで、大変混雑したという。

還幸祭の神輿巡行は、同日(6月8日)の午前中に行われている大幣神事の巡行が終わった昼過ぎを見越して御旅所を神輿が出発する。担ぎ手は法被姿で、威勢よく掛け声をかける。還御の道筋は御旅所を、出たのち南西の方向に旧奈良街道を進み、途中で反転してもとに戻りつつ脇道に入り、御旅所の前で北方向に進みつつ宇治橋西詰に至り、県通り・本町通り・宇治橋通りへの三角形街区を巡りつつ、宇治橋を渡って川東の各町内を経て宇治神社へと戻るものである。

正午近くから日没にかけて、全長20kmを練り歩く。この巡行の道順は毎年若干の変更があるが、三角形街区外周は必ず通ることとなっている。かつて離宮祭のころは氏子の宇治郷各長から数人ずつ担ぎ手が出ていたが、二社分離した明治初年からは旧来の町を「番組」又は「班」と呼ばれる合計10の組織に編成し直し、現在は9つの番組が毎年交替で平安時代以来の祭礼を継承している。



宇治神社御旅所



御旅所内に1か月安置される神輿



昭和30年頃の還幸祭

※15：神社の祭礼の際に、神様が宿る神輿を一時的に安置させる場所のこと。

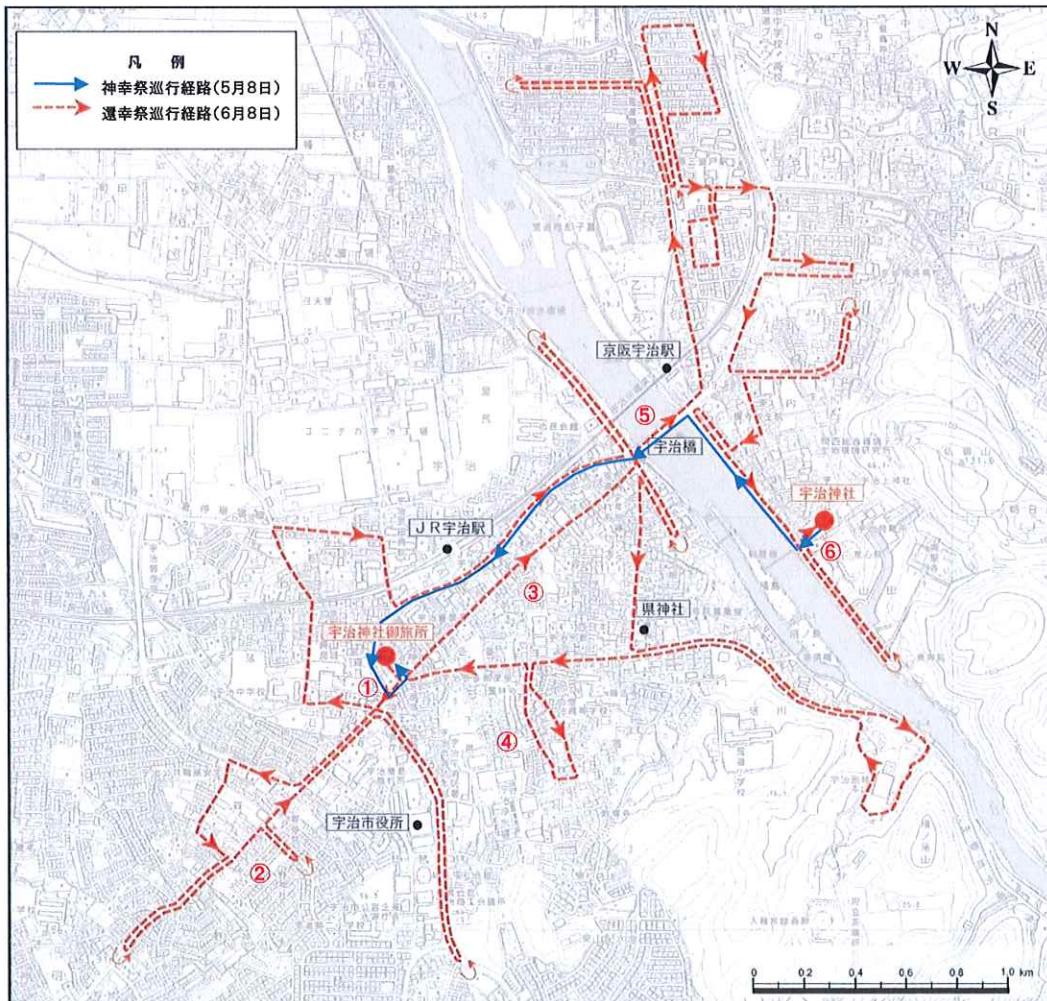


図 2-34 宇治神社 神幸祭・還幸祭 巡行経路 (平成 22 年調査)

【宇治上神社の神幸祭・還幸祭】

宇治上神社の神幸祭・還幸祭は槇島地区の氏子によって毎年5月1日から5月5日にかけて執り行われ、家内安全や豊作を願うものである。神幸祭は、宇治上神社から2基の神輿が御旅所となる槇島地区の集会所へと巡行する。還幸祭は4日後の5月5日に執り行われ、御旅所の集会所を出発し地区内を巡行した後に宇治上神社へと還御する。このように現存最古の平安時代の国宝社殿を伝える宇治上神社の祭礼は、平安時代以来の槇島の氏子によって今も守られている。

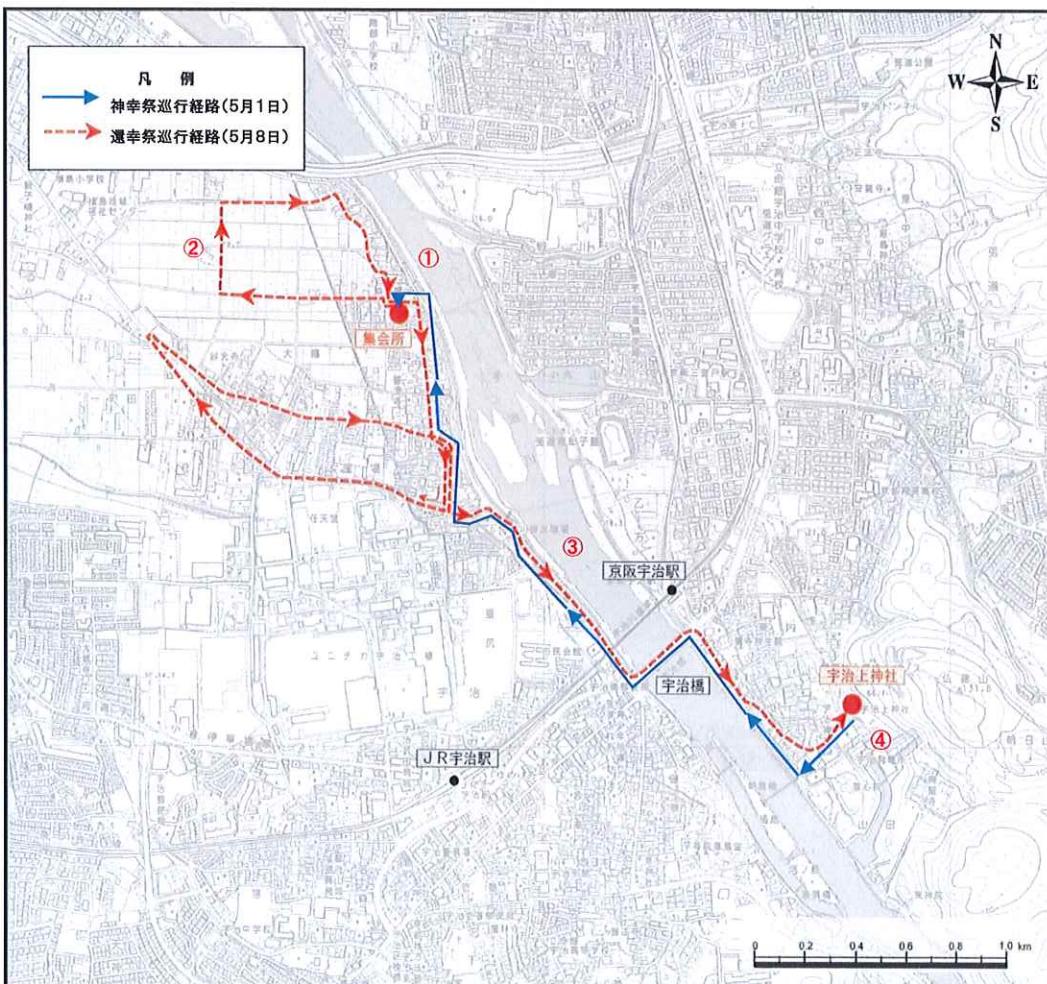


図2-35 宇治上神社 神幸祭・還幸祭 巡行経路 (平成22年調査)

(4) まとめ

元来の離宮祭は、宇治を氏子とする下社と、槇島を氏子とする上社が、一体で執り行つており、上社2基、下社1基の計3基の神輿が華やかな行列とともに巡行した。平安時代、藤原氏の支援を受けて発展した離宮祭は、中世期での藤原氏宇治退転、明治時代の二社分離（宇治神社・宇治上神社）という歴史の激動に翻弄されてきたが、祭礼を担ってきた地域の人々のまとまりは継承され、それぞれの神社の神幸祭・還幸祭として、宇治地区・槇島地区の氏神の祭りに姿を変えながら今も守られ、市街地の環境と一体となって歴史的風致を形成している。

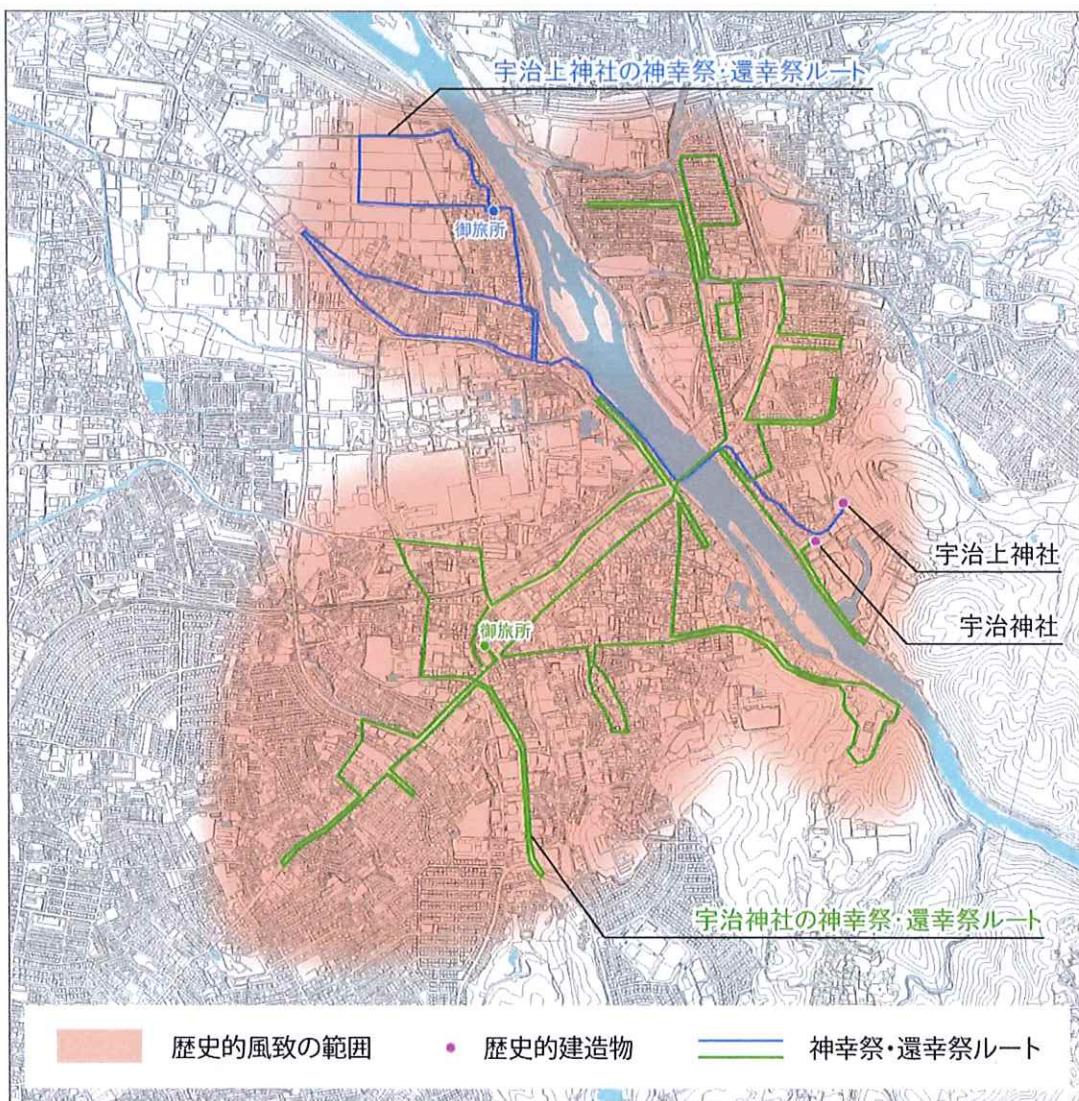


図2-36 離宮祭の歴史的風致（宇治神社と宇治上神社の祭礼）の範囲（拡大図）

3-3 白川白山神社の歴史的風致

(1) はじめに

白川集落は、宇治の中心部から南東に向かって山一つ越えたところにある谷里である。ここは宇治市内では少なくなった、まとまった規模の茶園が継承される地域であり、都市郊外にありながら静寂な雰囲気に包まれる風情は、まさに「奥宇治」と呼ぶにふさわしい。

白川集落の形成は、宇治が平安貴族たちの別業の地であった頃、藤原頼通の娘で後冷泉天皇の皇后となった藤原寛子が康和4年(1102)に建立した白川金色院に始まるとしている(「金色院御堂再興勧進状」寛正4年(1463))。

白川金色院のかつての寺域は、南北500m、東西300mの

広大な範囲で、往時の平等院に匹敵する規模を誇り、多くの堂塔や坊舎を擁していたことが分かる。中心的な仏堂は文殊堂とされ、金色螺鈿に輝く美しい御堂であったとされる。この白川金色院に関する現存最古の史料として、石山寺(滋賀県大津市)が所蔵する経典がある。経典の奥書には、仁平4年(1154)から永暦2年(1161)までに「宇治白河別所」で書写したと記されている。また藤原定家の日記『明月記』には、元久元年(1204)従一位太政大臣の九条良経が、平等院参詣後に訪れたとある。白川金色院は、長禄4年(1460)に盜賊の放火で全焼したが直ちに復興され、白川十六坊と呼ばれる子院群が立ち並んだ。これらのいくつかは江戸末期まで存続したが、明治初期の廢仏毀釈^{※16}で廃絶した。現在は、室町時代の惣門が残り、かつての広大な寺域は集落の東斜面部の棚田や茶園・里山となっている。宇治に多くの参詣者が訪れる江戸時代、山城国地誌『雍府誌』(貞享元年(1684))には、白川は「山水幽邃の地にて誠に小桃源と請うべし」と評され、宇治の近郊でありながら、宇治とは異なる幽閑静寂な白川にも参詔者が遊覧していたことが分かる。

※16：神仏分離令を受けて、民衆らが起こした仏教寺院や仏教に関わるもの破壊する運動。

(2) 建造物

①白山神社 [拝殿：重要文化財]

静寂な雰囲気に包まれる白川集落の中ほどに位置する白山神社は、白川金色院の鎮守社であり、久安2年(1146)に創建されたと伝えられる。金色院廃絶後も地域の産土神として信仰を集めている白山神社は、明治期以降に境内の摂社や末社をいくつか失ったが、現在は明治期の本殿と建治3年(1277)建立の拝殿を伝えている(本殿:『白山神社本殿指図』(明治時代)、拝殿:『白山神社之図』(江戸時代後期))。この拝殿は、桁行・梁間3間で寄棟造りの茅葺屋根を持つ建物で一見質素な住宅風建築であるが、内部は折上げ格天井をもつ気品あるもので、平安文化の雰囲気をよく伝えている。



白川の集落全景 (左上方は宇治地区)



白山神社拝殿 (重要文化財)

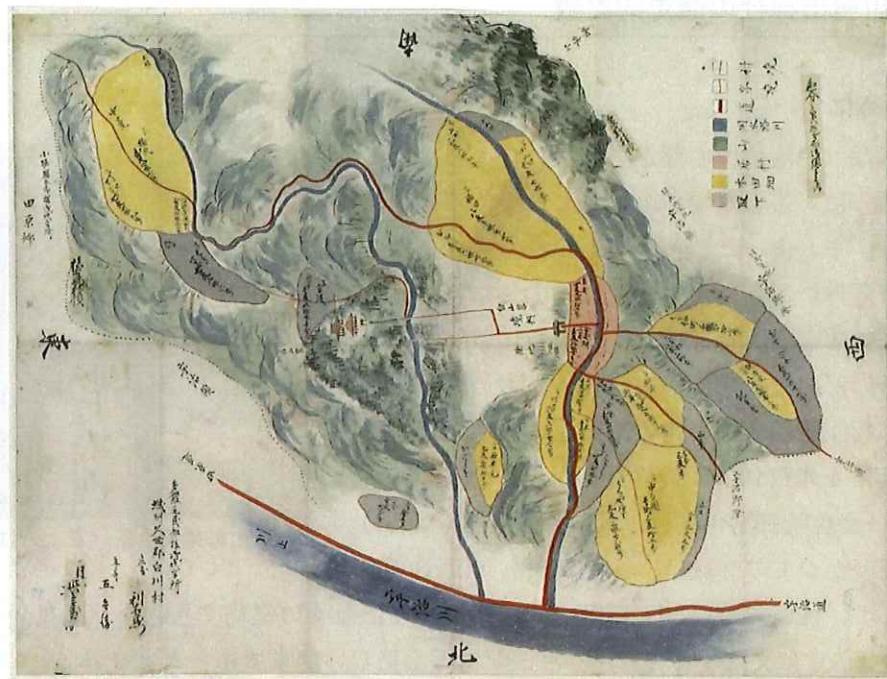


図 2-37 『白川村絵図』(江戸時代)

②金色院惣門

金色院惣門は、古代末期から近世にかけて存続した白川金色院の遺構である。金色院惣門は、「金色院御堂再興勧進状」(寛正4年(1463))によると、康和4年(1102)に、藤原寛子が七間四面の文殊堂を建立したことに始まる。18世紀後半には惣門、文殊堂、鐘楼、坊院3院と鎮守白山神社のみとなり、明治初期の廃仏毀釈で廃絶した。

金色院惣門は切妻造本瓦葺の四脚門で、16世紀に建立され、江戸時代後期の『白山神社之図』に描かれている。



金色院惣門

(3) 活動

白山神社の祭礼は、春祭り(3月18日)、虫干し祭り(7月18日)、秋祭り(10月18日)、御火焚祭り(12月18日)の4回行われている。これらの祭礼は、白川金色院で行われていた儀式が寺院廃絶後も白山神社の祭礼として残り、地元に伝えられてきたものと考えられている。秋祭りは、『山州名跡誌』(正徳元年(1711)刊行)で紹介されている。

白川地区では、祭礼の運営を行う世話係をトウヤ(頭屋。当屋とも。)といい、集落の中で3軒ごとに1年交代の持ち回りで務めている。祭礼は毎年記録され、次のトウヤ3軒に引き継がれる。

祭りの際は、トウヤが祭礼に用いる道具等を持ちながら、白川地区内を行き来する姿が見られる。

①春祭り

3月18日、白山神社では宮司による神事が執り行われ、氏子総代、区長、トウヤが参列する。供え物はお神酒、菓子、ジュース等で、お菓子などは子供たちに配られる。

②虫干し祭り

「虫干し祭り」は、拝殿での神事の後に神社の参道に、白砂を撒く行事である。白砂は、2人1組の「砂持ち人足」が皿籠に入れて運び、拝殿西から北側を通り、本殿前まで幅1m程の砂の道状に撒き敷く。撒く砂は、かつては神社下を流れる寺川の砂を用いたが、現在は寄進された砂を用いている。砂撒きと同時に神社周辺の草取りなども行い、終了後は地域の集会所で直会となる。

虫干し祭りの名前の由来は、かつて同じ日に地蔵院の宝庫内の遺宝の虫干し供養が行われていたことによるもの。

白山神社は雷除け・歯痛治癒の神様と昔から言われており、この日、白川地区では歯痛避けのまじないとして塩味の粉ふき空豆を食べる習慣が現在も受け継がれている。

③百味の御食

「百味の御食」は10月18日の秋祭りに先立って18日の未明に行われ、約100種の作物で作った神饌^{※17}を祭神に供える伝統行事である。

神饌の準備は例祭の前日である10月17日の午前中より、3軒のトウヤによって白山神社のふもとにある白川地区的集会所で行われる。神饌には赤飯や八角豆腐などのほか、百味の御食と呼ばれるものが用意される。百味の御食とは、白川地区の人々が持ち寄った農作物約100種類を「マンポ」というシダ植物の堅い茎に刺し、直径20cmほどの菊座カボチャ3個にそれぞれ刺し立てて作った神饌のことである。菊座カボチャの下部にはお茶の枝葉を、中心部には稲穂を刺し立てる。農作物はカキ、ホオズキ、ナス、シメジ、シイタケ、クリ、ネギ、スダチ、キュウリ、リンゴ、トウガラシ、シシトウなど多岐にわたる。集められた農作物はトウヤによって克明に記録され、次のトウヤに引き継がれる。百味の御食や赤飯、八角豆腐などの神饌は、18日の午前0時以降にトウヤによって白山神社本殿前に供えられ、神饌は夜明け前に人目に触れることなく、神前から下げられる。かつては神前より下げられた神饌は白山神社のふもとを流れる寺川に流されていたが、近年はトウヤの裁量によって処分さ



白山神社拝殿で行われる
虫干し祭りの神事



虫干し祭りの白砂撒き



百味の御食を作るトウヤ



百味の御食に使う農作物

れている。

正徳元年（1711）に刊行された『山州名跡誌』には「白山権現社 在仏殿南山上拝殿<西向> 社<同> 所祭白山権現例祭九月十八日」とあり、百味の御食を行う秋祭りを紹介している。百味の御食は、木津川市の和伎座天乃夫岐壳神社（通称「涌出宮」）や奈良県の談山神社など、各地でも様々な形で伝わる行事である。

※17：神様への供え物として神社に供える食事のこと。



完成した3つの百味の御食

④御火焚祭り

御火焚祭りは京阪地方で行われる冬の火祭りのことだが、白山神社では、火を使わずに供え物を献ずることのみである。12月18日に、お神酒、菓子、みかん等が供えられ、近年では子供用に菓子、餅、みかんの袋詰めも用意され配られる。

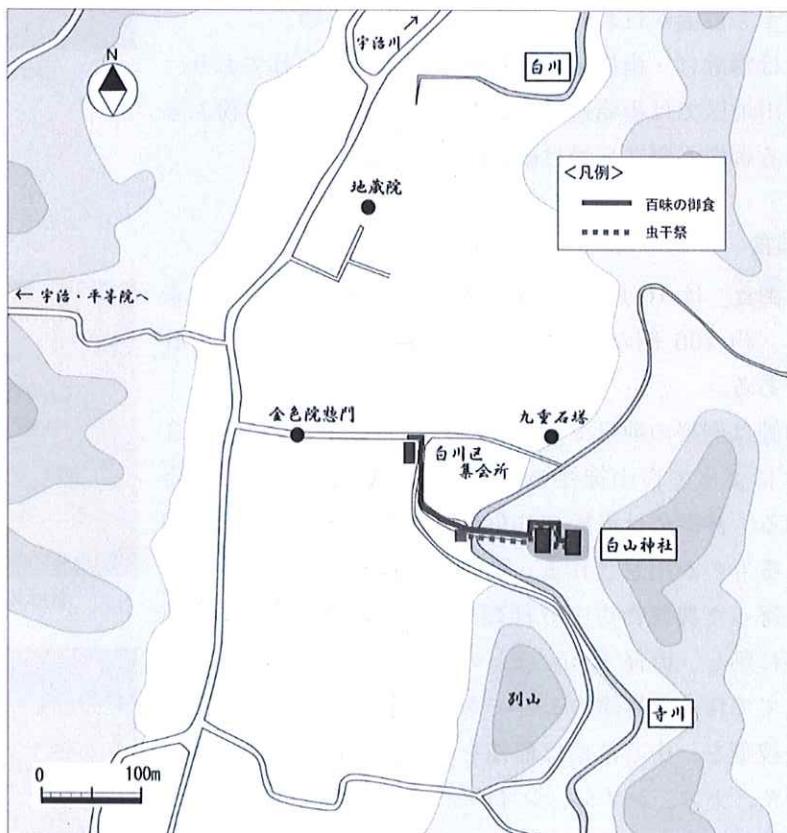


図 2-38 白山神社と祭礼の関係

(4) まとめ

白川地区では、平安時代に創建された金色院で行われていた神事が、寺院廃絶後も地域の人々によって白山神社の伝統的な祭礼として守り伝えられており、静寂な谷里景観と相まって、趣のある歴史的風致を形成している。

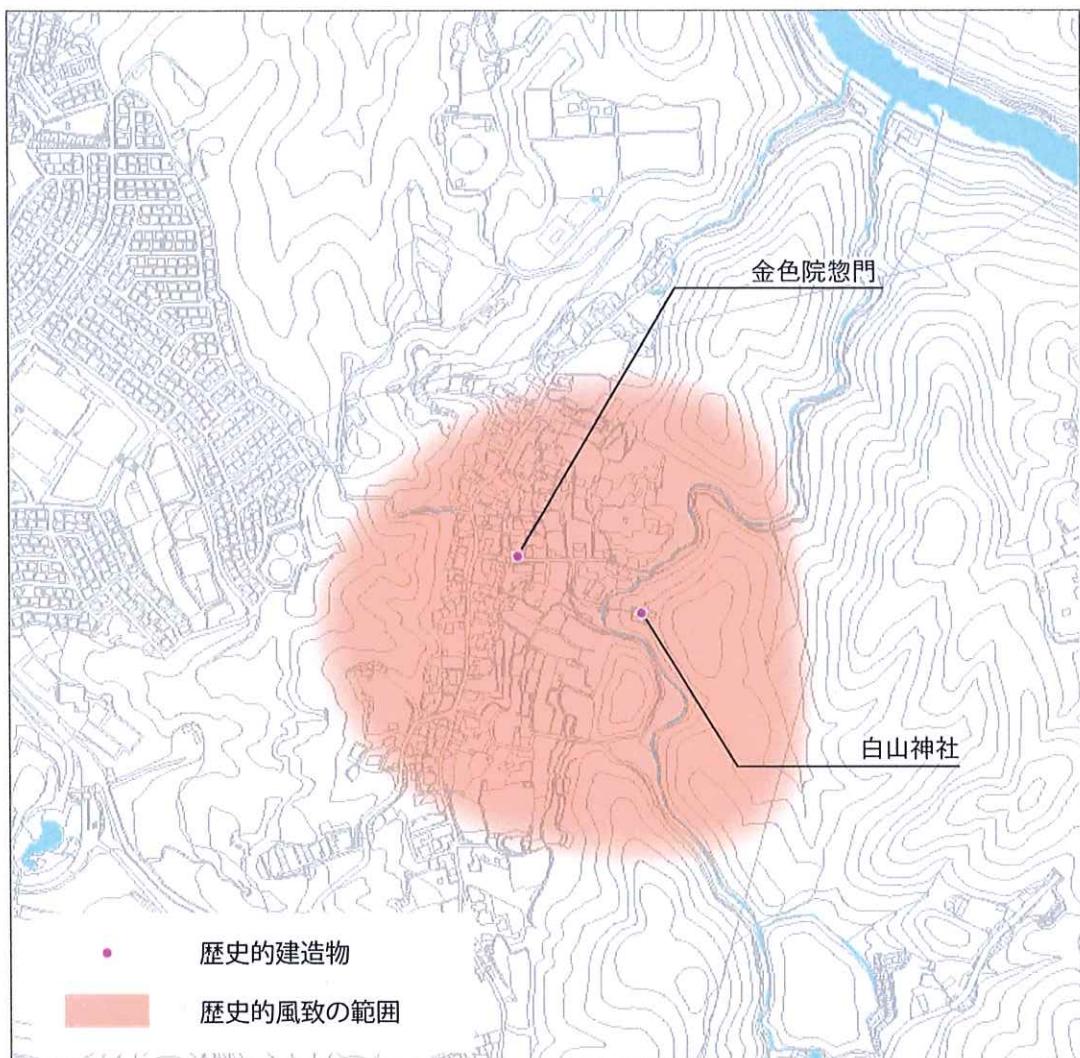


図 2-39 白川白山神社の歴史的風致の範囲（拡大図）

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

I. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

1-1 歴史的風致の認知に関する課題

平成29年（2017）に実施した市政モニターアンケート調査によると、宇治茶及び宇治の歴史に関する情報発信に対して、ともに不十分との意見が半数を超えており、宇治の歴史・文化に対する認知不足が課題となっています。

平成28年（2016）の観光動向調査では、宇治観光に行かない理由として、情報発信不足が圧倒的に多い結果となっている。

本市の歴史・文化に関する情報発信については、茶業に関する情報や近年の新たな調査成果を十分反映した内容とはなっておらず、また個別の歴史・文化に関する情報の背景にある宇治の歴史・文化を総合的に発信する機会も不十分である。

令和3年（2021）にお茶と宇治のまち交流館（愛称：茶づな）が開業したが、情報発信の充実が今後の課題となっている。

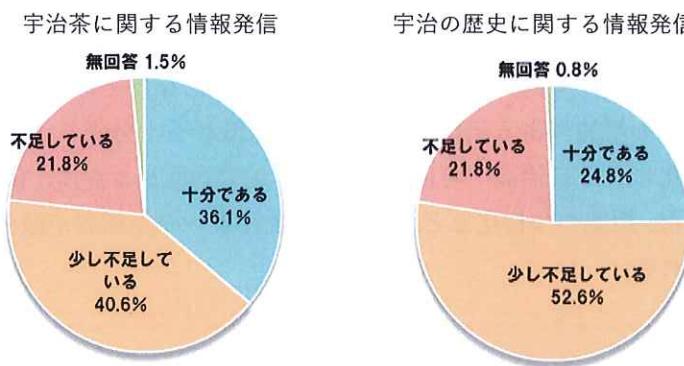


図3-1 「宇治の歴史・文化」に関する調査結果
(出典：平成29年市政モニターアンケート調査)

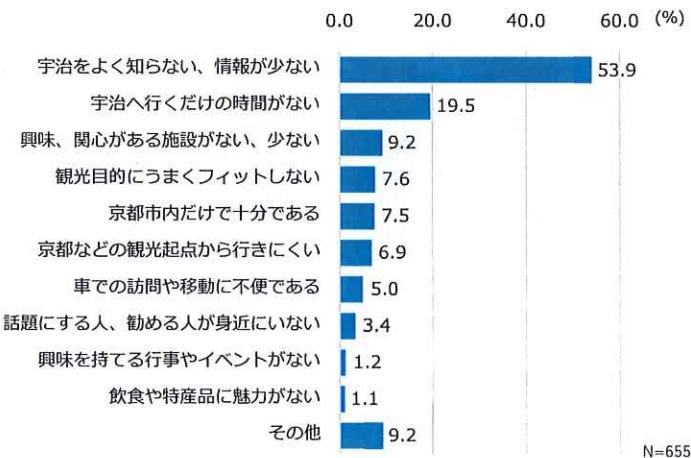


図3-2 「宇治市の魅力を感じるところ」調査結果
(出典：平成28年宇治市観光動向調査報告書)

1-2 宇治茶や地域の伝統文化の継承に関する課題

古くは茶の産地として、茶園景観が市街地や近郊集落に広がっていたが、都市の発展とともに茶園が減少し、現在の市街地では茶園はほとんど見られなくなり、市民や来訪者にとって「お茶のまち」としての印象が薄い。市内の茶園面積は、約45年前と比較すると大きく減少するとともに（近年は横ばい）、宇治独特の本簀の覆下栽培も減少している。これらは効率性が重視される近年の農業政策の中で、時間と手間を掛ける少量生産の宇治茶は採算性が厳しいうえ、茶農家の高齢化が進み、茶業の継承が困難になってきているためである。お茶と宇治のまち歴史公園の開園や「日本茶800年の歴史散歩」が日本遺産認定など一定の成果は出ているが、茶どころとしての茶業の振興とともに、本簀の技術伝承が課題となっている。

また地域においては、住民登録上の世帯数の7割に近い世帯が町内会・自治会に加入しているが、少子高齢化やライフスタイルの変化、価値観の多様化などを背景として、加入率は減少傾向にある。新規居住者の増加による伝統行事に対する認識が不十分なことや、地域コミュニティに対する関心の希薄化による自治会・町内会役員のなり手不足とともに、伝統行事の担い手の高齢化や生活様式の変化、娯楽の多様化などにより、伝統行事への参加者が減少し、簡素化や存続困難な状況が見受けられる。

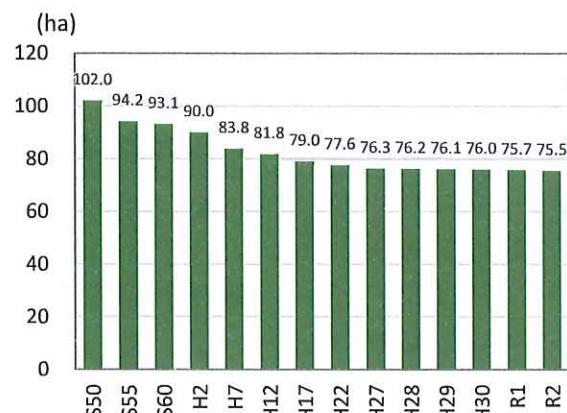


図3-3 茶園総面積の推移

(出典：宇治市統計書)



図3-4 町内会・自治会の加入率

(出典：宇治市地域コミュニティ再編計画)

1-3 歴史・文化遺産に関する課題

本市には極めて価値の高い文化財と併せて、身近に継承されている歴史・文化遺産が多く存在する。地域には、身近な歴史・文化遺産があるにも関わらず気付かれていないことが多いことから、文化財の活用を推進して文化財の認知度を高め、文化財を支えていく社会的環境を作っていく必要がある。また、古民家や宇治の個性を表す建造物の調査や検証が不足している。

中宇治での伝統的家屋の状況調査や空き家対策等は進めているが、どのような建造物を保存、活用するかは定まっていない。

また、指定等文化財は良好な管理に努めているが、未指定文化財に関しては、損傷や老朽化が見受けられるため、調査を進めて文化財指定する等により保存を図る必要がある。

市内には、平等院庭園など様々な史跡・名勝・天然記念物が指定されている。調査研究を進めることで、平成30年（2018）には、宇治古墳群が史跡、宇治山が名勝に指定され、国指定の件数も増えている。また、史跡宇治川太閤堤跡においては整備事業が進められて、令和3年（2021）にお茶と宇治のまち歴史公園として開園した。

このように近年、史跡や名勝の指定を受けるなど、自然景観等に関する取り組みに関し一定の成果を上げているが、保存・活用に関する具体的な方針を定めた計画の策定が必要である。

また、調査が不十分な古墳等の遺跡が残されているので、調査を進めてその価値を明らかにし、保存、活用を図っていくことが必要である。



未指定 金色院惣門（室町期）

1-4 景観に関する課題

本市には平安時代に遡る都市構造が継承され、歴史的重層性のある景観が形成されている。しかし近年、生活様式の変化などによる歴史的建造物の建替えが進み、マンション建設による急激な景観の変化、現代的建築物による周辺景観との不調和、駐車場化によるまちなみの連続性の喪失などが起こっている。

特に、中世に形成され近世には茶師屋敷が連なり、近代化とともに変化してきた宇治橋通りは、宇治の歴史の重層性を表し、文化的景観の重要な構成要素にもなっている。建物のファサードや無電柱化事業などは一定の成果はあるが、屋外広告物の指導がまだ不十分である。



平等院と高層マンション
(平成17年当時)



宇治橋通り

1 - 5 観光振興に関する課題

令和元年(2019)には約 560 万人の観光客が訪れた本市では、国外からの観光客数も増えていた。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で訪日外国人客数がほぼ 0 になったこともあり、令和 2 年(2020)の観光客数は前年比約 43% の約 243 万人となった。令和 3 年(2021)も引き続き観光客数は前年比約 97% の約 234 万人となっており、依然先の見通せない状況となっている。

新型コロナウイルス感染症が蔓延する以前における、市営茶室対鳳庵の利用状況を見ると、個人・少人数グループの欧米の観光客の利用が着実に増えており、日本文化としてのお茶に対する関心が高いものと考えられる。

一方、近世の宇治への来訪は、社寺参詣や散策、宇治川遊覧、宇治茶の見物といった宇治のまち全体で楽しむものであったが、近年の来訪者の平均滞在時間は約 3 時間 30 分と短く、様々な観光資源があるにも関わらず、訪問先として平等院のみが突出しているのが特徴となっている。

これは京都と奈良の中間に位置するという地理的要因もあるが、多様化する観光客の潜在的ニーズに対応した、周遊型・参加体験型の楽しめる機会の情報発信が不足していることが考えられる。

まちなかの移動手段としては、公共交通機関の利用促進や歩いて楽しめる観光を促すことが求められる。

宇治十帖スタンプラリーや観光案内サインの整備などにより一定の成果はでているが、更なる対策が必要である。

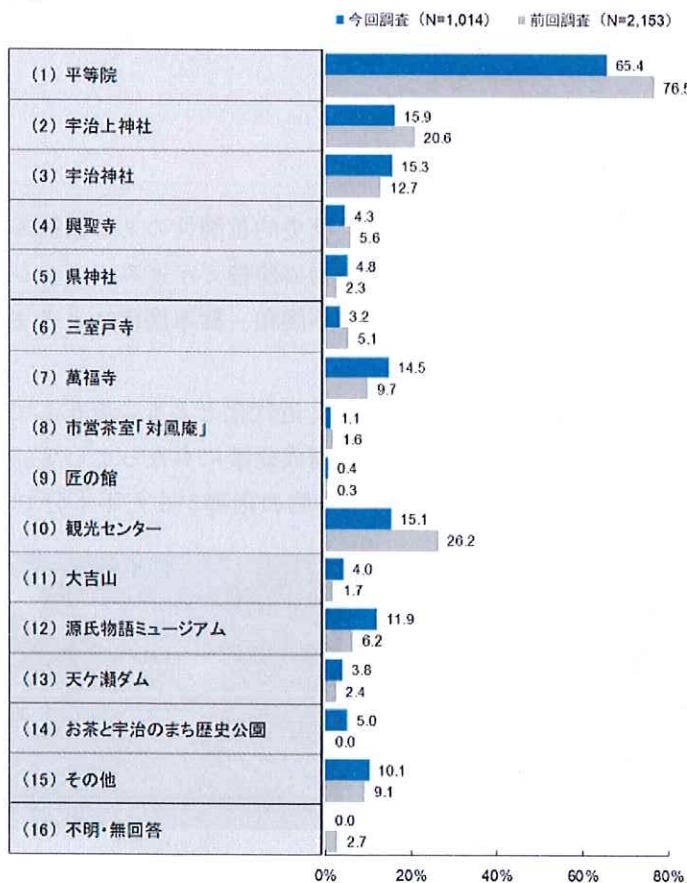


図 3 - 5 宇治における観光客の訪問先 (出典: 令和 4 年宇治市観光動向調査報告書)

2. 既存計画（上位・関連計画）

現在、本市では普遍的、長期的な展望に立った政策の基本的な方向を示した第6次総合計画のもと、各種施策の計画・実施に取り組んでいる。世界遺産および宇治川を中心とした自然環境や歴史的景観の保全を継続的に取り組んできた本市では、中宇治の修景整備やお茶と宇治のまち歴史公園の開園など、歴史・文化のまちづくりをより一層推進している。

ここでは、歴史的風致の維持及び向上に関連する、上位・関連計画等について整理する。

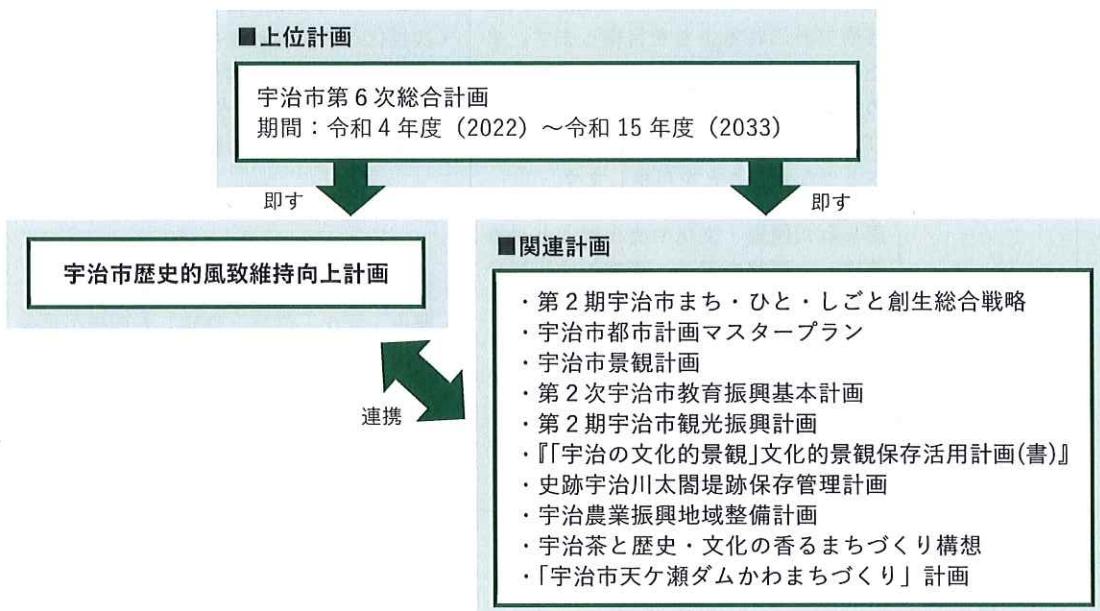


図3-6 歴史的風致の維持及び向上に関する上位・関連計画等

2-1 宇治市第6次総合計画（令和4年度(2022)～15年度(2033)）

宇治市第6次総合計画は、目標年次を令和15年度（2033）に設定して、これまでの宇治の良さを活かしながら、新たな宇治の良さを生み出していくために、「一人ひとりが輝き 伝統と新たな息吹を紡ぐまち・宇治」を目指す都市像としている。

目指す都市像を実現するために具体的な柱として5つのまちづくりの方向性を定めており、その1つに宇治の伝統と歴史を活かした魅力あるまちづくりを進める「伝統と歴史が輝くまち」を位置づけている。

「伝統と歴史が輝くまち」の考え方として、ブランド化や情報発信等によってお茶と文化を活かした魅力あるまちを目指すこと、宇治の伝統や歴史を伝えてさらに発展するまちを目指すこと、安全・安心で観光ができる仕組みづくりを進めることを挙げている。

また、施策の柱「活力あふれる産業振興」には、施策の視点として「茶葉の継承・発展」を挙げており、宇治茶の歴史や文化を守り、継承し、さらに発展させるためのブランドのPR等を行うことを記している。

関連する分野の目標と主な取組は、表3-1のとおりである。

表 3-1 関連する分野の目標と主な取組

分野の目標	目標達成に向けた主な取組
《分野 27》 伝統ある宇治茶の継承・発展	国内外の人々が宇治茶に魅了され、伝統的な茶製法を継承し、高品質茶の生産と環境に優しい茶づくりが実現しているまちを目指します。
《分野 28》 文化芸術が香るまちづくりの推進	文化の香る「ふるさと宇治」の継承、発展のため、市民の自主的・創造的な文化芸術であふれるまちを目指します。また、文化芸術を軸にした様々な分野での協働や交流が活発になることで、人びとがつながり、地域の絆・まちづくりへとつながることを目指します。
《分野 29》 歴史・文化や景観を守り育てるまちづくりの推進	恵まれた歴史・文化や文化財などの重要性への理解を深め、貴重な文化財や伝統文化を次の世代へと継承していくとともに、地域の歴史・文化・伝統により形成された宇治の文化的景観や歴史的な資産を守り育てるまちづくりを推進するなど、地域の特性に応じた良好な景観の保全・形成を進めます。

2-2 第2期宇治市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度(2020)～6年度(2024)）

第2期宇治市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、目標年次を令和6年度（2024）に設定し、第1期創生総合戦略の状況を踏まえた上で、本市の特色を最大限に活かした要素を盛り込み、5つの基本目標を掲げている。

『確固たる宇治ブランドの展開』～宇治への新しい人の流れを定着させる～では、宇治茶のブランド力を活かしてさらなる観光誘客を図る「宇治茶活用事業」や、宇治の伝統文化を次代へ引き継ぐとともに文化や歴史など多くの恵まれた資源の有機的な連携によるさらなる魅力の向上（深化）を目指す「宇治の魅力の深化事業」などを位置づけている。

『市民の宇治への愛着の醸成と市民によるふるさと宇治の創生』～宇治への愛着から定住促進につなげる～では、宇治の子供たちが宇治の魅力を知り・実感することで、宇治への愛着を深めるために、宇治学のさらなる充実や高校生版魅力発信プラットフォーム等を推進する「宇治への愛着醸成事業」などを位置づけている。

『まちの魅力を高める都市基盤の整備』～人・物の交流から活力ある宇治を築く～では、周遊観光の都市基盤の効果的な整備等を進める「まち巡りを仕掛ける基盤づくり事業」などを位置づけている。

2-3 宇治市都市計画マスタープラン（令和4年(2022)～24年(2042)）

都市計画の将来方向を示す宇治市都市計画マスタープランは、目標年次を令和24年（2042）に設定し、「ともに築く 魅力ある未来への都市」を都市づくりの基本理念として、4つの都市づくりの基本目標を定めている。

このうち「(基本目標1) 宇治らしさを活かした選ばれる都市づくり」では、豊かな自然環境や歴史的資産など宇治らしさを活かしたまちづくりを進め、住みたい、住みたくなるまちを目指し、まちのにぎわいや人の交流の促進など、人口減少、少子高齢社会に対応した魅力あるまちにつながる都市づくりを進めることを掲げている。基本方針に、歴史・文化が調和した良好なまちの景観づくりに努めることや、文化・歴史や茶業など、資源を活用した個性ある都市づくりを目指すことが位置づけられている。

将来都市構造については、市街化区域を基本に、既存市街地の有効利用を図るとともに、市街地の状態を常に改善し秩序ある土地利用を進めることを、基本的な考え方としている。将来的な都市の骨格では、宇治に住む誇りと愛着を育む都市景観を形成し、世界遺産および宇治橋周辺をまちのシンボルとして、悠久の歴史を語り継ぐために、宇治川や世界遺産等を宇治市のシンボル景観、旧街道等を骨格軸景観、旧集落等のまちなみなどを特徴的ゾーン景観と位置付けて、その保全・継承を図るとしている。また、お茶と宇治のまち歴史公園を新たなみどりと交流の拠点として、歴史と融合したまちづくりを総合的に進めることを位置づけている。

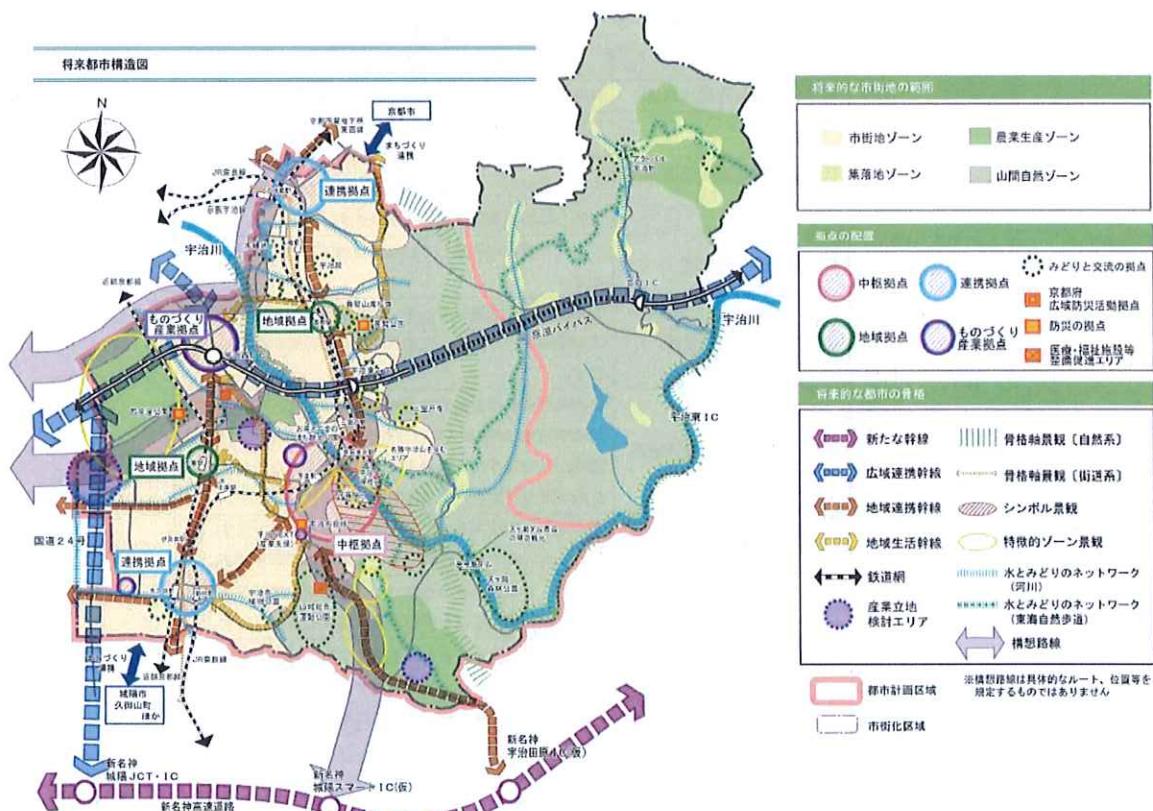


図3-7 将来都市構造図

2-4 宇治市景観計画（平成20年(2008)策定、平成24年(2012)改訂）

本市は、めぐまれた歴史的環境と豊かで美しい自然と調和したふるさと宇治の景観を保全し、市民とともに快適でうるおいのある景観づくりをすすめるために、景観法の制定に伴い平成17年（2005）に景観行政団体となった。また平成20年（2008）には、「宇治市良好な住民環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例（通称：宇治市まちづくり・景観条例）」の制定に合わせ、「宇治市景観計画」を策定した。

「宇治市まちづくり・景観条例」は、市民によるまちづくり計画を支援する制度や市への提案制度を定めた「まちづくりへの市民参加」と、景観を守り育てるための制度を定めた「景観の形成」、事業者と住民が互いに理解して開発事業が進められる制度を定めた「開発事業の調整」の3つを柱としている。

「宇治市景観計画」においては、「悠久の歴史と自然を今に活かしふるさと宇治を誇り伝えん」とした基本理念のもと、市内全域を景観計画区域とし、8つに区分されたそれぞれの区域ごとに景観形成誘導指針及び屋外広告物に関する行為の制限を示している。景観計画区域の中でも、特に景観上配慮すべき区域を「景観計画重点区域」として定めることとしており、現在歴史・文化遺産が集積する中宇治や白川地域、黄檗地域が指定されている。このほか、景観計画区域内の主要な道路を「景観形成道路」と位置付けて、通りごとの景観形成誘導指針を示している。

表3-2 景観計画区域の概要

地区名称	概要
景 観 計 画 区 域	A：世界遺産背景地地区 用途地域としては工業地域及び準工業地域があります。
	B：歴史的遺産周辺地区 平等院（世界遺産）、宇治上神社（世界遺産）及び三室戸寺の周辺にあたり、大半が風致地区（高さ制限15m）となっており、他に風致地区のかからない住居系用途地域及び市街化調整区域も含まれます。
	C：宇治橋下流地区 シンボル景観に隣接している風致地区（高さ制限15m）です。
	D：市南北玄関口地区 六地蔵は北の玄関口として、大久保は南の玄関口として広域交通ターミナル、商業及び業務施設等が存在しています。
	E：主要幹線道路沿道地区 市内の主要幹線道路である府道京都宇治線、宇治淀線、城陽宇治線、国道24号及び京滋バイパス側道の沿道（道路端から約25m）を対象にしています。ただし、B・D地区及び景観計画重点区域内の沿道は除きます。
	F：工業地区 工業地域に指定されている地区を対象としています。ただし、A・E・G地区内にある工業地域は除きます。
	G：市街地・田園・山麓・山間地区 A～F、☆地区以外の地区で、多様な用途地域があるほか、市街化調整区域や都市計画区域外も含まれます。
	☆：重点区域 自然と人々の営み、まちの歴史・文化などにより様々な景観が存続している地域について、宇治市のシンボル景観及び特徴的ゾーン景観として位置づけ、「景観計画重点区域」とします。

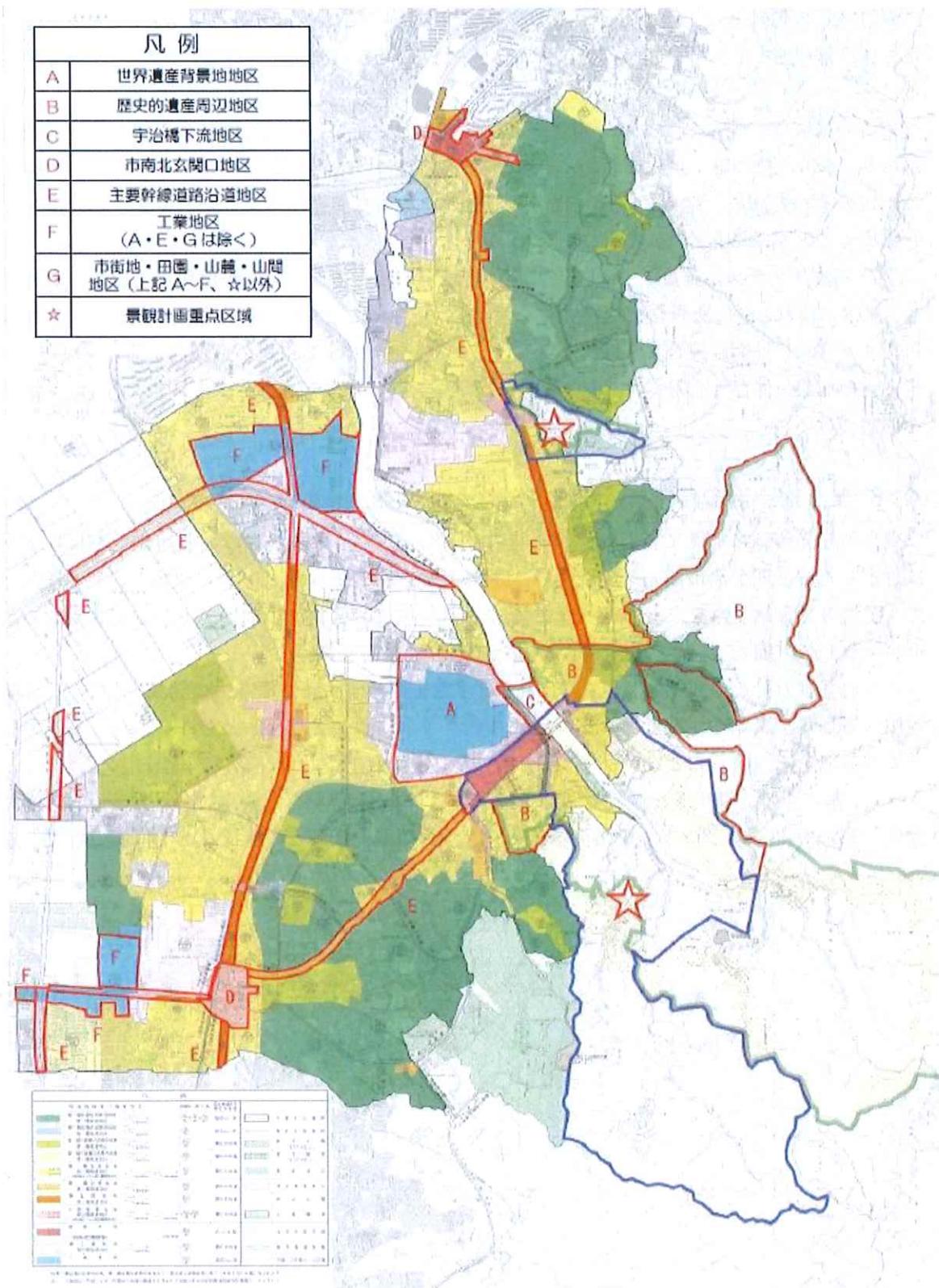


図3-8 景観計画区域図（宇治市景観計画・平成24年(2012)改訂）

2-5 第2次宇治市教育振興基本計画（令和4年度(2022)～15年度(2033)）

教育施策の指針となる第2次宇治市教育振興基本計画は、目標年次を令和15年度（2033）に設定し、教育理念として「家庭・学校・地域でささえる宇治のひとづくり・まちづくり」を掲げている。

教育施策の主な課題の1つに「市民一人ひとりの力で新しい宇治を創る生涯学習環境の充実」があり、本市の持つ唯一無二の歴史・文化を存分に活用しながら、地域づくりやまちづくりに対する市民の意識を高め、地域の発展に向けて誰もがその力を発揮するような、生涯学習環境を充実していくことが求められている。

学び・教育プランの施策7「歴史と文化の継承・活用」では、宇治の歴史や文化を世界に発信し、未来に継承し、歴史資料や伝統文化を保存・活用することで、市民の歴史・文化意識の醸成を目指すために、推進施策と主な取組として「歴史・文化に対する市民の意識向上」、「歴史資料・伝統文化の収集・保存・活用」、「歴史資料館の充実・活用」、「源氏物語ミュージアムの充実・活用」を位置づけている。

2-6 第2期宇治市観光振興計画（令和5年度(2023)～令和15年度(2033)）

従来の観光資源に加えて新たな価値や魅力を創出し、宇治市らしさのある観光地を目指すために策定した第2期宇治市観光振興計画は、目標年次を令和15年度(2033)に設定し、基本理念として「宇治のブランド力を未来に織りなす」、令和7年度(2025)までの前期アクションプランのコンセプトとして「新たな時代に輝く宇治の観光まちづくり」を掲げている。

3つの基本方針を定めており、基本方針1「宇治を照らす～新たな魅力の発見～」では、史跡宇治川太閤堤跡や文化的景観など豊富な観光資源をさらに活かす取組とともに、さらなる魅力を見出せる取組を進めることを挙げている。

また、基本方針を基に5つの観光戦略を掲げており、観光戦略2「豊富な文化観光資源の魅力再発信」では、宇治茶ブランドの魅力発信強化や社寺等の歴史資源との連携などを位置づけている。

2-7 「宇治の文化的景観」文化的景観保存活用計画（書）（平成21年(2009)策定、令和元年度(2019)追記修正）（策定時は、「宇治市文化的景観保存管理計画」）

「宇治の文化的景観」は、宇治川に代表される自然景観を骨格としながら、重層的に発展した市街地とその周辺に点在する茶園によって構成される、独特的の文化的景観として高く評価され、平成21年（2009）2月に重要文化的景観に選定された。

近年の急速な社会変化が、景観だけではなく地域の伝統や風土に由來した文化にも影響を与え、それらが損なわれ、その再生が困難になる可能性を危惧した本市は、文化的景観の有り様を再確認しその継承を図ること、更には個性的で豊かな文化的景観を活かし、住民主体のまちづくりを推進し、地域社会が継承してきた個性を伸ばしつつ持続的に発展することを目指して、重要文化的景観選定の申出を行ったものである。

選定申出に際しては、「宇治の文化的景観」を保存・活用し、継承することを目的として「文化的景観保存管理計画」を策定している。保存管理計画では、文化的景観の保存管理の基本的な考え方を、自然的観点、歴史的観点、社会的観点からそれぞれ示すとともに、整備活用・運営体制に関する基本方針も併せて定めている。特に、整備活用面においては、宇治の空間に配置される様々な文化的景観構成要素が、互い関連し融合していることを体感できるよう工夫された「総合的な整備の必要性」、伝統的木造建築のデザイン的特色を生かした修景整備や積極的な利用と、多様と賑わいのある通り景観の継承と発展を含んだ「家屋等の整備活用」、宇治茶の生産地として茶園から加工までの伝統的技術特性が顕在化でき、高い付加価値を与えることができる場所づくりを目指した「茶業関係の整備活用」、宇治地区に残る祭礼や民俗行事に関する支援策や情報発信の検討も含めた「無形的要素の整備活用」、の4つの方針を定めている。

すなわち、地域の自然・歴史・社会的文脈を保全しつつ、次世代のまちづくりを考える文化的景観保護の取組は、構成要素として特定された物件の保存管理を実施するだけではなく、宇治地区における街区構造の継承、伝統的な茶業の振興、地域活性化と連動した文化的景観の活用手法の検討など多岐にわたる。このため、総合的な整備活用を効果的に推進する方法として、歴史まちづくり法に基づく本計画や、諸施策との調整・連携を図ることが重要とされている。

2-8 史跡宇治川太閤堤跡保存管理計画（平成23年(2011)策定）

史跡宇治川太閤堤跡は、京都盆地東部に流れ出る宇治川の右岸に、豊臣秀吉によって築造された堤跡であり、平成21年（2009）7月23日付で国の史跡に指定された。

本計画は、史跡宇治川太閤堤跡を適切に管理し後世に継承していくため、史跡の保存管理にかかる方針を定め、またこの史跡を多くの市民が訪れ積極的な活用が進むよう、整備をするにあたってその基本的な方向性を確認するものである。

本計画の整備活用の方針等にもとづいて、当時の護岸の姿を再現するとともに、お茶と宇治のまち歴史公園も整備し、管理運営している。



石出しの再現
(お茶と宇治のまち歴史公園)

2-9 宇治農業振興地域整備計画（平成7年(1995)策定）

本計画は、農業振興のための各種施策を計画的に実施するための総合的な計画として、優良農地の保全、担い手の育成、近代化施設の導入、生産環境の整備・充実を図るものである。

農業上の利用を確保すべき土地である農用地区域として、巨椋池干拓田地区、槇島既成田地区、上村・岡本地区、白川地区、東笠取地区の5地区が指定されている。これらの地区では、水稻、茶を主体として、その他都市近郊の立地を生かした平坦部の野菜、山間部の花木等の園芸作物、特用林産物（椎茸栽培等）及び畜産物を生産している。各地域の実情に即した農業を行い、農業経営の安定を目指すことを農用地等利用の方針に掲げている。

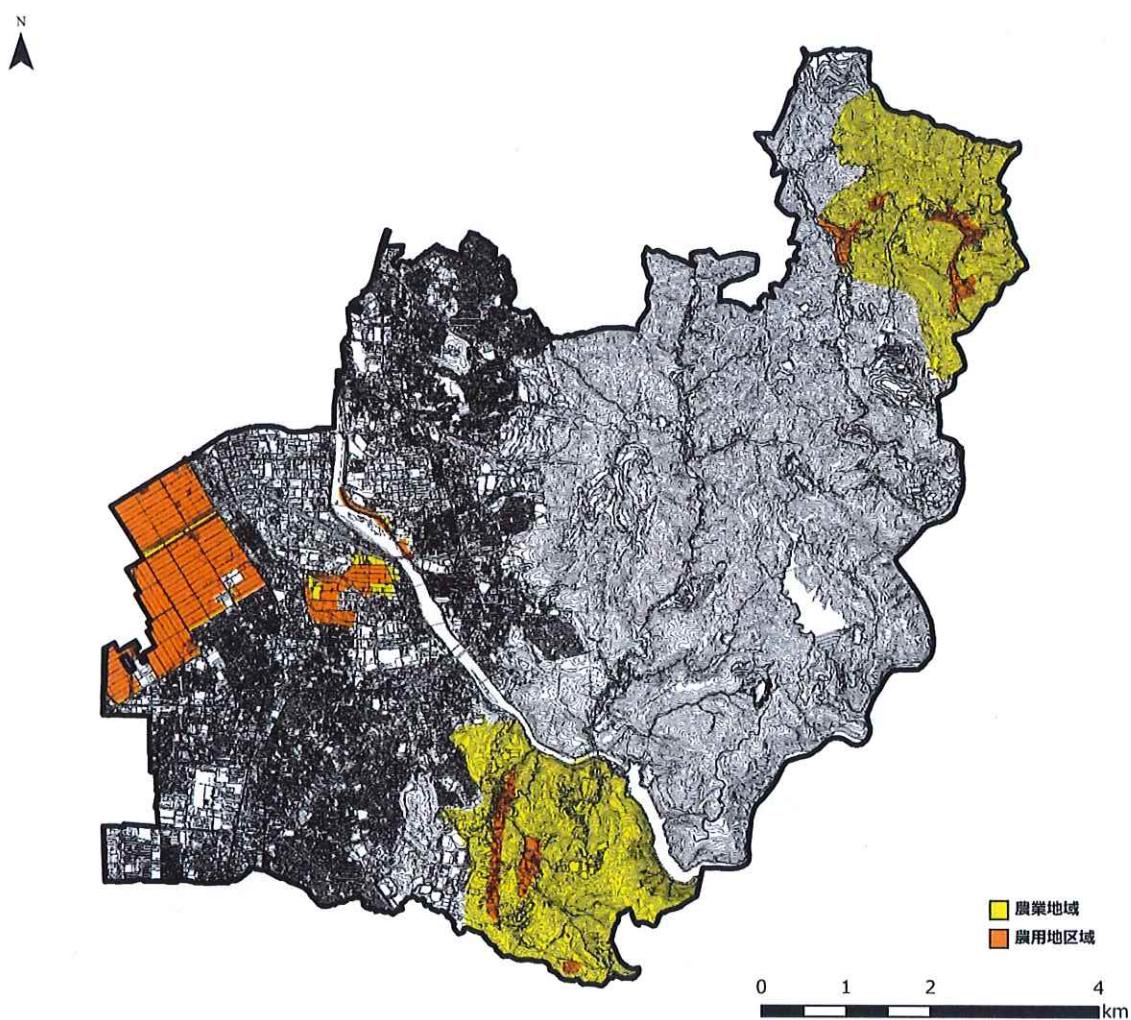


図3-9 農業地域及び農用地区域
(出典：国土数値情報（農業地域・平成27年))

2-10 宇治茶と歴史・文化の香るまちづくり構想（平成21年(2009)策定）

世界遺産である平等院や宇治上神社を始めとする歴史・文化遺産が集積している宇治橋周辺地域のまちづくりの推進にあたり、宇治川太閤堤跡の発見と重要文化的景観の選定を契機に、これまでの「源氏物語のまち・宇治」に「太閤秀吉とお茶のまち・宇治」を新たなテーマに加えた、「宇治茶と歴史・文化の香るまちづくり構想」を策定した。

基本目標を「歴史と文化の風格が漂うお茶のまち・宇治」と定め、まちづくりの方向性を示す基本方針に「1. 宇治の歴史・文化や景観を守り育てるまちづくり」、「2. 来訪者が何度も来たくなる、潤いと賑わいあふれるまちづくり」、「3. 人々が安心して暮らせる環境に優しいまちづくり」の3項目を定めている。また具体的な取組として、下記の7つの戦略を定めている。

現在、本構想の実現化に向けて、お茶と宇治のまち歴史公園が開園し、周辺道路の整備計画、その他の取組の推進に必要な市民・事業者への支援体制、など各種の検討を進めている。

■まちづくりの推進に向けた戦略

1. 宇治川太閤堤跡の保存・活用と一体となった観光交流拠点の整備を推進する
2. 宇治ならではのお茶に関する様々な文化・伝統を更に発展させ、未来に継承する取組を推進する
3. 宇治の景観を守り育てるとともに、まちの賑わいを創出する取組を推進する
4. 公共交通による来訪と徒歩による周遊観光を促進するとともに、宇治へのアクセス向上に向けた取組を推進する
5. 安心して暮らせる地域の生活環境の改善と、環境負荷の小さいまちづくりを推進する
6. 観光滞在時間の増加と観光シーズンの通年化を推進し、観光消費の拡大を図る
7. インターネットやメディアなど、様々な手法を活用した情報発信の充実による宇治のブランド力向上を図る

2-11 「宇治市天ヶ瀬ダムかわまちづくり」計画（平成31年(2019)策定）

本市では、「戦略的な産業活性化の推進」として、歴史遺産、宇治茶、自然・景観等の貴重な財産を活かし、観光振興・地域の活力向上に取り組んでいます。

この取組みを充実させるため、天ヶ瀬ダムを観光資源として有効的に活用し、管理用通路や天ヶ瀬ダム直下に広場を整備することにより市街地との周遊性を向上させるほか、民間事業者にも参画を促し、広場やダム周辺の水辺を活用したイベント等の開催により、観光振興の促進を図ります。

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

「1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題」で示した歴史的風致の維持及び向上に関する課題と、「2. 既存計画（上位・関連計画）」で示した上位計画や関連計画を踏まえ、本市の魅力ある歴史的風致の維持及び向上を図るため、本計画の基本方針を定める。

3-1 歴史的風致の認知に関する方針

～宇治の歴史・文化を分かりやすく情報発信する～

宇治市教育委員会による宇治の歴史に関する図書の発刊や、茶業界などによる宇治茶文化の啓発として参加体験型の「市民素人茶香服大会」や「市民茶摘みのつどい」、「宇治茶スタンプラリー」の開催など、歴史や文化を伝える個々の取組は、今後も継続・充実を図る。

更に歴史の重層性や継承される伝統文化を、総合的に広く分かりやすく情報発信する必要があり、近年の調査結果を反映し内容充実を図る。特に、宇治茶の歴史や文化、元来の価値を伝えることで、宇治茶に対する市民意識の向上に努める。

情報発信の機会や場所の提供に関しては、歴史資料館や源氏物語ミュージアム、お茶と宇治のまち歴史公園を活用し、宇治の歴史・文化や宇治茶の情報発信を行う。

3-2 宇治茶や地域の伝統文化の継承に関する方針

～伝統文化・伝統行事の継承と振興を図る～

本市には茶の栽培、加工において独特の伝統文化があり、これまででも茶業の継続、品質向上のため、新規茶園への支援や品評会の開催支援などの取組が行われている。今後もこれらの取組を推奨し、宇治茶発祥の地としての歴史と伝統文化の継承を図りつつ、お茶と宇治のまち歴史公園及びお茶と宇治のまち交流館（愛称：茶づな）等を活用して、宇治茶ブランドの向上に努めることで、茶業の振興を図る。特に本簀の技術については、文化財的な価値を調査・検証し、継承を図る。

また地域に根ざした伝統行事は、地域コミュニティを維持する重要な役割を果たしており、「宇治学」などの推進によって、住民の関心と意識を高めるよう周知を図る。また、市民主体での学習や取組を推奨し、担い手育成に努める。特に大幣神事と白山神社の祭礼については、文化財的な価値を調査・検証し、その他の伝統行事についても記録作成等を検討し、保存活動に努める。

3-3 歴史・文化遺産に関する方針

～多様な歴史的遺産の保存・活用を推進する～

市内に数多く存在する未指定の歴史的かつ文化的価値を有するものについては、調査・検証により積極的に文化財指定を行い、既存の指定文化財とともに保存と活用を推進する。また市民による身近な歴史・文化遺産の掘り起こしと活用のため、市独自制度の検討を行い、文化財に対する再認識と再構築を図り、文化財を支える社会的環境づくりに取り組む。

近年、観光振興と併せた文化財活用として、夜間ライトアップや音楽イベントの開催などが行われており、このような取組を推奨し、更なる活用の検討を行い推進する。

宇治市には市の歴史を物語る様々な記念物があり、価値の高い記念物を後世に継承していくために調査・検証を進める。また、保存活用計画の策定を進めて、計画的な保存や活用、整備を進める。

3-4 景観に関する方針

～宇治らしい景観の保全・修景を図る～

宇治らしい景観の保全と形成のため、景観計画の策定、修景助成、屋外広告物助成など様々な景観政策に取り組んでいる。これにより、市民意識の向上や景観保全、景観誘導を促しており、今後も継続してこの取組を推進する。

併せて「宇治の文化的景観」の整備計画に基づき、宇治の歴史的特色を活かした修景整備や、茶業関連の家屋等の整備活用を推進するとともに、街路景観と一体をなす祭礼や民俗行事などの無形的要素に関する支援策や情報発信なども含めた、宇治らしい景観づくりを検討する。特に中宇治に関しては、無電柱化事業を推進するとともに、所有者と協力して家屋や屋外広告物等の修景整備事業を推進し、多様性と賑わいのある通り景観の継承・発展に努める。

3-5 観光振興に関する方針

～歴史のまちにふさわしい観光振興を図る～

本市の歴史的風致の維持向上には来訪者の賑わいは不可欠であり、今後も宇治に人が訪れ続けるよう、歴史・文化遺産を活かした新たな観光コンテンツの発見や魅力の再発進により、かつての旅人が様々な資源を散策したように、まち全体を楽しむ参加体験型の観光振興を図る。

近年の観光客の多様なニーズに対応しつつ円滑なおもてなしを図るように、関係団体・大学・企業・市民等と連携しながら、案内・見学方法の充実、宇治ならではの参加体験型の企画開発、時間のうつろいを感じられる観光の推進、伝統的文化の保存・継承など、多様な施策を検討し取り組むものとする。

このほか、まち全体の観光振興を促すために、周遊性の向上を進めるとともに、歩道整備など安心して快適に観光できる環境の整備を行う。

4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の実現に向けては、歴史まちづくり法で位置付けられている「宇治市歴史的風致維持向上協議会」において、事業の進捗管理や追加・変更の検討、事業実施者との連絡調整について行うこととする。

その取りまとめを行う事務局は、宇治市都市整備部歴史まちづくり推進課が行う。歴史まちづくり推進課は、平成21年度(2009)にまちづくり行政(都市整備部)と文化財保護行政(教育部)の一元的な展開を推進するため、新たに創設した課であり、今後も歴史・文化を活かしたまちづくりを推進する役割を担う。

なお宇治市の歴史的風致を維持向上していくためには、歴史、文化、観光、茶業、都市整備、教育等の多岐にわたる分野との連携が重要であり、府内関係各課で推進及び調整する「宇治市歴史まちづくり推進調整会議」を設置し、円滑かつ効果的な事業の推進を図ることとした。

また計画を推進するうえでは、計画策定後も市民の意見を取り入れる仕組みを設け、事業の追加・変更を検討し、「宇治市歴史的風致維持向上協議会」に諮るとともに、京都府などの関係部局との連絡調整を行い、宇治市まちづくり審議会、宇治市文化財保護委員会、宇治市文化的景観検討委員会などとの協力や意見照会を行い、変更計画を決定し、計画の実現を図る。

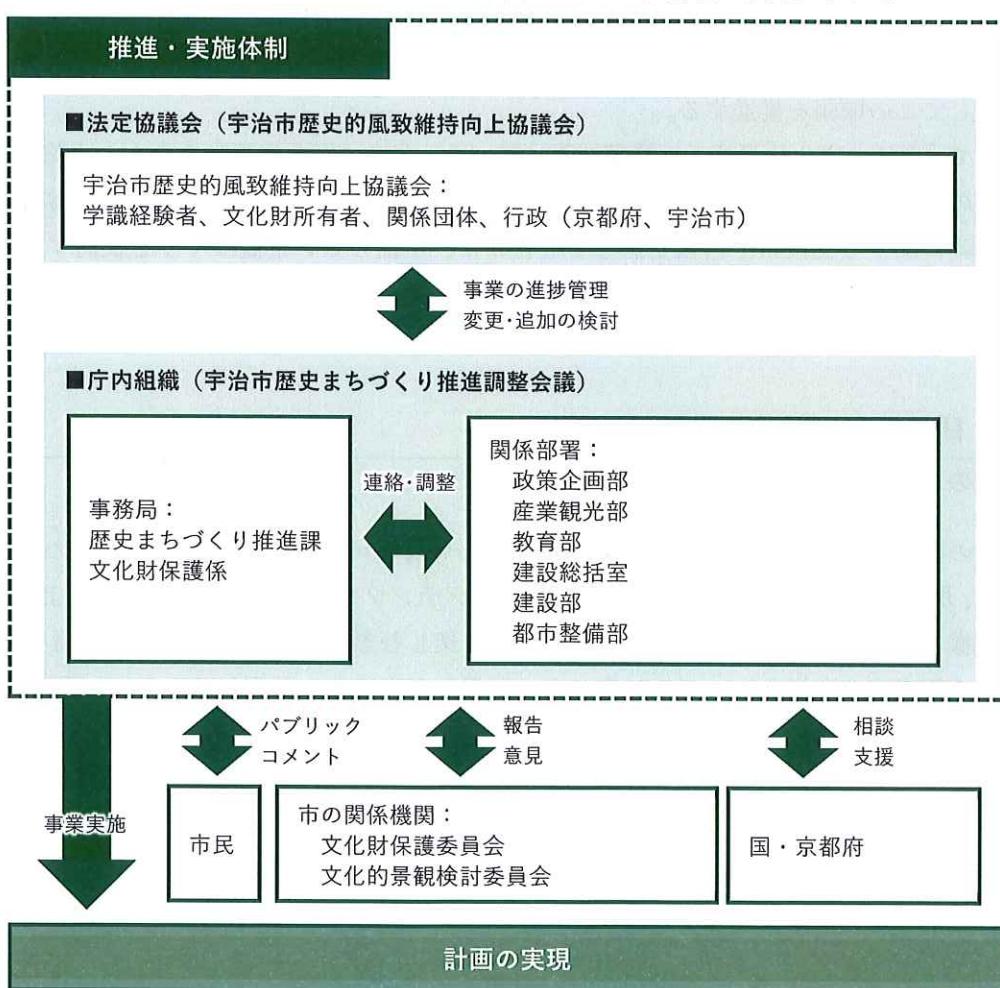


図3-10 事業の推進・実施体制図

第4章 重点区域の位置及び区域

I. 重点区域の位置及び区域

1-1 歴史的風致の分布

宇治には、山紫水明の宇治川周辺に魅せられて訪れる人々の往来と、平安貴族の信仰と感性が生み出した優れた文化遺産、宇治茶の生産と茶に関わる様々な文化的活動、そして伝統的な祭礼行事が一体となって受け継がれ、美しく趣のある風景が伝えられている。

宇治市の維持向上すべき歴史的風致とは、宇治の自然風土と深みのある歴史過程の中で形成された建造物や都市形状を核として、宇治川河畔の参詣や遊覧、茶業や祭礼行事といった歴史的伝統を継承する諸活動が行われる良好な市街地の環境である。

詳細は第2章に掲載しているが、宇治市の維持向上すべき歴史的風致の概略は下記のとおりである。

1.遊覧と参詣 宇治川河畔の歴史的風致		宇治川とその河畔には、平安時代から変わらない自然美を愛で、江戸時代以降に流行った平等院を始めとする社寺参詣や『源氏物語』などにゆかりのある古跡を巡りながら遊覧あるいは、船で遊ぶ人々の風景を今も見ることができる。
2.茶どころ宇治の歴史的風致	2-1 覆下茶園の歴史的風致	4月頃、茶園には覆いが施され、独特的茶園景観ができる。茶葉が育つとお茶摘みさんが集まり茶摘みに精を出す。今なお続く、宇治の慌しくも活気づく風景である。
	2-2 お茶屋さんの歴史的風致	室町時代後期以降、天下一の茶を生み出した宇治茶師の技と伝統を継承しつつ、今も多くの人を迎えて商いを続ける茶どころ宇治ならではの風情がある。
3.宇治に伝わる祭礼の歴史的風致	3-1 大幣神事の歴史的風致	大幣神事は縣神社の祭礼で、平安時代に由来を持つ三角形街区で「大幣」と呼ばれる大きな御幣で疫神を集めて、宇治川に流して祓うものである。歴史の厚みが、ハレの一時、まちなかに放散されるような風情と賑いを伝えている。
	3-2 離宮祭の歴史的風致	平安時代、藤原氏の支援を受けて発展した離宮祭は、歴史の激動に翻弄されてきたが、祭礼を担ってきた地域の人々のまとまりは継承され、地域の氏神の祭りに姿を変えながら、今も守られている。
	3-3 白川白山神社の歴史的風致	白川には、平安時代に創建された金色院の神事が、寺院廃絶後も地域の人々によって白山神社の祭礼として守り伝えられており、谷里景観と相まって、趣のある歴史的な風情を今も見ることができる。

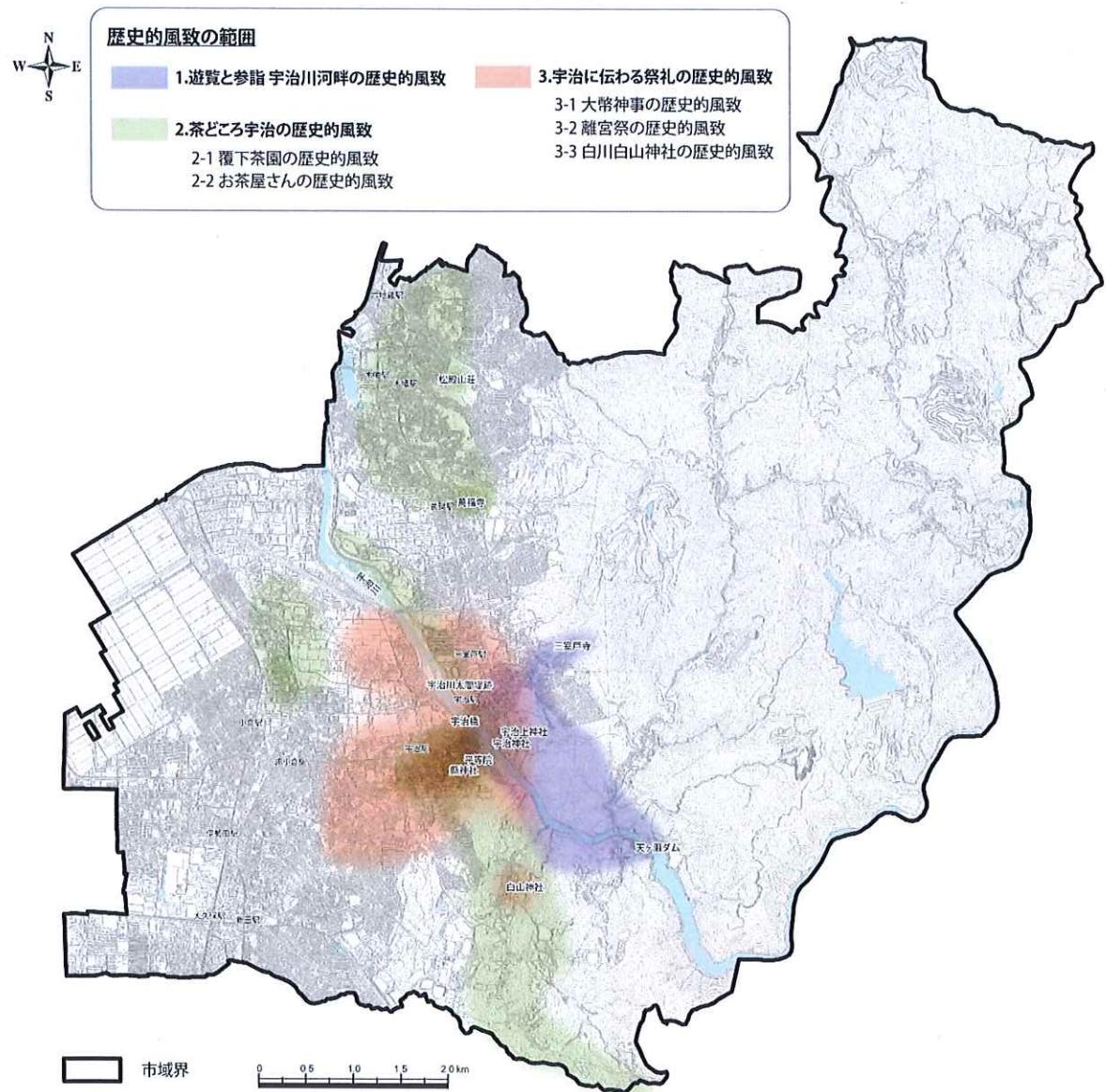


図 4 - 1 宇治市の維持向上すべき歴史的風致の範囲

1・2 重点区域の考え方

重点区域とは、重要文化財等の土地及びその周辺の土地の区域であり、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要な区域である。

第1期計画では、歴史的重層性のある市街地の景観保全、伝統的な茶栽培や製茶技術の継承者の減少、祭礼行事に対する住民意識の希薄化、観光シーズン中の交通問題などを課題としてあげていた。そこで、国の指定文化財をはじめ文化財が集積し、かつ本市の歴史的風致が重なる地域の中で、各種施策を重点的かつ一体的に推進する必要性の高い区域を、重点区域「宇治・白川歴史的風致重点区域」として設定した。重点区域では、お茶と宇治のまち歴史公園の整備、無電柱化や修景助成などの景観保全などの事業を進めて、歴史的風致の維持向上に向けて、一定の成果をあげてきた。

しかし、第1期計画の重点区域以外にも、歴史的風致が形成されていながらも、歴史的建造物の保全・活用や歴史的風致の維持向上に向けた取り組みが必要な地域がある。

そこで、「遊覧と参詣宇治川河畔の歴史的風致」、「茶どころ宇治の歴史的風致」、「宇治に伝わる祭礼の歴史的風致」の3つの歴史的風致が分布している範囲の中で、歴史的建造物や拠点施設等を有機的に繋げていくための整備・活用や第1期計画で整備した施設を活かしたソフト事業の展開、未指定文化財等の継承に向けた人材育成など、歴史的風致の維持向上に向けた取り組みが必要とされる区域を重点区域として設定する。

なお重点区域は、本計画を推進する中で歴史的風致の維持向上に効果的に寄与する更なる範囲が生じた場合などに隨時見直すものとする。

1 - 3 重点区域の位置

重点区域は、宇治橋周辺と白川地区を含んだ範囲を基本とする。宇治橋周辺地区は、近世から賑わう観光地であり、また茶業や祭礼行事といった伝統的な諸活動が行われている。またこの宇治橋周辺と歴史的関わりが深く、宇治茶の生産を支えるのが白川地区である。

重点区域は、以下の要素を含む範囲とする。

①遊覧と参詣 宇治川河畔の歴史的風致

- ・平等院（国宝平等院鳳凰堂や史跡・名勝平等院庭園など数多くの文化財を有する）
- ・宇治上神社（国宝の本殿、拝殿などを有する）
- ・宇治神社（重要文化財の本殿などを有する）
- ・三室戸寺（境内に重要文化財十八神社を有する）
- ・浮島十三重塔（重要文化財）
- ・平安時代からの遊覧と参詣の場である宇治川河畔

②茶どころ宇治の歴史的風致

- ・史跡宇治川太閤堤跡
- ・茶業に関する歴史的建造物（寺川家土蔵、上林家住宅、中村藤吉本店など）

③宇治に伝わる祭礼の歴史的風致

- ・縣神社（大幣神事に関する建造物）
- ・宇治上神社（国宝の本殿、拝殿などを有する）
- ・宇治神社（重要文化財の本殿などを有する）
- ・白山神社（重要文化財の拝殿などを有する）

④全ての歴史的風致に関連する重要文化的景観選定地

重点区域の具体的な境界設定は、本市の景観施策等と整合・連携を図り、景観計画重点区域の区域界、普通風致地区の区域界等により定める。

名称：宇治・白川歴史的風致重点区域

面積：522.2ha

1・4 重点区域の区域

宇治・白川歴史的風致重点区域の区域は、以下のとおりである。

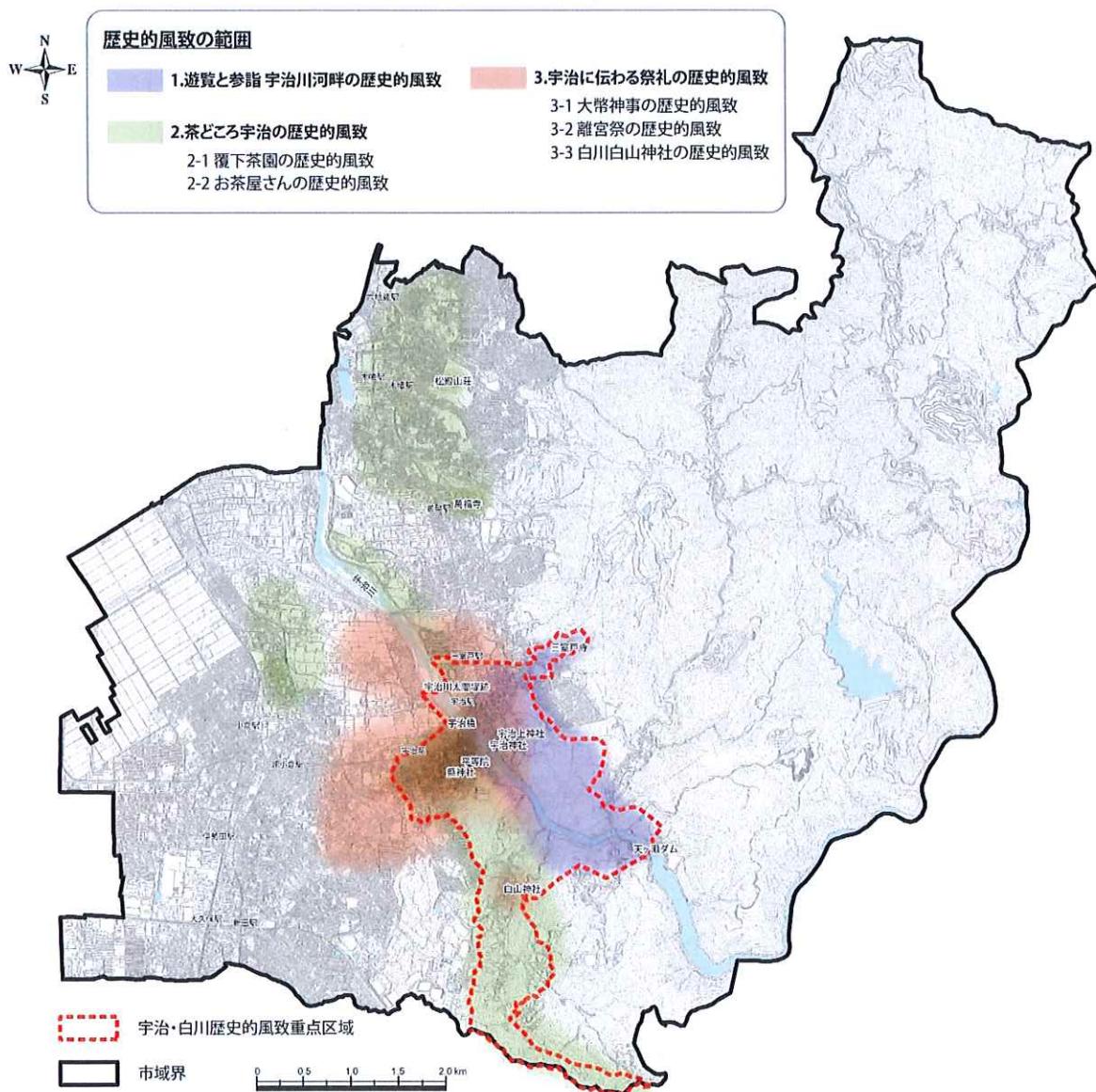


図 4・2 重点区域の位置

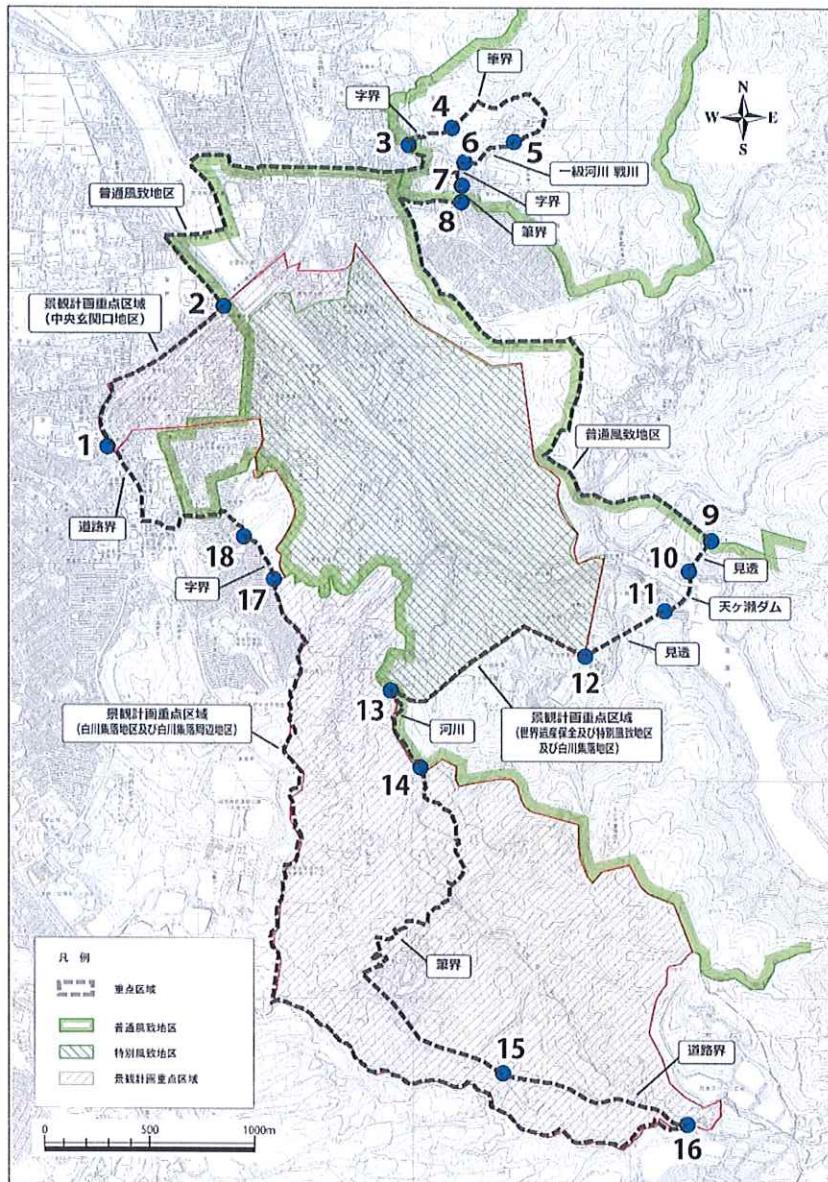


図4-3 宇治・白川歴史的風致重点区域の境界設定

表4-1 宇治・白川歴史的風致重点区域の境界設定

区域番号	境界	区域番号	境界
1～2	景観計画重点区域（中央玄関口地区）	11～12	見透
2～3	普通風致地区	12～13	景観計画重点区域 (世界遺産保全及び特別風致地区及び白川集落地区)
3～4	字界	13～14	河川
4～5	筆界	14～15	筆界
5～6	一級河川 戰川	15～16	道路界
6～7	字界	16～17	景観計画重点区域 (白川集落地区及び白川集落周辺地区)
7～8	筆界	17～18	字界
8～9	普通風致地区	18～1	道路界
9～10	見透		
10～11	天ヶ瀬ダム		

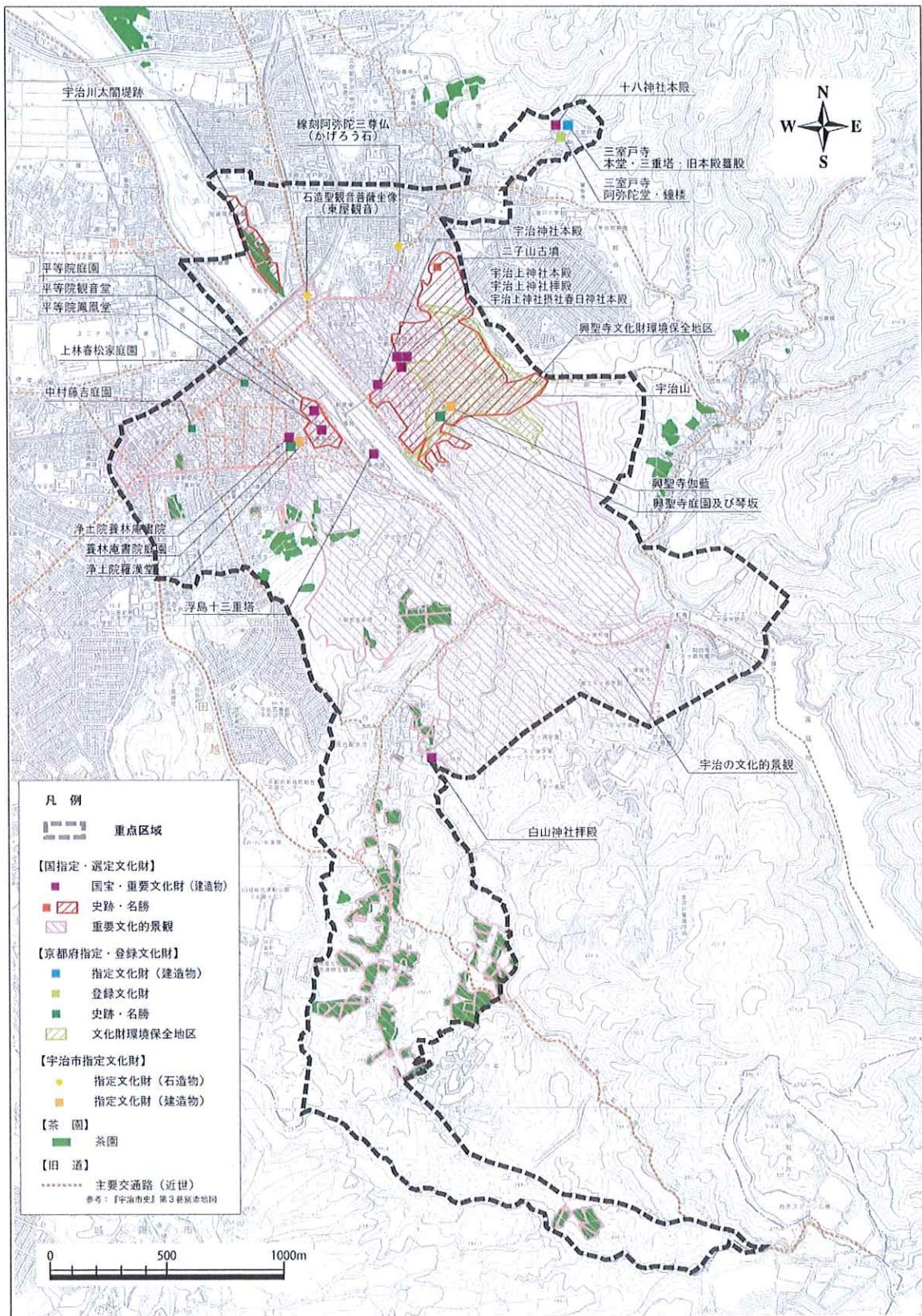


図4-4 宇治・白川歴史的風致重点区域における文化財と茶園等の分布状況

2. 重点区域の設定の効果

宇治・白川歴史的風致重点区域は、本市の維持向上すべき歴史的風致が重層的に存在する地域である。また本市の各種上位・関連計画等においても、まちづくりにおける中核拠点としての役割と同時に、多くの市民や来訪者が訪れる歴史・文化の中心的役割が位置付けられている。

従って当該区域において、歴史的風致の維持向上の取組として、文化財整備や関連する施設整備、周辺道路の整備を実施するとともに、ソフト施策を展開していくものとする。

重点区域において、歴史的風致の維持向上に寄与する施策を重点的かつ一体的に推進することで、多くの市民や来訪者に対して、宇治の歴史・文化の理解が一層深まると期待できる。また宇治の歴史・文化を再認識するきっかけを与えるとともに、地域住民自らが歴史的風致の担い手であるという認識を高め、宇治の個性や魅力を継承するまちづくりの活性化が期待される。

更には市域全体にみられる各地域の伝統行事や宇治茶文化に関する歴史的風致の維持向上への波及効果も期待でき、多くの市民が地域に誇りと愛着を感じることのできる「お茶と歴史・文化の香るふるさと宇治」の創造へつながるものである。

3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

3-1 都市計画法に基づく施策

本市は、全面積 6,754ha のうち、約 2/3 にあたる 4,654ha（市街化区域 2,220ha、市街化調整区域 2,434ha）が都市計画区域に指定されている。本計画の重点区域は、宇治橋周辺が市街化区域、白川地区が市街化調整区域である。本計画の重点区域の市街化区域には高度地区や風致地区が指定され、建築物の高さの制限が行われており、今後も引き続き良好な市街地環境の保全を図っていく。

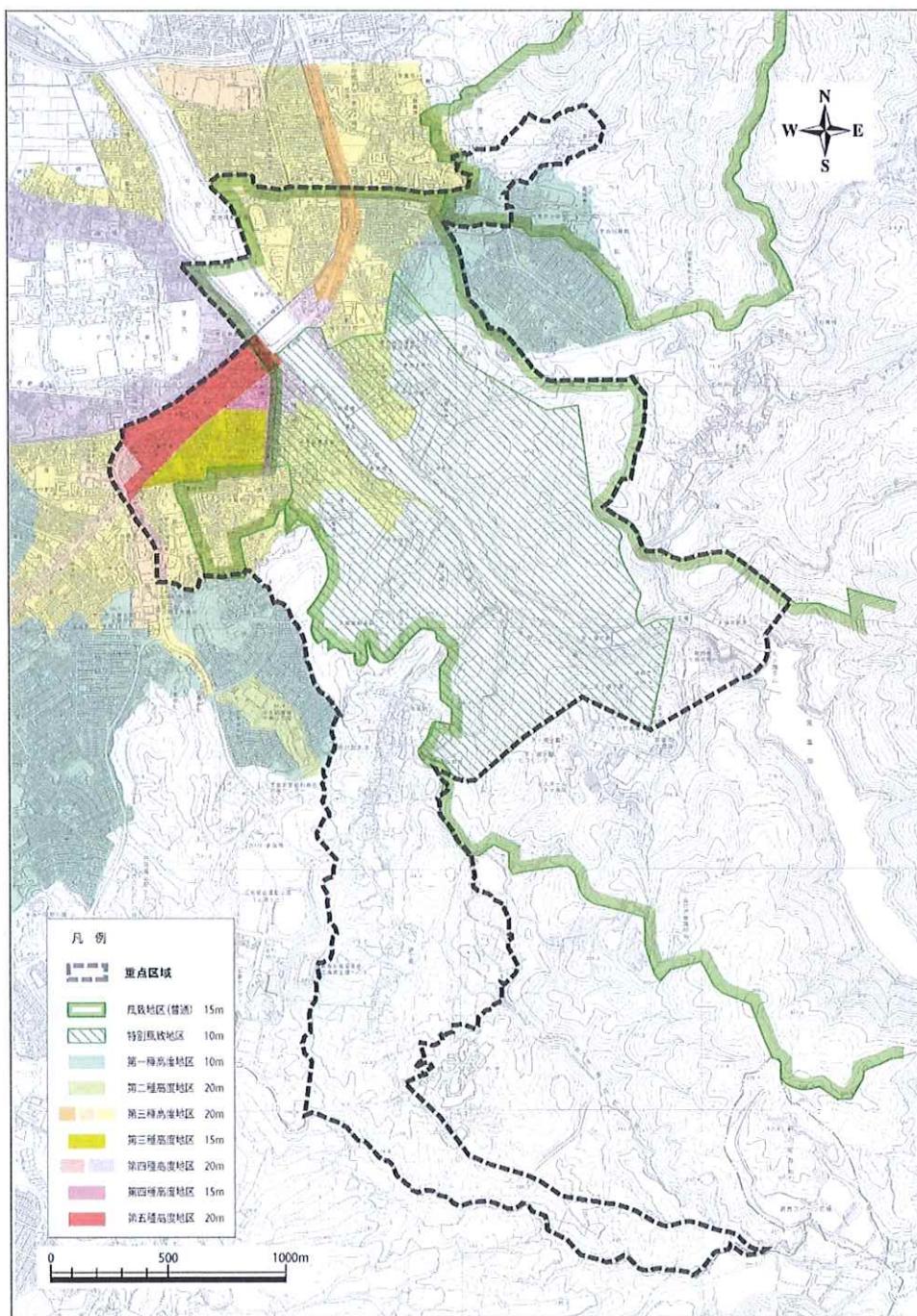


図 4-5 宇治・白川歴史的風致重点区域における風致地区・高度地区の設定状況

(1) 高度地区

本計画の重点区域においては、用途地域に応じてそれぞれ高度地区が設定されている。特に、商業地域、近隣商業地域・第1種住居地域において、平成18年(2006)1月に景観保全を目的に高度地区の変更が行われた。高さ規制が定められていなかった商業地域に対しては、建築物等の高さを20m以下に制限する高度地区を指定し、高さ規制20mの近隣商業地域・第1種住居地域に対しては、15m以下に制限する高度地区を指定した。

(2) 風致地区

本計画の重点区域には、特別風致地区（宇治特別風致地区、高さ規制10m）と普通風致地区（宇治風致地区・三室戸風致地区、高さ規制15m）があり、建築物や工作物の建築等、又は宅地の造成、その他の行為について必要な規制を行い、良好な住環境を守るとともに、観光資源としての自然環境も維持に努めている。

また特別風致地区的範囲は、世界遺産におけるバッファゾーン（緩衝地帯：構成資産の周辺環境を保護するための範囲）としても位置付けられている。

3-2 景観法に基づく施策（宇治市景観計画）

本市ではめぐまれた歴史的環境と豊かで美しい自然と調和したふるさと宇治の景観を保全し、市民とともに快適でうるおいのある景観づくりをすすめていくために、平成20年(2008)4月に「宇治市景観計画」を策定している（平成24年(2012)12月改定）。「宇治市景観計画」では宇治市全域を「景観計画区域」に位置付け、8つの区域（「世界遺産背景地地区」、「歴史的遺産周辺地区」、「宇治橋下流地区」、「市南北玄関口地区」、「主要幹線道路沿道地区」、「工業地区」、「市街地・田園・山麓・山間地区」、「重点区域」）に分けて、それぞれの地域特性に応じた景観形成に努めることとしている。

このうち特に景観に配慮すべき景観計画重点区域として、歴史・文化的資源が集積する中宇治・白川地域及び黄檗地域が指定されている。景観計画重点区域内は7つの重点地区に区分され、地域の特性に応じて建築物等の意匠・形態、色彩、緑化などにかかる行為の制限を行っている。これらのうち5つの重点地区が、宇治・白川歴史的風致重点区域に含まれている。

また景観計画重点区域では、主要な道路を景観形成道路として位置付け、その通りごとに特色的ある景観形成に努めている。

表4-1 宇治・白川歴史的風致重点区域に含まれる景観計画重点地区的概要

重点地区的名称	概要
重点地区1：中央玄関口地区	用途地域としては商業地域、近隣商業地域があります。
重点地区2：世界遺産周辺地区	平等院（世界遺産）、宇治上神社（世界遺産）周辺にあたり、大半が風致地区（高さ制限15m）となっています。
重点地区3：世界遺産保全及び特別風致地区	世界遺産の平等院と宇治上神社を囲む市のシンボル景観ゾーンにあり特別風致地区（高さ制限10m）と風致地区（高さ制限15m）で構成されています。
重点地区4：白川集落地区	寺跡による棚田状の田畠や段丘状の茶畠と周辺集落、それを取り囲む里山が一体となった景観を形成しています。
重点地区5：白川集落周辺地区	覆下栽培などの茶畠を有し、沿道には製茶工場等が立地しています。

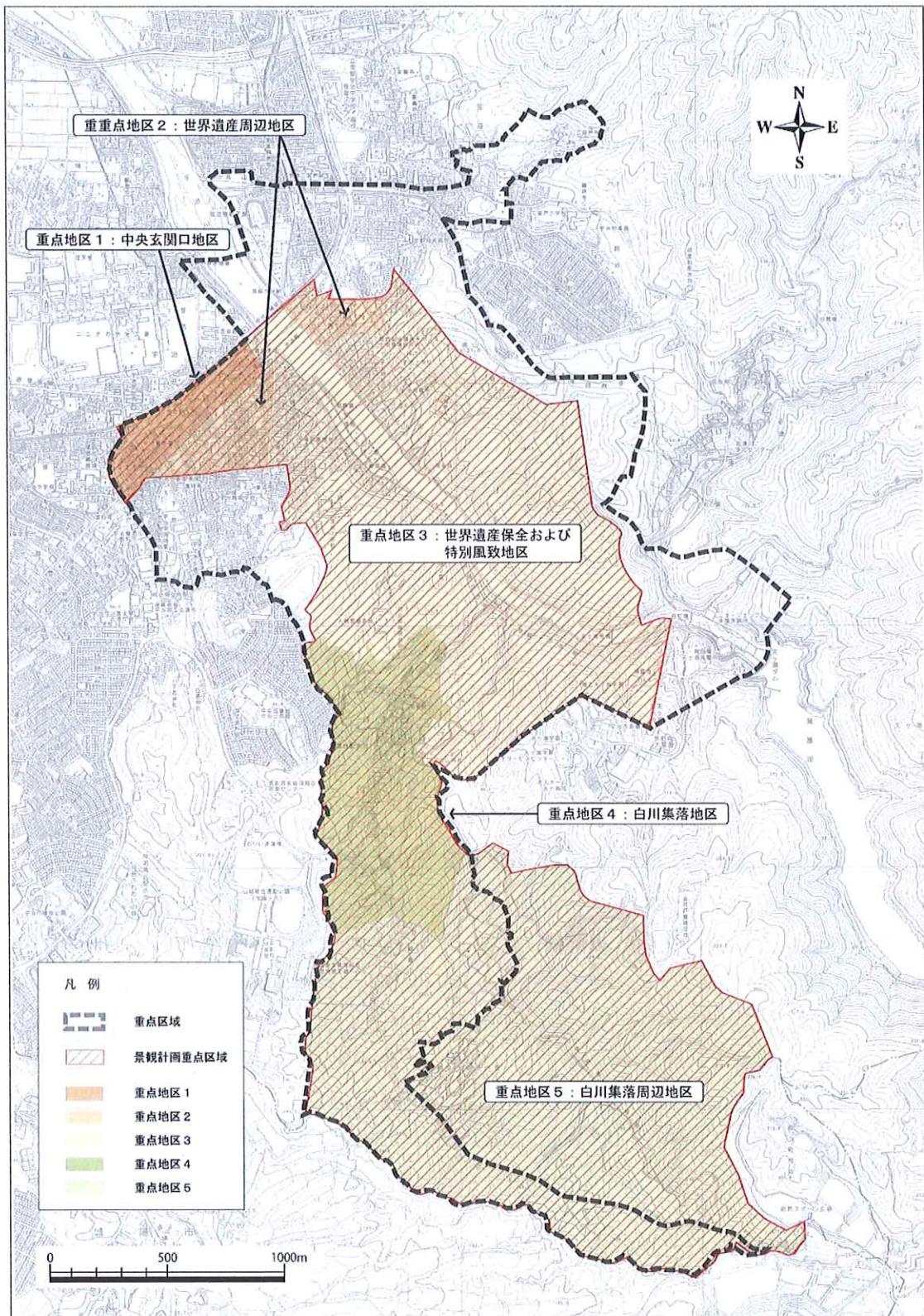


図4-6 宇治・白川歴史的風致重点区域における景観計画重点区域の設定状況

3-3 屋外広告物法に基づく施策（宇治市屋外広告物条例）

宇治市景観計画を遵守し、宇治市らしい良好な景観への誘導を図るため、平成22年(2010)9月「宇治市屋外広告物条例」を施行し、市全域で一定規模以上の屋外広告物を新たに表示・掲出する場合や意匠を変更する場合は、宇治市長の許可が必要となるとともに、条例に違反した屋外広告物の施工業者に対する措置や違反広告物に対する公表等の指導を強化している。

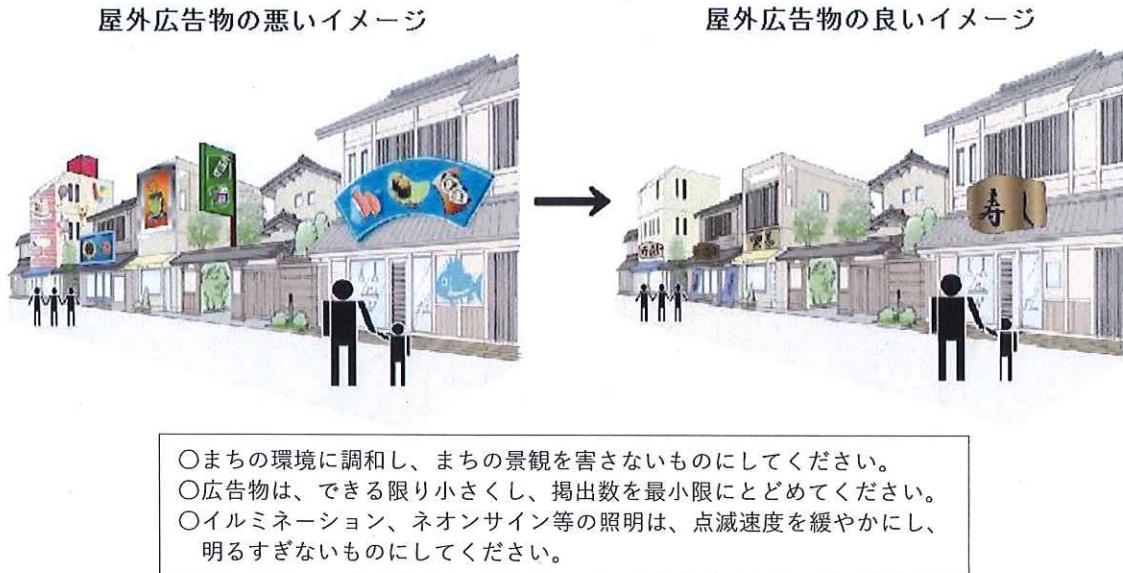


図4-7 屋外広告物の誘導イメージ

3-4 文化財保護法に基づく施策（重要文化的景観、史跡、名勝）

重点区域には、平成20年(2008)に「宇治の文化的景観」として重要文化的景観に選定された区域(宇治地区)が含まれている。選定区域内には、文化的景観の重要な構成要素として特定された物件が13種類91件あり、このうち文化庁への現状変更の届出の対象となる家屋が10件含まれており、現状変更等のある場合は事前に宇治市と所有者との協議を要するものとしている。届出の対象としない重要な構成要素についても、文化庁への現状等の報告案件となるため、事前に所有者が宇治市に対して協議あるいは通知等を行うものとしている。

現在は、重要文化的景観「宇治の文化的景観」整備計画Ⅰで定めた基本的な考え方のもと、重要な構成要素に特定された物件を対象に、所有者等の協力を得て整備活用の具体的な方策を進めている。

また本計画の重点区域内である白川地区については、現在保存調査を実施中であり、文化的景観の範囲の追加拡大を図り、文化財としての保護の対象範囲を広げる計画としている。このように重点区域における歴史的風致を形成する建造物や茶園等の継承は、今後も文化的景観の保護と一体となって取り組むものとしている。

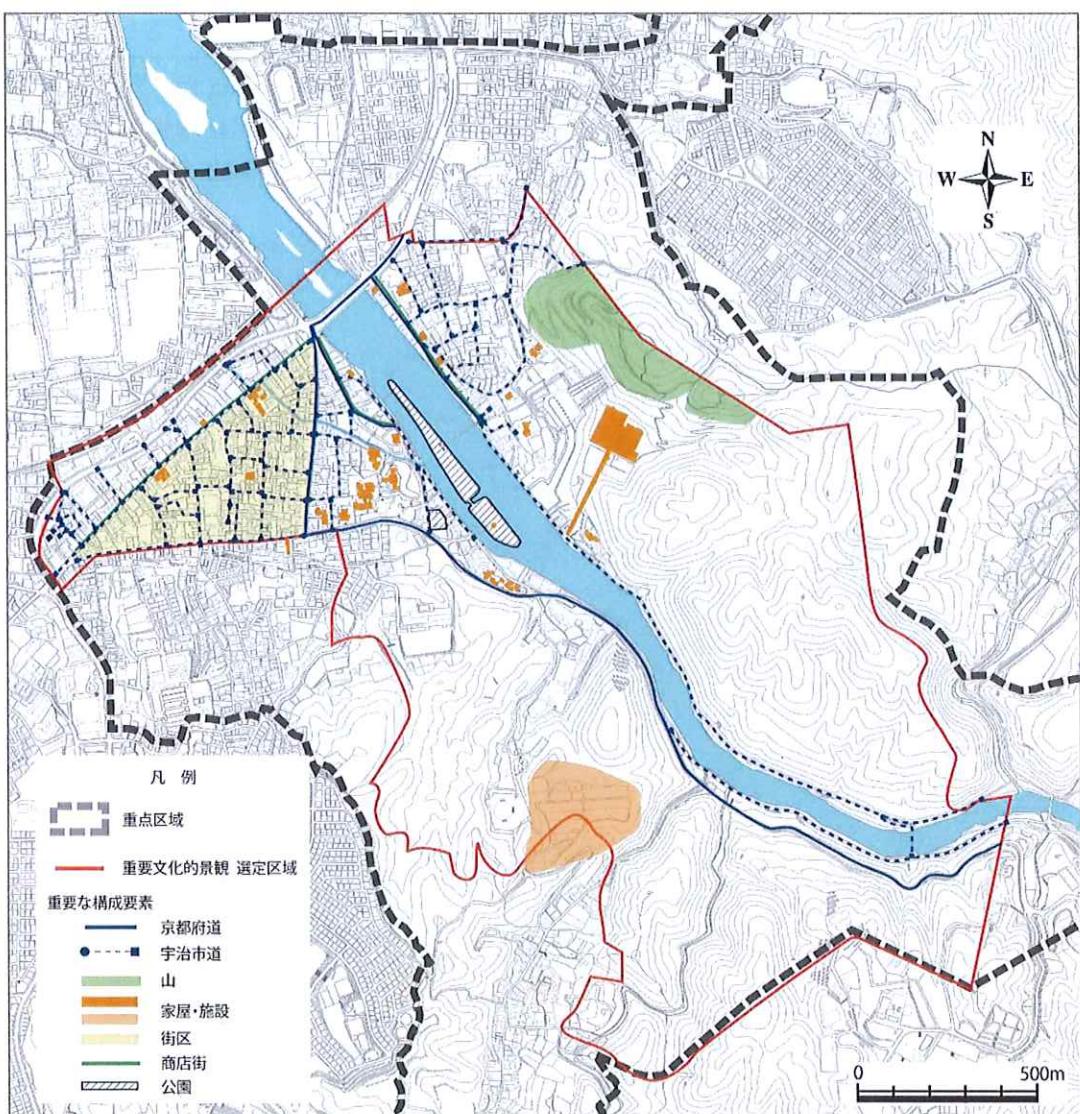


図4-8 重要な構成要素の位置図

3-5 自然公園法に基づく施策（琵琶湖国定公園）

琵琶湖を源とする宇治川を中心に、両岸の山地等を含めた一帯の 883ha が、琵琶湖国定公園に指定されている。本計画の重点区域には、特別地域（第2種及び第3種）に指定された区域が含まれている。急峻な地形の山々からなる優れた渓谷美を維持し、適正な利用を行うために、一定の開発行為等について京都府の許可が必要となっている。

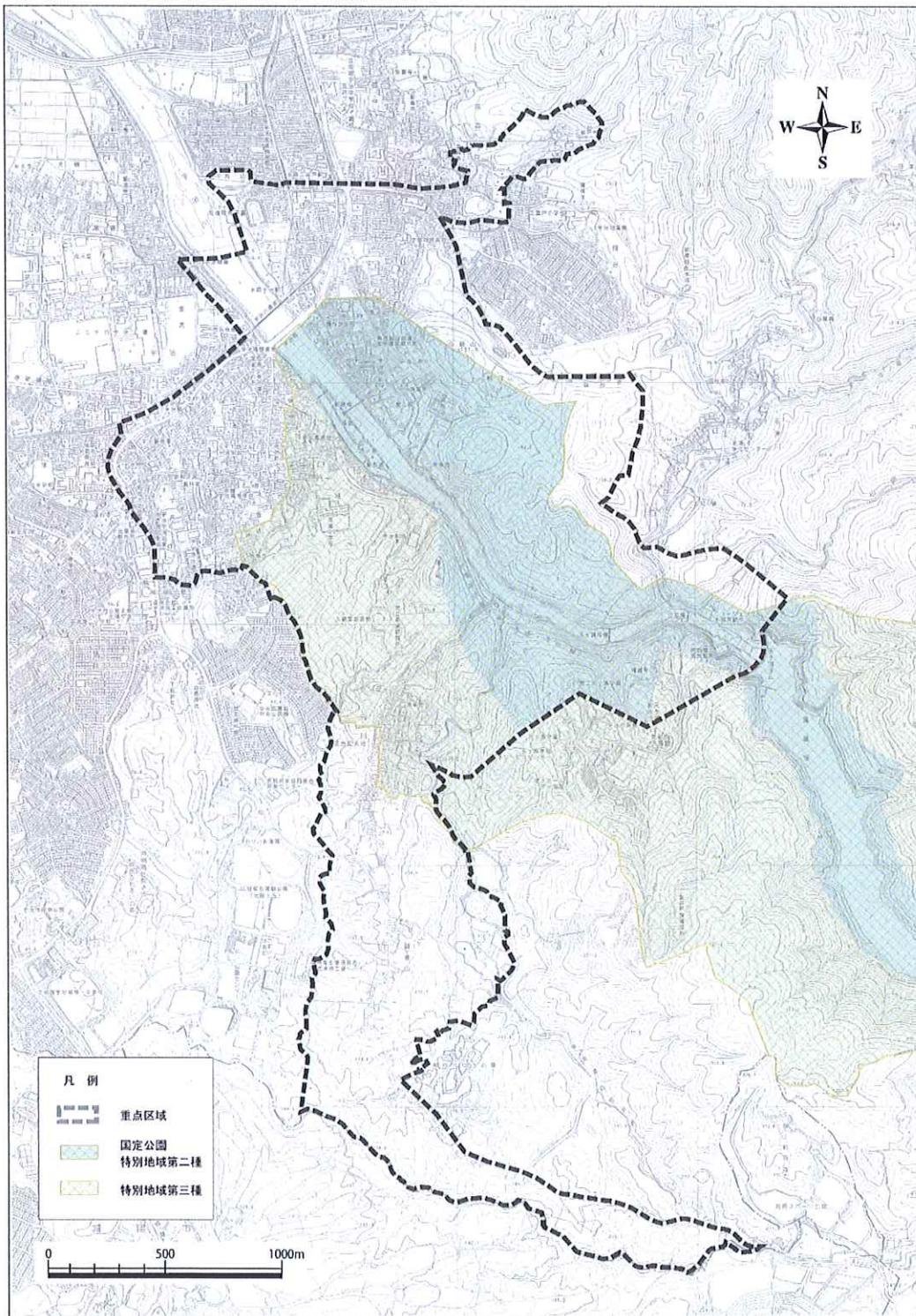


図 4-9 國定公園の設定状況

3-6 農業振興地域の整備に関する法律に基づく施策（農業振興地域）

宇治市では、平成7年(1995)に宇治農業振興地域整備計画を作成し、農業振興のための各種施策を実施している。

市内における農業振興地域の農用地区域のうち、白川地区が宇治・白川歴史的風致重点区域に含まれる。白川地区には「茶どころ宇治の歴史的風致」を形成している重要な要素である茶園が広く分布しており、優良農地として農業経営の安定化を進めることで歴史的風致の維持向上を図る。

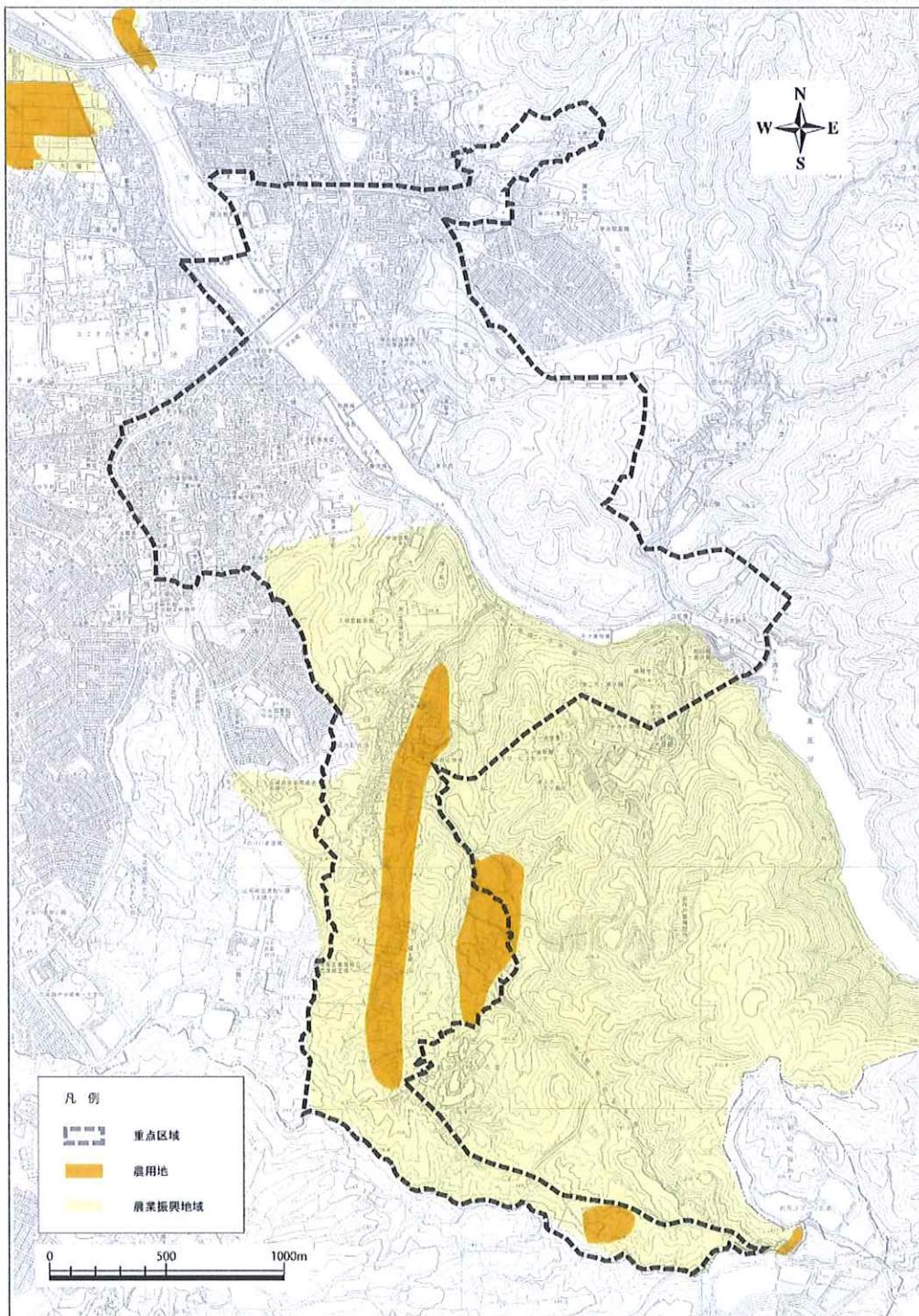


図4-10 宇治・白川歴史的風致重点区域における農業振興地域の設定状況

3-7 その他独自条例に基づく施策（宇治市まちづくり・景観条例）

宇治市では、平成20年度(2008)に施行した宇治市まちづくり・景観条例において、「地区まちづくり協議会」の認定制度を定めている。住民主体による、当該地区内の良好な居住環境の整備および景観の形成を図るための団体を設立し、地区まちづくり協議会として、市長の認定を受けることができる。

宇治・白川歴史的風致重点区域においては、「白川区まちづくり協議会」、「志津川地区まちづくり協議会」、「平等院表参道まちづくり協議会」が発足・認定されている。白川地区では、良好な景観形成、金色院跡などの文化財保護や活用、茶業振興等について住民自ら主体的に考え、話し合える場を作り、地域主体のまちづくりの活動が行われている。

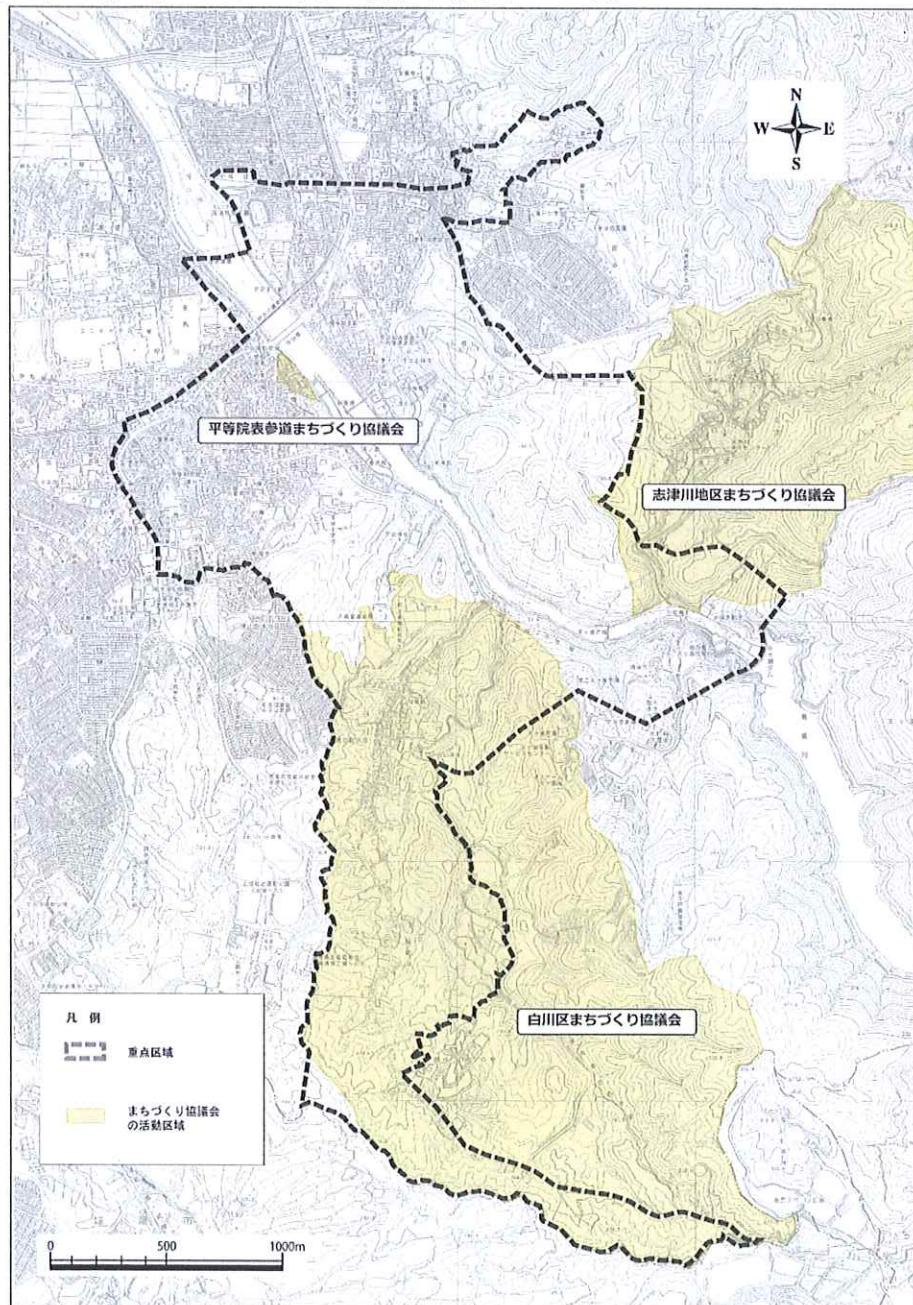


図4-11 宇治・白川歴史的風致重点区域におけるまちづくり協議会の設定状況

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

I. 市全体に関する事項

1-1 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本市は古くからの歴史と文化に恵まれたところであり、各時代の貴重な文化財が多数所在している。これらの文化財は、地域の風土や生活と密接に関わって継承されてきたもので、本市の個性を表わす原点であるとともに、土地の歴史・文化を理解するために欠くことのできない要素である。言い換えると、文化財は、本市が未来に向って地域の個性を活かして持続的な発展を遂げていくために、必要不可欠なものといえる。そのため、市内に所在する多様な文化財の継承に努力するとともに、人々にその価値を伝え社会に活かすことで、市民文化の向上や魅力的なまちづくりに寄与するように努めることとする。

市域には、令和5年(2023)3月末、143件の文化財が文化財保護法・京都府文化財保護条例・宇治市文化財指定条例により指定されており、これらの文化財所有者・管理者等と連携して、定期的に市域全体の文化財の維持管理の状況把握を行うとともに、計画的に保存修理事業や公開活用事業を推進していくものとする。

更に本市にある未指定文化財の状況把握のために継続的に調査を行い、その保護のために前述の法・条例による文化財指定等を推進するものとする。またこのような希少性・代表性・歴史性を前提とした主要文化財の保護に加え、従来、あまり文化財的視点からは把握してこなかった、市民の身近に伝えられてきた様々な文化遺産や伝統行事に市民の目線から光を当て、市民とともにこれらを未来に継承し豊かな地域文化の創造ができるよう、「文化財保存活用地域計画」の作成についても検討しつつ、新たな制度的工夫についても検討を進める。

以下に文化財類型ごとに保存活用方針を述べる。

①有形文化財（建造物・美術工芸品）

指定文化財のうち有形文化財の件数が最も多く全体の9割近くを占めており、それらの有形文化財のほとんどは、宗教法人が所有・管理している。今後も文化財としての保存管理体制を適切に継続し、適宜修理や公開を行えるように支援に努める。

なお本市ではこれまで文化財建造物に関して主に社寺建築を対象に指定を推進してきたが、近年の調査によって、民家などにも生業の特色を示す独特の建物や歴史的に保護すべき文化財的価値を有する建物が存在することが明らかとなりつつある。このため、今後も建造物の調



文化財保護委員会（専門家）
による現地指導



美術工芸品の調査

査を継続し、所有者の協力を得ながら指定や登録等による保護を推進する。加えて、文化財建造物に関しては、所有者・管理者が一層円滑にこれらの保存管理と活用が進められるよう「保存活用計画」の策定に関して支援していく。

②無形文化財・民俗文化財

無形文化財や民俗文化財の指定件数は少ない。これは、市内各所の祭礼・行事などの詳細な調査が未実施であることに起因していることから、市内全域でのこれら祭礼・行事の調査や記録作成、市民に対する普及啓発活動に取り組む。これとともに必要に応じて宇治市の文化財指定を行うなど保護の措置を講じ、活動に対する支援に努める。

また、宇治茶の伝統的な技術である本簀について、文化財的な価値の調査・検証を進めていく。

③記念物（史跡・名勝・天然記念物）

宗教法人の管理する名勝庭園については、所有者と協力して現状の良好な景観の維持に努める。また本市が管理する隼上り瓦窯跡（国指定の史跡）と庵寺山古墳（市指定の史跡）は整備が完了し、一般に公開されており、今後も良好な管理を継続する。また、宇治川太閤堤跡（国指定の史跡）についても、土地の公有化完了後に整備を実施し、遺跡の保存と公開活用を推進しており、今後も適切な管理を行う。歴史的価値が高い淨妙寺跡、松殿跡、白川金色院跡などの平安期藤原氏関係遺跡については調査を推進する。また市内に残された数少ない古墳や古代寺院跡についても、必要に応じて宇治市の文化財指定を行うなど保護の措置を講じるものとする。

名勝宇治山については保存活用計画を策定し、計画的な保存・活用を進める。また宇治古墳群のうち未指定のものについては、追加指定を行うとともに、保存活用計画の策定を進めていく。

④重要文化的景観

現在は宇治地区を中心とした範囲が、重要文化的景観に選定されており、保存計画に従って適切な保存管理を推進する。加えて、文化的景観の価値の一層の向上を目指して白川地区・黄檗地区への範囲拡大の取組を進める。

1-2 文化財の修理（整備）に関する方針

文化財建造物等については、文化財保護法等の関係法令に基づき適切な保存が図られるよう、計画的に修理（整備）を実施する。所有者・管理者の日常的な管理や点検により、破損等の早期発見に努めるとともに、修理・修復が必要と認められる場合には、速やかに措置を行うものとする。現状変更を伴う場合は、文化財としての価値を損なうことがないよう所有者等に適切な助言を行うとともに、必要に応じて修理（整備）のための調査を実施し、国（文化庁）、京都府、文化財保護委員会及び専門家等の意見を踏まえて適切な方法をとるものとする。

なお指定等文化財は、現状変更等に対する専門家等の指導・助言をうけるとともに、保存修理や



萬福寺松隱堂（重要文化財）の修理

整備への財政支援に努めるものとする。市内に所在する未指定文化財の修理については、「京都府社寺等文化資料保全補助金」や「文化財を守り伝える京都府基金等事業費補助金」を活用するとともに、本市も補助することによって所有者の負担軽減を図ることとする。

1-3 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市には市内遺跡から出土した考古資料の収納施設として4箇所の仮設収蔵庫と、収蔵・展示施設として宇治市歴史資料館を設置している。宇治市歴史資料館は、主に指定文化財の保管と展示を行っており、文化財の保存・活用の中核的役割を果たす施設として今後も現状の役割を維持しつつ、文化財に関する生涯学習活動等の機会拡充や展示企画の強化、内容の充実に努める。

また、お茶と宇治のまち歴史公園においては、史跡宇治川太閤堤跡の一部整備を行っており、宇治市の歴史文化のみならず史跡の普及啓発を進める。

また市内各所の指定文化財等には既に標柱・説明板等を設置しているが、今後も文化財の理解や周知、見学誘導の観点から、説明板や小規模な休憩施設（ベンチ等）の設置・更新を、景観に配慮しながら順次進めていく。



小学生の体験学習活動
(宇治市歴史資料館)



市内に設置された文化財説明板

1-4 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は多様な要素で構成されており、周辺環境の変化が文化財に大きな影響を与えることが考えられるため、文化財の価値や魅力が損なわれることのないよう保全に努める。

本市では、宇治川を骨格とした美しい自然景観と重層的な歴史が刻まれた類まれなる歴史的環境の保全・継承の重要性から、宇治橋上流部分については、既に昭和初期から都市計画において普通風致地区・特別風致地区の設定を行い、文化財の周辺環境の保全に取り組んできた。また京都府文化財保護条例に基づく文化財環境保全地区が2地区指定されており、今後も文化財建造物と一体となった社寺境内の保全を図るものである。

近年では、平成14年(2002)に施行した「宇治市都市景観条例」に基づいた「宇治市都市景観形成基本計画」を策定し、平成20年(2008)には市民と協働で快適でうるおいのある景観づくりを進めるために、「宇治市良好な居住環境の整備および景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例」と景観法に基づく「宇治市景観計画」を定めた。宇治市景観計画では、宇治川や世界遺産の平等院・宇治上神社及びその一帯をシンボル景観と位置付け、また景観計画重点区域には、平等院が所在する中宇治と、白山神社拝殿（重要文化財）が所在する白川地区、萬福寺（重要文化財）が所在する黄檗地区を定めている。今後も引き続き文化財保護と景観保全やまちづくりと連動した施策によって、文化財の周辺環境保全に取り組む。

1-5 文化財の防災に関する方針

本市では「宇治市地域防災計画」を定め、その中に災害時及び震災時における文化財への応急対策を定めて防災業務を行っている。

本市の文化財所有者は、平等院や萬福寺等を除き小規模な社寺が多く、通常無住の神社も多い。また文化財建造物のほとんどは木造のため防火対策が重要で、所有者、消防署・消防団、自主防災組織、地域住民等が連携して防災意識を高め、活動することが望まれる。平成20年(2008)に発足した「宇治市文化財まもり隊」の活動は、文化財に対する保護意識高揚と地域の自主防災活動を促し、火災予防の徹底と災害が発生した場合の被害軽減を図っている。現在17社寺に対し、16の文化財まもり隊が結成されており、所有者や地域住民と共同で防火訓練を行っている。また毎年1月26日に行われる文化財防火デーでは、防火研究会・消防訓練を実施している。



文化財の防火訓練（宇治上神社）

指定文化財に対する防災設備の整備については、自動火災警報装置などの消防設備の設置や修理にあたり事業費を補助するなどして、積極的な設置を所有者等にお願いしており、既に国・府・市指定建造物は、ほぼ自動火災報知設備の設置が完了している。しかし美術工芸品等を所有する社寺等では未設置のところが多く、これらについては防災設備設置への助成を行い、防災事業を進めていく。



消防設備の設置（白山神社拝殿）

このほか美術工芸品等の防犯対策としては、警察と連携を図り、所有者会議等が開催されており、また無住の神社等にある指定文化財については、宇治市歴史資料館に寄託する取組を進めている。

文化財建造物の耐震補強については、文化庁・京都府と連携しながら、事業を進める。

更には指定文化財に留まらず、広く市域に継承されている様々な文化財の防災に関しては、都市防災と連携した検討に取り組む。

文化財の毀損・汚損が発生した際は、被害を最小限に抑え、速やかな復旧を図るため、担当者が迅速に現地を確認し、所有者・関係各所との調整を行う。

1-6 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

本市の文化財の価値を後世に伝えるため、文化財を活用しながら、内外に広く普及・啓発するための機会の提供に努める。

文化財に親しんでもらうことを目的とした市指定の史跡庵寺山古墳の公開(春・秋の年2回)や小中学生を対象にした文化財見学会、発掘調査報告会、文化的景観フォーラム等を行っており、これらの活動や行事を通じて文化財保護の普及啓発に努める。また、文化財活用の一つとして行われている夜間ライトアップや音楽イベントの開催等の取組は、普段文化財に触れる機会の少ない人々にとって文化財に触れる機会となることから、これらの取組を推奨して、更なる活用の検討を推進する。

このほか、「総合的な学習の時間」を「宇治で学ぶ、宇治を学ぶ、宇治のために学ぶ」という考え方に基づいて実施している「宇治学」において、児童・生徒が宇治の歴史・文化遺産や伝統的な産業など体験的に学習できるようにしており、今後も継続的に郷土教育を進める。

文化財の情報発信については、埋蔵文化財の発掘現場の公開や小学校における出前授業、生涯学習活動推進の一環として公民館での講座・講演会を開催するなど、市民が文化財に触れる機会を設け、文化財をより身近に感じてもらえるよう、普及・啓発活動を行うものとする。加えて、本市のホームページの充実を図り、関心を持つ市外の人も最新の調査成果等が入手できるよう、情報提供を積極的に行うようとする。

なおこれまで国に登録されている文化財がないことから、市民に対して文化財登録制度そのものの周知を行い、例えば民間所有の民家や店舗、茶業に関する道具類など、宇治の歴史文化を物語る多様な事例を対象に、文化財保護を幅広く進めること。



庵寺山古墳の公開と体験学習
(古代人になろう)



発掘調査成果の市民説明会

1-7 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

本市には、旧石器時代から江戸時代まで、173か所の周知の埋蔵文化財包蔵地がある。これらの包蔵地は、大部分が沖積低地から丘陵の縁辺部にかけて濃密に分布している。時代的には、旧石器時代から弥生時代の遺跡に比べ、古墳時代から中世の遺跡数が圧倒的に多く、本市の特徴を示している。

これらの包蔵地に関しては常に現状を把握するとともに、開発等に伴う現状変更に関しては、文化財保護法に基づき、京都府教育委員会と連携を図り、指導・助言を得て、事前協議を実施している。埋蔵文化財包蔵地内の開発については、遺構を破壊しないように指導を行うが、やむを得ない場合は事前に発掘調査を実施し、重要な遺構が発見された場合は遺構の現地保存に努める。また包蔵地以外の場所にあっても新たに遺構等が発見された場合には、事業者等に出来る限りの理解を求め、記録保存もしくは重要なものについては保存に向けての協議を行うことに努める。

発掘調査によって出土した遺物は収蔵庫において保管・管理を行うが、重要な遺物については宇治市歴史資料館で保管・管理を行い、普及啓発のために展示する。

埋蔵文化財包蔵地の照会については、本市歴史まちづくり推進課文化財保護係（直接窓口もしくはホームページ）以外に、「京都府・市町村共同統合型地理情報システム（GIS）」からも検索することができる。



宇治市街遺跡の発掘状況

宇治市歴史的風致維持向上計画(第2期)

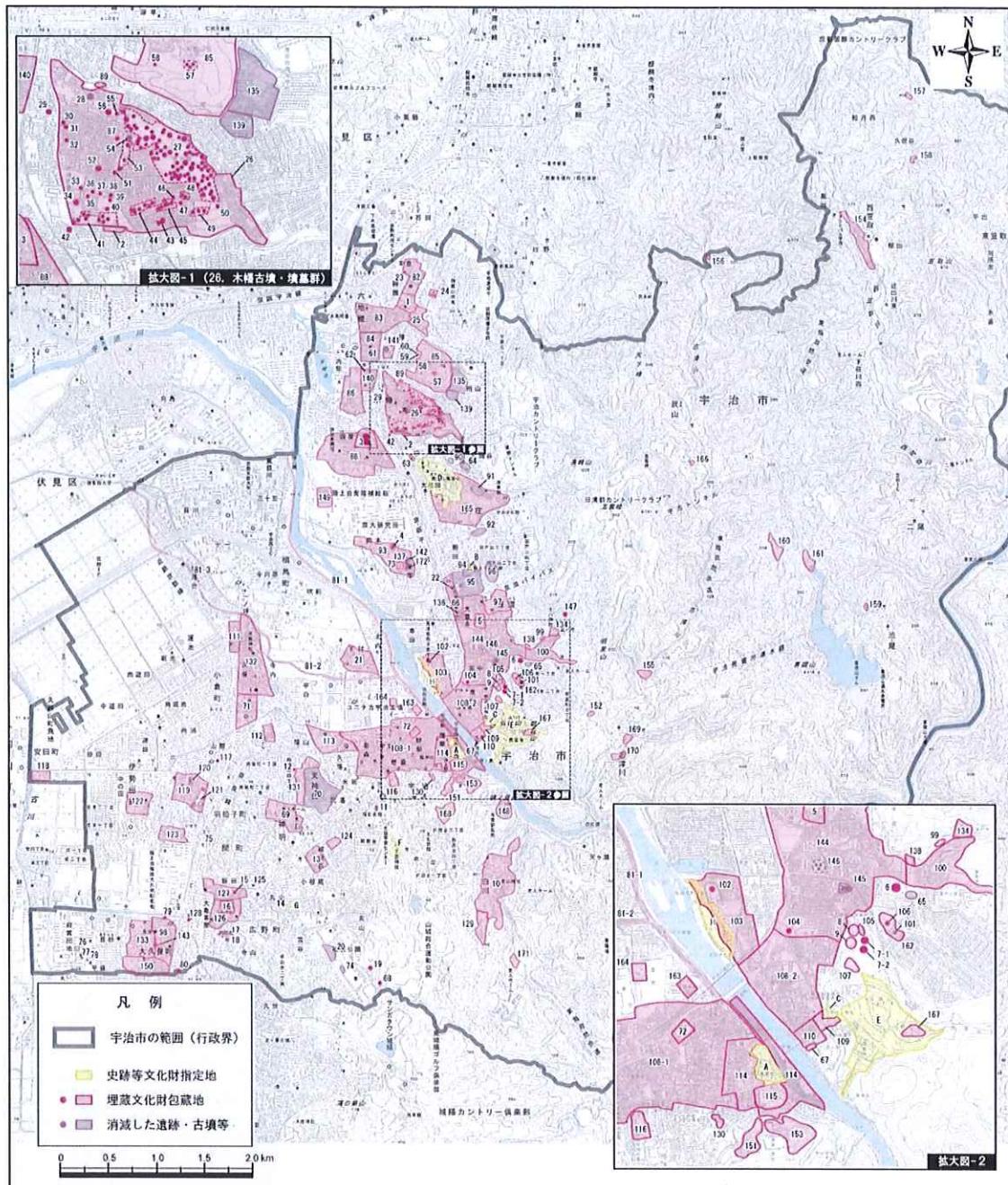


図 5-1 宇治市遺跡地図 (2002 年度版の一部に加筆)

1-8 文化財の保存・活用に係る体制と今後の方針

本市は平成21年(2009)4月に都市整備部歴史まちづくり推進課を新設し、文化財保護係、拠点整備係とした2係体制の課であったが、現在は文化財保護係と景観係の2係体制となっている。文化財に関する業務は、教育委員会の事務を文化財保護係の職員が補助執行することとし、従来から引き続き発掘業務や文化財保護の業務を行っている。令和4年(2022)4月現在では、文化財保護係は正規職員5名、非常勤嘱託職員5名の計10名で運営している。本市にある様々な価値ある文化財を後世に継承していくために、組織の強化を図ることが必要である。

本市の条例に定める文化財保護委員会は、委員数8名で構成され、各専門分野は考古学1名、建造物1名、陶芸史1名、文化人類学1名、歴史学・文化財学1名、日本民俗学1名、日本美術史1名、造園学1名となっている。市内全般にわたる文化財の指定、また調査や修理等の事業については、文化財保護委員会に諮って、適切な文化財の保存・活用を専門家の視点から今後も指導・助言を得て推進する。

1-9 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

現在、文化財の保存・活用を図るため、「一般財団法人宇治市文化財愛護協会」が活動している。「一般財団法人宇治市文化財愛護協会」は各種講座や歴史散歩などを開催するとともに、史跡隼上り瓦窯公園の清掃活動や小中学生の文化財見学会・感想文コンクールの事業を宇治市より委託を受け実施している。

そのほかにも、参加体験型の普及啓発事業は大学が地域と連携して取り組んでおり、宇治に関わる歴史的なテーマで行われる「宇治市民大学」は市民団体が企画・開催しており、ほかにも市内に数多くの歴史や文化をテーマに取り組むサークル、歴史や文化を学び観光客に伝えている観光ボランティアガイドクラブなど、さまざまな団体等による取組が展開されている。

このような文化財に係る市民活動が継続されるよう支援し、官民協働による文化財の保存・活用に努めていくものとする。また新たなNPOや市民団体が組織されるよう、文化財の情報提供を行うとともに人材育成を図り、行政と市民との協働による文化財の保存・活用が広がるよう、体制の整備充実を図る。

2. 重点区域に関する事項

2-1 文化財の保存・活用の現況と今後の計画

(1) 宇治地区

宇治地区は、世界遺産の平等院・宇治上神社を始め、本市を代表する文化財が集中する地区であり、平安時代の街区と中世に形成された街路（宇治橋通り）を基盤とする市街地は、その地割形状を現在も良好に継承している。この宇治地区の伝統的街区には戦前からの建物が相当数残っており、家屋調査を順次進めているところであるが、その成果に基づき文化財指定・登録を検討していく。

史跡宇治川太閤堤跡は、公園と一体的な整備を行い、「お茶と宇治のまち歴史公園」として開園しており、史跡の価値を伝える普及啓発を進める。

そのほか、宇治の文化的景観（重要文化的景観）は、整備に向けた取組を進めており、住民主体のまちづくりを支援しつつ、速やかな事業実施に努める。

(2) 白川地区

白川地区には、白山神社拝殿（重要文化財）があるほか、地蔵院には奈良・平安時代の多くの文化財が伝えられ、壮大な伽藍であったとされる白川金色院跡や経塚遺物（府指定）など考古資料も良好に残されている。白川金色院跡は平成5年（1993）から調査を実施しており、今後は重要な遺跡として適切な保護に向けた取組を推進する。また文化的景観の保存調査も実施しており、白川地区の重要な文化的景観の範囲の追加を計画している。

このほか白川地区には、「百味の御食」など特徴的な祭礼行事も継承されており、今後は無形の民俗文化財の調査も取り組むこととする。

2-2 文化財の修理（整備）に関する計画

(1) 重要文化的景観

宇治地区では、重要文化的景観の選定時に定めた保存計画や宇治橋通りを中心とした整備計画に基づいて文化的景観の保全・整備を進めている。

重要文化的景観の重要な構成要素である宇治橋通りは、無電柱化事業によって、無電柱化と修景舗装が行われており、宇治橋通りの文化的景観としての価値を尊重した整備が図られている。

また重要な構成要素の家屋の修理・修景は、国の補助金の充当を可能とする市の分担金条例を活用した、文化的景観保存活用事業を進めるものとする。

(2) 歴史的建造物

今後も宇治の風情あるまちなみと歴史ある景観の継承につなげるために、本市の歴史的風致に関わる社寺等歴史的建造物のうち、未指定文化財も含めて重要なものについては保存修理を進める。

【重点区域における事業】

- 文化財の保存・修理・整備等への補助（～令和 14 年度）
- 重要文化的景観の保存（平成 24 年度～令和 14 年度）
- 道路の美装化（平成 24 年度～令和 14 年度）

2-3 文化財の保存・活用を行うための施設に関する計画

重点区域内の資料館等の展示施設に、「宇治市歴史資料館」と「宇治市源氏物語ミュージアム」、「お茶と宇治のまち交流館（茶づな）」がある。歴史資料館は、考古資料の収蔵やこれらを活用した企画展示を行っているが、本市の歴史全般に関する常設展示は行っていない。また、源氏物語ミュージアムは、施設の性格上歴史に関わる展示は僅かである。そこで、観光拠点施設でもあるお茶と宇治のまち交流館（茶づな）において、宇治茶の魅力と宇治の歴史・文化の情報発信を行う。

指定文化財等については説明板等を設置しているが、重要文化的景観の選定地と個々の構成要素を示す説明板は未設置のため、周遊マップ等と連携して説明板を設置する。また現在様々な団体・部局が設置した説明板等は、統一性がなく乱立している個所も見受けられる。今後は文化的景観の価値を損なわないよう整備指針を定めたうえで、景観に十分配慮した色彩や大きさ、デザインを検討し、理解しやすい説明板や解説等の整備充実を図る。

【重点区域における事業】

- 観光案内サイン等の整備（平成 29 年度～令和 14 年度）
- 「お茶と宇治のまち歴史公園」を活用した情報発信（令和 3 年度～令和 14 年度）
- 歴史資料館常設展示及び企画展示の実施（昭和 60 年度～令和 14 年度）
- 源氏物語ミュージアム企画展示及び講座等の開催（平成 10 年度～令和 14 年度）
- 宇治茶普及啓発（平成 23 年度～令和 14 年度）

2-4 文化財の周辺環境の保全に関する計画

重点区域の大部分は「宇治市景観計画」の重点区域となっており、建築物の高さや色、看板や屋外広告物等への規制など、景観保全に関する指導を行うとともに、修景助成制度を活用して良好な景観形成に資する改修事例が増えるよう誘導する。今後は、年々減少していくまちなかに残る伝統的木造家屋の保全や活用に関する施策も検討し、取り組むものとする。

また、周遊しやすいように歩行空間の整備や修景舗装、無電柱化を実施するとともに、観光案内サイン等の整備を実施することにより、来訪者の安全性を確保すると同時に回遊性の向上を図る。

【重点区域における事業】

- 道路の美装化（平成 24 年度～令和 14 年度）
- 天ヶ瀬ダムかわまちづくり（令和元年度～令和 14 年度）
- 空き町家の活用の検討（平成 27 年度～令和 14 年度）
- 建物修景への支援（平成 22 年度～令和 14 年度）
- 景観に配慮した取組み（平成 22 年度～令和 14 年度）

- 観光案内サイン等の整備（平成 29 年度～令和 14 年度）
- 道路整備事業（平成 24 年度～令和 14 年度）

2-5 文化財の防災に関する計画

現在行われている「宇治市文化財まもり隊」の活動など、文化財防災や防犯に関する取組を継続的に推進する。

重点区域内には指定等文化財以外にも歴史的建造物が多く存在し、市街地に混在している。今後は個々の文化財だけでなく、周辺の市街地を含む一体的な文化財防災計画の策定を進める必要がある。

特に、宇治地区は重要文化的景観選定地であり、宇治地区の都市防災は文化財保護の観点からも取組が必要とされる。地区内にある宇治の歴史の重層性を物語る街路には狭い道路も多く、消防車両の進入が困難な場所もあることなどを考慮して、現在作成中の文化的景観整備計画の中で、防災面に関する問題点・課題を抽出し、具体的な都市防災計画を検討する。

2-6 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する計画

重点区域における文化財の知名度は、世界遺産の平等院が圧倒的に高く、宇治上神社がこれに次ぐ。そのほかにも多数の文化財、重要文化的景観の重要な構成要素（建物や施設等）の周知を図るために、文化財を見学・回遊できるルート設定を行い、パンフレット等の作成・配布や、未指定文化財等の案内板や説明板等の設置を進める。今後はお茶と宇治のまち歴史公園を核としたまちなか観光を促進する。

市民に向けた文化財講座や現地見学会などは継続的に取り組み、スタンプラリーや宇治茶まつりなどのイベント開催と合わせて関係団体や学校と連携を図り、文化財と触れ合う機会を積極的に設けていく。また平安時代を起源とする宇治川鵜飼は、観光を目的に昭和初期に復活し、現在では宇治川遊覧の夏の風物詩として定着しており、今後も関係団体と連携を図り継承に努める。このほかにも、宇治の歴史文化を総合的に学ぶための小中学生向けの副読本を作成するなど、地域の文化財に対する理解を深めるように努める。

お茶に親しむ文化を普及する方策のひとつとして、気軽に本格的な茶の体験ができる施設である市営茶室対鳳庵の活用を積極的に進める。また地元大学が中心となって「親子で楽しむ宇治茶の日」と題して、宇治茶に関するスタンプラリーや、試飲しながらお茶屋さんを巡る「聞き茶巡り」などが開催されており、参加体験型の普及啓発活動を通じて、宇治の歴史文化を学ぶ取組も幅広く推進する。



小中学生を対象にした文化財見学会



宇治茶スタンプラリー



聞き茶巡り

【重点区域における事業】

- 歴史・文化啓発（平成 23 年度～令和 14 年度）
- 文化財見学会（平成 23 年度～令和 14 年度）
- 市営茶室対鳳庵の活用（平成 23 年度～令和 14 年度）
- 宇治茶普及啓発（平成 23 年度～令和 14 年度）
- 歴史文化への愛着の醸成（平成 23 年度～令和 14 年度）
- 宇治十帖スタンプラリー開催（平成 3 年度～令和 14 年度）
- 社寺等の歴史資源との連携（平成 23 年度～令和 14 年度）
- 宇治川の鵜飼・放ち鵜飼の助成（平成 23 年度～令和 14 年度）

2-7 埋蔵文化財の取扱いに関する計画

重点区域内には「宇治市街遺跡」、「平等院旧境内遺跡」、「白川金色院跡」、「宇治川太閤堤跡」等の埋蔵文化財包蔵地がある。「宇治市街遺跡」、「平等院旧境内遺跡」では、平安時代の別業群や現状では途切れている街路、平等院の坊跡や、中世から近世に至る様々な遺構を検出しておらず、平安時代から現在までの宇治の変遷を示す重要遺跡である。このため遺跡の破壊につながる開発は、小規模なものでも発掘調査を実施し、記録保存への理解を求め、重要な遺構が発見された場合には、所有者や関係機関と協議し、保存に努める。側溝・堀といった街路や地割を区画する施設など文献や絵図史料と照合できる遺構等が発見された場合、都市形成の詳細な変遷把握の調査研究に資すると同時に、整備や活用に反映させることとする。



発掘成果を紹介する説明板

現在宇治川では国土交通省による河川改修事業が行われているが、平等院周辺の宇治川河川敷には平等院釣殿や当初の宇治橋の遺構の存在が予想されるため、京都府教育委員会との協議の結果、平等院旧境内遺跡の範囲の拡大を行い、発掘調査を実施する予定である。

「白川金色院跡」は、重要な遺跡として適切な保護に向けた取組を推進していく。史跡宇治川太閤堤跡については、公園と一体的な整備を行い、令和 3 年(2021)8 月にお茶と宇治のまち歴史公園として開園しており、公園の管理運営において史跡の価値を伝える情報発信等を行う。

【重点区域における事業】

- 「お茶と宇治のまち歴史公園」を活用した情報発信（令和 3 年度～令和 14 年度）

2-8 各種団体の状況及び今後の体制整備の計画

小中学生の文化財見学会・文化財感想文コンクールを本市と共催している「一般財団法人宇治市文化財愛護協会」に対しては、今後も事業を委託し文化財の普及活動を継続する。

文化財の保存・活用を含むまちづくりに取り組む「白川区まちづくり協議会」は、白川金色院跡の適切な保護に向けた取組をきっかけに設置され、白山神社のライトアップやワークショップなどを開催している。このほか、文化的景観の範囲拡大等、本市との協働による取組を推進する。

またお茶どころ宇治の個性を磨くため、宇治茶園の覆下栽培を維持・拡大するための支援事業、宇治茶製法技術保存協会への助成事業、「市民茶摘みの集い」や「宇治茶まつり」などの実施団体への助成事業など、宇治茶の品質向上・普及に努める農家や団体等への各種支援を実施する。

このほか、今後市内に残る伝統的家屋等の改修に際し、木造建築の修理に関する技術が必要となるため、現在市内在住の建築士を中心に、改修方法や利活用について調査・研究を行う団体の設立を目指している。

【重点区域における事業】

- 文化財見学会（平成 23 年度～令和 14 年度）
- 宇治茶園の支援（平成 23 年度～令和 14 年度）
- 宇治茶品質向上への取組み（平成 23 年度～令和 14 年度）
- 宇治茶普及啓発（平成 23 年度～令和 14 年度）

第6章 歴史的風致の維持向上に必要な事項

I. 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方

本市における歴史的風致維持向上施設には、宇治川、歴史的建造物、散策路、伝統的な宇治茶づくりを営む茶園、伝統行事の行われる場、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する公共施設等が含まれ、第1期計画に基づいて、お茶と宇治のまち歴史公園の整備（情報発信・観光交流施設整備、史跡整備）や重要文化的景観保存事業など、歴史特性をふまえた形態や意匠、周辺景観に考慮した整備と適切な維持管理に努めることによって、歴史・文化を活かしたまちづくりを推進してきた。

歴史的風致の維持向上に繋がる様々な事業を実施することで、まちづくり活動の活性化や宇治茶ブランド価値の向上、探究的な学習の充実などの成果が得られたが、歴史的風致の認知に関する課題や宇治茶や地域の伝統文化の継承に関する課題、歴史・文化遺産に関する課題、景観に関する課題、観光振興に関する課題は、いずれも十分に解決できているとは言えない。また、第2期計画では、第1期計画で整備した施設を活かしたソフト事業の展開や未指定文化財等の継承に向けた人材育成が大きな課題となっている。

そこで、基本的に第1期計画の事業を継続しつつ、第1期計画の成果である「お茶と宇治のまち歴史公園」などを活かしたソフト展開に軸を置きながら、第2期計画での課題の解決に向けた事業を実施する。そして、今後10年の政策を見据えた対応も視野に入れながら、点から線へ、線から面へと広がっていくような歴史・文化を活かしたまちづくりを進める。

歴史的風致維持向上施設の整備は、本市の目指す景観形成に寄与すると同時に、本市固有の歴史や文化の継承に役立て、市民や来訪者の様々な活動や憩いの場となるよう配慮する。特に、整備事業の実施にあたっては、本市固有の歴史や文化を踏まえたものとするため、埋蔵文化財の取扱いや形態意匠に関する配慮を十分に行い、歴史的風致維持向上協議会や、必要に応じて専門家や関係委員会等に諮りながら事業を推進する。

管理については、行政が行うものは文化財保護法、河川法、都市公園法、道路法、市の条例等に基づき日常的な維持管理を行うとともに、市民や来訪者に向けて安全な公開に努める。また定期的な点検によって破損箇所の早期発見・補修に努め、歴史的風致維持向上施設の健全な状態を保つものとする。更に地域住民や市民団体等と連携し、地域に親しまれる施設としての管理体制の充実に努める。

2. 歴史的風致の維持向上に資する事業

表 6-1 歴史的風致の維持向上に資する事業一覧

分類	事業名	
(1)歴史的風致の認知に関する事業	1. 「お茶と宇治のまち歴史公園」を活用した情報発信 2. 歴史・文化啓発 3. 文化財見学会 4. 市営茶室対鳳庵の活用 5. 宇治茶によるおもてなしの推進 6. 歴史資料館常設展示及び企画展示の実施 7. 源氏物語ミュージアム企画展示及び講座等の開催	観光振興課 歴史まちづくり推進課 歴史まちづくり推進課 観光振興課 農林茶業課 博物館管理課 博物館管理課
(2)宇治茶や地域の伝統文化の継承に関する事業	8. 宇治茶園の支援 9. 宇治茶品質向上への取組み 10. 宇治茶普及啓発 11. 宇治茶巡りガイドツアー 12. 無形民俗文化財等の記録調査 13. 歴史文化への愛着の醸成	農林茶業課 農林茶業課 農林茶業課 観光振興課 歴史まちづくり推進課 学校教育課
(3)歴史・文化遺産に関する事業	14. 文化財の保存・修理・整備等への補助 15. 重要文化的景観の保存 16. 未指定文化財の調査 17. 天ヶ瀬ダムかわまちづくり 18. 文化財の保存・活用の検討 19. 空き町家の活用の検討	歴史まちづくり推進課 歴史まちづくり推進課 歴史まちづくり推進課 政策戦略課 歴史まちづくり推進課 歴史まちづくり推進課
(4)景観に関する事業	20. 道路の美装化 21. 建物修景への支援 22. 景観に配慮した取組み	道路建設課 歴史まちづくり推進課 歴史まちづくり推進課
(5)観光振興に関する事業	23. 観光案内サイン等の整備 24. 宇治十帖スタンプラリー開催 25. 社寺等の歴史資源との連携 26. 道路整備事業 27. 宇治川の鵜飼・放ち鵜飼の助成	観光振興課 文化スポーツ課 観光振興課 道路建設課 観光振興課

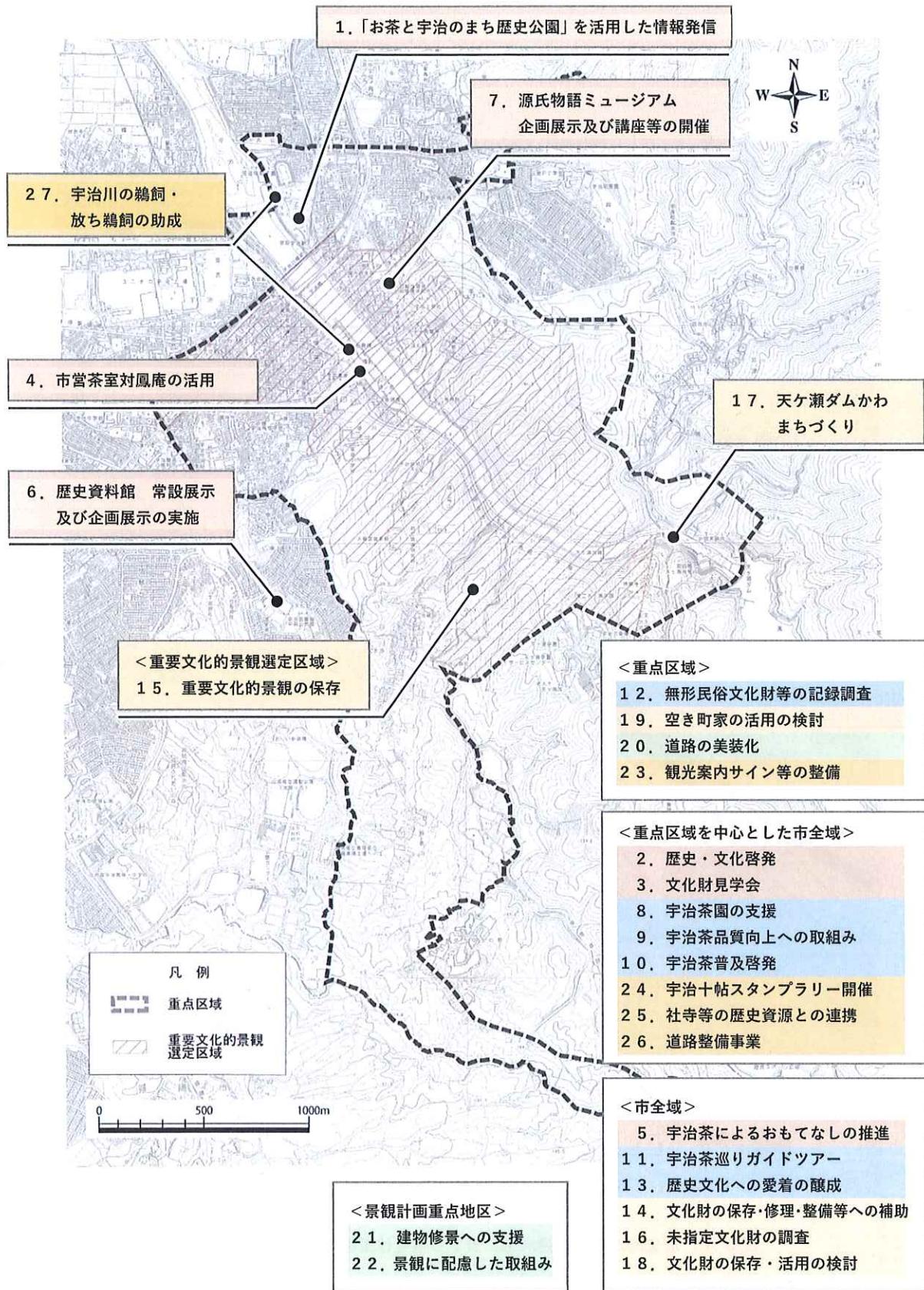


図 6-1 歴史的風致の維持向上に資する事業位置図

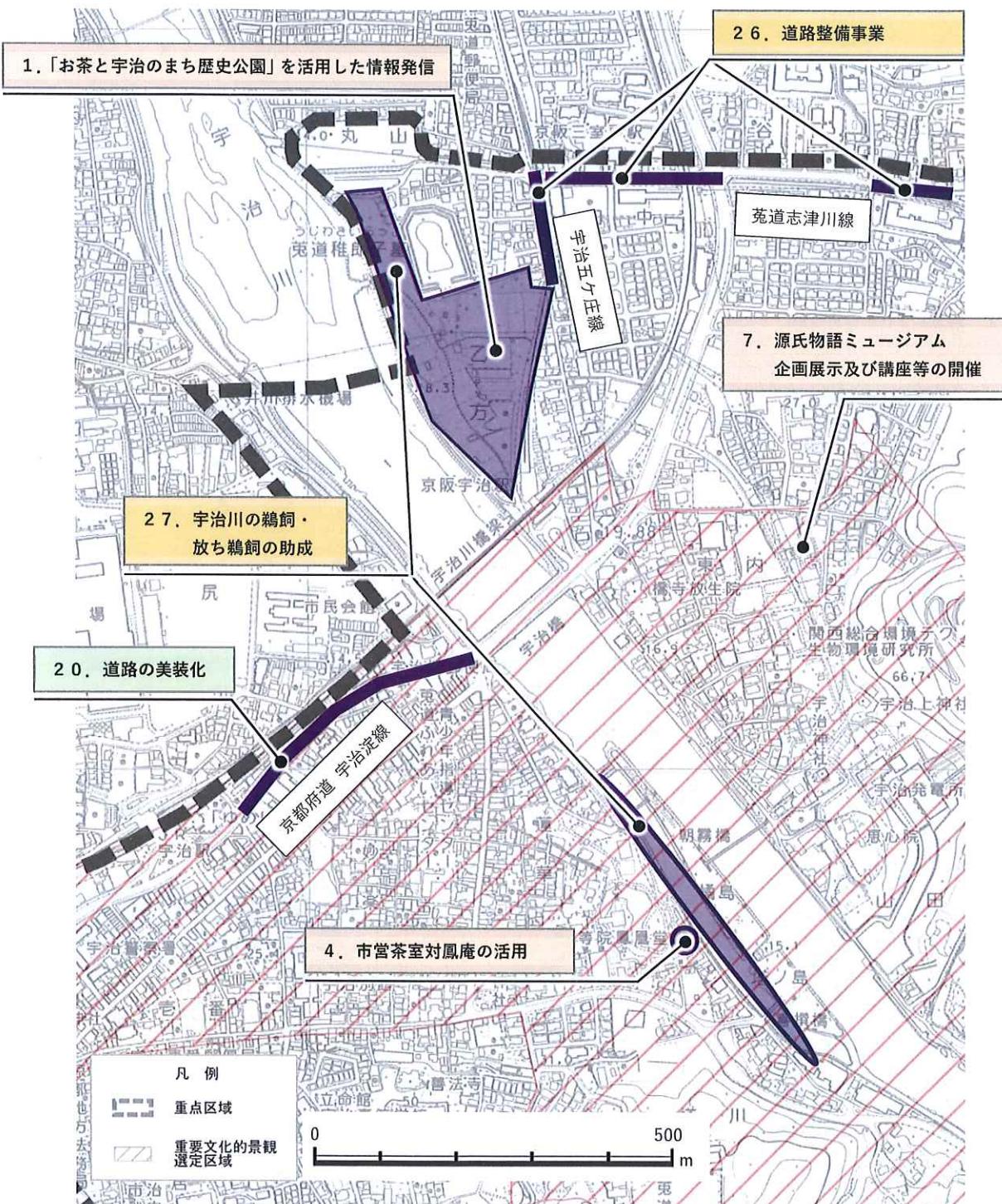


図 6-2 歴史的風致の維持向上に資する事業位置図（宇治橋周辺部）

(1) 歴史的風致の認知に関する事業

事業名	1. 「お茶と宇治のまち歴史公園」を活用した情報発信
事業主体	宇治市、指定管理者
事業期間	令和3年度～令和14年度
事業手法	市単独事業
事業位置	「お茶と宇治のまち歴史公園」(重点区域内)
事業概要	史跡宇治川太閤堤と一緒に整備され、令和3年8月に開園した「お茶と宇治のまち歴史公園」の施設を運営するとともに、「宇治のまち・ひと・歴史・文化をつなぐプラットフォーム」としてミュージアムでの学びや、茶摘みや抹茶づくり等さまざまな体験プログラムやイベントの開催などのソフト事業やSNS等を活用した情報発信によりお茶と宇治の歴史と魅力の周知を図る。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	公園内に宇治茶や宇治の歴史文化を紹介する拠点施設(お茶と宇治のまち交流館『茶づな』)においてソフト事業を行うことにより、市の歴史的風致の普及啓発と歴史・文化遺産の周遊観光の促進に繋がるため、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	2. 歴史・文化啓発
事業主体	宇治市
事業期間	平成23年度～令和14年度
事業手法	市単独事業
事業位置	重点区域を中心とした市全域
事業概要	発掘調査の成果について、報告書の発行や現地説明会の開催、フォーラムなどでの発表を実施する。  「発掘宇治」表紙
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	多くの市民を対象にした歴史・文化の啓発活動は、郷土の歴史と身近な文化財への理解を促すとともに、ふるさと宇治に愛着と誇りを持ち、地域の伝統文化の継承への意識を高めることにもつながるため、歴史的風致の維持向上に寄与するものである。

事業名	3. 文化財見学会
事業主体	宇治市、一般財団法人 宇治市文化財愛護協会
事業期間	平成 23 年度～令和 14 年度
事業手法	市単独事業
事業位置	重点区域を中心とした市全域
事業概要	<p>文化財の普及・啓発として、市内の小学生を対象に文化財の見学会を開催し、見学会の感想や文化財に対する作文コンクールを行う。</p>   <p style="text-align: center;">文化財見学会</p>
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	小学生を対象にした文化財の普及・啓発活動は、郷土の歴史と身近な文化財への理解を促すとともに、ふるさと宇治に愛着と誇りを持ち、地域の伝統文化の継承への意識を高めることにもつながるため、次世代へと引き継ぐべき歴史的風致の維持向上に寄与するものである。

事業名	4. 市営茶室対鳳庵の活用
事業主体	宇治市
事業期間	平成 23 年度～令和 14 年度
事業手法	市単独事業
事業位置	市営茶室対鳳庵（重点区域内）
事業概要	<p>宇治茶及び茶道の普及と観光振興を目的に、宇治川河畔でお茶の文化に触れることができる本格的な茶室として活用する。</p>   <p style="text-align: center;">対鳳庵外観 対鳳庵の茶席</p>
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	当該事業により茶文化を体験できる機会を提供することは、市民や来訪者に宇治茶の品質や、茶業全般への関心や理解を促すことにつながるため、歴史的風致の維持向上に寄与するものである。

事業名	5. 宇治茶によるおもてなしの推進
事業主体	宇治市
事業期間	平成 26 年度～令和 14 年度
事業手法	市単独事業
事業位置	市全域
事業概要	<p>「宇治茶の普及とおもてなしの心の醸成に関する条例」に基づき、宇治茶の振る舞いなどにより、おもてなしの心の醸成を促進するための取組を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>イベントにおける市内産宇治茶の P R</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>新規採用職員への研修</p> </div> </div>
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>客人に宇治茶を振る舞うことを通して「おもてなしの心の醸成」を図るとともに、市民及び来訪者に伝統的な宇治茶に親しんでもらうことで茶どころ宇治と宇治茶の魅力を多くの人に伝えることができ、歴史的風致の維持向上に寄与するものとなる。</p>

事業名	6. 歴史資料館 常設展示及び企画展示の実施
事業主体	宇治市
事業期間	昭和 60 年度～令和 14 年度
事業手法	市単独事業
事業位置	宇治市歴史資料館
事業概要	<p>宇治川やかつて存在した巨椋池周辺での水辺のくらし、山地や丘陵などでのくらし、そして宇治川両岸に広がる平野でのくらしと宇治市域の地理的特色やこうした地域で営まれてきた宇治茶づくり、巨椋池や宇治川での漁労など、地理的環境に即した多様な生業に焦点を当てた常設展や企画展を実施する。</p>
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>常設展や企画展では、市域の各地域に残った古文書や民具、そして写真などを通して、宇治の歴史、文化について紹介し、市民をはじめとする来館者に宇治の歴史的風致に関する認知を高めてもらうことで、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	7. 源氏物語ミュージアム 企画展示及び講座等の開催
事業主体	宇治市
事業期間	平成 10 年度～令和 14 年度
事業手法	市単独事業
事業位置	源氏物語ミュージアム（重点区域内）
事業概要	『源氏物語』や平安時代の文化に関する常設展や企画展によって、観覧者に『源氏物語』をはじめとする古典の持つ魅力を発信するとともに、より理解を深めるために、企画展及び講座などを実施する。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	『源氏物語』「宇治十帖」の主な舞台となった宇治について、多くの市民をはじめとする来館者に紹介することは、宇治の歴史、文化の魅力をより深く認知してもらうことにもつながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

(2) 宇治茶や地域の伝統文化の継承に関する事業

事業名	8. 宇治茶園の支援
事業主体	宇治市
事業期間	平成 23 年度～令和 14 年度
事業手法	市単独事業
事業位置	重点区域を中心とした市全域
事業概要	<p>宇治茶振興と茶園面積の拡大と生産力の向上を目的とし、生産農家の改植や新植事業に対して助成を行う。</p> <p>また覆下茶園に対し、寒冷紗の設置費や本簀の材料費等の助成を行う。</p>  
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	減少傾向にある宇治市域の茶園の維持・拡大を進めることや、伝統的栽培方法を推奨することで、生産者の経済的負担軽減と活動意欲を支え、歴史的風致の維持向上に寄与するものである。

事業名	9. 宇治茶品質向上への取組み
事業主体	宇治市
事業期間	平成 23 年度～令和 14 年度
事業手法	市単独事業
事業位置	重点区域を中心とした市域
事業概要	<p>高品質茶や優良茶園を審査する品評会の開催や、全国・関西茶品評会への出品に対する奨励金に加え、入賞者には報奨金を交付するとともに、手もみ製法の保存継承に取り組んでいる宇治茶製法技術保存協会の活動を支援する。また宇治茶の生産や販路の拡大への取組等も支援する。</p>  
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	当該事業により、品質向上への意欲増進や栽培・生産技術の向上が図られる。また担い手育成や生産力及び販路の拡大に取り組む茶農家を支援し、宇治茶のブランド力を強化することで、お茶のまち宇治の歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	10. 宇治茶普及啓発
事業主体	宇治市
事業期間	平成 23 年度～令和 14 年度
事業手法	市単独事業
事業位置	重点区域を中心とした市全域
事業概要	<p>新茶シーズンには宇治市主催による、市民に茶摘みの体験をしてもらう「市民茶摘みのつどい」が開催される。また秋に宇治茶祭奉賛会主催（市一部補助）による、茶業発展の祈願と市民参加のイベントを行う「宇治茶まつり」が開催される。</p> <p>生産、流通の双方の茶業後継者で組織する宇治市茶業青年会では、様々な催しにおける茶の接待や市民素人茶香服大会の開催など、茶の普及啓発に取り組んでおり、それらの活動に対して助成を行う。</p>
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	当該事業により、市民や来訪者が宇治茶に親しみ、宇治茶を理解することは、お茶のまち宇治の歴史的風致の維持向上に寄与する。



宇治茶まつり

事業名	11. 宇治茶巡りガイドツアー
事業主体	宇治市
事業期間	～令和 14 年度
事業手法	市単独事業
事業位置	市全域
事業概要	観光客に宇治茶への興味を持ってもらい、より多くの宇治の魅力を感じもらうために、宇治観光ボランティアガイドクラブの案内による宇治茶関連施設の無料ツアーを行う。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	当該事業により、来訪者が宇治茶に親しみ、宇治茶を理解することは、お茶のまち宇治の歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	12. 無形民俗文化財等の記録調査
事業主体	宇治市
事業期間	～令和14年度
事業手法	市単独事業
事業位置	重点区域内
事業概要	<p>市内で実施される市指定の無形民俗文化財の実施状況を、必要に応じて学識経験者等の指導・助言を得ながら、文章と写真で記録し、その変遷を調査する。</p>
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>宇治に古くから伝わる大幣神事等の無形民俗文化財の毎年の様子を詳細に調査し、その変遷を辿れるように記録し、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>



大幣神事の様子

事業名	13. 歴史文化への愛着の醸成
事業主体	宇治市
事業期間	平成23年度～令和14年度
事業手法	市単独事業
事業位置	市全域
事業概要	<p>伝統文化を将来に伝えていくための人材育成を図る一環として、市立小中学校の児童生徒を対象とした「宇治学」の授業の中で、宇治の歴史・文化についての探究学習の実施を継続していく。</p>
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>宇治市の歴史文化に関する郷土教育や人材育成を進めることは、地域の伝統文化や未指定文化財等の継承に繋がるため、歴史的風致の維持向上に寄与するものである。</p>

(3) 歴史・文化遺産に関する事業

事業名	14. 文化財の保存・修理・整備等への補助
事業主体	文化庁、京都府、宇治市
事業期間	～令和 14 年度
事業手法	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
事業位置	市全域
事業概要	<p>本市には、世界遺産の平等院や宇治上神社をはじめとする神社仏閣等の重要な文化財が数多く存在する。これらは本市の歴史的風致の核となる重要な要素であり、後世に伝えていかねばならない財産である。</p> <p>これらを、よりよい状態で後世に引き継ぐため、保存・修理・整備等に補助を行い、文化財の保存・活用を図る。</p>
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>文化財の維持、保存を行うことで、将来にわたって文化財の価値が継承され、また祭礼等の拠り所が守られることで人々の活動も次世代へ繋げていくことができることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	15. 重要な文化的景観の保存
事業主体	宇治市
事業期間	平成 24 年度～令和 14 年度
事業手法	文化的景観保護推進事業
事業位置	重要な文化的景観選定区域（重点区域内）
事業概要	<p>重要な文化的景観「宇治の文化的景観」の本質的価値を構成する重要な構成要素である家屋や茶園等について文化的景観保存管理計画に基づいた修理を行う。</p>
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>「宇治の文化的景観」の重要な構成要素は、宇治における伝統的茶業、観光及びそれらの近代発展を視点に特定されており、いずれも宇治の歴史的風致と深い関わりがある。</p> <p>これらの重要な構成要素の修理事業を実施し、積極的な活用を図ることにより、賑わいのある沿道景観の魅力向上や伝統的な茶業の継承に寄与する。</p>



修理後の中村藤吉本店

事業名	16. 未指定文化財の調査
事業主体	宇治市
事業期間	～令和14年度
事業手法	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
事業位置	市全域（重点区域の一部）
事業概要	本市に残る未指定文化財について、学識経験者の指導・助言を受けながら調査を実施し、文化財指定や登録などの保護措置をとるとともに、報告書の作成や現地見学会などの開催によりその存在の認知を高めるよう努める。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	未指定文化財を調査することにより、文化財としての価値づけを行い、適切な方法で保護していくことや、本市にはまだ知られていない歴史的資源が豊富にあることの認知を高めることで、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	17. 天ヶ瀬ダムかわまちづくり
事業主体	宇治市、河川管理者（国土交通省）
事業期間	令和元年度～令和14年度
事業手法	国事業、市単独事業
事業位置	宇治橋から上流の宇治川河畔（重点区域内）
事業概要	<p>古くから宇治川河畔の自然景観は、周辺住民のみならず、遠方からの来訪者の目も楽しませてきた。現代においても天ヶ瀬ダムに至る川沿いの道を散策する人が見られる。</p> <p>この優れた自然景観と市街地との周遊性を高めるため、天ヶ瀬ダムにおけるインフラツーリズムや水辺のにぎわいづくりを実施し、更なる人々の来訪を促す。</p>
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	天ヶ瀬ダム周辺で事業展開して誘客を促進することで、多くの人が宇治川沿いの自然景観に触れる機会を創出することができ、歴史的風致「遊覧と参詣 宇治川河畔の歴史的風致」の維持向上に寄与する。

事業名	18. 文化財の保存・活用の検討
事業主体	宇治市
事業期間	令和元年度～令和14年度
事業手法	国宝重要文化財等保存・活用事業補助金、市単独事業
事業位置	市全域
事業概要	文化財の保存活用計画の策定をするなど、今後どのように保存・活用を図っていくのか、方針を検討していく。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	本市文化財の具体的な保存・活用の方針を決定することによって、より適切な保存が図られ、また歴史的資源として活用されていくことにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	19. 空き町家の活用の検討
事業主体	宇治市
事業期間	平成27年度～令和14年度
事業手法	市単独事業
事業位置	重点区域
事業概要	伝統的木造家屋を保存・継承するため、民間事業者等とも連携しながら、空き町家の活用を検討する。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	伝統的木造家屋を保存し、活用していくことは、まちの賑わいと風情あるまちなみの継承につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

(4) 景観に関する事業

事業名	20. 道路の美装化
事業主体	京都府
事業期間	平成 24 年度～令和 14 年度
事業手法	京都府事業
事業位置	重点区域内
事業概要	<p>重点区域内の道路の無電柱化や、景観に配慮した舗装等、道路の美装化を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都府道 宇治淀線（無電柱化）
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	道路を美装化し道路景観の改善を行うことにより、巡回する伝統的祭礼との調和が図られ、人々の周遊性を高めるとともに歴史的風致を感じられる環境を整える。また、良好な市街地を形成し、市民の住環境の改善にもつながり、もって歴史的風致の維持向上に寄与するものである。

事業名	21. 建物修景への支援
事業主体	所有者
事業期間	平成 22 年度～令和 14 年度
事業手法	市単独事業
事業位置	景観計画重点区域 等（重点区域内）
事業概要	<p>景観計画重点区域内の景観重要建造物に指定された建物、景観計画重点区域内の景観重要公共施設（道路）の一部沿道において、良好な景観の形成に著しく寄与すると認められる建物に対して修景助成を行う。</p>  <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 施工前 施工後 </div>
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	茶業に関する家屋や伝統的な町家建築、近代期の商業店舗などが混在し、歴史の重層性や伝統的な茶業を感じさせる商店街等の建物に対して修景助成を行うことにより、歴史ある沿道景観の保全と形成を促進し、賑わいと風情あるまちづくりが推進されるため、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	22. 景観に配慮した取組み
事業主体	宇治市
事業期間	平成 22 年度～令和 14 年度
事業手法	市単独事業
事業位置	景観計画重点地区（重点区域の一部）
事業概要	<p>特に景観に配慮すべき宇治市景観計画重点区域内において、屋外広告物の除却や、宇治市屋外広告物条例の許可基準に基づき、まちなみと調和する屋外広告物の整備に対して助成を行う。</p>  <p>助成により整備された看板</p>
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>当該事業により、景観阻害要因が減少するとともに、歴史的なまちなみと調和した賑わいと風情あるまちづくりが推進されるため、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

(5) 観光振興に関する事業

事業名	23. 観光案内サイン等の整備
事業主体	宇治市
事業期間	平成 29 年度～令和 14 年度
事業手法	観光事業費補助金（インバウンド受入環境整備高度化事業）
事業位置	重点区域内
事業概要	宇治市観光振興計画に基づき、国内外からの観光客が歴史・文化資源や歴史的まちなみ等を回遊しやすい環境を整備するため、分かりやすい観光サインや観光トイレの再整備を行う。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史・文化資源や歴史的まちなみ等を回遊しやすい環境を整備することは、歴史・文化遺産により多くの人々が触れる機会を創出して歴史・文化遺産に対する認知を拡大することができ、歴史的風致の維持向上に寄与するものとなる。

事業名	24. 宇治十帖スタンプラリー開催
事業主体	宇治市
事業期間	平成 3 年度～令和 14 年度
事業手法	市単独事業
事業位置	重点区域内を中心とした市域
事業概要	<p>宇治十帖の世界観を広く普及啓発するスタンプラリーを秋季に開催する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 3 年度からはデジタルスタンプラリーとして開催している。</p>  <p>スタンプラリー (チラシ)</p>
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	近世から親しまれる宇治の遊覧の 1 つ『源氏物語』宇治十帖の古跡めぐりの機会を定期的に設けることにより、多くの人に宇治川河畔の歴史的風致に触れる機会が創出され、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	25. 社寺等の歴史資源との連携
事業主体	宇治市、各種イベント主催者
事業期間	平成 23 年度～令和 14 年度
事業手法	府・市連携事業
事業位置	重点区域内を中心とした市域
事業概要	<p>豊富な歴史資源と連携した、夜間ライトアップや音楽イベントの開催など各種イベントを推奨して宇治の魅力を発信すると同時に、人々が歴史的風致に触れる機会を創出する。また更なる活用のあり方を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「京の七夕 in Uji」 ・商店街でのイベント ・社寺等の夜間拝観
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	宇治川沿いの社寺や商店街とともに文化財を活用したイベントの実施により観光の滞在時間を延ばすことでき市の歴史・文化遺産観光の振興を図ることができ、また多くの人々が宇治の歴史的風致に触れる機会を創出することで、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	26. 道路整備事業
事業主体	宇治市
事業期間	平成 24 年度～令和 14 年度
事業手法	社会資本総合整備交付金（道路事業）
事業位置	重点区域を中心とした市全域
事業概要	<p>歩道の新設や道路拡幅、交差点改良等を行い、歩行者の通行の安全確保や交通渋滞の緩和等、交通環境の改善を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・菟道志津川線 ・宇治五ヶ庄線
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	交通環境の改善により周遊しやすい道路を整備することで、人々が多く歴史的風致に触れる機会を創出することができ、また市民の安全が確保されることにより住環境の向上が期待され、歴史的風致の維持向上に寄与することができる。

事業名	27. 宇治川の鵜飼・放ち鵜飼の助成
事業主体	宇治市
事業期間	平成 23 年度～令和 14 年度
事業手法	市単独事業
事業位置	川（宇治川の分流）、「お茶と宇治のまち歴史公園」（重点区域内）
事業概要	<p>宇治川の鵜飼の運営に対して助成を行うだけでなく、宇治川の鵜飼を伝統文化として保存・継承させていくため、担い手の育成やウミウの繁殖、放ち鵜飼等新たな取り組みに対して支援を行う。</p> 
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>平安貴族の宇治川見物のひとつであった宇治川の鵜飼は、鎌倉時代に禁止されたのち、昭和初年に復活し、以降宇治川の夏の風物詩として定着している。多くの来訪者を楽しませる鵜飼を継承することは、宇治川河畔の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

宇治の歴史的風致を形成する歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る上で、必要かつ重要と認められる建造物を「歴史的風致形成建造物」として指定する。

歴史的風致形成建造物の指定は、伝統的かつ歴史的な意匠に優れているもの、宇治の歴史ならびに地域的特色をあらわすものを対象とする。

また歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、国の指定文化財以外の歴史的建造物で、既に保護が図られているもの、あるいは将来指定・登録等が見込まれる建造物であることなど、以下の①から⑥のいずれかに該当するものを条件とする。今後、指定に向けた所有者との協議や調査を行い、将来的に候補を挙げる予定である。

表 7-1 歴史的風致形成建造物の指定の条件

国指定文化財以外の歴史的建造物で、以下の①から⑥のいずれかに該当するもの

- ① 文化財保護法に基づく国の登録有形文化財（建造物）
- ② 文化財保護法に基づく重要文化的景観の重要な構成要素（届出建物、施設）
- ③ 京都府文化財保護条例に基づく指定文化財又は登録文化財（建造物）
- ④ 宇治市文化財指定条例に基づく指定文化財（建造物）
- ⑤ 宇治市景観計画に基づく景観重要建造物
- ⑥ その他保全の措置が必要と市長が認めるもの

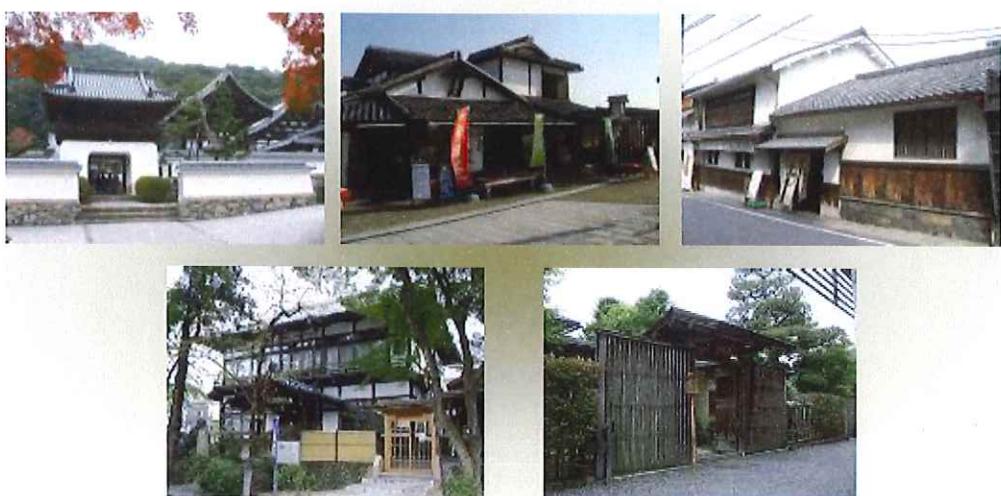


図 7-1 歴史的風致形成建造物の指定が想定される事例のイメージ

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

I. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的考え方

- 歴史的風致形成建造物の維持・管理は、周囲の景観への影響や個々の価値を考慮して適切に行うものとする。
- 歴史的風致の維持向上を図るための積極的な公開、活用を図る。特に公開に関しては、通常外部から望見される範囲だけでなく、所有者の協力を得て、可能な範囲で内部公開に努めるものとする。
- 歴史的建造物等の特徴を顕著に示す意匠や形態、装置の保存又は復元に努める。

2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針

歴史的風致形成建造物の指定は、主に国・府の登録文化財、府・市指定文化財、景観法に基づく景観重要建造物、重要文化的景観の重要な構成要素（施設、届出建物）としている。したがって、管理の指針は、個々の文化財等の保護の指針に従うこととする。

（1）府指定の有形文化財・市指定の有形文化財と重複する歴史的風致形成建造物

府指定の有形文化財及び市指定の有形文化財は、建造物の外部及び内部とも現状維持又は復原修理を基本としている。このため、これらに該当する歴史的風致形成建造物の管理については、破損状況に応じた保存修理を基本とし、復原に伴う現状変更等がある場合は、所定の手続きを経て行うものとする。また増築等に関しては、当該建造物の保存上やむを得ない場合を除き原則行わない。

（2）国の登録有形文化財（建造物）、府登録の有形文化財、文化的景観（重要な構成要素）と重複する歴史的風致形成建造物

国の登録有形文化財、府登録の有形文化財、重要文化的景観の重要な構成要素（施設、届出建物）については、外観を対象とした保存修理を基本とし、また増築等に関しては、通常道路等の公共空間から望見できる範囲への行為はできる限り行わないものとする。

また公開・活用に際しては、人々の活動の場としての継続性に配慮するとともに、必要な防災上の措置などを行うものとする。

（3）景観重要建造物と重複する歴史的風致形成建造物

景観重要建造物については、通常道路等の公共空間から望見できる範囲の景観上の調和を図るために、適切な維持又は復原のための修理や修景を行う。それ以外の範囲については、歴史及び伝統を反映した人々の活動の場としての活用を妨げないよう必要な改修を行う。

(4) その他の歴史的風致形成建造物

その他の歴史的風致形成建造物の場合、詳細に調査を行うとともに、速やかにその価値に応じた適切な文化財指定・登録等の保護を図るように努める。

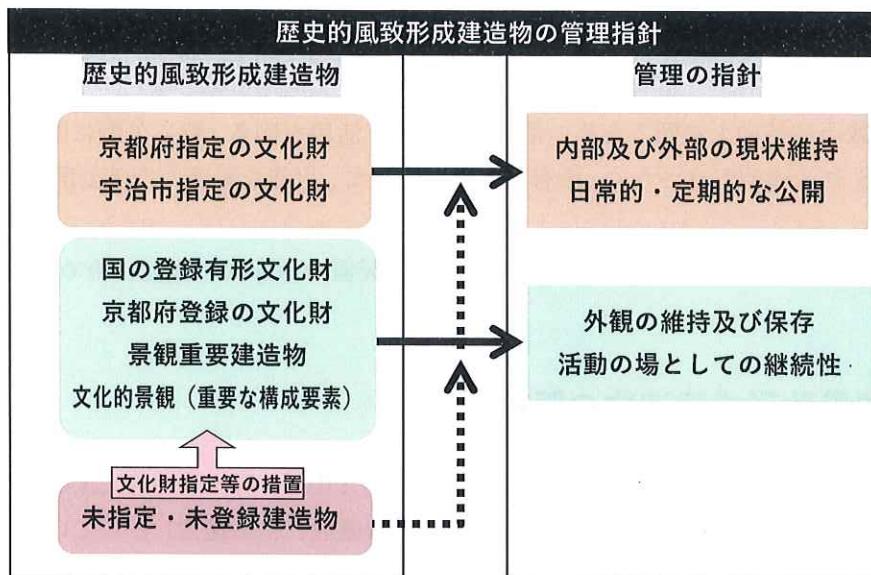


図 8-1 歴史的風致形成建造物の管理の考え方

(5) 届出が不要な行為

「歴史まちづくり法」第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要な行為については以下の場合とする。

- 国の登録有形文化財で、文化財保護法第64条に基づく現状変更の届出を行った場合。
- 京都府文化財保護条例第2条第1項の規定に基づく京都府登録の有形文化財について、同条例第26条第1項の規定に基づく現状変更等の届出及び同条例第27条第1項の規定に基づく修理又は復旧の届出を行った場合。
- 京都府文化財保護条例第7条第1項の規定に基づく京都府指定の有形文化財について、同条例第21条第1項の規定に基づく現状変更などの許可申請及び同条例第22条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合。
- 宇治市文化財指定条例第3条第1項の規定に基づく宇治市指定の文化財について、同条例第13条第1項の規定に基づく現状変更等の制限による許可申請及び同条例第14条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合。
- 景観重要建造物で、景観法第22条第1項の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合。
- 景観重要公共施設で、景観法第16条第5項の規定に基づく行為の通知を行った場合。
- 重要文化的景観の重要な構成要素の建造物で、文化財保護法第139条の規定に基づく現状変更の届出を行った場合。

卷末資料

- 国・県・市指定文化財等一覧
- 参考文献一覧

○国・県・市指定文化財等一覧

* 「番号」は、本編の「図 1-16 指定文化財等分布図」の番号と対応している。

* 考古資料等の文化財の「番号」は「出土先」を示すものであり、文化財の所有者あるいは保管先については異なる場合がある。

1. 国指定文化財等一覧表

区分・種類	名称・数量	年 代	所有者	指定等年月日	番号
国宝	平等院鳳凰堂 4棟	平安	平等院	明治 30.12.28	35
	宇治上神社本殿 1棟	平安（後期）	宇治上神社	明治 35.4.17	33
	宇治上神社拝殿 1棟 附 栈唐戸 4枚 墓股 1個	鎌倉（前期）	宇治上神社	明治 35.7.31	
	鳳凰堂中堂壁屏画（板絵著色）14面 附 九品来迎図（屏絵2面）	平安	平等院	昭和 47.5.30	35
	木造阿弥陀如来坐像 定朝作 1躯 附 木造阿弥陀種子曼荼羅 1面 木造蓮台 1基	平安	平等院	昭和 26.6.9	35
	木造天蓋 1具	平安		昭和 31.6.28	
	木造雲中供養菩薩像 52躯	平安		昭和 30.6.22	
	梵鐘 1口	平安	平等院	昭和 27.3.29	35
	金銅鳳凰 1対	平安		昭和 48.6.6	
重要文化財	平等院觀音堂 1棟	鎌倉（前期）	平等院	明治 35.4.17	35
	浄土院養林庵書院 1棟	江戸（中期）	浄土院	昭和 2.4.25	37
	宇治上神社摂社春日神社本殿 1棟	鎌倉（後期）	宇治上神社	明治 45.2.8	33
	宇治神社本殿 1棟	鎌倉（後期）	宇治神社	明治 35.7.31	31
	浮島十三重塔 1基	鎌倉	放生院	昭和 28.3.31	38
	白山神社拝殿 1棟 附 棟札 2枚	鎌倉	白山神社	明治 43.8.29	45
	十八神社本殿 1棟 附 棟札 3枚 旧軒付板 1枚	室町	十八神社	大正 12.3.28	22
	萬福寺 16棟	江戸	萬福寺	大正 2.4.14	14
	萬福寺松隠堂 7棟	江戸		平成元.5.19	13
	許波多神社本殿 1棟 附 厕子 2基 棟札 3枚	室町	許波多神社（五ヶ庄）	明治 39.4.14	5
	松殿山荘 12棟	大正～昭和	松殿山荘	平成 29.11.28	55

区分・種類	名称・数量	年 代	所有者	指定等年月日	番号	
絵画	本殿扉絵(板絵著色) 4面	平安	宇治上神社 萬福寺	昭和 52.6.11	33	
	紙本著色隱元和尚像 1幅	江戸		明治 40.5.27		
	紙本淡彩 西湖図 4幅	江戸				
	西湖図 4幅					
	虎渓三笑図 8幅			昭和 3.4.4	14	
	五百羅漢図 8幅					
	瀑布図 4幅					
	波涛図 1幅			昭和 52.6.11		
	6点					
	絹本淡彩 鏡音図 陳賢筆 1帖	江戸				
重要文化財	木造十一面観音立像 1躯	平安	平等院	明治 33.4.7	35	
	木造菟道稚郎子命坐像 1躯	平安		宇治神社	明治 36.4.15	
	木造地蔵菩薩立像 1躯	鎌倉		放生院	明治 44.8.9	
	木造不動明王立像 1躯	平安	白山神社			
	木造伊邪那美尊坐像 1躯	平安	明治 42.4.5	45		
	木造十一面観音立像 1躯	平安				
	板彫両界曼荼羅 2面	平安	地蔵院	明治 42.4.5	44	
	銅造阿閦如来立像 1躯	平安				
	銅造阿弥陀如来及脇侍像 2躯	奈良				
	銅造釈迦如来坐像 1躯	平安		明治 45.2.8		
	銅造大威德明王像 1躯	平安				
	木造觀世音菩薩坐像 1躯	平安				
	木造阿弥陀如来立像 1躯	平安	三室戸寺	明治 42.4.5	23	
	木造阿弥陀如来及両脇侍坐像 3躯	平安				
	木造釈迦如来立像 1躯	鎌倉				
	木造毘沙門天立像 1躯	平安	西導寺	明治 42.9.22	6	
	木造藥師如来坐像 1躯	平安				
	木造毘沙門天立像 1躯	平安		明治 43.4.20		
	木造地蔵菩薩坐像 1躯	平安	能化院	明治 43.4.20	4	
工芸品	鉄宝相華孔雀銅象嵌半舌鑑 1双 附 鉄舌長鑑 1双	平安	許波多神社 (五ヶ庄)	平成 10.6.30	5	
	梵鐘 1口	鎌倉		昭和 51.6.5	50	
古文書	宇治橋断碑 1基	飛鳥	放生院	昭和 40.5.29	27	
書跡・典籍	黄檗山木額 40面 柱聯 44対 榜牌 13面 同 下書 14幅	江戸	萬福寺	昭和 34.12.18	14	
	鉄眼版一切経版木 48,275枚 附 大藏經譜去總牒 1冊 宝藏院縁起 1冊			昭和 32.2.19	7	
歴史資料		江戸	宝藏院			

区分・種類	名称・数量	年 代	所有者	指定等年月日	番号
重要無形文化財	木工芸（木竹工）	一	村山明	平成 15.7.10	一
史跡・名勝	平等院庭園 20,232.30 m ²	一	平等院	大正 11.3.8	35
名勝	宇治山 約 25.7ha	一	宇治市	平成 30.10.15	57
史跡	隼上り瓦窯跡 2,066.00 m ²	飛鳥（7世紀前半）	宇治市	昭和 61.6.9	19
	宇治川太閤堤跡 22,584.08 m ² 1,099.0 m ²	江戸		平成 21.7.23 平成 28.10.3	26
	宇治古墳群 25,596.00 m ² 二子山古墳 二子塚古墳	古墳	宇治市	平成 30.10.15	29 56
重要文化的景観	宇治の文化的景観 228.5ha	一	宇治市	平成 21.2.12	52
登録有形民俗文化財	宇治茶の生産・販売用具 397 点	江戸末～昭和	宇治市	令和 4.3.23	一

2. 京都府指定文化財等一覧表

区分・種類	名称・数量	年 代	所有者	指定等年月日	番号
有形文化財	萬壽院客殿 1棟 開山堂 1棟 2棟	江戸	萬壽院	昭和 58.4.15	10
	萬壽院庫裏 1棟 附 棟札 1枚 表門 1棟 2棟	江戸		平成 4.4.14	
	三室戸寺本堂 1棟	江戸	三室戸寺	平成 2.4.17	23
	三室戸寺三重塔 1基 附 旧鬼斗 1個 旧尾垂木 1個	江戸			
	三室戸寺旧本堂墓脗	室町			
	天真院客殿 1棟 表門 1棟 経蔵 1棟 3棟	江戸	天真院	平成 4.4.14	12
	萬松院開山堂 1棟 附 表門 1棟	江戸	萬松院	平成 4.4.14	9
	龍興院開山堂 1棟	江戸	龍興院	平成 4.4.14	11
	宝藏院開山塔 1棟	江戸	宝藏院	平成 4.4.14	7
	獅子林院開山塔 1棟 附 土壙 1棟	江戸	獅子林院	平成 4.4.14	8
	惠心院本堂 1棟	江戸	惠心院	平成 25.3.19	39
	宇治神社末社春日社本殿 1棟	室町	宇治神社	平成 30.3.23	31
	清瀧宮本殿（東） 1棟	江戸	清瀧宮（東）	平成 30.3.23	49
	清瀧宮本殿（西） 1棟	江戸	清瀧宮（西）	平成 30.3.23	49

区分・種類	名称・数量	年 代	所有者	指定等年月日	番号
有形文化財	登録建造物	下居神社本殿 1棟 附 棟札 7枚	江戸	下居神社	昭和 59.4.14 42
		旦椋神社本殿 1棟 附 棟札 7枚	江戸	旦椋神社	昭和 60.5.15 48
		三室戸寺阿弥陀堂 1棟 附 棟札 1枚 三室戸寺鐘楼 1棟 附 棟札 1枚	江戸	三室戸寺	平成 2.4.17 23
	彫刻	木造男神坐像 1躯 木造女神坐像 1躯	鎌倉	許波多神社 (五ヶ庄)	昭和 61.4.15 5
		木造薬師如来坐像 1躯	鎌倉	妙光寺	昭和 62.4.15 24
		木造毘沙門天立像 1躯	鎌倉	正覚院	平成 14.3.26 1
	工芸品	梵鐘 1口	南北朝	地蔵院	昭和 58.4.15 44
	古文書	金色院御堂再興勧進状 1巻	室町	地蔵院	平成元.4.14 44
		平等院修造勧進状 1巻	室町		
		平等院旧起 1巻 附 蒔絵黒漆塗箱 1合	江戸	浄土院	平成元.4.14 37
		平等院修造勧進状写 1巻 平等院旧起写 1巻			
考古資料	二子山古墳出土品 一括	古墳 (5世紀 中頃～後半)	宇治市	平成 6.2.18	29
	白川金色院跡経塚遺物 61点	平安・室町		平成 21.3.24	46
	浮島十三重塔納置品 一括	平安～室町	放生院	平成 15.3.14	38
無形民俗文化財	宇治茶手もみ製茶技術	—	京都府宇治茶製法手もみ技術保存会連絡会議	平成 20.3.21	—
史跡	萬福寺境内	江戸	萬福寺	昭和 60.5.15	14
	淀藩主永井家墓所		興聖寺	令和 4.3.22	36
名勝	興聖寺庭園及び琴坂 うち実測 2,121 m ²	江戸 (中期)	興聖寺	昭和 61.4.15	36
	養林庵書院庭園 127 m ²	江戸 (前期)	浄土院	昭和 63.4.15	37
	上林春松家庭園 うち実測 174.8 m ²	大正	上林春松	平成 29.3.17	53
	中村藤吉家庭園 うち実測 228.7 m ²	大正	中村藤吉	平成 29.3.17	54
文化財環境保全地区	下居神社文化財環境保全地区	—	下居神社	昭和 59.4.14	42
	興聖寺文化財環境保全地区	—	興聖寺	平成 7.3.14	36

3. 宇治市指定文化財一覧表

区分・種類	名称・数量	年 代	所有者	指定等年月日	番号
有形文化財	建造物	八幡宮本殿 1棟 附 扁額 1面	江戸	炭山八幡宮	平成 3.3.30 16
		興聖寺伽藍 12棟	江戸	興聖寺	平成 4.3.31 36
		浄土院羅漢堂 1棟 附 棟札 1枚 銘札 1枚 扁額 1面 須弥壇 1基 十六羅漢像 一括	江戸	浄土院	平成 5.3.31 37
		巖島神社本殿 1棟 附 板札 6枚 石燈籠 4基 手水鉢 1基	江戸	巖島神社	平成 17.3.28 21
	絵画	養林庵書院障壁画 13面	江戸	浄土院	昭和 51.3.31 37
		絹本著色如意輪觀音像 1幅	鎌倉	三室戸寺	昭和 53.3.25 23
		絹本著色釈迦三尊十六羅漢像 1幅	南北朝	興聖寺	昭和 53.3.25 36
	彫刻	木造聖觀音立像 1躯	平安	興聖寺	昭和 47.3.1 36
		白色尉面（雪搔きの面） 1面	桃山	宇治神社	昭和 47.3.1
		木造狛犬 2躯（1対）	鎌倉		昭和 63.3.31 31
		木造帝釈天立像 1躯	平安	浄土院	昭和 47.3.1
		木造阿弥陀如來立像 1躯	鎌倉後期～南北朝		平成元.3.31 37
		石造聖觀音菩薩坐像 1躯 (東屋觀音)	鎌倉	市を含む 地元	昭和 48.3.30 30
		線刻阿彌陀三尊仏 1基 (かげろう石)	平安		28
		木造地蔵菩薩立像 1躯	平安	平等院	昭和 51.3.31 35
		木造不動明王立像及二童子像 3躯	平安		
		木造薬師如來坐像 1躯	平安	藏林寺	昭和 53.3.25 15
		木造阿彌陀如來坐像 1躯	平安		
		木造毘沙門天立像 1躯	平安		
		木造地蔵菩薩立像 1躯	平安		
		木造阿彌陀如來坐像 1躯	平安	妙光寺	昭和 54.3.23 24
		木造薬師如來立像 1躯	平安		
		木造薬師如來坐像 1躯	平安		
		木造十一面觀音立像 1躯	平安		

区分・種類	名称・数量	年 代	所有者	指定等年月日	番号
有形文化財	木造菩薩形坐像 1躯	平安	宝壽寺	昭和 63.3.31	2
	木造毘沙門天立像 1躯	平安	西導寺	昭和 63.3.31	6
	木造阿弥陀如來坐像 1躯	平安	願行寺	平成元.3.31	3
	木造阿弥陀如來立像 1躯	鎌倉			
	石造不動明王坐像 1躯	平安		平成 5.3.31	
	銅造釈迦誕生仏像 1躯	奈良	円福寺	平成元.3.31	17
	木造男神坐像 1躯	平安	清瀧宮（西）	平成 2.3.30	49
	木造男神坐像（両脚部欠） 1躯	鎌倉			
	木造十一面觀音立像 1躯	平安	恵心院	平成 3.3.30	39
	木造觀音菩薩立像 1躯	平安	誓澄寺	平成 3.3.30	25
	木造阿彌陀如來立像 1躯	平安			
	木造阿彌陀如來立像 1躯	平安	来迎寺	平成 4.3.31	40
	木造釈迦如來坐像 1躯	平安	称名寺	平成 5.3.31	50
	木造地蔵菩薩立像 1躯	平安末～鎌倉初	安養寺	平成 6.3.28	20
	木造阿彌陀如來坐像 1躯	平安		平成 16.3.26	
	木造聖觀音菩薩立像 1躯	平安	正覺院	平成 7.3.29	1
	木造男神坐像 1躯 木造女神坐像 2躯 附 木造狛犬 1対	鎌倉	下居神社	平成 18.9.12	42
工芸品	宇治橋銅擬宝珠 1口	江戸	宇治市歴史資料館	平成 4.3.31	32
	梵鐘 1口	江戸	興聖寺	平成 4.3.31	36
	大般若經 563卷	平安～江戸	地藏院	昭和 45.10.28	44
	紺紙金泥法華經 8卷	平安			
書跡・典籍	和漢朗詠集巻下断簡 1幅 附 極札 1通 古筆了伴平等院切一幅寄進由緒書 1通 軸箱 2合	平安	浄土院	平成 2.3.30	37
	伊勢田塚陶棺 1基	6世紀後半～7世紀前半	宇治市歴史資料館	昭和 48.3.30	41
考古資料	隼上り瓦窯出土遺物 一括	7世紀前半	宇治市	昭和 61.4.25	19
	瓦塚古墳出土遺物 一括	5世紀後半	宇治市	平成 6.3.28	18
	宇治郷總絵図 1鋪	江戸	宇治市歴史資料館	平成元.3.31	43
歴史資料	平等院境内古図 2幅	江戸	最勝院	平成 3.3.30	34
	無形文化財（工芸技術） 宇治茶手もみ製法	—	宇治茶製法技術保存協会	昭和 61.4.25	—
無形民俗文化財	大幣神事	—	大幣座	平成 24.3.27	—
史跡	庵寺山古墳	4世紀後半	宇治市	平成 9.3.25	47
	西山古墳	6世紀後半～7世紀前半	宇治市	平成 24.3.27	58
天然記念物	金子邸のかや 1本	—	金子重男	平成 4.3.31	51

4. 埋蔵文化財包蔵地等一覧表

* 「番号」は、本編の「図 5-1 宇治市遺跡地図」と対応している。

A 史跡等文化財指定地

番号	名称	指定種別	所在地	時代
A	平等院庭園	史跡及び名勝（国指定）	宇治	平安後期
B	隼上り瓦窯跡	史跡（国指定）	菟道	飛鳥前期
C	宇治上神社	国宝本殿に伴う境内地	宇治	平安後期
D	萬福寺境内	史跡（京都府指定）	五ヶ庄	江戸時代
E	興聖寺文化財環境保全地区	文化財環境保全地区（京都府決定）	宇治	江戸時代
F	下居神社文化財環境保全地区	文化財環境保全地区（京都府決定）	宇治	江戸時代
G	庵寺山古墳	史跡（宇治市指定）	広野町	古墳前期
H	宇治川太閤堤跡	史跡（国指定）	菟道・宇治・槇島町	桃山

B 埋蔵文化財包蔵地

番号	名称	種類	所在地	時代
1	淨妙寺跡	寺院跡	木幡	平安中期～室町
2	南山窯跡	窯跡	木幡	奈良か
3	二子塚古墳	前方後円墳	五ヶ庄	古墳後期
4	瓦塚古墳	円墳	五ヶ庄	古墳中期
5	大鳳寺跡	寺院	菟道	飛鳥後期～平安前期
6	池山古墳	古墳	菟道	古墳前期か
7	二子山古墳	古墳群	宇治	古墳中期
7-1	二子山北墳（1号墳）	円墳	宇治	古墳中期中頃
7-2	二子山南墳（2号墳）	方墳か	宇治	古墳中期後半
8	山本瓦窯跡（宇治瓦窯）	瓦窯	宇治	飛鳥後期
9	山本窯跡	須恵器窯	宇治	飛鳥前期
10	白川金色院跡	寺院	白川	平安後期～江戸
11	丸山古墳	前方後円墳	宇治	古墳前期～中期
12	御廟古墓	古墓	宇治	不明
13	神明宮東遺跡	散布地	神明	弥生・平安後期
14	庵寺山古墳	円墳	広野町	古墳前期
15	一里山古墳	古墳	広野町	古墳後期
16	広野廃寺	寺院	広野町	飛鳥後期～奈良
17	坊主山古墳群	古墳群	広野町	古墳後期
17-1	坊主山1号墳	前方後円墳	ク	古墳後期前半
17-2	坊主山2号墳	円墳	ク	古墳後期前半
17-3	坊主山3号墳	古墳か	ク	古墳後期か
18	金比羅山古墳	円墳	広野町	古墳中期前半
19	一本松古墳	古墳	広野町	古墳前期前半
20	八軒屋谷遺跡	集落	広野町	古墳前期
21	槇島城跡	平城	槇島町	室町
22	隼上り古墳群	古墳群	菟道	古墳後期後半
22-1	隼上り1号墳	円墳	ク	ク
22-2	隼上り2号墳	円墳	ク	ク
22-3	隼上り3号墳	円墳	ク	ク
23	赤塚古墳	円墳	木幡	古墳後期
24	御蔵山古墳群	古墳群	木幡	古墳後期か
24-1	御蔵山1号墳	円墳	ク	ク
24-2	御蔵山2号墳	円墳	ク	ク
24-3	御蔵山3号墳	円墳	ク	ク

番号	名称	種類	所在地	時代
25	金草原遺跡	不明	木幡	古墳・平安～室町
26	木幡古墳・墳墓群	古墳群	木幡	古墳後期・平安
27	木幡古墳群 23号支群	古墳群	木幡	古墳後期
27-1	23-1号墳	円墳	ノ	ノ
27-2	23-2号墳	ノ	ノ	ノ
27-3	23-3号墳	ノ	ノ	ノ
27-4	23-4号墳	ノ	ノ	ノ
27-5	23-5号墳	ノ	ノ	ノ
27-6	23-6号墳	ノ	ノ	ノ
27-7	23-7号墳	ノ	ノ	ノ
27-8	23-8号墳	ノ	ノ	ノ
27-9	23-9号墳	ノ	ノ	ノ
27-10	23-10号墳	ノ	ノ	ノ
27-11	23-11号墳	ノ	ノ	ノ
27-12	23-12号墳	ノ	ノ	ノ
27-13	23-13号墳	ノ	ノ	ノ
27-14	23-14号墳	ノ	ノ	ノ
27-15	23-15号墳	ノ	ノ	ノ
27-16	23-16号墳	ノ	ノ	ノ
27-17	23-17号墳	ノ	ノ	ノ
27-18	23-18号墳	ノ	ノ	ノ
27-19	23-19号墳	ノ	ノ	ノ
27-20	23-20号墳	ノ	ノ	ノ
27-21	23-21号墳	ノ	ノ	ノ
27-22	23-22号墳	ノ	ノ	ノ
27-23	23-23号墳	ノ	ノ	ノ
27-24	23-24号墳	ノ	ノ	ノ
27-25	23-25号墳	ノ	ノ	ノ
27-26	23-26号墳	ノ	ノ	ノ
27-27	23-27号墳	ノ	ノ	ノ
27-28	23-28号墳	ノ	ノ	ノ
27-29	23-29号墳	ノ	ノ	ノ
27-30	23-30号墳	ノ	ノ	ノ
27-31	23-31号墳	ノ	ノ	ノ
27-32	23-32号墳	ノ	ノ	ノ
27-33	23-33号墳	ノ	ノ	ノ
27-34	23-34号墳	ノ	ノ	ノ
27-35	23-35号墳	ノ	ノ	ノ
27-36	23-36号墳	ノ	ノ	ノ
27-37	23-37号墳	ノ	ノ	ノ
27-38	23-38号墳	ノ	ノ	ノ
27-39	23-39号墳	ノ	ノ	ノ
27-40	23-40号墳	ノ	ノ	ノ
27-41	23-41号墳	ノ	ノ	ノ
27-42	23-42号墳	ノ	ノ	ノ
27-43	23-43号墳	ノ	ノ	ノ
27-44	23-44号墳	ノ	ノ	ノ
27-45	23-45号墳	ノ	ノ	ノ
27-46	23-46号墳	ノ	ノ	ノ
27-47	23-47号墳	ノ	ノ	ノ
27-48	23-48号墳	ノ	ノ	ノ
27-49	23-49号墳	ノ	ノ	ノ
27-50	23-50号墳	ノ	ノ	ノ

番号	名称	種類	所在地	時代
27-51	23-51号墳	円墳	木幡	古墳後期
27-52	23-52号墳	ノ	ノ	ノ
27-53	23-53号墳	ノ	ノ	ノ
27-54	23-54号墳	ノ	ノ	ノ
27-55	23-55号墳	ノ	ノ	ノ
27-56	23-56号墳	ノ	ノ	ノ
27-57	23-57号墳	ノ	ノ	ノ
27-58	23-58号墳	ノ	ノ	ノ
27-59	23-59号墳	ノ	ノ	ノ
27-60	23-60号墳	ノ	ノ	ノ
27-61	23-61号墳	ノ	ノ	ノ
27-62	23-62号墳	ノ	ノ	ノ
27-63	23-63号墳	ノ	ノ	ノ
27-64	23-64号墳	ノ	ノ	ノ
27-65	23-65号墳	ノ	ノ	ノ
27-66	23-66号墳	ノ	ノ	ノ
27-67	23-67号墳	ノ	ノ	ノ
27-68	23-68号墳	ノ	ノ	ノ
27-69	23-69号墳	ノ	ノ	ノ
27-70	23-70号墳	ノ	ノ	ノ
27-71	23-71号墳	ノ	ノ	ノ
27-72	23-72号墳	ノ	ノ	ノ
27-73	23-73号墳	ノ	ノ	ノ
28	木幡古墳群南山117号墳	円墳	木幡	古墳後期
29	木幡墳墓群1号墓	墳墓	木幡	平安か
30	木幡墳墓群2号墓	墳墓	木幡	平安か
31	木幡墳墓群3号墓	墳墓	木幡	平安か
32	木幡古墳群4号墳	円墳	木幡	古墳後期
33	木幡古墳群5号墳	円墳	木幡	古墳後期
34	木幡古墳群6号墳	前方後円墳か	木幡	古墳後期
35	木幡墳墓群7号墓	墳墓	木幡	平安か
36	木幡墳墓群8号墓	墳墓	木幡	平安か
37	木幡墳墓群9号墓	墳墓	木幡	平安か
38	木幡墳墓群10号墓	墳墓	木幡	平安か
39	木幡墳墓群11号墓	墳墓	木幡	平安か
40	木幡墳墓群12号支群	墳墓群	木幡	平安か
40-1	12-1号墓	ノ	ノ	ノ
40-2	12-2号墓	ノ	ノ	ノ
41	木幡古墳・墳墓群13号支群	古墳・墳墓群	木幡	
41-1	13-1号墳	円墳	ノ	古墳後期
41-2	13-2号墳	ノ	ノ	ノ
41-3	13-3号墳	ノ	ノ	ノ
41-4	13-4号墳	ノ	ノ	ノ
41-5	13-5号墳	ノ	ノ	ノ
41-6	13-6号墳	ノ	ノ	ノ
41-7	13-7号墳	ノ	ノ	ノ
41-8	13-8号墳	ノ	ノ	ノ
41-9	13-9号墳	ノ	ノ	ノ
42	木幡古墳群14号墳	円墳	木幡	古墳後期
43	木幡古墳群15号墳	前方後円墳か	木幡	古墳後期
44	木幡古墳群16号支群	古墳群	木幡	古墳後期
44-1	16-1号墳	円墳	ノ	ノ
44-2	16-2号墳	ノ	ノ	ノ
44-3	16-3号墳	ノ	ノ	ノ

番号	名称	種類	所在地	時代
44-4	16-4号墳	円墳	木幡	古墳後期
44-5	16-5号墳	〃	〃	〃
44-6	16-6号墳	〃	〃	〃
44-7	16-7号墳	〃	〃	〃
45	木幡古墳群 17号支群	古墳群	木幡	古墳後期
45-1	17-1号墳	円墳	木幡	古墳後期
45-2	17-2号墳	〃	〃	〃
45-3	17-3号墳	〃	〃	〃
45-4	17-4号墳	〃	〃	〃
45-5	17-5号墳	〃	〃	〃
45-6	17-6号墳	〃	〃	〃
46	木幡古墳群 18号墳	円墳	木幡	古墳後期
47	木幡墳墓群 19号墓	墳墓	木幡	平安か
48	木幡古墳群 20号支群	古墳群	木幡	古墳後期
48-1	20-1号墳	円墳	〃	〃
48-2	20-2号墳	〃	〃	〃
49	木幡古墳群 21号支群	古墳群	木幡	古墳後期
49-1	21-1号墳	円墳	〃	〃
49-2	21-2号墳	〃	〃	〃
49-3	21-3号墳	〃	〃	〃
50	木幡古墳群 22号墳	円墳	木幡	古墳後期
51	木幡墳墓群 24号墓	墳墓	木幡	平安か
52	木幡古墳群 25号墳	円墳	木幡	古墳後期
53	木幡古墳群 26号支群	古墳群	木幡	古墳後期
53-1	26-1号墳	円墳	〃	〃
53-2	26-2号墳	〃	〃	〃
53-3	26-3号墳	〃	〃	〃
54	木幡墳墓群 27号墓	墳墓	木幡	平安か
55	木幡古墳群 28号墳	円墳	木幡	古墳後期
56	木幡古墳群 29号墳	円墳	木幡	古墳後期
57	木幡古墳群 30号支群	古墳群	木幡	古墳後期
57-1	30-1号墳	円墳	〃	〃
57-2	30-2号墳	〃	〃	〃
57-3	30-3号墳	〃	〃	〃
58	木幡墳墓群 31号墓	墳墓	木幡	平安か
59	木幡墳墓群 32号墓	墳墓	木幡	平安か
60	木幡古墳群 33号墳	円墳	木幡	古墳後期
61	木幡墳墓群 36号墓	墳墓	木幡	平安か
62	木幡墳墓群 37号墓	墳墓	木幡	平安か
63	芝ノ東窯跡	須恵器窯	五ヶ庄	奈良か
64	広岡谷遺跡	散布地	五ヶ庄	縄文
65	池山瓦窯跡	瓦窯	菟道	飛鳥前期
66	西隼上り遺跡	集落	菟道	古墳前期～室町
67	恵心院山門前遺跡	散布地	宇治	古墳
68	一本松南古墳	古墳か	広野町	古墳
69	石塚遺跡	散布地	神明	縄文・弥生
70	蛇塚遺跡	不明	神明	古墳・江戸
71	神楽田遺跡	集落	小倉町	弥生後期・平安～室町
72	宇治代官所跡	代官所	宇治	江戸
73	岡本瓦窯跡	瓦窯	五ヶ庄	奈良
74	八軒屋谷古墓	古墓	広野町	奈良
75	伊勢田塚古墳	古墳	開町	古墳後期
76	旦椋神社旧跡	神社	大久保町	鎌倉～江戸
77	七ツ塚1号塚	古塚	大久保町	鎌倉～江戸

番号	名称	種類	所在地	時代
78	七ツ塚2号墳	古墳	大久保町	鎌倉～江戸
79	北山古墳	古墳	大久保町	古墳後期
80	大竹古墳	方墳	大久保町	古墳中期
81	太閤堤	堤防	槇島町・小倉町・宇治	桃山
81-1	太閤堤(槇島堤)	堤防	槇島町・宇治	桃山
81-2	太閤堤(篠塙堤)	堤防	宇治・槇島町	桃山
81-3	太閤堤(小倉堤)	堤防	槇島町・小倉町	桃山
82	赤塚遺跡	集落	木幡	平安後期～室町
83	木幡遺跡	集落	木幡	古墳～室町
84	木幡東中遺跡	集落	木幡	奈良～室町
85	松殿跡	邸宅	木幡	平安後期
86	西浦遺跡	集落	木幡	古墳後期～室町
87	木幡古墳群南山116号墳	古墳	木幡	古墳後期
88	寺界道遺跡	集落	五ヶ庄	旧石器・縄文後期～奈良
89	北山窯瓦窯	瓦窯	木幡	奈良か
90	広岡谷古墓	古墓か	五ヶ庄	奈良
91	萬福寺裏山古墳	古墳	五ヶ庄	古墳後期
92	一番割遺跡	古墳か	五ヶ庄	
93	岡本遺跡	集落	五ヶ庄	古墳～室町
94	隼上り瓦窯跡	瓦窯	菟道	飛鳥前期
95	隼上り遺跡	集落	菟道	縄文早期・飛鳥～奈良
96	羽戸山遺跡	集落	菟道	弥生後期・古墳後期
97	東中遺跡	集落	菟道	奈良・室町
98	旦椋遺跡	集落	大久保町	古墳～室町
99	三室戸寺瓦窯跡	瓦窯	菟道	鎌倉か
100	三室戸寺子院跡	寺院	菟道	平安後期～室町
101	妙見古墓	古墓	菟道	奈良
102	菟道丸山古墳	古墳	菟道	古墳
103	乙方遺跡	集落	宇治・菟道	弥生中期～古墳後期
104	狐塚古墳	古墳か	菟道	
105	山本古墓	古墓	宇治	鎌倉
106	妙見古墳	古墳か	菟道	古墳か
107	山本古墳	古墳か	宇治	古墳か
108-1	宇治市街遺跡(川西地区)	集落	宇治	古墳～室町
108-2	宇治市街遺跡(川東地区)	集落	宇治	古墳後期～室町
109	宇治上神社遺跡	散布地	宇治	平安後期
110	宇治神社遺跡	散布地	宇治	古墳後期～鎌倉
111	春日森遺跡	神社	小倉町	平安～鎌倉
112	東山遺跡	散布地	小倉町	古墳・室町
113	矢落遺跡	集落	宇治	平安～室町
114	平等院旧境内遺跡	寺院	宇治	平安～室町
115	塔ノ川遺跡	集落	宇治	縄文後期～奈良
116	下居遺跡	墓地	宇治	平安後期～室町
117	西山古墳	円墳	小倉町	古墳後期
118	安田環濠集落	防禦集落	安田町	室町
119	若林遺跡	集落	伊勢田町	弥生中期～奈良
120	若林古墳群	古墳群	伊勢田町	古墳後期
120-1	1号墳	方墳	〃	〃
120-2	2号墳	方墳	〃	〃
121	大谷古墳群	古墳群	伊勢田町	古墳初期～前期
121-1	1号墳	古墳	〃	古墳前期
121-2	2号墳	方墳	〃	古墳初期
121-3	3号墳	方墳	〃	古墳初期
122	井尻遺跡	散布地	伊勢田町	弥生後期

番号	名称	種類	所在地	時代
123	中山遺跡	古墳か	伊勢田町	古墳後期
124	野神遺跡	散布地	宇治	弥生・鎌倉～室町
125	一里山東古墳	古墳か	広野町	古墳前期・後期
126	広野遺跡	集落	広野町	古墳後期～鎌倉
127	一里山遺跡	散布地	広野町	弥生～奈良
128	マメ塚古墳	古墳か	広野町	古墳後期
129	山本遺跡	散布地	白川	室町
130	善法古墓	古墓	宇治	平安後期
131	池森天神遺跡	散布地	宇治	古墳～室町
132	小倉遺跡	集落	小倉町	弥生後期～室町
133	大久保環濠集落跡	集落	大久保町	古墳後期～室町
134	三室戸寺境内遺跡	寺院	菟道	平安～室町
135	京極殿跡	邸宅	木幡	平安後期
136	西隼上り埴輪窯跡	埴輪窯	菟道	古墳後期
137	岡本廐寺	寺院	五ヶ庄	飛鳥後期～奈良
138	滋賀谷窯跡	須恵器窯	菟道	奈良
139	観音寺跡	寺院	木幡	不詳
140	観音院本願寺跡	寺院	木幡	奈良～室町
141	尊勝寺跡	寺院	木幡	平安後期～室町
142	日皆田古墳群	古墳群	五ヶ庄	
142-1	1号墳	方墳	ノ	古墳中期
142-2	2号墳	方墳	ノ	古墳中期か
143	旦椋古墳群	古墳群	大久保町	
143-1	1号墳	円墳	ノ	古墳後期
143-2	2号墳	方墳か	ノ	古墳後期か
144	菟道遺跡	集落	菟道	古墳～室町
145	門ノ前古墳	前方後円墳	菟道	古墳後期
146	谷下り古墳群	古墳群	菟道	古墳後期
146-1	1号墳	円墳	ノ	ノ
146-2	2号墳	古墳	ノ	ノ
146-3	3号墳	円墳	ノ	ノ
147	観音山古墳	円墳	菟道	古墳前期
148	院御所山遺跡	山荘か	宇治	平安か
149	尼ヶ塚遺跡	出土地	五ヶ庄	平安
150	南ノ口遺跡	散布地	大久保町	古墳～奈良か
151	宇治東山遺跡	散布地	宇治	平安～室町
152	鷺尻古墓	古墓	志津川	奈良か
153	新別所山遺跡	散布地	宇治	平安～室町
154	西笠取遺跡	集落	西笠取	室町
155	カネツキ原廐寺	寺院	菟道・志津川	平安～室町
156	上炭山古墓	古墓	炭山	室町
157	白土遺跡	集石	西笠取	不明
158	才カラカテラ遺跡	寺跡か	西笠取	奈良
159	池尾北組遺跡	散布地	池尾	室町
160	西多田遺跡	集落	池尾	室町
161	東多田遺跡	集落	池尾	室町
162	妙見遺跡	散布地	菟道	飛鳥後期
166	炭山女人堂跡	寺院	炭山	室町
167	朝日山遺跡	散布地	宇治	不明
168	宇治東山山上遺跡	山城か	宇治	室町
170	志津川南組遺跡	散布地	志津川	室町
171	上明遺跡	散布地	白川	奈良・室町
172	一里塚古墳	古墳	五ヶ庄	古墳後期
173	宇治川太閤堤跡	護岸	菟道・宇治	桃山

○参考文献一覧

- 宇治市 『宇治市史1 古代の歴史と景観』 1973年
- 宇治市 『宇治市史2 中世の歴史と景観』 1974年
- 宇治市 『宇治市史3 近世の歴史と景観』 1976年
- 宇治市 『宇治市史4 近代の歴史と景観』 1978年
- 宇治市 『宇治市史5 東部の生活と環境』 1979年
- 宇治市 『宇治市史6 西部の生活と環境』 1981年
- 宇治市 『宇治市史年表』 1983年
- 宇治市教育委員会 『宇治文庫1 宇治の佛たち』 1989年
- 宇治市教育委員会 『宇治文庫2 平安時代の宇治』 1990年
- 宇治市教育委員会 『宇治文庫3 巨椋池』 1991年
- 宇治市教育委員会 『宇治文庫4 宇治茶の文化史』 1993年
- 宇治市教育委員会 『宇治文庫5 宇治橋～歴史と地理のかけはし～』 1994年
- 宇治市教育委員会 『宇治文庫6 宇治をめぐる人びと』 1995年
- 宇治市教育委員会 『宇治文庫7 発掘ものがたり宇治』 1996年
- 宇治市教育委員会 『宇治文庫8 宇治猿楽と離宮祭～宇治の芸能史～』 1997年
- 宇治市教育委員会 『宇治文庫9 宇治の道 旅人と歩く』 1998年
- 宇治市教育委員会 『宇治市文化財把握調査報告書Ⅰ（宇治・白川地区）』 2011年